



911.307
S.H.32
(1)



始



911.307
SH 3 2
(1)



滑稽雜談

新嘉坡府庫

第一





增訂 滑稽雜談

例言

其の著者の傳 元文元丙辰の歲八月廿二日の夕暮其諺翁示寂の報其の門人等の口より延いて知る知らぬ都下の俳士の間傳へられ翁が七十一年の長き生涯の物語は爰に泊然として最後の頁を鎖ぢぬ翁は京都圓山正阿彌の住職として法燈に親しみ五條東の水明の間に隱棲して四時堂を以て庵に號し自ら肖菊翁と稱して俳號に備ふ。

初め二世柿園宮部松堅の門に贅して俳諧を攻め當時言水方水藤石等と交遊して専ら俳道を修し又頗る和漢の諸書に涉れること能く本書に據つて窺知らる而して其の自序に曰つて余若年より此道に執深くわづかの書籍を管見するに俳諧の便ならん事を而已おもへりと言へるもの以て翁の俳生涯を推知すべし曾て眞珠庵如泉に隨つて俳漢の學を受け思藻の豊富にして詞鋒の無敵なるその右に出づる者罕に爲めに如泉が俳漢翁に迫りて大成し斯の道倍興隆すと稱せらる獨吟和漢千句を輯

めたる自著『金衣鳥』を展して、其の間の消息を察すべし。會享保中、半時庵淡々入京して、その道を都下に倡ふるに及び、勢に乗つて翁が黨を口を極めて誹謗すれども、敢て意に介せずして、滋其の黨を結んで徐に道を唱ふ、其の寛闊にして大度なる性情を知るに足れり。又本書中、余しばらく連歌の交會し侍りしに、里村昌億が句云々といへるに據つて、其の初年の間亦此等の席に出入して、連輩に交遊ありしことをも知らる。

七十一年ようもつたる露の玉、これを以て永く元祿享保の俳壇を遶れて世を辭せる翁の瘦薄鶴の如き風丰を觀るべく、『御傘執柄鈔』卷十五『解冠子』『金衣鳥』及び本書等を以て、世に貽せる博學と教訓とを仰ぐべきなり、而して諸書に訪ね求むといへども、遂に其の本貫實名を得る能はず、博く後者に俟つの遺憾に堪へず。

本書の解題

全部廿四卷、四季の時令名物に關する事實より、冷く俳諧の用語等に迫るまでを蒐めて、之を月次に配當し、各項悉く和漢の書にその典據を究め、該く博く解説を一括し、之に著者見聞の私説を加へて編録せられ、總項目二千五百、引用書三百數の目に入る。正徳三年八月稿成る、俳家年表稿に、世に古今俳諧季寄の書多しと雖も、此書の右に出る物なしと稱して、本書の主價を決せり。今東京帝國大學珍藏の朱書入寫本を底本とし、圖書館本を參じ嚴密に訂して刊行す。

字書に曰はく滑稽は俳諧也、由來滑稽洒脫なる趣向に生くべき俳諧者を標的として、専ら斯道の爲めに儲けられたる本書は、自敘中に云へる、犬うつ童も、馬おふ奴も、解する時は滑稽の庭に走り、道に説、其解し得る所におゐて渡世のたづきとし、又博奕の媒とす、是此道の品くだれる謂なり、歎きても餘りあるが故に筆阿の機を促され、又自按の本文中に、時去世かはりて、季物もいひふるびて、おかしからぬやうに成人の心也、斯なれば余が記するは、小こきなこながら、さやうの一助とやならんのみ云々の意味に於て編述せられたり、而して自敘博識の君子を得て、古史經傳の方を迎ひ明めんと欲するのみ、かの君子のために、滑稽雜談と名附たるもおかしと謂ひて、此書の題名ある所以を知らしむ。

夫れ俳諧者の爲めに儲けらる、而もこれ徒らに彼徒一輩の手に私せらるべきものに非ずして、其の該博なる交證は、冷く學界の珍として薦稱せんこと、或は有職故實の書たるべく、或は歳事時令の書たるべく、或は祭祀名物の書たるべく、或は和歌俳諧の學梯たるべく、渾然たる一大字彙と謂ふべき所以にあり。

本書の評價に裏書するもの、一二にして止まらず、就中江都の學者小山田與清、山崎美成の如き、夙に之を傳へて、多く本書の説を其の著述中に採載し、松屋筆記、民間時令

海録等の中には、本書を援引して其の校證に資せるもの多く、當時學者博く傳寫して頗る尊重せられたるを窺知らる。且つ三條忠成萬實日記安政六年五月廿三日條に載せたる少將美實よりの書狀の追書に「滑稽雜談過日返賜從源卿我久被傳候」と云ひ、中山忠能公記中に、本書を借傳へたることを記せる等より見るに、當時公卿の間にまで珍重がられたる所以は、徒らに俳漢に淑するのみにあらず、故實本草の學祭儀風俗を研究するの資料に富めるに據由せずばあらず、本書の眞價應に讀者を俟つて瞭かなるべきなり。

校訂に際して得たる管見

底本の傳來及び筆寫に就いて、校訂中に霞の管すゐより覗きたる私見を加へて、漫りに蛇足の辯を弄せんとす。説に云、「この書入れ恐らくは

著者の自筆になれるものか」と、或は然らん、然れども予を以て見れば、決して首肯しがたきものあり、一、各巻を通じて其の補入の朱筆の一定せざること、二、必ず自按の文に加筆せられざること、三、就中底本の筆寫の時代を考ふるに至りて、最も信を此説に取らざらんとす。本書各巻の筆寫手を異にせることは、寫本を見ん者の直に點頭く所に於て、全編廿四卷少なくも十數子の手に成れるが如き、その筆格の優劣と謄寫の精粗との明かに證する所にして、如此は遂に往々拙劣なる筆寫子をして、原文を誤り意を加へて、著者を悖らしめむとせるもの稀ならず、今嚴密に訂正の筆を加ふと雖も、匆忙

の筆あり、また遺漏なきを保せず、深く著者と讀者とに謝して、後日の訂正を俟たんとす。而して特に注意したる筆寫子の、二三處に於て謹んで缺畫の文字を挿めることが、偶然にもその時代を教ふるに似たるを慶ばずんばあらず、即ち底本第五卷に於て二の兼字を兼とし、第十卷及び十八卷に於て英字を諱みて英とせる、これ筆寫子が徒らに悞つて佚寫せるものに非ず、故らに名分を辨へて諱字せる跡歴然たるものあれば、必ず探つて史に徴せざる可らず、予がこの言をして眞ならしめば、恐らく安永の末年より天明の初年に互りて謄寫せられたるものか、當時後桃園天皇御諱英仁崩御まして光格天皇御諱兼仁受禪ありしも、未だ即位の大禮を治しめし給はず、即ち大行天皇の御諱及び當今の御諱を忌み奉れるものなるべく、應に安永天明の交の筆稿本たるべきを疑はざらんとす。

扱て朱筆の書入れが、後人の手に成れるは當然のことなりと雖も、其の丁寧嚴正に筆を加へ、一々引用の原書に照して訂正せられたること、尋常の學者の能く盡くすべきにあらず、最も尊重すべく又珍すべき什物なり、而して今何人の手に成れるかを佚せるは、頗る遺憾事とす。この中、其の補筆が時に引用書の全文を抹削し、特に先代舊事本紀の如きは全文皆削られたり、これ同書の偽書なるを以ての故なるべしと雖も、既

に美成の民間時令或は海録に於て本書引同書の文を援き、又異本儼然として存じ、著者が本文中にも、俳道また俗怪の説を捨てず、悉く取つて作意心得あるべき主意を、繰返し教へたるに徴しても、決して抹刪了すべからざるに似たる而已ならず、方に原本を尊重せんとする者の、憾みとする所ならずば、あらず、便ち今悉く存せる所以なり。斯くてこの底本が清漪閣より傳へられて、帝國大學の秘藏に入れるもの、亦珍重に値せざらんや。

増訂を冠したる所以

既きに述べしが如く補筆の嚴正に訂せられたるに加ふるに、本書の標目を存じて其の本文を闕きたるもの、太だ尠からず、今不肖の筆を以て校訂するに際し、而も最も累を原本に迨ばさゝらん限り、能ふだけの諸書に訪ねて補入せるものあり、この意味に於て「増訂滑稽雜談」と稱するを得べし、故に姑く茲に二字を冠して異本に劃つこととせり。筆を擱くに方り、翻つて按ふに、漫りに龜毛の筆を加へて高著を潰せること、竊かに忸怩の念を禁する能はず、著者をして餘りに大ならしめんを欲して、卻つて正に最負の引倒したるを悔い、永く故著者の靈に謝すのみ。

本書の凡例

原本編中各條下○印を附せるは其の典據の本文にして、△印は専ら著者の説に係るを知る、最も尊重すべき項に屬す。

収載の制各卷一様にあらず、故に引用書名の如きも往々略號あり、又單に著者名を以てするあり、今悉く原本に随つて改めず、躬恆秘藏抄—秘藏抄—躬恆曰、李時珍本草—時珍本草—時珍曰、仙覺萬葉抄—仙覺抄等の如し。

又時の俗通に隨へるものあり、また同じ、藻鹽草—藻汐草等の如し。

全編其の傍訓の如き、皆原本の儘を存じ、或は假名遣ひの如きも今改めず、以て原本を尊重す。目錄の傍訓、亦之に據れり。

目錄もと各卷首に附載せり、今本冊の端に聚載して閱讀の便に應ず。

就中各卷に就いて例すべきもの少からず、そはその卷端に小註して辨せり、一様ならず。

大正六年一月

伊藤蓼衣識

六三	押鮎 鰯魚	六	八七	店おろし	六	一一	雪解 露汁	六
六四	數ノ子	六	八八	船乗始 船玉祭	六	一二	冰解(凍解)	六
六五	開牛房 開大豆	六	八九	馬乗初 飛鳥始	六	一三	殘雪	六
六六	倭海風	六	九〇	湯殿始	六	一四	春雪	六
六七	太箸	六	九一	水祝	六	一五	春雨	六
六八	畫ノ鶴	六	九二	福杖	六	一六	おさがり	六
六九	白獸樽	六	九三	初芝居	六	一七	餘寒	六
七〇	年玉	六	九四	御願初	六	一八	辺かへる	六
七一	毬打	六	九五	裏白連歌	六	一九	春夜	六
七二	胡鬼の子	六	九六	三ツ物連歌并俳諧	六	二〇	春月	六
七三	濱弓 濱矢	六	九七	初寅詣	六	二一	臘月	六
七四	初曆	六	九八	帳とち	六	二二	春佐禮	六
七五	吉書始	六	九九	春仰し	六	二三	春麻氣天	六
七六	著衣始	六	一〇〇	女青臺	六	二四	新玉の歳	六
七七	年男	六	一〇一	霞	六	二五	新き年	六
七八	削掛(祇園神事)	六	一〇二	佐保姫	六	二六	去年今歳	六
七九	朝觀行幸	六	一〇三	山笑	六	二七	供若菜	六
八〇	二ノ宮大饗	六	一〇四	東風	六	二八	子日遊	六
八一	大臣家大饗	六	一〇五	春風	六	二九	小松引	六
八二	臨時客	六	一〇六	水温む	六	三〇	置屋拂	六
八三	兩木願寺松離	六	一〇七	暖	六	三一	卯杖	六
八四	天狗宴	六	一〇八	長閑	六	三二	卯榎	六
八五	庭庭	六	一〇九	麗	六	三三	紋位	六
八六	藏開	六	一一〇	淑氣	六	三四	居籠祭	六

卷之二

正月之下

一三五	春の宮	六
一	七日節會	六
二	御弓奏	六
三	白馬節會	六
四	八日	六
五	靈辰	六
六	七種井粥	六
七	福わかし	六
八	蕪	六
九	紫線	六
一〇	芹	六
一一	蕪	六
一二	物願	六
一三	蕪	六
一四	臭蕪	六
一五	人を帳に貼す	六
一六	弓始	六
一七	箕而山ノ宮	六
一八	菜摘川之神事	六
一九	女紋位	六
二〇	女王祿	六

二一	御齋會	七	四五	紅調粥	六	六九	廿日關子	六	九六	登	七
二二	眞言院御修法	七	四六	粥杖	六	七〇	補天穿	六	九七	白魚	七
二三	大元帥法	七	四七	粥の木	六	七一	内宴	六	九八	目刺	七
二四	外記政始	七	四八	御薪	六	七二	御忌	六	九九	千鶴	七
二五	吉書奏	七	四九	兵部手雷	六	七三	嚴島祭	六	一〇〇	蛤	七
二六	常陸帶神事	七	五〇	左右衛門府手結	六	七四	初庚申	六	一〇一	梅	七
二七	夷參	七	五一	花燈夕	六	七五	節振舞	六	一〇二	柳	七
二八	縣召除日	七	五二	燈市	六	七六	萬歳樂	六	一〇三	しだり柳	七
二九	興福寺心經會	七	五三	五枝燈	六	七七	傀儡師	六	一〇四	箱柳	七
三〇	御齋會内論義	七	五四	火蛾兒	六	七八	春駒	六	一〇五	柳絮	七
三一	男踏歌	七	五五	宜男蟬	六	七九	鳥追	六	一〇六	柳腰	七
三二	かざしの綿	七	五六	平岡御粥	六	八〇	木芽流	六	一〇七	椿	七
三三	高巾子	七	五七	探春宴	六	八一	山椒皮	六	一〇八	松花	七
三四	十四日年越	七	五八	踏歌節會	六	八二	菫煎	六	一〇九	福壽草	七
三五	綱引	七	五九	獅子頭神事	六	八三	梅の花衣	六	一一〇	款冬	七
三六	田鼠打	七	六〇	養父入	六	八四	簪衣	六	一一一	菜	七
三七	上元	七	六一	射禮	六	八五	松製	六	一一二	菜	七
三八	爆竹	七	六二	射遠	六	八六	柳重	六	一一三	水菜	七
三九	三笠杖(三球打)	七	六三	賭弓	六	八七	若草衣	六	一一四	菜	七
四〇	三元張	七	六四	舞御覽	六	八八	踏宵	六	一一五	葎菜	七
四一	左義長	七	六五	鶴庵丁	六	八九	呂の調	六	一一六	蕪具	七
四二	獻御粥	七	六六	疫神詣	六	九〇	梅枝調	六	一一七	蕪	七
四三	小豆粥	七	六七	吉田清敵	六	九一	青柳調	六	一一八	蓮根粥	七
四四	玉榮糕	七	六八	具足鏡開	六	九二	大芹調	六	一一九	野大根	七

二〇〇	苦	三三	三	水開祭	二〇	二二	佛のわかれ	二〇	係森	一〇
二〇一	青苔	三三	(補)	花朝	二一	二四	雪果	二一	初雷	一一
二〇二	甘苔	三三	四	東福寺佛法	二二	二五	常樂會	二二	初電	一二
二〇三	鷓鴣苔	三三	五	本明寺詣	二三	二六	蟻蟻柱炬	二三	出代	一三
二〇四	白藻	三三	六	摩耶參	二四	二七	餅花煎	二四	(補) 新年穀奉幣	一四
二〇五	於期苔	三三	七	吉水野イ本餅配	二五	(補)	撲蝶會	二五	(補) 臨時仁王會	一五
二〇六	和布	三三	八	行基參	二六	二八	積塔	二六	引鶴引鳴	一六
二〇七	鹿角菜	三三	九	釋奠	二七	二九	貝寄	二七	孕鹿 鹿角落	一七
二〇八	海雲	三三	一〇	二月堂行	二八	三〇	踊念佛	二八	蒸鍊	一八
二〇九	水鳥鳴	三三	一一	二月堂水取	二九	三一	圓宗寺長勝會	二九	馬刀	一九
卷之三										
二月之部上										
一	二月(夾鐘・鶯・春分・仲春・陽仲・如月・令月・梅見月・小	三三	一二	薪能	三〇	三二	聖靈會	三〇	紙馬	二〇
二	草生月・初花月)	三三	一三	春日祭	三一	三三	淺間祭	三一	風車	二一
(補)	陽炎	三三	一四	大原野祭	三二	(補)	比真八講	三二	鳥ノ巢	二二
(補)	絲遊	三三	一五	圓井神祭	三三	(補)	菜種御供	三三	衣類	二三
(補)	鴨羽色	三三	一六	新年祭	三四	三五	吉祥院八講	三四	鳥ノ巢	二四
(補)	平岡平國祭	三三	一七	祇園御八講	三五	三六	道明寺祭	三五	鷹ノ巢	二五
二	中和節 獻三生子 二日灸	三三	一八	列見	三六	三七	季御讀經	三六	唐直	二六
(補)	八幡初卯神樂	三三	一九	遺教經會	三七	三八	時宗踊念佛	三七	川直 澤直	二七
(補)	眞如堂初午詣	三三	二〇	訓讀會	三八	三九	社日	三八	蒲公英	二八
(補)	藥師寺造華會	三三	二一	位祿定	三九	四〇	社公南	三九	韭	二九
		三三	二二	涅槃會 涅槃像	四〇	四一	治豐酒	四〇	椿姫鷹	三〇
		三三	二二	二月の別れ	四一	四二	彼岸 時正	四一	朝鷹	三一
		三三	二二		四二	四三	水口祭	四二	鈴子指鷹	三二
		三三	二二		四三	四三		一〇	雉	三三

一一	燕	一三	三五	地蟲出	二七	五九	彼岸櫻	二五	八三	土筆 杉菜	三三
一二	歸雁	一四	三六	蛇穴を出	二七	六〇	姥櫻	二五	八四	蠶草	三三
一三	雲雀	一五	三七	蠅	二八	六一	熊谷櫻	二六	八五	青芥花	三四
一四	雀兒	一五	三八	石龍出	二八	六二	絲櫻	二六	八六	萱	三四
一五	鳶巢	一六	三九	鯉(鮒)	二九	六三	兒櫻	二六	八七	唐直	三四
一六	貌鳥	一六	四〇	鱒	二九	六四	苗代黃	二七	八八	川直 澤直	三三
一七	百千鳥	一七	四一	蝶	三〇	六五	田勳	二七	八九	波蕨	三三
一八	松毛鳥	一七	四二	蝶	三〇	六六	細打	二八	九〇	蒲公英	三三
一九	雲	一七	四三	蝶	三一	六七	畑畑	二八	九一	韭	三三
二〇	駒鳥	一八	四四	田螺	三一	六八	地野	二八	九二	蒜	三三
二一	果鳥(箱鳥)	一八	四五	寄居蟲	三一	六九	萩燒原	二八	九三	薺	三三
二二	鳥ノ囀 鳥遊牝	一九	四六	飯蛸	三二	七〇	末黒薄	二九	九四	茗葱	三三
二三	猫遊牝	一九	四七	黄銅魚	三二	七一	下萌	二九	九五	胡葱	三三
二四	蝶	一九	四八	鯉子取	三二	七二	嫩草	三〇	九六	獨活	三三
二五	蜂種 山蜂 土蜂	二〇	四九	紅梅	三三	七三	角組蘆	三〇	九七	防風	三三
二六	似我	二〇	五〇	未開紅	三三	七四	種蒔	三三	九八	水菰摘	三三
二七	蜂房	二〇	五一	座論梅	三三	七五	麻蒔	三三	九九	蘆蒔	三三
二八	益	二〇	五二	豐後梅	三三	七六	藍蒔	三三	一〇〇	山葵	三三
二九	蛙	二〇	五三	木芽	三三	七七	苗代 種井	三三	一〇一	葱姑	三三
三〇	竜	二〇	五四	葉	三三	七八	若紫	三三	一〇二	石蓴	三三
三一	蟻	二〇	五五	接木	三三	七九	聖香子花	三三	卷之五		
三二	蟻	二〇	五六	催花	三三	八〇	蕪	三三	三月之部上		
三三	田父	二〇	五七	初櫻	三三	八一	菜の花	三三	三月異名和名		
三四	蛭	二〇	五八	山櫻	三三	八二	大根花	三三			三三

二	清明節	二六	上巳	二〇	一	爐塞	二〇〇
三	桐始華	二七	巳日祓	二一	二	椒鹽戲	二〇〇
四	桐始華	二八	曲水宴	二二	三	拔河戲	二〇〇
五	田鼠化爲	二九	流杯	二三	四	上魚梁	二〇〇
六	虹始見	三〇	草餅	二四	五	茶試	二〇〇
七	鶯始鳴	三一	桃酒	二五	六	衣類	二〇〇
八	鶯始鳴	三二	雜祭	二六	七	喚子鳥	二〇〇
九	鶯始鳴	三三	桃花節	二七	八	杜鵑果	二〇〇
一〇	鶯始鳴	三四	仙遊節	二八	九	夢窓夏鳥	二〇〇
一一	鶯始鳴	三五	元巳	二九	一〇	小鶴	二〇〇
一二	鶯始鳴	三六	御燈	三〇	一一	鳥屋際	二〇〇
一三	鶯始鳴	三七	錢龍宴	三一			
一四	鶯始鳴	三八	油花卜	三二			
一五	鶯始鳴	三九	蠶市	三三			
一六	鶯始鳴	四〇	蝦針水	三四			
一七	鶯始鳴	四一	鷄合	三五			
一八	鶯始鳴	四二	栗島祭	三六			
一九	鶯始鳴	四三	廣澤祭	三七			
二〇	鶯始鳴	四四	住吉湖干	三八			
二一	鶯始鳴	四五	土佐海現取	三九			
二二	鶯始鳴	四六	石山祭	四〇			
二三	鶯始鳴	四七	栗津祭	四一			
二四	鶯始鳴	四八	竹生島鳥擊	四二			
二五	鶯始鳴	四九	出替	四三			
二六	鶯始鳴	五〇		四四			
二七	鶯始鳴	五一		四五			
二八	鶯始鳴	五二		四六			
二九	鶯始鳴	五三		四七			
三〇	鶯始鳴	五四		四八			
三一	鶯始鳴	五五		四九			
三二	鶯始鳴	五六		五〇			
三三	鶯始鳴	五七		五一			
三四	鶯始鳴	五八		五二			
三五	鶯始鳴	五九		五三			
三六	鶯始鳴	六〇		五四			
三七	鶯始鳴	六一		五五			
三八	鶯始鳴	六二		五六			
三九	鶯始鳴	六三		五七			
四〇	鶯始鳴	六四		五八			
四一	鶯始鳴	六五		五九			
四二	鶯始鳴	六六		六〇			
四三	鶯始鳴	六七		六一			
四四	鶯始鳴	六八		六二			
四五	鶯始鳴	六九		六三			
四六	鶯始鳴	七〇		六四			
四七	鶯始鳴	七一		六五			
四八	鶯始鳴	七二		六六			
四九	鶯始鳴	七三		六七			
五〇	鶯始鳴	七四		六八			
五一	鶯始鳴	七五		六九			
五二	鶯始鳴	七六		七〇			
五三	鶯始鳴	七七		七一			
五四	鶯始鳴	七八		七二			
五五	鶯始鳴	七九		七三			
五六	鶯始鳴	八〇		七四			
五七	鶯始鳴	八一		七五			
五八	鶯始鳴	八二		七六			
五九	鶯始鳴	八三		七七			
六〇	鶯始鳴	八四		七八			
六一	鶯始鳴	八五		七九			
六二	鶯始鳴	八六		八〇			
六三	鶯始鳴	八七		八一			
六四	鶯始鳴	八八		八二			
六五	鶯始鳴	八九		八三			
六六	鶯始鳴	九〇		八四			
六七	鶯始鳴	九一		八五			
六八	鶯始鳴	九二		八六			
六九	鶯始鳴	九三		八七			
七〇	鶯始鳴	九四		八八			
七一	鶯始鳴	九五		八九			
七二	鶯始鳴	九六		九〇			
七三	鶯始鳴	九七		九一			
七四	鶯始鳴	九八		九二			
七五	鶯始鳴	九九		九三			
七六	鶯始鳴	一〇〇		九四			
七七	鶯始鳴	一〇一		九五			
七八	鶯始鳴	一〇二		九六			
七九	鶯始鳴	一〇三		九七			
八〇	鶯始鳴	一〇四		九八			
八一	鶯始鳴	一〇五		九九			
八二	鶯始鳴	一〇六		一〇〇			
八三	鶯始鳴	一〇七		一〇一			
八四	鶯始鳴	一〇八		一〇二			
八五	鶯始鳴	一〇九		一〇三			
八六	鶯始鳴	一一〇		一〇四			
八七	鶯始鳴	一一一		一〇五			
八八	鶯始鳴	一一二		一〇六			
八九	鶯始鳴	一一三		一〇七			
九〇	鶯始鳴	一一四		一〇八			
九一	鶯始鳴	一一五		一〇九			
九二	鶯始鳴	一一六		一一〇			
九三	鶯始鳴	一一七		一一一			
九四	鶯始鳴	一一八		一一二			
九五	鶯始鳴	一一九		一一三			
九六	鶯始鳴	一二〇		一一四			
九七	鶯始鳴	一二一		一一五			
九八	鶯始鳴	一二二		一一六			
九九	鶯始鳴	一二三		一一七			
一〇〇	鶯始鳴	一二四		一一八			
一〇一	鶯始鳴	一二五		一一九			
一〇二	鶯始鳴	一二六		一二〇			
一〇三	鶯始鳴	一二七		一二一			
一〇四	鶯始鳴	一二八		一二二			
一〇五	鶯始鳴	一二九		一二三			
一〇六	鶯始鳴	一三〇		一二四			
一〇七	鶯始鳴	一三一		一二五			

二	雲に入鳥	二七	花の鏡	二〇	八四	枸杞	二〇〇
三	鳥歸	二七	花の波	二一	八五	新桑摘	二〇〇
四	鹿角解	二七	花の瀧	二二	八六	茶摘	二〇〇
五	蠶	二七	花の雪	二三	八七	令法	二〇〇
六	桑子	二七	花の雲	二四	八八	山吹	二〇〇
七	若粘	二七	花の山	二五	八九	早蕨	二〇〇
八	鴛(柳葉魚)	二七	八重櫻	二六	九〇	狗脊	二〇〇
九	鴛(柳葉魚)	二七	桐谷	二七	九一	芽花	二〇〇
一〇	鴛(柳葉魚)	二七	普賢象	二八	九二	虎杖	二〇〇
一一	鴛(柳葉魚)	二七	虎尾櫻	二九	九三	葦	二〇〇
一二	鴛(柳葉魚)	二七	鹽釜櫻	三〇	九四	藤花	二〇〇
一三	鴛(柳葉魚)	二七	伊勢櫻	三一	九五	櫻麻	二〇〇
一四	鴛(柳葉魚)	二七	江戸櫻	三二	九六	母子草	二〇〇
一五	鴛(柳葉魚)	二七	楊貴妃櫻	三三	九七	金盞花	二〇〇
一六	鴛(柳葉魚)	二七	泰山府君	三四	九八	通草花	二〇〇
一七	鴛(柳葉魚)	二七	左近櫻	三五	九九	櫻草(七重・五輪)	二〇〇
一八	鴛(柳葉魚)	二七	湯櫻 異名	三六	一〇〇	眉作花	二〇〇
一九	鴛(柳葉魚)	二七	庭櫻	三六	一〇一	馬蘭	二〇〇
二〇	鴛(柳葉魚)	二七	樺櫻	三六	一〇二	藤羅	二〇〇
二一	鴛(柳葉魚)	二七	犬櫻	三六	一〇三	春菊(高麗菊)	二〇〇
二二	鴛(柳葉魚)	二七	櫻狩	三六	一〇四	金風花	二〇〇
二三	鴛(柳葉魚)	二七	櫻人	三六	一〇五	蕪雙	二〇〇
二四	鴛(柳葉魚)	二七	櫻戸	三六	一〇六	丁子草	二〇〇
二五	鴛(柳葉魚)	二七	櫻田	三六	一〇七	仙臺萩	二〇〇

一〇八	芫花	三二	三	短夜	三七	五〇	向日祭	三三
一〇九	酢醃	三二	四	梅天	三八	五一	久我祭	三三
一一〇	菊裁替苗	三二	五	清和天	三八	五二	御生祭(下鴨)	三三
一一一	稀菰	三二	六	更衣	三八	五三	菅宮祭	三三
一一二	若菰	三三	七	白重	三九	五四	賀茂園祭	三三
一一三	翼荷竹	三三	八	八拾(綿貫)	三九	五五	同祭替固	三三
一一四	三月大根	三三	九	單物	三九	五六	關白賀茂園	三三
一一五	三月菜	三四	一〇	孟夏旬	三九	五七	日吉祭	三四
一一六	三葉芹	三四	一一	賜扇	四〇	五八	未御供	三四
卷之七			一二	買氷	四〇	五九	葵祭	三四
夏之部			一三	青鹿	四〇	六〇	中山祭	三四
一	夏異名	三四	一四	虎杖狩	四〇	六一	嵯峨祭	三四
二	立夏	三四	一五	筑摩祭	四〇	六二	如法經會	三四
三	蟻蝸鳴	三五	一六	大神祭	四〇	六三	高野花供	三四
四	蚯蚓出	三五	一七	稻荷祭	四〇	六四	駒奉	三四
五	王瓜生	三五	一八	山科祭	四〇	六五	新日吉祭	三四
六	小酒節	三五	一九	平野祭	四〇	六六	三枝祭	三四
七	苦菜秀	三六	二〇	松尾祭	四〇	六七	土塔會	三四
八	靡草枯	三六	二一	杜木祭	四〇	六八	太秦祭	三四
九	麥秋至	三六	二二	常麻祭	四〇	六九	大津祭	三四
四月之部 上			二三	常宗祭	四〇	七〇	神祭	三四
一	四月異名和名	三七	二四	梅宮祭	四〇	七一	榊取	三四
二	卯花降	三七	二五	八瀬祭	四〇	七二	忌竹さす	三四
			二六	多賀祭	四〇	七三	矢數	三四

七四 日枝神入 卷之八

一	四月之部下	三五	二二	蚊	三七	六九	薔薇	三四
二	新茶	三五	二三	蜘蛛	三七	七〇	躑躅	三四
三	茶請	三五	二四	雨	三七	七一	金盞花	三四
四	煮酒	三五	二五	子	三七	七二	金盞花	三四
五	鮮	三五	二六	飛蟻	三七	七三	忍冬花	三四
六	衣類	三五	二七	津時	三七	七四	白朮花	三四
七	雀公鳥	三五	二八	石鉢魚	三七	七五	寶鐸花	三四
八	鳩	三五	二九	石鉢魚	三七	七六	長春花	三四
九	鳩	三五	三〇	鳥賊	三七	七七	長春花	三四
一〇	鳩	三五	三一	鳥賊	三七	七八	長春花	三四
一一	鳩	三五	三二	鳥賊	三七	七九	長春花	三四
一二	鳩	三五	三三	鳥賊	三七	八〇	長春花	三四
一三	鳩	三五	三四	鳥賊	三七	八一	長春花	三四
一四	鳩	三五	三五	鳥賊	三七	八二	長春花	三四
一五	鳩	三五	三六	鳥賊	三七	八三	長春花	三四
一六	鳩	三五	三七	鳥賊	三七	八四	長春花	三四
一七	鳩	三五	三八	鳥賊	三七	八五	長春花	三四
一八	鳩	三五	三九	鳥賊	三七	八六	長春花	三四
一九	鳩	三五	四〇	鳥賊	三七	八七	長春花	三四
二〇	鳩	三五	四一	鳥賊	三七	八八	長春花	三四
二一	鳩	三五	四二	鳥賊	三七	八九	長春花	三四
二二	鳩	三五	四三	鳥賊	三七	九〇	長春花	三四
二三	鳩	三五	四四	鳥賊	三七	九一	長春花	三四
二四	鳩	三五	四五	鳥賊	三七	九二	長春花	三四

九三	青夢	四〇	粽	六四	祭三屈原
九四	菊	四一	菖蒲酒	六五	赤靈符
九五	蒸餿	四二	鳧羹	六六	竹中神水
九六	新竹	四三	龜道	六七	五月鏡
九七	簀子	四四	骨	六八	右近眞手結
九八	海蘊干	四五	織	六九	竹醉日
卷之九 五月之部上					
一	五月異名和名	四六	印地	七〇	室明神祭
二	芒種節	四七	競渡	七一	今宮祭
三	蟪蛄生	四八	競驅	七二	宇治祭
四	蟪蛄鳴	四九	艾探	七三	坂本兩社祭
五	反古無聲	五〇	艾人	七四	平野長者式
六	夏至節	五一	艾虎	七五	有無日
七	鹿角解	五二	浴開湯	七六	山田御田植
八	蟬始鳴	五三	鶴鴿去香	七七	住吉御田植
九	半夏生	五四	守宮搗	七八	大原志
一〇	半夏生	五五	蠅豆搗	七九	富士堀離
一一	入梅	五六	粉團角黍射	八〇	長勝講
一二	梅雨	五七	早瓜供	八一	眼給
一三	散雨	五八	賜扇	八二	著法政
一四	五月雨	五九	牛頭天王醒眠	八三	祇園神輿洗
一五	墜栗花雨	六〇	賀茂鏡馬	八四	分龍節
一六	梅雨穴	六一	藤森祭	八五	住吉講
一九	五月之部下	六二	天津新宮祭		

一	蚊遣火	二五	螢	四九	桐花	七三	浮檜花
二	魚梁打	二六	蟬	五〇	金絲桃	七四	茨花
三	鶉飼	二七	蛭蟬	五一	青梅	七五	藍草花
四	鶉狩	二八	空蟬	五二	梅を干	七六	紅藍花
五	鶉狩	二九	蟬時雨	五三	桑實	七七	羊蹄花
六	照射	三〇	蟬脫	五四	李子	七八	百合
七	火串	三一	蟬牛	五五	早桃	七九	山丹(姫百合)
八	田植	三二	蟬蛤	五六	杏子	八〇	山丹(姫百合)
九	早乙女	三三	蛇衣脫	五七	枇杷	八一	卷丹(鬼百合)
一〇	田草刈	三四	姪	五八	楊梅	八二	美人草
一一	製神麴	三五	水馬	五九	生胡桃	八三	杜鵑草花
一二	麥粉	三六	蛆	六〇	覆盆子	八四	紫陽花
一三	帷	三七	鮎	六一	木莓	八五	下毛花
一四	衣類	三八	小鱗	六二	蛇莓	八六	夏菊
一五	辻花	三九	水鯛	六三	荔枝	八七	蕙
一六	鶉	四〇	水鯛	六四	庭梅子	八八	酸醬花
一七	水雞	四一	乾飯	六五	青山椒	八九	蛇牀子
一八	黑鴨子	四二	干鯛	六六	菖蒲	九〇	茨花
一九	通鴨	四三	棟	六七	花菖蒲	九一	半夏草
二〇	毛茸る鳥	四四	合歡花	六八	石菖	九二	白友
二一	羽脫鳥	四五	栗花	六九	眞菖刈	九三	土針花
二二	水鳥集	四六	柘榴花	七〇	花且見	九四	天南星
二三	鶉東	四七	卮子花	七一	洋花	九五	蚊帳草
二四	鹿子	四八	南天花	七二	藻花	九六	朝露草

九七	平不置	四七	總持居壁	四八	忘火御飯	五二	江月山王祭	五〇
九八	萩花	四六	鷹乃學習	四九	御贈物	五三	新天王祭	五〇
九九	千日紅	四五	大暑節	五〇	供一體酒	五四	萬華會	五〇
一〇〇	藜	四四	腐草爲螢	五一	甘酒	五五	富士詣	五〇
一〇一	菟	四三	土潤溽暑	五二	撒懸綱	五六	萬華會	五〇
一〇二	馬前菟	四二	大雨時行	五三	天子寺勝會	五七	嘉祥會	五一
一〇三	藜	四一	林の鐘	五四	六月會	五八	伊勢御祭	五一
一〇四	天蓼	四〇	暑日	五五	天取節	五九	博多祭	五一
一〇五	早苗	三九	蒸風	五六	祇園會七日	六〇	相國寺懺法	五一
一〇六	粟薺	三八	涼	五七	七日山鉾	六一	志度寺千日詣	五一
一〇七	稗時	三七	雲峯	五八	四條河原涼	六二	安藝宮市	五一
一〇八	拒時	三六	白雨	五九	避暑會	(補)	船管絃	五一
一〇九	胡麻時	三五	三時雨	六〇	北野九度詣	六三	座頭涼	五一
一一〇	菘種	三四	三伏	六一	吉野蛙飛	六四	御手洗詣	五一
一一一	蠶豆引	三三	土用	六二	御體御下	六五	鞍馬竹載	五一
一一二	夏豆	三二	蒜井赤小豆噴	六三	月次祭	六六	座摩御祓	五一
一一三	刈葱	三一	泉	六四	神今食	六七	愛宕千日詣	五一
一一四	早松草	三〇	涼傘	六五	祇園御會	六八	大坂天滿祭	五一
卷之十一	六月之部 上	二九	抱籠	六六	十四日山	六九	後守多御忌	五一
一	六月男名和名	二八	涼床	六七	熱田祭	七〇	橋立祭	五一
二	小暑節	二七	懸香	六八	津島祭	七一	大祓	五一
三	温風至	二六	香露散	六九	祇園臨時祭	七二	節折	五一
		二五	涼	七〇	小角豆祭	七三	名越祓	五一
		二四	七輪扇	七一	汗類	七四	御祓	五一
		二三	泊扇扇類	七二	衣類			
		二二	團扇	七三	髮浴			
		二一	九八七六五四三二	七四	鷹羽道			
		二〇	涼傘	七五	手習石			
		一九	香露散	七六	越雀			
		一八	水飯	七七	編笠			
		一七	干飯	七八	夏野鹿			
		一六	削冰	七九	夏蟲			
		一五	心太	八〇	青衣童子			
		一四	切參	八一	蠅虎			
		一三	葛水	八二	金龜子			
		一二	夏切茶	八三	蠅			
		一一	冷汁	八四	毛蟲			
		一〇	茄田菜	八五	蠅			
		〇九	乾瓜	八六	蠅			
		〇八	奈真漬	八七	蠅			
		〇七	耐造	八八	蠅			
		〇六	醬油造	八九	蠅			
		〇五	醬造	九〇	蠅			
		〇四	六月之部下	九一	蠅			
		〇三	卷之十一	九二	蠅			
		〇二	尾花澤馬市	九三	蠅			
		〇一	一扇	九四	蠅			
				九五	蠅			

七五	茅輪 菅貫	五七	海月取	五〇
七六	形代	五八	百日紅	五一
(補)	小麥餅	五九	漆取	五二
七七	川社	六〇	林檎	五三
七八	夏神樂	六一	常盤木散	五四
七九	小蛇なす神	六二	拍皮取	五五
八〇	鏡大祭	六三	竹皮取	五六
八一	道饗祭	六四	蓮花	五七
八二	水無月能	六五	荷散	五八
八三	住吉御祓	六六	慈姑花	五九
八四	唐崎千日詣	六七	河骨花	六〇
八五	施米	六八	菱花	六一
八六	雷鳴陣	六九	蒲蓮	六二
八七	八幡地盤作	七〇	睡蓮	六三
八八	松尾能	七一	蒲蓮	六四
八九	蟲乾	七二	石竹	六五
九〇	川狩	七三	常夏	六六
九一	權	七四	日向葵	六七
九二	夏獲	七五	玉簪花	六八
九三	尾花澤馬市	七六	凌霄花	六九
一	六月之部下	七七	射干花	七〇
二	六月之部下	七八	射干花	七一
三	六月之部下	七九	射干花	七二
四	六月之部下	八〇	射干花	七三
五	六月之部下	八一	射干花	七四
六	六月之部下	八二	射干花	七五
七	六月之部下	八三	射干花	七六
八	六月之部下	八四	射干花	七七
九	六月之部下	八五	射干花	七八
一〇	六月之部下	八六	射干花	七九
一一	六月之部下	八七	射干花	八〇
一二	六月之部下	八八	射干花	八一
一三	六月之部下	八九	射干花	八二
一四	六月之部下	九〇	射干花	八三
一五	六月之部下	九一	射干花	八四
一六	六月之部下	九二	射干花	八五
一七	六月之部下	九三	射干花	八六
一八	六月之部下	九四	射干花	八七
一九	六月之部下	九五	射干花	八八
二〇	六月之部下	九六	射干花	八九
二一	六月之部下	九七	射干花	九〇
二二	六月之部下	九八	射干花	九一
二三	六月之部下	九九	射干花	九二
二四	六月之部下	一〇〇	射干花	九三
二五	六月之部下	一〇一	射干花	九四
二六	六月之部下	一〇二	射干花	九五
二七	六月之部下	一〇三	射干花	九六

九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	
瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜
五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七
一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九
木耳取	海松	紫蘇	香薷	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白	薤白
五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七

總目錄終

滑稽雜談 卷之一

四季之辨

四時堂其諺編錄

△或説曰、春暖和草木芽ヲ出ス、夏暑緩リ、枝葉繁茂、秋冷堅、草木黃五穀堅、冬寒凝、陽氣地中ニ閉藏、養水凝結如シ。天地開闢時、如斯、春夏秋冬立、欲シ、而冬至凝、萬物本ヲナシ、是則國狹土神、春ハ玉也和也、新玉ノ年仁也、春是因、慈悲也、是豊樹淳尊ノ神徳也。夏ハ枝葉繁茂、神徳日ノ神也。秋ハ五穀堅、素蓋鳴尊ノ神徳也、天ノ瓊矛云者一體也、陰陽形分ル者玉ノ矛也。凡天地之間玉ノ矛、春ハ從、東來、秋ハ從、西來、春夏ハ玉也、冬ハ矛也△春ハ幼稚の體、みどりいろ也、夏ハ壯年の體、秋老の體也△七十二候は、五日を一候とす、廿四氣は十五日を一氣とす、都て一歳十二箇月は三百六十日也。

一春

尙書、曰物之動、何以謂之春、春出也、物出也○前漢書律曆志曰、春爲陽、萬物始生也。又曰、少陽者東方、東動也、陽氣動物、於時爲春。又曰、春蠢也、物蠢生乃運動○公羊傳曰、春者何、年之始也、註春者天地開闢之端、養生之首也○和訓義解も云、春をばると訓するは、晴る、といふ義也、冬は陰氣あつく、雪降り雨しげく、晴る、事稀也、陽和至りて空うらかに、日もいろ暉きて晴る、也。又木の芽はると云ころもあれど、前の説よろし、又發始の略語とも云。春王 律曆志曰、春三月、每月書王、元元々一統也、三統合一元○董仲舒傳曰、春秋、謂春爲王。異名類 ○青陽 爾雅云、春曰青陽、郭璞曰、氣青溫陽也。○蒼帝 史記索隱曰、光耀鉤曰、東宮蒼帝、其精爲龍、是星之名也。○青春 梁武帝纂要曰、春曰青陽、又曰芳春、青春、三春、九春、春辰、曰良辰、芳辰、春景、曰媚景、和景、韶景。○獻節 唐太宗

詞曰、條風開、獻節、灰律動、初陽。○青帝 石氏里
經云、◎原本缺 ○歲始 公羊傳曰、敷和。 ○素
問云、◎原本缺 ○水無漸殿奉納百首、春、蓮空

二 立春

素問六節藏象論、馬玄臺註曰、按、月令、呂氏春秋、大明一統曆、立春節、初五日東風解、冰、次五日蟄蟲振、後五日魚上、冰○心僻抄曰、立春の歌をよまば、今日より春の來るよしを讀む、早春は必ず春立月をささず、只春のはじめつかたをば詠する也、初春も早春に同じ△私に云、立春とはこれ正月の節なり、大寒の後十五日斗柄長に指をいふ也、立とは始て建也。又正月朔日より前に立春あるを、年内立春又は除日立春など云。十二月の部に註之。當年の立春去年ありて、來春の立春また正月にある時は、中一年立春なし、是を俗に空穗年といふ。或説に、其年の矢を中に時ふ故、較年といふ説侍る、覺束なし、猶識者によりて決すべし。

續拾 前大納言爲家
あら玉の年の一夜のへだてにてけふより春さたつ霞哉

三 東風解、冰

禮記月令曰、孟春之月、東風解、凍△總じて一年に、十二月廿四節氣侍る、此廿四番に各三候あり、都合是を七十二候と云、是立春の節の三候の第一也。東風は春風也、詩歌にも谷風ともいへり、和訓には古知と云、北陸道にてはあゆの風といへり。是をも春に可_レ用事なれども、國語なれば會釋なくては有まじき由、先哲の制也○榮雅古今抄云、谷風と云は東風の事也、毛詩にも出る云々。

四 蟄蟲始振

禮記月令曰、孟春之月、蟄蟲始振、△是第貳の氣候也、蟄は字彙に、蟲藏也と註す、陽氣を盛にして諸蟲の動事也、振は動也、故に俳には、蟲動くとして、初春の辭也、蟲出るは驚蟄とて、中春也。

五 魚上、冰

禮記月令曰、孟春之月、魚上、冰△是第三の氣候也、孟春發陽の氣に乗じて、魚泳ぎ出して冰にのぼり遊ぶ也。

六 葭灰を飛す

圖記楊景記曰、立春之日、取宜陽金門竹爲管、河内葭草灰、以候陽氣○禮記月令註云、律者候氣之管、以銅爲之、或云、竹爲之、大簇寅律長八寸、陰陽之氣距地面、各有深淺、故律長短如其數、律管入地、以葭灰實其端、其月氣至、則灰飛管通是氣之應也△これ唐土に行ふ由、律書に詳也。十二律の寸法長短有て、毎月の氣應する故侍る由也、立春の始に取る故に、當節の故事と云、近來俳書に出るゆへ、いまこれを註す。

七 綵燕を戴く

荆楚歲時記曰、立春之日、悉剪綵爲燕戴之、貼宜春之字、宜春二字、傳咸靈賦有、其言△又春燕を載るといへり、絹にて燕の貌を造り、立春の日これを

いたゞくこと也、和朝此儀なし。

八 綵花

事物紀原云、唐中宗景龍中、立春日、出剪綵花、又四年正月八日立春、令侍臣迎春、內出綵花、人每賜一枝△是も吳國の立春に行ふ故事也、和には推古天皇の御宇、聖德太子始て十二階の冠を製し縁に著く、唯正月一日に冠に挿しけるよし、日本紀推古天皇十一年の紀に見えたり、◎縁ハもとほりニシテ、冠ニ縁ヲ著ケルナリに著クト云ヘルハ蓋シ、且推古紀插頭華ノ事ニ及バズ、モミロシ著者ノ思誤ナラン。然れども唐の故實にはあらずかし。

九 春幡を剪

後漢書云、立春皆春幡、今世或剪綵、錯緝爲幡勝、雖朝廷之制、亦鏤金銀、或緙緝爲之、戴於首。又因此相承設之、或於歲旦、刻青緙爲小幡樣、重累凡十餘、相連綴以簪之、此亦漢之遺事也。俗間因又曰年幡、此亦其誤△これ又前の事に同じ、共に立春の遺風なれば、爰にならべて擧たり。和國に沙汰なき事なれば、強て好むまじきか、作者心得べし。

一〇 雨水節

素問註云、雨水氣、初五日獺祭魚、次五日鴻雁來、後五日草木萌動△これ正月の中、立春より後十五日也、毎事節氣のふたつ侍る也、下に至て皆準知るべし。

一一 獺祭魚

禮記月令曰、孟春之月、獺祭魚○坤雅曰、獺取鯉於水裔、四方陳之、進而弗食也、世謂之祭魚、蓋自祭其先、○時珍本草云、水獺一名水狗、王氏字說云、正月十月、獺兩祭魚、知報本反始、獸之多賴者、其形似狗、故字从犬从賴、大者曰獺、獺形似青狐而小、毛色青黑、似狗、膚如伏翼、長尾四足、水居食魚、能知水信、爲穴、鄉人以占潦旱、如鵲巢知風也。古有熊食鹽而死、獺飲酒斃之語、物之性也。今川沔漁舟往々馴畜、使之捕魚甚捷。又有白色者。或云、獺無雌、以猿爲雌、故云、猿鳴而獺候。○順和名曰、獺音脫、和歌林良材曰、おそは河うそといふ獸也、獺の字也、此獸はじめは戯る

るやうにて、後には喰あふものなれば、萬葉の歌にをそのたはれをと云○與儀抄の註。曰、たはれをと遊士と書けり、好色と云心也、をそとはきたなしと云也、或人云、ひんがしの國の者は、そら言をばをそ言といふ也△今按に、水獺は俗に云河うそ也、又山獺・海獺あり。俗又水獺を河太郎などいへり、それは河童にて別種也、其貌五六歳の小兒の如し、此もの好んで人と相抱き角力、其身涎滑にして捕定めがたし、終に人を水中に引入て殺すとかや。獺はさにはあらずとかや、補益の能あれども、又多害。此も祭魚の心あるは、初春の季也、獺と計は雜也。獺のたはれとは、此もの雌雄始戯れて、後は必ず喰合ふといへる義也、上の時珍が説の、無雌によて他類を雌とする故にやあるべき。

萬葉一 石川女 耶
遊士跡音者聞流平屋戸不借音乎還利於曾能風流士
同報歌 大伴宿禰家持
遊士爾音者有家里屋戸不借令還音曾風流士者

一二 鴻雁來

月令曰、孟春之月、鴻雁來、註仲秋云、言孟春鴻雁來、自南而來北○時珍本草云、按、禽經云、鴻以水言、自南而北、鴈以山言、自北而南○張華註云、鴈、鴈並音鴈、冬則適南、集于水干、故字从干、春則適北、集于山岸、故字從岸、小者曰雁、大者鴻、鴻大也、多集江渚、故從江、梵書謂之僧婆、○順和名云、鴻雁。和名加利。○和訓義解云、加利とは、其鳥の聲隔里々々と鳴故に云。又此鳥よく時候を知りて歸るゆへに、かへりの中略也などいへり、然どもかりかりとなくと古歌にも侍れば、前の説可勝か△私云、俗に鴈を唱て雁金と稱す、萬葉集に雁之音或は雁金などよめる、皆鳴こるの事也。此もの第一は、其聲を詠する故に也、其鳥をさして云時は、加利とのみ呼ぶべき也。又一種雁金と云侍るありと、下に註す。

萬葉十九 見歸雁 宿禰家持
燕來時爾成奴等雁之鳴者本鄉思部追雲隱喧

一三 草木萌動

月令曰、孟春之月、草木萌動○樂記註云、屈生曰、句芒、直出曰萌○白虎通曰、芒之爲言萌也○字彙曰、萌音冒、草芽也△是則歌にも下萌などいへる義也。以上の三箇條は、露の節の三候を並舉たり、猶歸鴈・下萌など、下に重記すべし。

◎校訂者曰、他ノ編ニ據リテ見ルニ、卷頭四季辨ノ條ノ次下ニ「春之部」ノ題目及ビ此處ニ「正月之部上」ノ標目ヲ失シタルガ如シ。

一 正月

論語大全新安陳氏曰、不曰一月、而曰正月、取王者居正之義○五雜俎曰、以一月爲正月、蓋自唐虞已然、舜以正月上日、受終於文祖○玉燭寶典云、正月爲端月、秦避正字諱、故曰端月、始皇名政、以同音故避之。

異名 ○孟春 禮記月令曰、孟春之月。○履新 唐禮樂志曰、皇帝受羣臣朝賀、曰元正、首祥景福維新、惟陛下與天同體、臣等謹上千秋萬歲壽。正旦

にて、戀にはあらず、夜分はのがれまじき也、併作意千變萬化なれば、戀の句にも成べき物也○説文云、夢、不明之貌也○劉向説苑曰、妖孽者天之所以警天子諸侯也、惡夢者所以警士大夫也、故妖孽者不勝善政、惡夢不勝善行也○東醫寶鑑云、魂魄爲夢、凡夢皆緣魂魄役物、又云、形接而爲事、神過而爲夢○正理論云、古之真人其寢不夢、尸寐不夢者、神存故也。

夫木
とし暮れぬ春く、へしきは思はれどまさしく見えてかなふ初夢
七 寐擧る 同破

△和朝の俗、元日より三箇日或は五箇日に限らず、歳首の起臥を、いねをあぐる、いねをつむと云、尋常は寐臥など唱ふる事なれども、病牀などにもまじきはしければ、寐の訓にいねの語あれば、稻と通ふ故に、略していふ也。涙を出すを米こぼすなど、みな祝詞也、いづれも歳首のことばなれば、季とす。

八 三箇日

△本朝におゐて、正月朔日より三日迄を祝すること、元朝に同じ、俗三箇日と稱す。或は家風により、五日迄も守るもあり、五箇日と稱する也。

九 四方拜 一日

日本紀、皇極天皇元年秋八月甲申朔、天皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈、即雷大雨、遂雨五日、溥潤天下云々○江次第云、追儺後、主殿寮供御湯、鶏鳴掃部寮奉仕御裝束、於清涼殿東庭、先敷葉薦、其上布長筵、其上立御屏風八帖、設御座三所、一所拜屬星、座在四、座前机燒香、置華燃燈、一所拜天地座、在東、座前机置華燒香、一所拜陵座、在雲圖抄中机、寅一刻出御、藏人頭候御衛、近衛次將取御劍、前行、藏人持御笏、五位持式宮蓋、入御之間、獻御笏、閉御屏風、次皇上於拜屬星座、端、笏北向、稱御屬星名字、七通、是北斗、次再拜呪曰、萬病除愈、所欲隨心、急々如律令、上十四句、次於拜天地座、北向拜天、次西北向再拜地、次東向再

拜、南向再拜、西向再拜、北向再拜。次於南座、向山陵、每段再拜。事畢開御屏風、還御云々○公事根源曰、四方拜といふ事は、元正寅の時に、すべらき屬星を唱へ、天地四方山陵を拜給ひて、年災をも拂ひ、寶祖の祥をも祈申さる、儀にて侍るにや、むかしは殿上の侍臣なども、四方拜をしけるにや、近頃は内裏・仙洞・攝關・大臣家などの外は、さる事もなき也。この事はいつ始まるとも見えず、仁和五年正月寅の刻に、天地四方・屬星・山陵を拜し給ふよし、宇多の御門の御記寛平に載られたれども、濫觴とは見えず。又皇極天皇雨を祈り給ふとて、南淵の河上に行幸ありて四方を拜し給ふ由、日本紀にのせられたれば、是なごをや始とも申べからん。其上屬星を拜して災難を除く趣、天地瑞祥志といふ書に見えたり○天地瑞祥志曰、師曠云、正月拜且四方、終日之間有雲、五穀成熟、無雲爲飢。有青雲氣、大熱、有疾疫、赤雲氣、大旱不熟。白雲氣小熱、人民小不安。黑雲氣小

熱、多水、人民小厄、黃雲氣、歲大熱、人民安樂。蒼白雲爲小水若小疫、蒼赤爲小旱若小疾、蒼黃爲小吉、有土霧、人民疾疫。

年中行事
すべらき星を唱ふる雲の上に光のどけき春は來にけり
一〇 星を唱

江家次第云、皇上於拜屬星座、笏北向稱御屬星名字、七通、是北斗、子年貪狼星、字司命、丑亥巨門星、字貞、寅戌祿存星、字祿、卯酉文曲星、字微、辰申廉貞星、字衛、巳未武曲星、字資、午年破軍星、字持、次再拜呪曰、若無暗誦者、註折紙可稱、賊寇之中過度我身、毒魔之中過度我身、毒氣之中過度我身、毀厄之中過度我身、五鬼六害之中過度我身、五兵口舌之中過度我身、厭魅呪咀之中過度我身、萬病除愈、所欲隨心、急々如律令云々△これ則本命星の七曜也、年中行事の評には、當年の星のをも稱へ給ふよし侍る也、さもあるべし。

千首 元日立春 後 拍 原 院
おき出てさなる星もさく菊の千代をこりてや春は立らん

一一 星佛賣

佛工滿慶星佛威儀形像記曰、羅喉星、赤色三面六臂、每面
 鬼二耳、次手持箭、次手持月輪、左一手執人頭鬘、次土曜、肉色、四
 手持弓、次手持日輪、乘水中風雲中、現而計云々、土曜、肉色、四
 一手持鉢、次手持刀、左一手垂水曜、淺黃色、具四臂、右一手執劍、
 下押膝、次手持三戟刃、乘馬、水曜、淺黃色、具四臂、右一手執劍、
 手持金曜、白色、具四臂、右手持刀印、次手持日曜、白色、右手
 寶珠、左手持棒、次手持三戟刃、取朱數蓮
 華、左手取日輪、住雲中、乘火曜、赤色、右手執火輪、左計都、
 儀馬、又結大日尊知奉印、月曜、白色、右手執
 赤色、具四臂、右一手如羅喉、取鬼二耳、次手
 持月輪、左手取人頭鬘、次手持日輪、乘龍、蓮華、左手作
 拳安腰、住木曜、青色、右手取刀、左手
 雲中、乘座鴉、作參當、乘獅子、
 △是當年星の九曜也、是を歲初に祭らん爲に、其星の形像を彫て是を彩色す、禁裏院中へは佛工所より調進する也、是を顯密の行者或は陰陽家なんどにて、仰を蒙て星佛を行ふよし也。また民間に於て是を祭る者、星佛を造て、今曉或は舊冬にても節分の頃など、町々を賣り歩行く、これを星佛賣とて、古來より初春に用來れり。此九曜の次第羅・土・水・金・日・火・計・月・木と一歳より九年迄いたり、又十年より十八年と、幾度も九年めくりにくりかへして、當年星となる也。總じて

星宿の秘法は、唐の開元中、一行阿闍梨天文宿曜の術に通じ、九曜曼荼羅を感得し給ふも此人なり、和朝には、弘法大師など傳來し給ふよし也、猶識者に寄て意を尋ぬべし。

一二 若水 包井開

江家次第曰、舊年封御生氣方人家井、一用之後、廢不用之、自御厨子所付臺盤所女房、供之於朝餉、土高坏上置折敷、大土器盛立春水、居折敷、供之、陪膳居之於高坏上、一度御飲畢撤之。又云、立春水、主水司先昇立於弓場殿、入大瓶、立於三几丁之上、次充供御。又云、飲御若水時有呪、萬歲不變水、急々如律令○公事根源云、若水といふ事は、去年御生氣の方の井を點じて、蓋をして人に汲せず、春立日主水司内裏に奉れば、朝餉にて是もきこしめす也、改玉の春たつ日は奉れば、若水と申にや。年中の邪氣を除くと云本文あれば、殊更是を供する也云々○時珍本草云、立春雨水、虞搏醫

學正傳云、立春、節雨水、其性始得春升生發之氣云云○嘉祐本草云、新汲水、卻邪調中、下熱氣、宜飲之△これらの義によるか。儀式帳には、若菜を新菜と書す、若水をも新水と申べきにや、新汲水の義にもちかし。又包井と申は、御生氣の方の井に蓋をたて、是を立春に開くを、包井開くと申侍るよし也。又屠蘇を浸する井を、包井とも申よし也○江次第曰、十二月晦日、以屠蘇漬御井、以排邪○年中行事に、春を得てけふたてまつる若水にちとせの影やまづうかぶらん、長綱△これらを包井など申説有、民間にもまなびて、元朝に若水を祝する也。

一三 若夷

△元朝未明に、大黒神と夷殿の圖像を版行にして、人の門戸を蔽て賣ありく事、都鄙に有事也。諸人福の神をうるといふて買もの多し、是を若夷と稱す。大黒神・夷の説、下に至てくはしく註す。

一四 毘沙門功德經

△古老傳で云、往昔は元朝の寅の時に、大神人禁裏日華門の外に來て、毘沙門經の文句を訓讀に唱て、祝する儀をなせり、故に此者の黨類を呼て、唱門師と稱す。又元日毎に夙に候するゆへ、夙の者と號す、夙の字音志久、世誤て志由久と云、夙に宿と音なきゆへ成るべし。民家へも元朝門にまいりて、毘沙門經とて訓讀せし事、中古より侍りし也、當世絶て沙汰なきことなり。尤彼經は、國家を守護し人民を撫育するの功力侍るよし也、委はかの經を拜すべし。

一五 懸想文

△元朝より及び上旬の間、大神人身に赤き布衣を著し、頭に白き布巾を頂て、其頭面を覆ひかくし、兩眼をのみあらはして、紙符を市中に賣る、これをけさう文と稱す。男女何事によらず掛想する所のことを祈る、神人其所願によりて、その事を口に唱へて其符を授く、是をけさう文賣と稱す。其符は爆竹ともにして焚也、しかれば所願のごとくならしむといへり。

これらの説、雍州府志などに載たり、其來由詳ならず、別て嫁娶の道をいひるなれば、懸想文又化粧文などと唱ふ、又艶書をもけさう文とよむ也、いづれも戀也。

一六 齒固

江家次第云、元旦平旦天皇御東廂、清涼殿也、自御厨子所、供御臺二本、内膳自右青瑣門、供御齒固具、盛青瓷、每物有蓋、擊子、采女傳取之、自第三間御几帳上、付女藏人、女藏人傳陪膳、以高坏六本、獻之、有餅鏡、用近江大根一坏、荒串刺二坏、押帖一坏、煮鹽帖一坏、猪突一坏、鹿突一坏、以上七坏之内、精進物供於第一御臺、魚類供二御臺、裏書云、上古天子用猪突、給歟、且延喜式近江國鹿突四枚、猪突四枚、已上二坏種供之、元日之料也。○又云、天皇御生氣在北之時、著御綠色、齒固者、延年固齒之義也。○禮記文王世子曰、齒

亦齡也。註云、齡字從齒、齒之異名也、故言年齡、又言年齒、其義一也。○大戴禮云、男八月生齒、八歲而亂齒、是人壽之數也。○荆楚歲時記云、元日食膠牙餠、取膠固之義。○公事根源曰、元三、主上晝の御座に出御なりて、生氣の色の御衣を、尋常の御なをしにかさねめさる、陪膳の典侍も、生氣の色を著す。下略。○世諺問答云、人は齒をもて命とするが故に、齒と云文字をばよはひともよむ也、齒固は齡をかたむる心也。扱正月の鏡にしてむかふ時は、古今集に入たる「あふみのやかみの山をたてたればかねてぞ見ゆる君か千とせは」といふ歌を誦する也、此歌は延喜の御門の御時、近江國より大嘗會の御奉奉し時、大伴黒主がよめる歌也、源氏の初音の巻にも、此歌の詞をひきてかける也。又は餅は蚩尤が肉と名附て、くふ説も侍る△これらの説によりて、民俗にいたるまで、元朝の大根又は雜煮などよめり。以前に蓬萊にむかふ餅・花びらを繕しくらふ、是を齒固な

んど准じていへるならし。當公方家におゐて、元朝お羹より前に、龜の御吸物を獻するよし、めでたき佳例はがため也。○粟賦云、御齒固、内膳司調進殿供之。御供之鏡者、上御へ上る。

一七 餅鏡

蕉簾内傳曰、正月一日赤白鏡餅、巨且骨肉也。○倭姫世紀云、播苗取稻、粘米製餅、天照大神奉供、其餅形像如鏡面。○張天如對類大全曰、餅字細註云、麥米粉做成、形如鏡、入於爐内、烘熟、蓋始于戰國。○説文曰、糝稻餅也、餅、麩糝也。云々△諸の説を考るに、餅は和俗の製する麥の團子の類をいふならし、糝は粉とせず、搗て製するものなれば、和にいふ餅とみえたり。然れ共和において餅と稱する事、既に久しければ、餅の字をもちひと訓すべき也。餅を以て鏡の形とする事、和漢また久し、今世和俗の製する鏡もちに、菱花びらと稱して、餅をうすく裁て菱の形として、餅の上にくはふ、是鏡には菱花の文あるもの

也、故に鏡といふ名によりて後人の製し加へたるにこそ。總て鏡餅は神にも供し、すべらぎにも元日齒固の具に用ひられて、禁裏堂上により民間に至ては、父母舅姑に是を備へて、又器物まで侍る也。

一八 若餅

△此儀、古來の俳書に三箇日に搗をいふなり、さもあらんかし、又一説に、三箇日に餅搗く事あるべからず、俗に餅の大小をいふ時、ちいさきを若きと云、是小の詞を忘れていふ也。正月の間禮者の賓客に餅を以て饗するに、其大きなは便あし、ちいさきを以て取あつかふ、其小といふを忘れて、若餅と呼ぶといへり、兩説好所にしたかふべし。

一九 御薬を供す

○江次第曰、供御薬、元三、弘仁、元日平旦天皇御東廂、著御生氣方御直衣、具引帶、陪膳女房以下著座、薬子入、自鬼間、候尙薬座、南、采女二人、御薬女官

頭一人、女候於右青瑣門内、御厨子所供御臺二本、得選於鬼間御障子、付女藏人、女藏人執之、來授陪膳内膳自右青瑣門、供御齒固具、固固條下註次、次供一獻、八物細切、先煖御酒、主殿察役、以御藥入於酒、名之屠蘇、盛別器、宮内輔典藥頭侍醫等三人、一々進、膝突嘗之、依位階皆用別杯、次供御酒、第一女官御酒、第二女官御酒、居金銅輪、第三女官馬頭盤、第四女官金銅環、御鏡子有蓋、擊子、御盤上居金銅金輪、其上居鏡子、此間内膳官人、以大土坏三枚、小土器三枚、與藥女官、女官前分令嘗藥子、自起、次盛御酒、自御几帳、付於藥頭、藥頭傳陪膳、主上入、自夜御殿南戶、當塗籠東方戶、立給陪膳、女房取御酒、入御通、自東廂御障子、參御前、供之。本方云、入三升酒、向次右後取、十二月每日取、神於殿上北壁角柱、廣一寸八分、高一寸六分、元日四位、二日五位、三日六位、並用高戶者、近代不必然、但元日不差、近衛次將、其人出自殿上上戶、經簀子敷、入自第二間、著座、次女官移入御酒、餘分、御鏡子餘分等、於大土器、傳給於後取人、其人飲畢、女官取、次供二獻、明神

白散也、五物搗篩、醫心方云、一家有藥則一里無病、但御藥者不於弓場殿、和合之、相副進之、次供御銀匙、居馬頭盤、入神明白散於金銅小器、居中盤、尙藥鑿藥入、御蓋、次供御、座飲御、三畢後、女官以匙三度入白散於大土器、次給餘分後取、或此間給看於後取、多給大根、正月人多精進之故歟、或給串刺、女房置扇上出之、次供三獻、度障散也、其儀與二獻同、第二日儀如朔、第三日三獻供畢、次典藥寮供御膏藥、忌名稱、次供御匙、盛千瘡膏於金銅小器、居中盤、供之、付於藥女官、女官付頭、頭傳陪膳、陪膳供之、主上取之、以古手無名指、令塗於左掌、給、曲古第四指、是藥師印相也、三日畢給、祿云々、公事根源云、是三元の儀なり、御殿清涼にて行る、主上畫の御座に出御なりて、藥子とて小女の未嫁せざるを求て、是を用る事あり、屠蘇は小兒よりのむと云本文あれば、其ために小女を選てまづのましむる也、此藥子鬼の間、清涼殿にあり、古今著聞集に云、鬼の間に白澤王を圖す、昔かの間に鬼の住みけるをたれど、未儘ならず、よりす、みて、ほしの几帳のもと

にさぶらふ女官典藥を召て、御藥を催す云々△此藥の儀式は、五十三代嵯峨天皇弘仁年中にはじめて行る、一人是をのめば一家に病なし、一家に是を飲ば一里に病なしと云功能の侍れば、年のはじめに是を奉るにや。

年中行事 年毎にけふなめそむる藥子はつかえつゝ、みん君がためか

二〇 屠蘇散

江次第曰、十二月十九日、藏人率諸司、大藏省野倉出藥、近代無、此事、晦日典藥寮進御藥、云々。藥、女官預高机、○博雅曰、屠蘇酒名、元日飲之、除溫氣、○陳延之小品方云、此華陀方也、元旦飲之、辟疫癘、一切不正氣、造法、赤朮千金方、桂心七錢、防風兩、菝葜五錢、蜀椒桔梗、大黃五錢、烏頭二分、赤小豆十四枚等、以三角絳囊盛之、除夜懸井底、元旦取出置酒中、煎數沸、舉家東向、從少至長、次第飲之、藥滓還投井中、歲飲此水、一世無病、○時珍云、蘇魁鬼名、此藥屠割鬼爽、故名、或云、草庵名也、○歲華記曰、昔有

人居草庵之中、每歲除夕、遣里閭、藥一貼、令囊浸井中、至元日、取水置酒樽、名屠蘇酒、○雍州府志曰、丹波氏祖康頤、後漢靈帝末、元領丹波國天田郡、始賜丹波宿禰姓、其裔有兼康者、專得明醫譽、自茲後末孫、多以兼康為氏、其裔纒領三十石、祿是為屠蘇料、每年臘月三十日、製屠蘇白散并度障散、獻禁裏院中、且捧官家而已也。舊記屠蘇之屠字、加一點、為屠、忌尸之字、而加點者乎、是本朝之故實也、○兼康家方白散之方、白朮、桔梗、細辛各一兩、△按に、江次第裏書云、五物搗篩とあり、異方あるにや、醫家に可尋也。

二一 藥子

江次第曰、舊年十一月二十日以前、陰陽寮進勘文二通、付藏人所、延喜式陰陽式、十日以前、一通御忌勘文、御八、一通

樂童勸文、此期文奉仰之人、求童女未嫁之者、年齡符合、藏人仰、內藏寮、令給其裝束料、又云、元朝未節分之時、藥子衣、用舊年御生氣方色、韻語陽秋曰、或人間、董勸、屠蘇必自幼飲、何也、曰、少者得歲、故先、老者失歲、故後、願況詩曰、手把屠蘇讓少年、○東坡詩云、但抱宛愁轉長健、不妨最後飲、屠蘇、△これら皆幼を先する事をいへり、○盧柳南說云、正旦飲屠蘇酒、必始于卑幼、是卑幼敢示遜、月正元旦一歲之始、長幼之分不可不正、故余家必先、長者△是長大なる者を先にして、小幼を後にする也、又此說捨べからず。

二二 椒柏酒

荆楚歲時記曰、元旦、長幼悉正衣冠、以次拜賀、進椒柏酒、飲桃湯、○四民月令曰、椒、是玉衡星精、服之令人身輕能老、柏是仙藥、○時珍本草曰、椒柏酒、元旦飲之、辟一切疫癘、不正之氣、除夕以椒三七粒、東向、柏葉七枚浸酒一瓶、飲○晉書曰、劉臻妻陳

氏、元旦獻椒花頌、○庾信詩曰、椒花逐頌來、○杜甫詩曰、椒盤已頌花、○庾肩吾云、聊傾柏葉酒、試奠五辛盤云々。

二三 椒盤

崔寔四民月令曰、過臘一日、謂之小歲、拜賀君親、進椒酒、從小起、後世率於正月一日、以盤進椒、飲酒則擲置酒中、號椒盤焉、△また椒盃なども詩に作れり、○柏をささむさかづき、藻鹽草云、元旦の歌に、柏をささむ盃と定家よめりと云々。

二四 朝賀

日本紀第三曰、神武天皇辛酉年春正月庚辰朔、天皇即位於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃爲皇后、生皇子神八井耳命、神渟名川耳尊、故古語稱之曰、於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、岐時博風於高天原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉、又二十日、皇德天皇大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢、則宣改新之詔、○舊事本紀

神武天皇本紀曰、凡厥即位、賀正、建都、踐祚等事、並發此時、○杜氏通典卷第七十云、漢高帝十月、定秦、遂爲歲首、七年長樂宮成、制羣臣朝賀儀、武帝改用夏正建寅之朔、則元旦慶、始自高祖云々、△古老曰、これらの説、本朝賀正の神武元年に始れり、此元年は周の惠王の十七年に當れり、漢に先だつ事四百六十有餘年也、しかれば本朝の賀正、漢に先だてり、○公事根源云、朝賀一日、是を朝拜とも申也、辰の時に天皇大極殿に行幸なりて、行はせ給ふ也。羣臣皆禮服を著して、さながら御即位の儀式に同じ、内辨なごもあり、開門なごありて、めしの鼓をうたしむれば、羣臣列して門に入、天子高御座につかせ給へば、兵庫寮鉦をうつ、執翳いでて帳を八字にかへぐ、近仗警蹕をせうし、圖書主殿に香をたき、典儀少納言也再拜を唱ふ、羣臣此時に再拜す。奏賀奏瑞とて、二人の者庭にすゝみて祝申事也、是は去年のめでたき嘉瑞ごものあるを、國々より申せばそれを記して、今

日これを奏する也、其時羣臣再拜す。次に舞踏すれば、武官萬歳の旗をふる也、いとめでたき儀式也。

神武天皇くらゐにつかせ給ける時、宇摩志麻治命天の瑞を奏せらる、由、日本紀に見ゆ。又三十七代孝德天皇の御宇大化二年正月朔日、御門おがみの事侍るよし、同書に載たり、是ぞまことの朝拜とは申べからん。しかるに六十六代一條院正暦より後は、ありとも承らず、いにしへは大極でんもありしかば也、七十九代後冷泉院の御宇に大極殿上も、今は小朝拜ばかりにぞ成にける。

中宮入内屏風朝賀後醍醐朝御製

二五 小朝拜 一日

江次第曰、殿上王卿於射場殿邊著靴、令頭藏人奏候由、次御裝束、垂母屋御簾、暫撤畫御座敷、二色綾毯代立、殿上御倚子、次宸儀出御、次藏人歸出告御出由、王卿經明義仙華門、列立庭中、次拜舞、次各經列前、退出。若及暗者、供御燈、立於御座左右間、主殿寮入自瀧口、奉炬火、○舊書曰、延喜五年有敏止之、同十九年、臣下問請復于傳。○公事根源

云、此事は只臣下として、元日にてあれば天子を拜し奉るべき由申請て、行へる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍らず、神事佛事にもあらず、されば是は私の禮也、君子に私なしと云文あり、不宜事とて、六十代延喜の御宇に敕有て、延喜五年より、左大臣時平公に仰て、留させ給しなり。抑も朝拜は、百官悉く拜するといへども、小朝拜はたゞ殿上ばかり也、百官とひとしからざる故に、私あるに似たりとて、留させ給ひしにや、然るに臣下ども、元正の日君を拜し奉る事を、頻に申請ひしかば、同十九年に又もこのごとく行れ侍し也。其ゆへは、臣下の拜をよめさせ給ひしかども、當代の皇子達は猶拜禮の儀式有。それ臣子の道は相かはるべからず、いかでか臣下の拜のみをばとめらるべきとて、かく申請しよし、貞信公の御記に載られたり。關白大臣以下皇を拜し奉るべき儀にて、清涼殿の東庭に、四位五位六位に至る迄、袖をつらねて舞踏する成べし○拾芥抄云、

舞踏事、再拜置、笏、立左右左、居左右左、取、笏立再拜云々△上より仰らるゝ事にてななければ、下として人々祇候の由を、無名門のまへ弓場殿に立列して、上首の藏人頭を以て奏聞す、其後御門出御なりて、小朝拜の儀式は侍る也、朝拜を略するによりて、小朝拜とは申し侍るにや。朝賀のある年は、行はれざる事ならんかし。

年中行事
すへらぎはわたくしなしまめしを枕詞に又そしたかふ
内大臣師良

二六 元日宴會

日本紀曰、持統天皇五歲正月戊寅朔庚辰宴公卿等於内裏。甲申、宴公卿等於内裏、仍賜衣裳。○續日本紀、光仁天皇寶龜四年正月丁丑朔、宴五位已上於内裏、賜被○江次第曰、當日平明、令主殿寮掃除南庭、南殿北廂立御障子、御帳懸帷、仰左右衛門府、從長樂・永安兩門令敷砂、撤去東西火炬屋、次上南殿格子、掃部女掃殿上、主殿仕女供奉。又云、天皇渡御南殿、御厨子所候、殿乾角壇上、凡節會日、雖御精進、供魚

味、近衛引陣、王卿著、外辨、天皇著、御帳中椅子、近仗稱警、内辨著、宜陽殿、兀子、内侍領、東櫃、内辨謝座再拜開門。左右將曹各率近衛八人、開承明門、左右兵衛門、左右兵衛門、建禮門、内辨召舍人、二大舍人四人同音稱唯、内辨宣、大夫達召、少納言稱唯、左廻出召、之、王卿以下列入立標、入自承明門左内辨宣侍座、異位重行禮有、親王後大臣、其後參議也、但二位參議中納言ニテメル也、羣臣再拜。謂之謝座、堂上内膳入自月華門、供御膳、膳部等八人相連、登南階第一級、采女等迎取供膳、之、但陪居居御帳上、供畢却著草草云々、供八盤、鹽酒、銀匙、茶餅、調心、諸臣諸仗共立、供次々膳、鹽酒、進物所於西階、受御盤、諸臣諸仗共立、供次々膳、鹽酒、粘臍、俣、團喜、次給、臣下餛飩、次御著下、鳴、臣下隨下、箸、次供、蛇御羹、次供、御飯、次供、進物所御菜、進器二盤、六、次供、御厨子所御菜一盤、一八坏、給、汁、臣下飯汁、御箸鳴、臣下應之、供三節御酒、臣下也、不給、一獻、采女供御酒、給、臣下、國栖奏、歌笛、二獻、仰御酒敕使、内辨起、座聲折申云、大夫達爾御酒給、御揖許畢復座、内辨仰云、大夫達爾御酒給、○同抄云、御酒敕使者給、酒於侍從之敕使也、敕使、三獻、立樂、非謂參議、參議奉、敕、而還侍從四人、爲、敕使也、

入自長樂、永安門、先次調子、頌參音聲、多用春庭樂、治部、雅樂立、庭中、各奏二曲、立承明門前、舞畢退音聲萬歲樂、地久賀殿、延喜、内記奉、宣命、内辨取、副宣命於笏、參上、召參議一人、給之、宣命使就版、宣制一段、羣臣再拜、又一段、羣臣拜舞、羣臣下殿。至日華門、待鳴、○公事根源云、元日の節會は、小朝拜はてぬれば、内辨の大臣陣の座に著て事を行ふ、一上職原抄云、宮中事、一向左大臣左大臣時、右大臣行、一上職領之、故云、一上、關白爲、事、是依關白與奪云々、にあらすして位次の大臣ならば、内辨に候すべきよしを、職事をもつて仰らるゝ也。大方萬の公事を一の上たる人は、まへをわたすまじきにや。刻既に望て御門南殿に渡御なりて、御帳の内につかせ給ふ、内辨陣の座を起て、陣のうしろにて靴をはく、是よりさきに諸卿外辨につく、長樂門の東の脇也。是は大内にての事也、今の代には、便宜の所に幄の屋をかまへて著也。此間の作法進退こそ、内辨の大事にて、家々の口傳故實など侍る事なめる。諸卿異位重行に立定て後、内辨しきむんを仰す、しきむんは敷居也、堂上に敷たる座にむよこ

其様奏之○公事根源云、冰様は宮内省より奉る、去年冰を納たる所々の様を、今日節會の次手に奏聞する也、延喜式にも冰池風神の祭など侍り、冰のおほくゐるは聖代のしるし、冰のぬぬは凶年にて侍れば、冰の御祈とて、大法祕法を行はれしにや、今日も、よく氷でめでたきよしの様を奉る也云々。△昔仁徳天皇へ額田皇子氷を奉らせ給ければ、斜ならず叙感有しよし、日本紀に載たり、是氷を奉りし始なり、其後季冬ごこに是を納て、國々所々に冰室を置れ侍りし也。冰室の事は六月部に註す。

夫木 衣笠内大臣
立初るむつきのけふの氷のためし絶すそなる御代ぞかし、こき
年行 松殿入道大納言忠綱
けふぞしるさしほきのふに栗栖野の氷池の水のふかきめぐみ
私云、氷のためしも、元日諸司奏の隨一也。

三一 腹赤奏

肥後風土記云、玉名郡長濱濱、昔者大足彦天皇誅、球磨、檜、遠瀨之時、泊御船於濱、日本紀第七、景行天皇十、朝賀、八月乙未朔、御船、左右游魚多之、棹人吉備國朝勝見、已酉、幸于筑紫。

以鈎釣之、多有所獲、即獻天子、敕曰、所獻之魚、此爲河魚、朝勝奏申、未解其名、正似鱒魚耳、歷御覽曰、俗見多物、即謂爾倍佐爾、今所獻魚甚此多有、可謂爾倍魚、今謂爾倍魚、其緣也○江次第曰、腹赤奏、若違期不奉、○公事根源云、腹赤の贊とて、魚を筑紫より奉る也、昔は聽て節會などに供しけるにや、腹赤の食様とて、喰さしたるをみな取渡して食たり。十二代景行天皇の御宇、筑紫の國宇土の郡長濱にて、海人は釣て奉る、其後四十五代聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、太宰府より是を奉りける、これよりして年毎の節會に供すべき由、定置れたる也。腹赤とはますと申魚の事也。

三二 國栖奏

日本紀云、應神天皇十九年冬十月戊戌朔、幸于吉野宮、時、國樞人來朝之、因以醴酒獻于天皇、而歌之曰、伽斯能輔珥豫區周鳩區利菴豫區周珥加綿斐淡朋

瀨、口以仰喉、今國樞人獻土毛之日、歌訖即擊口仰喉者、蓋上古之遺則也。夫國樞者、其爲人甚淳朴也、每取山果食、亦煮蝦蟇爲上味、曰名毛瀨、其土自京東南之隔山而居于吉野川上、峯峻谷深、道路狹隘、故雖不遠於京、本希朝來、然自此之後屢參赴、以獻土毛、其土毛者栗・菌及年魚之類也焉。又曰、神武天皇戊午年春、至吉野、披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對云、臣是磐排別之子也、此則吉野國栖等始祖也○延喜式宮内式曰、凡諸節會、吉野國栖獻御贊、奏歌笛、每節以十七人爲定。國栖十二人、前工五、山城國、○江次第曰、國栖奏歌笛、外奏之○公事根源云、今の國栖の奏とて、歌をうたひ笛を吹ならずは、吉野より年の始めに參りたるといふ心也○堪登抄云、國栖は國巢とも謂ふ事侍り、むかし土蜘蛛と云て、諸國に土に窠を掘て栖とする盜賊あり、強盜にもあらず、道行人稀に通るをば、穴へ幸込て衣裝財寶を取

し也。窠へ引込むゆへに、土蜘蛛といへる也、吉野の國栖も此類ならし。○附箋二曰、○歷添埴雲抄云、土蜘蛛は人類に非同類也、土をほりて穴をつくりて、其中に隠れ居て、人來れば穴の中に隠れ、人去れば出て遊行して、よはめに隨て物を取る、人勢多きつち蜘蛛は、少々の人数をば不通して、うちをさす、諸國に此類おほかりき、をしなべて土蜘蛛と云、土穴にすんで、蟲などを捕へて、栖へ引入る、に似たれば、土蜘蛛と云ふにや。後に心を改めて帝にしたがひ奉りて、みつぎものなまいらせたるものあり、吉野の國巢と申類ひ也。私云、國栖の歌笛は、諸書を考ふるに、元日にかざらず、七日の節會又踏舞節會・五節なんごにも、承明門の外にて奏する由見えたり、作者心得べし、但始をもて正とすれば、早春に許用せり。吉野の國栖川、吉野より五日路奥に侍る、此所より昔は土毛の栗・菌・鮎などを禁裏へ持參りて、鄙曲を諷ひやりて、口を撃て笑ひける故に、鮎をも國栖魚となん申侍る。其口を撃さける餘風を、笛に移しけるとかや申し侍る、今世は吉野よりは參る事絶えたり。地下公卿の、此笛の音をそと學び給ふ由也、猶識者に尋ぬべし。

夫木 衣笠内大臣
をたつがはよしのの國すいつしかも仕へぞまつる春の初に
玉吟 道達院
けふにあひて吉野の國栖を萬代を春のはじめの笛竹の聲

三三 院拜禮 一日

古今著聞集云、仁平元年正月一日、院の拜禮有けり、八條太政大臣七十二にて立給ひけり、一度拜して二度拜し給ひけり、此事禮記に見えたりとかや。同二年にも又かくぞ有ける△是はこしのはじめに、仙洞・女院なんどへ院參の公卿其外諸家の大臣など、御慶賀に參て禮拜せらるゝ事の由也、さして定たる公事と申にもあらず。江家次第・公事根源等の書にも見えず、定めて諸家の記録には、其式法も見え侍らん、有職の人に尋ぬべし。按に、著聞集云禮記とは、王制篇云、八十拜君命、一坐再至と云義にや。

三四 擔茶屋

△是は洛下に與市某と云者有、毎年正月一日、あらたに茶箆筒一雙を營み、釜棹并茶具をかざり、烏帽子に素袍を著し、此箆筒を荷ひ、まづ勸修寺殿へ參る。則當家より御家人を相副て、紫宸殿の階下に伺候して、一碗の茶を點じて、階下より殿上に獻ず、その時

刻、女孺の下役なんどの女房階の端に出で、この茶碗を取入るゝよし也、頓て錫一對并に青緞百疋を此所にて賜ふ、尤元朝に風に詣る、是をになひ茶やと申侍る。寢としたる公事にもあらず、記録などもなき由也、猶勸修寺家にて可窺。

三五 八風占 元日

漢魏占候曰、正月旦、次八風、從南來大旱、西方有兵、西北豆成、北方中歲、東北爲上、東方大水、東南疾疫、歲惡、八風常與其對、課多勝、少久勝、亟、疾勝、徐△これ漢の魏鮮が説也、史記七十天官書などに委く説けり。

三六 桃符 桃板 仙木

淮南子謹言訓曰、羿死於桃楸。許慎註曰、楸、大杖、以桃爲之、以擊殺羿、由是以來、鬼畏桃、今人以桃梗作札、歲旦植於門、以辟鬼、由此故也○六帖曰、元日造桃符、著戶、謂之仙木、百鬼所畏○風俗通云、東海度朔山有桃樹、屈盤三千里、其卑枝

向東北曰鬼門、有二神、神荼鬱壘、衆鬼出入、執以飼虎、黃帝法而象之、立桃板于門、神荼鬱壘於畫、以禦凶鬼○山海經云、海中有鬱壘山、山有桃木、木下有二神、能啖百鬼、故今元日設桃符於門○王介甫詩云、千門萬戶曠々日、總把新桃換舊符○朱文公書所居之桃符曰、愛君希道泰、憂國願年豐○梨憲隨筆云、桃符、畫神を門戸に押て鬼魅を退治する也△大和國島野湯川に勸請す、所々の門戸に押たる赤色の札是也、此札を家に押たる時は、鬼門の災難にふれずといへり。私に云、桃符の説は中華之故事也、我朝いまだ不用、然れ共用桃辟鬼事、伊弉諾尊八色の雷公に桃を擲給ふ事より起る由侍り、相當せるか、作者心得べし。

三七 え方

曆林問答曰、凡陰陽用事、遇德爲善、故歲德方、一年間有德方也、皆十干德也、但五爲陽德、甲丙戊五爲陰德、乙丁己其甲歲德者在東宮甲方、丙歲德者在

南宮丙方、戊歲德者在中宮戊方、中宮者在四方庚歲德者在西宮庚方、壬歲德者在北宮壬方、此五千歲德各爲陽德、故在其方、次乙歲德者在西宮庚方、丁歲德者在北宮壬方、己歲德者在東宮甲方、辛歲德者在南宮丙方、癸歲德者在中宮戊方、其乙丁己辛癸者爲陰干、故自無德、配合陽干而成德。是以乙爲甲妻、相合、故己歲德在甲、辛爲丙妻、相合、故辛歲德在丙、乙爲庚妻、相合、故乙歲德在庚、癸爲戊妻、相合、故癸歲德在戊。孔子曰、稟氣於陽、定形於陰、云々、其戊己者火生土之故、戊屬丙方、己屬丁方、又號中宮、戊己土也、五行木也、言宮者舍也、故稱之。五行皆畏、於相剋、故以木妹妻於庚、金以火妹妻於壬、水以土妹妻於甲、木以金妹妻於丙、火以水妹妻於戊、土是皆畏、於相剋、各配合而以生萬物也△え方とは、陽德五幹申酉なんどのゑの方にある故也、世俗此方にむかひて萬事を仕初る儀、さも有べし。又此方に歲德神を祭らんため棚を設るも、是

をとしごく湖ども、惠方棚とも申也。年始に神佛を祈るにも、え方に相當れる神の佛閣へ參詣するを、え方參りなど申ならし。古老云、え方のるの字、甲の字を書すべしと也、又惠の字くしかるまじきか、萬物生ずるの惠有方なれば也。

三八 歳德神

簞籩内傳曰、倩以、中天竺摩訶陀國靈鷲山、長波尸那城、西吉祥天源王舍城、大王號商貴帝、遊戲三界内、蒙諸星探題、號天刑星、下生娑婆世界、改號牛頭天王、頭戴黃牛面、兩角尖、猶如夜叉、故更無后宫。時自虚空界、青色鳥來、形如翡翠、聲似鳩鶴、我是爲天帝使者、與汝元爲同朋、我名曰毘首羅天子、今爾無后宫、故天帝令我教告、南海有娑儂羅龍宮、是有三人明妃、第一名金毘羅女、第二名歸命女、嫁請北龍宮、第三號頗梨采女、貌甚美麗也、汝至彼宮、須嫁請。天王歡乃赴、南海、其道遠八萬里程也、凌南海、到龍宮城、遂娶頗梨采女、得八王子。是則八將神也。又

曰、八將神者、大歳神・大將軍・大陰神・歳刑神・歳破神・歳殺神・黄幡神・狗尾神。

九巳年東宮在甲卯間、八乙年西宮在庚酉間、

五戊年中宮在戊辰戌間或巳間、

七丙年南宮在丙午間、六壬年北宮在壬亥間、

右此方者、頗梨采女方、八將神之母也、容顏美麗、忍辱慈悲之體也、故最諸事可用之也云々△是又前説に同じ、世俗此方にむかひて、その年の有徳を祈るものならず。

三九 門松

世諺問答云、此事は、いつ比よりとはたしかに申がたし、門の松立つる事は、昔より有來たれる事なるべし。賤が家居は、大かた封戸なるによりて、氏戸と申し侍れど、昔は一町の内を五丈づつにわりて門を立てしかば、八つの門有し也、その中に賤が家居をつくり侍れば、門なかるべきにあらず、其門の前に松竹を立侍り。松はちこそをちぎり、竹は萬代をかざ

る草木なれば、年の始の祝ひ事に、たて侍るべし云云△或説に云、一條院の御宇寛弘の比より、民間専ら門松をいとなみけるといへり。昔より禁裏・院中并に攝官^{○關}などの貴家、門松或は注連かざり營むはなし、是は平生に不淨を入るゝ事なし、民家は常に不淨を觸るゝ多かめれば、年の初に神を祭る爲、あらたに門戸をまふくる儀ならし○禮記月令云、孟春之月、祀戸云々。朱註曰、戸者人所出入、司之有神、此神是陽氣、在戸之内、春陽氣出、故祀之云々△これらの説、唐にも初春に門戸を祭ると見え侍り、和俗の正月の門かざり、見合すべし。

夫木

光明峯寺殿

千首

藤原爲尹

新六帖

行はみな賤が門松たてなべて祝ふことささいやめづらなる

四〇 注連飾

順和名曰、注連、顏氏家訓云、注連章斷、師説、注連之利久倍奈波○日本紀私記云、端出之繩、讀與注連同

○神代卷云、於是中臣神・忌部神、則界以端出之繩、亦云左繩端出、○後成恩寺殿纂疏云、左繩端出、此釋其義、又解其訓、繩者直之義、神道以直爲本、左者陽德、取清明之義、端出者絢索而不整、雪其所餘之芒端也、是質朴而不飾之意、故以直清質爲神明之德、一條之繩而具此三德、即注連也△これらの説、しめ繩と云物は、左繩によりて、繩の端をそろへぬ物也、卜部説などに、うたぬ繩彙を左に綯て端を出す事、七五三とわかつて、天道十五にして成る義、左繩は天道左旋する義也。當世俗に、正月のかざり繩一五三とわかつ事、是九は陽數の極也、神代^{○卷}に云天照太神天の磐戸を出給ひし時、端出の繩をひかれたる也、是淨不淨をわか物なれば、神事にはかならず引事侍り、正月も神を祝ひ祭る心より、製するならし、是を注連かざり或はかざり繩かざり彙などいへり。尤十五日迄門戸に置て、今朝左義長に焚侍る、故に十五日迄を注連のうち飾の内などいへり○歳

時記云、正月朔日、貼畫雞戶上、懸蘆索於其上、插符於傍、百鬼畏之△これらの書説、中華にもかざり繩にひとしき事侍る也。

四一 かざり炭 結炭

篋籙内傳云、牛頭天皇幸后妃八王子及諸眷屬、到廣遠國、滅巨旦族、切斷其巨旦屍骸、各配當五節、行調伏威儀、門松巨旦墓驗、木云々。○本草綱目曰、白結炭、葬送火爐也云々。○イ本ニアリ、○本草綱目曰、白炭、除夜立之戸内、亦辟邪惡△古老の曰、清明が篋籙之不恒之説なり、信するにたらず、本草に云邪惡を辟の義によるべし云々。然れども俳道又捨す、用ゆべし。

四二 齒朶

爾雅曰、潔音灼、貫衆則是也○吳普本草曰、貫衆、冬夏不死、四月花白、七月實黑、聚相連卷傍生○時珍本草云、此草莖葉如鳳尾、其根一本而衆枝貫之、故名草鳳尾、根名貫衆、其葉兩々相對如狗脊之葉、而無

鋸齒、青黄色、面深背淺○世諺問答云、した・ゆづりは深山にありて、雪露霜にもしはれぬ物なれば、しめ繩にかざりて同じく引侍るにや△ある人の云、齒朶はもろひきと云和名ありて、夫婦の相生を祝へりと云。世俗正月に用る事、冬夏凋すして、齒の朶と稱する故、目出度物なれば也。又裏白と稱する事、時珍が説のごとく、面は深青白、うらは浅白なればなり。

四三 讓葉

塵添チホ、堪囊抄云、今杠カウの字をゆづりはとよむ、世俗正月に是を用ゆ、漢朝には旗のかざりとするよし也云々○字彙曰、杠音岡也、旗竿也、橋也○枕草紙曰、ゆづりはも、なべての月頃は露も見えぬ物の、しはすのつごもりにしも時めきて、なき人の御くひ物にも敷にやとあはれなるに、又よはひのぶる齒固の具にもして、つかひたんめる云々△此本は諸木にかはりて、新葉生出て舊葉退謝する木なれば、父子相續を祝ひてかざれるならし、父子相續にひとしき故、ゆづり

はごも、又親子草ともいへり。杠カウは槲の字を用ゆ、然れども出所儘ならず、識者に尋べし。

六帖

春毎に色もかはらぬゆづりはのゆづるまきはも君が爲ぞ

藏玉クサ 親子草

さし毎に此頃おふるおや、草人にしたしき人やしらん

四四 福藁

△和俗正月に、三箇日或は五箇日は、家々の庭に藁を敷て、これをふくわらと稱す、是又禁裏・堂上方にて沙汰なき事也。民間に、うたざる藁を常にふくさわらと云、此義に依て、歳初の祝詞に福わらと稱する也。是又百姓民間の家屋、尋常不淨なるゆへ、正月の神を祭り勸請申、家内の不淨を除くの心ばへなるべし、譬へば、筵道をまふけて神輿を行しむる義に同じ。

四五 懸鯛

△和俗、鹽藏の鯛二尾を以て、譬へば戸或は竈のうへ。神の棚などにも揚て、是を懸鯛と稱す、六月朔日にいたりて、是を取て食事にあて、祝する也、俗に正月は六月朔日迄といへるも、此義による也○沈約宋

書曰、換舊符時、歳朔常設蘆菱桃、磔カウ雞于宮及百寺門、以禳惡氣△是等の鶏を以て寺門に磔する事、和に鯛をかける相似たり、然れば惡氣を除なるべし。

四六 飾海老

△是も和俗、伊勢蝦と稱する物を以つて、門戸の飾とし、或は蓬萊臺にかざる。按に、蝦をもて海老と稱するは、其形鬚長く生て、高年の者のごとし、是を以て祝事とするならし○時珍本草云、蝦、音霞、俗作蝦、入湯則紅、色如霞也、江湖出者、大而色白、皆磔鼻、背有斷節△和産のもの、此説に相同じ、伊勢又紀伊の海邊殊に産多し。

四七 大服

△元朝に及て、井花水を汲て茶を啜る、呼で大服とす。六波羅密寺の縁起に云、人皇六十二代村上帝、ことに當寺の觀音を信敬し給ふ、或時御惱の事あり、醫藥驗を失ふ、仍て當寺の本尊靈夢の告有て、供する所の典茶を服し給て、御惱平復し給へり、其後毎歳元

且に、當寺の供茶を取て服し給へり、然ば主上の服御するを以て王服と稱して、貴賤是を服すと云々。然れども禁中・院中の官家に沙汰なき事也、若元朝勸修寺家より奏達せらるゝ、荷ひ茶屋など、大服の遺意にや。一説には、中古足利家の時茶道盛にて、貴賤是を賞し、若水を汲て茶に和して祝せしより、萬家此儀を行ふ歟といへり。大服とは、服と福と音相近し、祝詞に仍りて稱するならし。

四八 蓬萊

△和國の風俗、歲初に盤上に栗・榎・海藻・昆布・野老・蝦、其外果類品々、米など積かさねて、來客に是を進め、自分も是を賞す、名附て蓬萊と言、これ仙島に准じて齡を延るの祝儀なるべし、中華に所謂の春盤の類ひ也。尤この盤上の所有種類は、飾とか祝ふとかの詞をむすびて、春に用べし。

四九 春盤

四時寶鑑曰、唐、立春日、春餅生菜、號春盤。○杜子

美詩曰、春盤細生菜。△和朝の蓬萊或はにしざかななどを、適春盤と稱する事、害なかるべし。

五〇 搗栗

毛吹草云、飛驒搗栗云々△是栗子の乾けるもの也、諸國の産多し。俗に搗栗と稱す、搗と勝と和訓同じきを以て、勝負に勝の義に准じて祝するならし。栗の説秋の部に註し侍る也。

五一 圓柿并串柿

△是皆白柿の類也○時珍本草云、白柿、即乾柿、生霜者。其法、用大柿去皮、捻扁日晒、夜露、至乾内瓮中、待生白霜乃取出。今人謂之柿餅、亦曰柿花、其霜謂之柿霜。△和俗呼て釣柿と稱す、歲初の盤上又は飾とするは、圓柿或は串柿とて、竹串を以て貫けるものを用ゆ、是又萬物を抓とるの義と謂り、柿と抓と、和訓近きゆへならし。栗・柿の二果、生なるは秋なり、爰に記する所乾物なれば、雜也といへども、歲初の「かざる」祝ふの詞心など侍れば、季を持也、句作

心得有べし。

五二 橘

△和俗橘と稱る物は、錦橘と云物也、總て橘には九種の橘有、本草など江橘と稱するは、俗云蜜柑也、今時蓬萊盤にかざりて橘とするは、錦橘と云もの歟。時珍云、「錦橘、微小軟美可愛、而不多結。」和産のもの相當せり、中華また歲初に是を賞せり。月令廣義曰、「正月初二日賜橘於羣臣。」橘の異説、九月部に註す。◎以下三條、第八卷及第十八卷參照

萬葉六

聖武天皇
橘花者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖降常葉之樹

五三 柑子

時珍本草云、包橘、外薄內盈、其脈瓣隔皮可數。○多識篇云、包橘、今按、加字志順和名云、柑、馬琬食經云、柑子、和名加。△是九年母也、△和産のは包橘也、是又唐にも年の始に賞する也○唐故事曰、近臣賜黃柑、以黃羅包之、人各一枚、是爲傳柑

宴。

五四 橙

格物論云、橙橘屬、樹高、枝葉不類於橘、亦有刺、大者如杯、苞黃皮厚、蹙衄、香氣馥郁、可以薰衣、可以漬蜜、佳實也。○順和名云、七卷食經云、橙、似柚而小者也。和名安倍太知波奈。△これらの説に異あり、然ば格物の説を用。詞林采葉云、「あへ橘、柑子の皮のあつくふつ、かなる有云々。此等の説相當れり、總じてこれらごときの果類は、霜雪を経て凋ざる故に、祝して賞するならし。橘以下の三つの物、皆押出して秋の季物也、歲初に許用せん事、句作こゝろえあるべし。秋の部に註す。○大和本草云、俗にだい／＼と云は、椿に臺二つ有ゆへ也。○多識篇云、橙、俗云多伊多伊。

萬葉十一

作者不詳
吾妹子邇不相久馬下乃阿倍橘乃羅生左右

五五 穗俵

時珍本草云、海藻、爾雅謂之藻、音單、近海諸地采

取、又作「海棠」云々○陳藏器本草云、此有二種、馬尾藻、如「短馬尾」、細黑色、大葉藻、葉如「水藻」而大、海人以「繩繫」腰、沒水取之、五月以後、有「大魚」傷人、不可取云々○順和名云、本朝式云、莫鳴菜、奈々里會、漢語抄云、神馬藻三字、奈乃里會、今按、本文未詳、但神馬莫、騎之義也○下學集云、神馬草者、神功皇后攻「異國」之時、船中無「馬」秣、取「海中」之藻、飼「馬」、故云之「神馬草」○日本紀云、允恭天皇八年二月、更興「造宮室」、河內茅淳、而衣通郎媛令「居」、因此以「屢遊」葛于日根野、九年春二月、幸于茅淳宮、秋八月、幸于茅淳宮、冬十月、幸于茅淳宮、十年春正月、幸于茅淳宮、於「是」皇后奏言、妾如「毫毛非」嫉、弟媛、然恐陛下「屢幸」于茅淳、是百姓之苦、仰願宜「除」車駕之數也、是後希有「之」幸焉、十有一年春三月癸卯朔丙午、幸于茅淳宮、衣通郎媛歌之曰、等虛辭倍過、積彌母阿閉、柳毛異舍、離等利宇彌、能波摩毛能、餘留等積度、枳弘、時天皇謂「衣通郎媛」曰、是歌不可「聆」、他人、皇后聞則必大恨、時

人號「濱藻」謂「奈能利會毛」△前に云説は神馬なれば、莫、騎會の義也、日本紀の説は名乗べからずの義也。俗には穂俵と稱す、とし初の祝に此藻を採て、米穀の俵の形となす、故に祝して稱し用るならし。總て海藻・海苔の類、春に及て發せり、此ものも、これらの義に依て春なるべし、衣通姫の歌も春の詠とみえたり。

夫木 信 實 いたづらに波にゆらる、なのりを木の丸殿にいかでうみまし

同 なのりをかりほす海人のあま衣おのれしほる、戀する哉 通

五六 昆布

本草云、昆布、味鹹寒、無毒、生「東海」○陶隱居本草云、黃墨色、柔靱可食○順和名曰、昆布、比呂米、一名衣比須女○毛吹草云、松前昆布云々△和産諸國に多し、尤東北海のもの上品とす。和俗正月に用る事、よろこぶの義によれり、此もの尤就物也、歲始かざる・祝の詞なくては、春に成がたかるべし。

五七 野老

順和名云、蕪、和名土古呂、俗用、老字、漢語抄用、崔禹錫食經、野老二字、今按、所出並未詳云、蕪、味苦小甘、無毒、燒蒸充「糧」云々○蘇頌圖經云、蕪、根黃白色、多節、三指許大、春秋采、根、今成德軍所産者、根亦如「山薯」而體硬、其苗引蔓○毛吹草云、武藏久津美野老云々△これらの説に、其根鬚を生ずるの儀なし、然れ共漢語抄に野老といへり、思合すべし。和産往々にあり、ことに東國の産よろしといへり。正月に用る事、野老の説なるべし、此もの極て春に許用すべし○拾遺集に、春ものへまかりけるに、つばさうぞくして侍ける女どもの野邊に侍べりけるをみて、何わざするぞと問ければ、野老はるなりといらへければ、

春の野にさころもさむといふなるはふたりぬばかり見出たりや君かへし、賀朝法師

春の野にほる、くみれどなかりけり世に所せき人のためには、み人不知

五八 雜糞
△和俗ふる年製し置たる餅に、大こん・いもじ・蹲鴟・こぶ・打あはび・いりこ・松などをくはへ、煮て糞とし

食ふ、是等のごとき多種をまじへ煮る故に、雜糞と稱する歟。和朝の風俗、悦しき事には、餅を作りて祝する事、前に註するが如し○年齋拾唾云、元朝の朝餉には、かならず餅を食して祝ふ事、漢土の風俗よりつたへたり、汀州嘉靖丁亥志にけるは、汀といふ國の人は、立春の日餅を春て、親しき賓客を饗す、貧乏人は市に買求て、節會をなすといへり△異國にも非などの菜にて餅を煮て食する事あり、これを蔬餅と云なり、本朝の雜糞のたぐひなるべし。羅源の林廻といへる人は青韭供、盤餅面圓といひ、東坡が詩にも春蒿黃韭簇、春盤なご見えたり、これ皆本朝の雜糞也、是を略して俗に糞を祝ふなご云。

五九 五辛盤

風俗記云、元旦楚人拜壽、上「五辛盤」椒柏頌・椒花頌、○時珍本草云、五辛菜、乃元旦立春、以「葱・蒜・韭・蓼・蒿芥辛嫩之菜」雜和食之、取「迎新之義」、謂之「五辛盤」云々△是等の所説、和俗の製する雜糞或は蓬

菜盤などの類ならし。

六〇 鏡草

藻汐草云、鏡草は是正月一日、大内にてもちひのうへにおく大根也云々△大根といはい、正月の季には成がたし、鏡草勿論也。

藏玉 加賀御草

六一 芋

土佐日記云、元日なほおなじ泊なり。△土佐國淡白散をあるもの夜のまどて、船屋形にさしはさめりければ、

云所也

風に吹ならさせて海にいられて、えのますなりぬ、いもじあらめもはがためもなし、かうやうのものなき

國なり、もごめしもをかす云々○延喜式大膳曰、正月、最勝王經齋會、供養料芋六合云々。

六二 芋頭

△和俗の元旦の奏に芋を用事也、既に舊たり。又芋頭を用る事、萬物の頭を領するの祝意也、芋頭を蹲鴟と云、文選なんごにも出たり。芋并に芋頭は秋の季

物也、句作意得べし。委説秋部に述たり。

六三 押鮎 詔陽魚

江次第云、元日、押鮎、坏煮鹽鮎坏云々△土佐日記曰、たいをし鮎の口をのみぞすふ、此すふ人々の口を、押鮎もしおもふやうあらんや云々△是等の説、皆齒固の具也、總じて鮎は年魚とて、年始に用ゆる魚也、延喜式なんごに、諸節會に用る國栖魚といへるも鮎也。民間にくだつては、鮎のいたつてちひさきものを詔陽魚と稱して、俗にごまめと云物也、是を武家に小殿原と稱し、農家には田作りと呼て、年始に用、其源押鮎より起れるならし。

六四 數の子

拾遺 物名 箸籠のなまにせんかまへたるおしあゆかすな鼠さるべく
東醫寶鑑云、青魚○大和本草云、青魚、和鯉に似て大也、長一尺餘、味もいわしに似てまされり、冬春多く取、總州・常州・奥州、ことに津輕・蝦夷等の海に多し、朝鮮よりも來る故、箕紫の方言に高麗鯉と云△東

醫寶鑑に此魚を記す、その形状かごに能合へり、昔年朝鮮人に、或人かごの魚を尋しに、青魚といへり。又一名をにしんと云、其子乾たるを俗にかすの子といふ、世俗是を年始及び婚禮に用、按に、本草に所謂青魚と與、此別也。按るに、かごの詞かすに通ず、和俗の子孫繁多を祝して、數の子と呼もの也。

六五 開牛房 開大豆

△考るに、ひらき牛房は、牛房の中空ならざるものを用て、熱湯に投じ、其儘引上て、眞菜板の上に置、板を以て押ひらきて、麻・醬・椒粉等を加へて調ふる也、食すに脆く、其イホ香氣はりくとして佳也。又た、い牛房といふ、中空成なき也。ひらき豆は、白豆を鹽煎にして押ひらきたる物也、此二種、家毎三箇日雜煮の饌に加ふるの菜とぞ。

六六 俵海鼠

舊事本紀第六云、爰送猿田彦神而還到、乃悉追聚はた廣物のりもの、以問言、汝天神御子仕奉耶云、時諸魚皆仕奉日之中、海鼠不白、爾天鈿賣命謂海鼠云、此口

不答之口、而以紐小刀、拆其口、故於今海鼠口拆是也○時珍食物本草云、海參○五雜俎云、海參、遼東海濱有之、一名海男子○順和名曰、崔禹錫食經云、海鼠、和名似、蛭而大者也△和俗海鼠を呼てなまこと云、煎海鼠に對して也、冬月賞すれば、尤冬の物也。又年始に俵子といふ、其義未詳。按するに、此ものを子と稱するは、貴子は太郎と云、よつて太郎子杯云ふべきが、たはらこと略して云にや。太郎は男子の稱也、此物海男子の名あり、可思合、此物の形男根に似たり、故に海男子共云、猶冬の部註之。

六七 太箸

説文曰、箸飯鼓也、从竹者聲、今俗作節、或作箸○索隱云、顧氏云、稽音筴、漢書作箸、箸者食所用也。留侯云、借前箸、以籌之。禮記曰、羹之有菜者用挾、挾亦箸之類。鄭玄云、今人謂箸爲挾提、○事物紀原云、禮記曰、飯黍無以箸、韓子曰、紂爲象箸、觀之明箸前有、商紂始以象爲之耳○順和名曰、箸、唐

韻云、筋和名也。匙也、字亦作箸、兼名苑一名挾提△和俗年始に用る箸を、尋常より太く作りて太箸と云、此儀禁裏・院中・堂上など曾て沙汰なき事也、只民間にあるならし、いつの頃より如斯するにや。或説に、箸の折るゝは落馬の相といへり、足利家の將軍義勝幼少にて治世の時、元朝儀式の箸折たり、其年の秋落馬にてうせ給ぬ、御舍弟義政續て治世ありしに、元朝の箸を折ざる様に、家臣達取あつかひて、ふとく削りて供せしより、足利家には歲始の太箸を用ひられしとかや云侍る。是も慥なる故實にあらず、只民間に元朝羹のもちひなど喰ふに、其の便ある故にや侍る、猶識者に尋求むべし。

六八 畫鷄

拾遺記云、堯在位七年、祇及國獻重明鳥、狀如雞、或一歲數來、或數歲一來、國人莫不掃灑門戶、以望其來、或刻金寶爲其狀、置戶牖間、則鬼類自伏云、今人每歲元日刻畫爲雞於戶上、蓋其遺儀也△按

に、我朝いまだ畫鷄の故實なし、作者心得べし。

六九 白獸樽

魏書曰、正旦、百官上壽、設白獸樽于殿庭、有人能獻直言者、則發尊飲酒△是元日に、兎鹿の肉を喰て酒をのみ事とかやいひ侍る、我朝にも齒固に、昔は肉を獻せしとかや、然其も名別也。

七〇 年玉

舊事本紀、神武天皇元年辛酉春正月庚辰朔、宇麻志滿治命奉獻天瑞寶、乃豎神楯以齋、亦立今木、亦五十櫛、刺繞於布都都弓劔太神、崇齋殿內、即藏天璽瑞寶、爲天皇鎮祭之時、天皇寵美特甚、詔曰、近宿殿內矣、因號足尼、其足尼號自此始矣。○原本朱抹、イ本此天の瑞を奏せられしより、代々の天皇、元日の朝賀奏瑞とて、二人の者庭にすゝみて、去年の目出度嘉瑞を國々より申せば、それを記して、今日奏し祝する由也、これ皆君を賀し世を祝する禮儀の信也。おぼろげながらも民間にいたるまで、年始に音

物を相互に贈答するも、人を賀し春を祝する祝儀の信也。たゞ和俗の年玉と稱するは、おのづから瑞寶の儀に相似たるも、宜なりけらし、しかれども禁裏・堂上において年玉の祝なし、當代内々の儀には、女禮などにて侍るよし也。今按、年玉は年の贈答の略語か。

七一 毬打

續日本紀、聖武天皇神龜四年正月、數王子之及諸臣子等、集春日野而作毬打之樂、其日天忽隱雷雨電、此時宮中無侍從、乃侍衛敕、行刑罰、皆散禁於授刀寮、而妄不得出道路。○校訂者曰、此文今於改禁ノコト神龜四年三月ニ出ヅルノミ。按フニ、是ハ著者ガ諸書ヲ參考セル自按ノ文ニアラザルカ、萬葉集ニ出セルモノ、亦授刀寮散禁ノコト。○顯昭袖中抄云、十節錄曰、黃帝取蚩尤頭、毬之、今毬杖是也、以彼例、漢土年始用、件事、國中無凶事、仍日本國學、其例、打毬打云々○增韻曰、毛毬、古謂之鞠。○唐僖宗傳記云、僖宗能擊毬、謂優人曰、朕若應擊毬進士舉、須作狀元。○世諺問答云、木丁の玉うつことは、何ごとにかたどへ侍るぞや。答、も

ろこし炎帝の臣に蚩尤と云て惡人、涿鹿といふ所にて黃帝のためにうたれしゆへに、其惡靈疫病と云神になりて、國土の人民を亡ぼせり。是によりて末の代に、疫病をおそれしめんために、蚩尤が身分をづたづたにわかちて、ひとつも殘さじのはかりごとにて、正月にはかの眼の中の瞳を抜て、木丁の玉にして打事にせり云々△袖中抄・世諺問答おなじ趣なり、然ども中華の書に、これらの説たしかに見えずといへり。萬葉などに玉きはるなどよめるも、年始の毬打をいふと云説も侍り。增韻また唐史などにいふは、毛皮にて作る、日本の蹴鞠の鞠に類せり、日本には木にて造る、近き比のよし也。必竟今世女子の翫ぶ手鞠は、毛毬にちかき物也、昔は木毬なりしと也、然ども後成恩寺殿の世諺問答に木丁と遊されたれば、其比も木毬にやいぶかし、只々男兒の翫ぶに、地上石間擲つ便ならんかし。昔は王臣ともに翫び給ひけるにや、此儀聖武の紀に見えたり、又後鳥羽院は稚き御時に、この外毬打を好給ひけると也。高雄の文學上人、故ありて

禁獄の時、腹立て此帝を毬打冠者と詈られるよし、平家物語に侍る。又俗に振々と稱して、毬をはらふ物有り、是毬杖と言物にて、杖のさきにて附る物也。當代も古來のもやうに變じ、二三歳の幼兒の、ちいさき毬打を紙上又は薄板に貼し、鶴龜松竹など造て、是を毬打に限るやうに稱し、其餘を玉ふりくると各別に呼ぶ、大なる非也、いづれも木丁と稱すべし。

萬一

問人 連老

玉刻春内乃大野爾馬數而朝布麻須等六其草深野

手毬 劉侗帝城景物錄云、抓子兒、正月元日、是月也、女婦間、手五丸、且擲且拾且承、曰、抓子兒、丸用象木、錄磔爲之、競以輕捷、△これらの説をもて初春に許用すべき歟、猶所好にしたがふべし。

七二 胡鬼の子

世諺問答曰、おさなき童の、こきの子とてつき侍るは、いか成事ぞや。答云、是はおさなき者の蚊にくはれぬまじなひ也と云、秋の始に蜻蛉といふ蟲出來ては、

蚊をとりくふもの也、こきの子と云は、木連子などをとんぼう頭にして、羽をつけたり、是を板にてつき上れば、落つる時とんぼうがへりのやう也、さて蚊を恐しめんが爲に、こきのこととてつき侍る也△これらの説のごとく、蜻蛉の蚊をくらふ事、本草にも註せり、此板を羽子板・鬼板などいへり。表には、譬ば大臣家などの内々の祝儀の體、裏には爆竹の體を畫きたり、寸法定まらず。

七三 濱弓 濱矢

世説問答云、蚩尤が眼のなかの瞳をぬきて木丁の玉にし、かの眼のふくりんは三重なりし故に、弓ある時の的に、三重に繪をかきて、中の瞳をば除きたり△或説に云、しかれば正月に射戲する濱弓は、蚩尤が眼を破る義なれば、實は破目弓なるべし、通唱の宜しきより、濱弓・濱矢と稱す。又魔を破するの意にて、破魔弓とも書よし侍り、濱の字に心なし、只借用して書也。吾妻の方の子共、細繩をまろめ玉と

して、打時は破魔まいると聲をかけ打を、破魔矢とて、左右に立別れ、玉を射とめたるを勝とす、昔は都にも射たると也、これらも瞳を射るの義也云々。然ども前にも註することく、蚩尤が事浮説にして難信、只諸書に記すことく、年始に射る事、昔は禁裏にも行はれたり、其遺風民間にのこりて傳るならし。中華にも年始に射戲する事みゆ。北史卷九十四、倭國列傳云、「每至正月、必射戲飲酒、其餘節略與華同。」これらの儀、只治世にも武をわすれざるの謂也。

七四 初曆

續漢書律曆志曰、記稱、大槲作「甲子」註、呂氏春秋云、黃帝師「大槲」△此儀は只民間にいふ所也、禁裏は冬十一月朔日、南都幸徳◎井原氏の某、來年六月迄考たる曆を、大間に書進す、又六月朔日に、十二月迄考へて奏するよし也。民間にも右幸徳并に賀茂氏考る所の新曆、十一月朔日に進奏するの便、大經師所幸徳などより申請て、是を版行して世にひろむ、是を大經師曆

と稱す。又伊勢神宮の御師などより祓に添て送る、是をいせ曆と稱す。又豆州三島より出るは三島曆とて、書たる物也、版にはあらず。總じて是等民間にも、舊冬より行ふといへども、新年に用ゆる物なれば、初びらきなど結べば、春の事也、古曆軸など冬に許用す○日本紀、推古天皇十年冬十月、百濟僧觀勒來、仍貢曆本及天文地理書、陽胡史、祖玉陳習曆法云々○續漢書律曆志曰、黃帝造曆○唐律曆志曰、開元九年、詔、僧一行、作新曆、名開元大衍曆○呂氏春秋曰、容成造曆○尸子云、義和造曆○順和名云、曆和名古與美

七五 吉書始

羅山文集云、我朝年甫寫字者、皆稱「試筆」故「試簡・試免・試類・試觚・試毫」或稱「試春」此皆然。蓋叢林家作偈者之所「初爲一乎、官家先儒學士之文集、未之見也、宋六一居士有詩筆之詩、有「試筆之好惡」也△和俗、歲初に字を始めて書るを、曆に吉書始と云、其外書

物筆はじめなど稱す、勿論なり。筆を試るをも歳首の事とす、其儀道春が説のごとし。尤歳初に限らず、筆をこるは筆を試る也、然れども近世歳首の事にいへば、その通にして春に用んも又可也。風雅による人が、詩歌連歌俳諧のみづから作意したるをば書し、さなければ古詩古歌のめで度を書初る也。凡俗に用るは、

朗 詠

長生殿裏春秋富、不老門前月日遲。保 胤

あら玉のましの始めに筆とりて萬のたから書そはじむる

七六 著衣始

論語郷黨篇云、吉月必朝服而朝。朱子註、吉月、月朔也。○李氏曰、周禮云、正月吉、所謂月吉也。△曆に曰、きそ始とは、あたらしき衣装をば著初る也。是等の説、強て正月には限らずといへども、月の朔日に衣服を改るといへば、増て正月は一年の初なれば、中華猶其儀あるべし。和において、官位ある人は衣冠を改め、又は士農工商までも、禮服を整て新年を祝する

也。曆に云きそ、著衣とも又衣装とも書す、衣をそどもよむ也。衣裳とは、きぬをきと略、もすそをそと略したる也。

七七 年男

△古來官位武門によらず、家臣の内に壯健にして不淨の障なき者を選て、歳暮より年始之諸神祭・諸儀式調用の賄を勤しむ、注連繩・鏡餅・若水・節分・打大豆等、皆此人の勤る所とす、是を年男と稱す。民間にも當家士農の人の方には、此役を課せてつとめいとなましむる事也、いづれの代より行來りしやしがたし、猶好士の人に尋ねべし。

七八 祇園削掛神事

元朝 實刻

神社啓蒙云、祇園社、在山城國愛宕八坂郷、所祭之神三座、牛頭天皇素戔、八王子東神代卷云、五男三女神、少將辨、奇稻田、姫也、西、△祇園者素戔鳥の尊にて、歌の祖神にてまします也、神縁その一二を記す、猶往見あるべし。○根元抄云、昔常住寺十禪師圓如大法師、依神託、貞觀十八年奉移。山城國愛宕郡八坂郷樹下、其後昭宣公感威験、壞壞雲

臺宇、建立精舎、△當社けづり掛の事は、元朝寅の時拜殿に壇をしつらひ、神供として葩餅俗にお舌云。并に卵杖廿四本を獻じ、拜殿の四方四隅に、削掛と號して、

松の片散木を麻絲にて束て十六丸を置て、時に及て社務の僧壇上に向て祓を行ふ、社僧は本社下陣に伺候して、おなじく中臣の祓を唱ふ。宮司年蒔の人、此削掛に火を點じて庭燎をなし、扱御桶と云器物に關物を汲て、頭に戴き、拜殿の四檐を遶事三逆せり。此祭禮の説、或は素戔鳥尊の大蛇を斬り給ひし遺意の祭禮など申説侍れど、社家者流の説、元日の朝拜にて、天下安全の神祭也と承る。又此削掛の火勢を東西にして、近江丹波と稱して吉凶を云ふ、是當所に限らず云ふ事也。上代大嘗會などの由紀・主基の國を定めらるゝ卜食の遺風をいふならし、今云所は俗説に近し。此宵當社に參籠の老若、神前にて一切惡業凶事の旨を大音に云罵り、後には神事行ふ、社務宮仕まで惡口する事、大略の儀にあらず、これ一歳の

凶惡を除祓する心ならし。此削掛の火を參詣の貴賤取來りて、元朝に祝する羹を炊ぐといへり。

後拾遺

ちはやぶる神のそのなる姫小松萬代ふへき始なりけり

衛

七九 朝觀行幸 二日

舊事本紀二十日、正月二日、天皇幸朝、太后宮、天皇於南門下舞、自門至階、敷茅禘三重、唯天皇幸禘上、諸卿之禘下、天皇步地、尊親母也。先太后奉禘、次天皇奉禘、是又孝順之禮也。奉饗三獻已辭御云々◎原本未繪塗、抹、イ本ニアリ。○周禮春官曰、大宗伯、春見曰朝、夏見曰宗、秋見曰覲、冬見曰遇、時見曰會、殷見曰同。註、此六禮者、以諸侯見王爲文。○公事根源云、朝觀行幸二日、是は天子、年の始に上皇并母后の宮に行幸成事有、嵯峨天皇大同四年八月に朝觀の儀は始る。嘉祥二年正月廿日に、仁明の御門の母后に朝觀のため、冷泉院に行幸なる時、御門南階を下りて、笏をたゞしくして跪き給ひし事も侍るにや。周禮に春日朝、秋日覲と見えたり、是朝觀の心也。漢高祖は、五日に一度父

事也○貞徳師の云、大臣の大饗は、かならず外を借
るが故實にてはなし、我亭せばき時は、女院の御所
にても借り給ふ事、くるしからずと云が故實也○按
に、上に記する所、おほくは初任の大饗の式なりし、
◎猶可考。又江次第を披見するに、絲竹の御遊は、先
雙調を奏し、次に平調を奏するよし見え侍る、これ
ら雙調を、春の調子に用るの心ならんかし。後拾遺
集、入道前太政大臣大饗の屏風に大饗歌書たる所、

君ませまかりつるかひ來にけらし野への雉子はこりやしつらん

八二 臨時客 二日

公事根源云、臨時客は、攝政關白家に春の始、大臣以
下の上達部を招引して遊び侍る事也、定まれる公務
にもあらねば、臨時の客と申にや。大方大臣の母屋
の大饗は、年をへて行侍りしぞかし、鷹がひなど渡
りて、甚興ある事にて侍りき。これは藤氏の長者、朱
器の饗をまふけ侍る也、大臣家には様器の饗をぞ備
ふる也、臨時客にも尊者など有て、よのつねの大饗

の儀式に同じ、はてつかたには御遊ありて、催馬樂を
うたふ。近比は攝關家も、かやうの事絶へたるぞ念
なく侍る。

後拾 小 辨
むれてくる大宮人は春をへてかはらすながらめづらしき哉

八三 兩本願寺松囃子 二日

△京都東西の本願寺に、松囃子の能侍る、其役皆御堂法
師是を相勤る也、いと興ある事にて侍る。近比は兩
寺ともに絶てなき由也。本願寺の由來、十一月部に
註す。

八四 天狗酒盛 二日

雍州府志曰、愛宕寺在建仁寺南鄰、本尊觀音也、千觀
内供奉之開基、而與金龍寺通、外門之二王像、佛工運
慶・洪慶之所作也。始在車屋町二條北、於今其所
謂二王門町、未詳爲何寺之二王門、中世其所人、
寄附斯寺、建門而安之、本坊謂念佛寺。每年正月
二日夜、門前大神人聚、方丈、作酒宴、是謂天狗酒
盛。其後赴本堂牛王加持之場、鳴大鼓、吹法螺、其

體喧雜、故稱天狗酒盛者乎△古老語云て、天狗酒盛
と云事、いにしへ此犬神人に兩座有、毎年愛宕寺の
修正會の夜、大坊に來り酒宴をなして後、萬歳樂を唱
ふ、たとへば西座東座お總僧と、たからかによは
へば、其座の方より一人立て、萬歳樂々々々唱へて
入、又東座呼べば西座、是に同じく、一獻々々に如斯、
次第に上座に至り、又若人より老人に及ぶ。此度の
萬歳樂は、東の方背高し、又西の方背高しなど、も
て興じけるに、今年今年は東の方背くらべに勝たるごとて、
一年の吉凶をいひごみあへるに、いづれの方にや、
人に勝れて背高き人ありて、片座のみ毎年勝ける。
然るに才覺の者ありて、其身の腰に輕衫などいふめ
る物を著て、年頭の杖木を懷中して、件の背高の、例
のごとく一座の頭を取て入たる所へ、彼才覺の者、兩
の腕を小袖の内へさし入て、今時童など見越入道と
かやいへるごどくに、小袖をかのしもにて指上た
れば、何人か是につやくべき、今年は珍らしく、こ

なたの方勝けるなど云の、しる。又の年、件の高法
師が、彼才覺者の唱歌を出しすまして、件のしもと
にて小袖を指擧たれば、又誰か此背高法師に及ぶ者
あらんや。其後はたがひに公家武家の雜人奴僕など
をたのみて、背くらべの勝劣を論ふ、後には京わら
べの背高きものは、物すきにて宴座に出で、背の高
きを稱美せらるゝやうになん有ける。其行粧、輕衫
或は豎著に股引など下に著て、小袖を指上たる姿な
ど、繪に畫る天狗などいふめる者に似たれば、京童
の名附て、天狗さかもりとは申ならはしたり。此儀
は八十年計、九十餘年絶たる事となん、今は形のご
とく行ふ物也。

八五 庭竈

説文曰、庭宮中也。又云、竈炊竈也△此事、公家武家
など有し事不聞、京都の地下にも昔は有けるにや、
當世沙汰なし。田舎には正月注連の間、尋常の竈の
外に、庭上に圍爐裏を構へ、新しき筵をのべ、戸口

に清き筵を暖率。○麻カのごとくかこひ、家來の男女、出入の者など参りつごひ、火を焼て藥酒又は餅をほこらかしなど、食飽て遊ぶ事侍る、是をにはがまといふ、いかなる遺意にや、聖代に民賑ふと云心にや。

八六 藏開

説文云、藏、匿也。徐鉉等按、漢書、通用藏字、从艸後人所加也。又曰、困、廩之圍者、从禾在口中、圍謂之困、方謂之京。又云、庫、兵車藏也。○順、和名云、兼名苑曰、困、一云、廩、萬呂。一云、藏、與奈。一云、庫、豆波毛。△和俗の農工商の類、歲始に藏を開き、積蓄の金銀米錢に限らず、一切の貨財を取出して、用に先て賣買の事を調ふ、尤其年の始なれば、吉日をえらみて庫藏を開くと云なめり。

八七 店卸

△是又商賣の輩、蓄へ置たる物の員數を、多少分際何によらず、歲首に改る事也、これ今年賣買する貨財を、今市店也。○取卸すの義也。○崔豹古今註云、店

置也、所以置貨物之物也。○順、和名云、店家、四聲字苑云、店、都念俗云、東西町是也、坐賣物舍也。△俳諧に用る所の店は、居所に二句去也。

八八 船乗初 舟玉祭

神代卷一書、次生鳥磐檣樟船、輒以此船載蛭兒、順流放棄。○日本紀曰、神武天皇戊午歲春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波之碕。又云、崇神天皇十七年庚子秋七月丙午朔、詔云、船者天下之要用也、今海邊之民、由無船、以其苦步運、其令諸國、俾造船舶。冬十月始造船舶。○淮南子云、見蠶木浮而知爲船。○周易曰、剝、木爲舟、削木爲楫、舟楫之利、以濟不通。○呂氏春秋曰、虞均作舟。○物理論曰、化孤作舟。○墨子曰、巧倕作舟。○山海經云、番禺作舟。○束皙發蒙記曰、伯益作舟。○世本云、鼓貨狄作舟。註曰、黃帝臣。○楊雄方言曰、自關西謂舟爲船、自關東或謂之舟。○説文云、舟、船舶也。○廣韻曰、舶、海中大船。○順、和名云、船、都具能。又云、艇、小船

也、釋名云、艇、一二人所乘也、唐韻曰、舴艫、小漁舟也。

利和。釋名曰、艇小而深者曰艇。和名太加世世。又云、

艇、艇薄而長者曰艇。和名比良太。俗用高瀬舟。○和訓義解云、ふね

は、うかぶめぐるの上下略の稱に通ず、又禰は根也、

岩根岸根にうかぶ也。△和朝において船を用る者、歲

始に乗物迎、二年の祝儀をなす、曆にも記て、「船玉祭、

攝津國風土記云、美奴賣松原、今稱美奴女者、神名、其

神本、居能勢郡美奴賣山者、息長帶比賣天皇幸筑紫

國、時、集諸神祇於川邊郡内神前松原、以求禮。○社福

于、時此神、又同來集曰、吾護佑、仍諭之曰、吾所住

之山、有須義之木、名宣代、採爲吾造船、則乘

此船、而可行幸、當有幸福。天皇乃隨神教、遣命

作舟、此神船遂征新羅、還來之時、祠祭此神於斯

浦、并留船以獻。又名此地曰美奴賣、又云敏馬

浦。攝津の住吉の社の側に、船玉神とて小船有、是

則船神にて侍れば、美奴賣の神を祭れる也ともいへ

り。然ども船魂の義は、住吉社家者流の、神祕也と

て談せざる所也、識者によりて尋べし。此舟魂を、尋

常も船中に崇奉る所也、殊に歲首には、餅、葩、神酒

其外乗具也。○杯整て此神を祭る、さも有べき事也。尤

舟乗初は只も春也、「舟魂祭る」祝ふなどは、春に

て神祇成べし。

八九 馬乗初 飛馬

時珍本草云、按、許慎云、馬、武也、其字象頭鬣尾足之

形、牡云騶、音。曰兒、牝曰駘、曰課、曰草、去勢

曰騶、一歲曰騶、二歲曰駒、三歲曰騊、四歲曰

騊。梵書謂馬爲阿濕婆、馬應月、故十二月而生、

其年以齒別之、在畜屬、火。○周禮曰、馬八尺以上爲

龍、七尺以上爲騶、六尺以上爲馬。○李伯樂作相馬

經云、凡相馬之法、先除三羸五驚、乃相其餘。大頭

小頸一羸、弱脊大腹二羸、小頸大蹄三羸、其五驚、大頭

緩耳一驚、長頸不折二驚、短上長下三驚、大略短脇四

驚、淺體薄脾五驚也。○家語曰、顏回望吳門、馬見一

疋、鍊、孔子云、馬也、然馬之光景、一疋長耳、故後人號

爲一疋故也○風俗通云、馬夜行、目明照、前四丈、故曰一疋○順和名曰、馬和名、牝馬一名驛馬和名、牡馬一名駁馬和名、駿馬漢語抄云、止駁字萬、日本紀、駿馬、漢語抄云、於平萬、私記云、須久禮太留字萬、鷲馬、曾岐字萬○和訓義解云、ひまは、馬の音音ま也、ひはまの助紐也△陰陽曆曰、「馬乗初、又飛馬始」と云々。是を以二事とす、心得がたし。飛馬は稱美の詞也、和邦の武門の祝する乗物なれば、かく云にや。又一説、ひめは馬の梵語也と、未考。

九〇 湯殿始

説文曰、湯熱水也、从水、易聲○月令廣義曰、元日服蒼朮湯、又沐浴及焚之、卻病辟邪無瘡△和俗の歲始に沐浴するを、湯殿始と云也。

九一 水祝

△和俗の云、年新たに娶し男に、歳首若水を祝ふとて、水を浴させる事あり、是を水いはひ・水かけなど、◎云往昔はなき事也。永祿正親町院御宇の比、管領三好が家臣松永彈正が姪女を、我家の寵臣性氏可考に妻合せし時に、

此たはぶれをなし初しとかや、年若き輩血氣の盛なるに任て、此戲をなし、身をそこなひ、或は口論鬪諍に及ぶ事侍る、慎て相止め、強て好むべからず。近世は心有世風に慣て、水懸の祝ぎとて、金銀に濃染たる手桶に、鶴龜松竹など書て一雙ならべ、新に娶たる男の許へ相送る、是を受納して、謝禮のため招請して酒飯を喰し、水掛振舞と稱す、さもあらんかし。

九二 福杖

養生日覽云、昔齊人歐明者、乘船過青草湖、忽風起過、◎遇晦暝、漂泊、漸逢青草湖、止千彼家、語曰、君所願富貴金石等、吾子◎予之、歐明未知答所、傍有一人、告歐明曰、君唯求如願、餘物可勝、歐明依其人語、望乃喚如願、即是一小婢、湖君語明曰、君領取至家要物、但就如願、所願必可得、明歸、數年而遂大富、後至歲旦、如願起、明怒而鞭、如願潛糞掃中、忽失所在、後明家大貧云々△これらの説によらば、歳首人に鞭をくはふる事凶事也、然ば子弟

家僕の非義、無據歳首にも教訓の杖をあつ、是を福杖と稱す、轉凶の謂なるべし。上に記するの條々、おほくは二日三日の鳴なれば註爰。

九三 初芝居 三日

雍州府志云、有歌舞妓者、元出雲大社巫女有號國女者、一轉神樂而歌舞、是古所謂白拍子之類、永祿年中、有名護屋三左衛門者、元武人而落魄生也、在京師、則與國女密通、共謀之、作歌舞妓之曲、稱猿若矣。三左衛門所每赴之娼家、奴隸男有猿若者、性魯鈍、不通人情、三左衛門常玩之、至今有狂言猿若、遂於祇園社南門、開場催之、是歌舞妓之始也。自茲遊女長佐渡島某、使遊女妓者、歌舞并施、藝能良賤羣集、誠誑人心者、無過之、於茲禁女藝△當世は京四條河原、江戸にて堺町・木挽町、大坂道頓堀など、假屋をかまへ、是を常芝居と云。芝居は、南部の興福寺南大門前、二月蘇能より出たり、これら皆正月二日より藝能をはじむる、初かぶき又初芝居などいへり、又狂言のあ

らたに春に至て替るを、二の替と云へり、近代二の替を春に許用せり。

九四 御諷初 三日

自遣往來又云江戶往來。曰、正月三日入夜、爲御諷初、酉刻大廣間出御、伺候之大小名、令著長袴刷裝、四座之猿樂羣居板縁、御囃子三番、所謂老松・東北・高砂是也、折々小謠唄之。從諸候所獻之御盃臺、銘々披露有之間、御酒宴也、御作法之結構、言語道斷、難顯筆端。候門々警固之挑燈者、輝櫓多門、燒争篝火者映堀水、不異白晝候△今夜の御諷初は、觀世太夫専ら掌り、先御前へ款冬の御臺物を獻す、此時に觀世太夫、四海波靜にてと發聲をいたす也、此時伺公の大小名、所著の長袴の肩衣を脱で觀世に給ふ、此肩衣翌日に至て、諸家の大小の格に◎准して金銀を相贈りて、かの肩衣を取戻す事となん、是等を御諷初或は松囃子と申也。然れば公方家より武門にいたり、今民間において歳初に賞するならし。

九五 裏白連歌 四日

雍州府志云、北野宮、正月四日有裏白之連歌、凡連歌之懷紙四枚也、中古執筆人、誤脫「片」不記之、自是爲「流例」、存「片」白紙、又別添一枚、爲「五枚」、依之謂「裏白連歌」。

九六 三ッ物連歌并俳諧

是又歳首、連歌・俳諧において三ッ物と稱し、發句・脇・第三と、作者も三人にて編るを云也、其意味さまさまの口傳侍る事ならんかし。連歌においては、紹巴・昌此・玄仍の、歳旦に北野へ奉納せられたる第三附侍る、これらや始ならんかし。俳諧には、貞徳老人の編給へるより始まりて、歳旦ごとに諸家の宗匠競て版行として侍る事也。立甫流には、是を第三附といふ也。連歌・俳諧の起りは、此道の人よくしりて家々に傳ふ、不及記、三ッ物の最初、次下に記之。

天正十七歳元日
春のいろ空にや染るけふの雨
山ものころの雪の朝戸出

紹巴
昌此

日の影にみれの霞の晴初て

同 長閑なる春とや去年のけふの雨

霞にめぐる玉だれのつゆ

同 雲の羽風に梅のかほり来て

たえの春や山下の水にけふの雨

同 雪問そひ行野への遠近

へかたの深田や返し初つらん

右連歌、三ッ物の始りとかや傳へ侍る。又俳諧には、

慶安二年己丑元日

めぐりあふ輪王の御代の春日哉

讃もたいらに霞む山海

花見には種々の珍物調へて

其後逐年立甫・良徳・西武・季吟・安靜・重頼・梅盛などいへる柿園の門人、おのゝ門弟をあつめて、三ッ物出版有事也。

九七 初寅詣

元亨釋書云、鞍馬寺者、大中大夫伊勢人之所創也、大夫歸佛尤篤、常云、安得勝地、建道場、安觀音像。延曆御宇之間、夢往城北之山、有翁鬚髮皓々、告云、

此地甲天下、山似三鉢杵、常出五色雲、汝營練若、利益無量、大夫夢中間云、誰乎、翁云、王城鎮守貴船明神也。覺而未知何處、大夫有白馬、常所騎也、裝鞍語云、昔摩騰・法蘭載舍利像經白馬來震旦、然者白馬者靈畜也、汝定知我夢地、乃放馬、從一童子。其馬向城北而去、至一山河、駐茅草中、童還告此事、大夫往見其地、宛如夢中、適於茅裏得毘沙門天像、削一字「安」像、故號鞍馬寺。○或書、延曆十五年建之云々、大夫以爲我欲安觀音像、今只置天像、願未果乎、其夜夢、童子年十五六計、告云、當知觀音・多門名異體同、覺後解疑云々△彼寺の縁起を尋るに、南都招提寺の僧鑑願、疑云々△彼寺の日、北京に瑞雲を現す、其家壁へば白馬に鞍を裝るがごとし、寺の北より現じて、北京に飛行す、鑑願是を趁て、既に北京の山禁に至り、彼瑞雲のこゝまる所において、安居修鍊す、虚空より多門天出現して、忽天像を得たり、此日適寶龜元年正月四

日寅の日也。然ば天王の日なるが故に、今世正月初寅の日を會式として、天下豊饒の修正をなし、萬民參詣をなすといへり。按に、釋書に云所は、當寺伽藍の成をいへる歟、縁起の旨趣は、天像出現を記して、寶龜年中より已後延曆の比はひ、藤伊勢人所願により、此縁に徳倡して、殿宇建られしなるべし、猶縁起を委く尋しらるべし。

九八 牒絨

△和俗商賈の輩、一年中の日記を書する簡をした、めて、祝する日也。帳面に大福の字を題す、其根源、洛陽の上菩提藥師堂大福寺より始れり。縁起云、本尊は推古天皇六年庚午、聖徳太子彫刻し給ひ、大和國廣瀨郡宮田郷に伽藍を建て、藥師を以て本尊とす、造營こと終りて、大工・鍛冶諸商人に金錢を給ふ、おの富貴の身となる。奈良・北京・難波・堺の輩、此縁起にあやかりなんこて、年始此堂に來り集りて、帳の上書を大福帳と號する事、大福寺によりての義也。

元和に、伽藍共兵火の災にあへり、其後又龜の頃此京に本尊をうつし、大福帳の儀も猶侍りしに、一世の住僧隠逃して、年始の羣集をいとひて停止し、今は其儀なし。

九九 春卸

△鞍馬寺を出る事、京の方へ敷町にて、右の方に松の尾といふ山あり。其地の土人、山上に小屋を建て、菊畚に長き繩を附、往來の人見かけて、畚を麓の路におろす、是土産の燈石を賣者也、是を求めんと思ふ人は、其價を畚に入る時、件の畚を引揚て、價に應じて其石を入れて下す時とる也、此事尋常は大略ならし。正月初寅、第二第三の寅迄、貴賤の參詣多し、此日専ら有事なれば、春に許用するならし○字彙云、畚盛、土畚也、以草爲索之。

拾玉

くらま山すの篠屋のおくまでも法のまもりのうきふしはなし

一〇〇 女青囊

初寅

肘後方云、正月上寅日、搗女青、末三角絳囊盛、繫懷

中人、吉也、碎藏瘟疫○時珍本草云、女青、蛇銜根也○蘇頌云、蛇銜生土石上或下濕地、蜀中人家、亦種之辟蛇、一莖五葉或七葉、有兩種、八月採根。

一〇一 霞

河圖曰、崑崙山有五色水、赤水之氣上、蒸爲霞○說文云、霞、赤雲氣也○增韻曰、日傍彤雲○順和名云、唐韻云、霞、赤氣雲也○須美○八雲御抄云、霞は夏もいつも、風しづかなる朝に讀べしと、俊成いへり○貞徳式云、霞は發物にて、萬葉集には秋に讀たれど、當代は霧を結びても春也△私云、萬葉には霞を秋と讀也、歌に、

卷二

秋の田の穂上に霧あふ朝霞何時邊の方に我戀やまん

又霧を春と讀也。

同卷七

春山の霧に惑へるうぐひすも我にまさりて物おもはめや

然ども連俳には、霞を春、霧を秋と定たり、詩も又古歌の如し、謝靈運が句に「輕霞冠」秋日、又劉禹錫が詩に「日出三竿春霞消」など侍るには、煙霞雲霧の心

ならし、作者可考○和訓義解云、加須美は萬物かすかに見ゆるの義也○萬葉第十詠霞歌、昨日社年者極之賀春霞春日山爾速立爾來作者不知○錦文 玄靈賦云、雲錦散文於沙内、註曰、朝霞也、○紅絹 古詩云、樓角紅絹一縷霞。○瑞彩 古詩云、瑞彩布空

明△以上三つ物は、霞の異名也。又和名をしまひね、八雲御抄御説白玉ひね、藏玉集或は又白玉ひめとも云。

藏玉

春の山にしら玉姫のたつ時はみまほしげに花をこそまて

霞衣 古詩曰、誰將錦綉絲千綫、經緯天機織未成○御傘云、霞の衣、非衣類。

古今

春のさる霞の衣ぬきを薄み山風にこそみだるべらなれ

霞洞 眞浩詩云、萬里洞中朝玉帝、九光霞内宿仙壇○御傘云、霞の洞、仙境を云也、院の御所をも申也、依句可有差別、共に春也。

類題

清やらで老の棺原の悲しきは霞の洞の雪のましが

霞流 抱朴子云、項曼卿曰、到天上一人、以流霞一盃飲之○書言故事曰、天仙酒名流霞○古詩曰、天

酒和雲液、仙衣照月波○八雲御抄云、ながる霞といへり△私云、世俗の賞する酒をも霞と稱るは、糟の實と云心也、爾然と仙人は、天酒も和訓通用する也。○八重霞 八雲御抄云、八重霞は只深き也、必非八重、一切の物重り多き限を號八重、霜八度も物の限也、算術以九々八十一爲員限云々。○霞の海 御傘云、霞の海、發物也、水邊にあらず。○霞の網 同云、非水邊、霞の似網といふ事也△一説、鳥をとる網をいへり。○霞の谷 同云、山城の名所也、不吉の所なれば、むざと取あつかふべからず△是深草の帝の陵の名也、禁句也。

古今哀傷

草ふかみ霞の谷に影かくして日暮しけふにやあらぬ

家集 小夜ふかく霞の網に入月を引や湧のあまのよび聲

一〇二 佐保姫

連歌新式抄云、大略の姫をば濁りて讀也、さは姫計清てよむべき也○御傘云、佐保姫、立田姫と申は、唐に造化の神と名づけて、春秋の花紅葉を造り出す神也、

然るを日本には、春の造化の神をばさほ姫といひ、秋のをば立田姫と名づくる也、されども神祇にはせぬ也△或説云、佐保とはあれど、さほとはあを也、蒼の字也、口傳。或師云、さほ姫、龍田姫、非名所、されども二の名は、名所にあらずば不可有歟。もし南の京聖武の時代よりいひ習して、佐保山は東、立田山は西なれば、さほ山の春の景氣、立田山の秋の色を擬びて、山姫の名を、春はさほ姫、秋は立田姫といひはじめたるか。里村昌純の

新後登頭 大納言 爲氏 谷風にさくる氷のひまごに打出る波や春のはつ花

一〇三 山笑

郭熙畫譜云、春山淡冶而如笑、夏山蒼翠而如滴、秋山明淨而如粧、冬山慘淡而如眠△此説より、山笑ふを春也、自餘三季又任之。

一〇四 東風

詩邶風云習々谷風。疏、谷之言穀生長之風○爾雅曰、東風謂之谷風○河圖云、風者天地使○古今榮雅抄

云、源富、谷風は東風也、毛詩の註にあり。入雲御抄○萬葉集十七、曰、東風、越の俗語に謂安由の可是○和訓義解云、古知のこは氷の略、ちはちらの略也△私曰、近來あゆの風も春の由、俳諧にいへり、是は國語なれば、押出しては難、用よし師説也。然ども家持が萬葉の歌は、春廿九年、正月の作なれば、國語なれども可用春季にや、所好に隨ふべき也、八雲御説抄に、「此歌は家持が越前守の時作る」と云々。

古今 源富 院 夫木 眞東風ふく花のあたりの風下は時ぞもなき雪ぞつみける

萬十七 大伴宿禰家持 東風伊多久布久夏之奈矣乃安麻能都利須流乎大爾許藝可久流見由

一〇五 春風

易緯云、立春、條風至、春分、明庶風至○爾雅云、春晴日出、而風曰光風○梁武帝纂要曰、春風曰陽風、柔風、慈風○白居易詩曰、今日不知誰計會、春風春水一時來○和訓義解云、かさはふかせの上略也、虚空よりふかする也。

調花 氷めし志賀辛崎も打さけてさ波よする春風ぞよく

一〇六 水温

淮南子曰、積陰之寒氣爲水。又曰、夫水嚮冬則凝而爲冰、迎春則泮而爲水○古詩云、日暖波浮綠、風微浪蹙鱗○説文云、温水名、一曰燂也、和也△總じて江湖の河水池井迄も、陽和に感じて溫柔なるを云也、水ぬるむが春也。

夫木 好 忠 夫木 好 忠 夫木 好 忠 夫木 好 忠

一〇七 暖

説文曰、煖温也○禮記曰、煖之以日月○詩經風曰、春日載陽。註、陽温也○杜甫詩云、杖藜尋晚巷、灸背近牆陰○連歌新式云、あた、か成日のあた、かなるは、春なるべし△今按、只あた、かも春なるべし。御傘云、「日のあた、かなる、可爲春云々、新式如此のするは、只あた、かなるといふばかりは難也、綿・衾・人の膚・飲物などにあた、かなると云詞は、不斷有事なるを、春に定る事いはれず。新式に

日のあた、かなると書たるにて、よく分別すれば、世上の暖氣なるを春と定たる物也、しかれば天氣・空・風・水・世上・野山などの暖なるは、春たるべし。

一〇八 長閑

唐沈佺期詩曰、我行當季日、烟景共春融○杜甫詩云、端拱納諫諍、和風日冲融○古詩云、風日自冲融○説文云、冲、涌搖也。又云、融、炊氣上出也、从鬲・蟲省聲也○唐韻曰、融、和也、又明也、長閑也△和訓には、冲融の二字をのどか共、うら、かともよめり。按に、冲は風水の和也、融は風日の和なるべきか、俗に長閑の二字を用ゆ、出所未考。のどかに静、二句嫌と、無言抄曰、誤りのよし御傘に侍る、さも有べし。東坡内制集、五、「仙家日月本長閑」又陶彭澤詩云「採菊東籬下、悠然見南山」東福聖一國師重陽佛事時、高座登而、アキシベノハナヲヒンガシノマガキノモトニトリテ、ノンドノトシテミナミノヤマヲミルと訓じて、吟せられしと也。

千五百番歌合 山のほの霞をわけて出る日の長閑にめぐる千代の初春 家

一〇九 麗

司馬相如賦註云、麗、美也。○董蒙抄云、東行南行雲眇眇、二月三日日遲々と云詩を、ある人の北野に詣て詠じけるに、少しまごろみたる夢に、とさまにゆきかうさまに行て雲はるく、ささらぎやよひ日うららとこそ詠ずれと、をほせられけるをおもへば、おそしと云心にもやあらん。○拾穂抄云、愚按、うららは遅々と書、日のながき心也。△私に云、俗に麗の字を用ゆ、猶可考。

萬十九

家

持

一一〇 淑氣

張九齡詩云、淑氣林間發、恩光水上浮。○古詩云、北陵凝陰盡、千門淑氣新。○杜甫詩云、花覆千官淑景移。○說文曰、淑、清湛也。○連歌新式和漢曰、淑氣、陽春の事也、只春の美しくやはらか成心也。△私云、新式にも

宇其字其爾照流春日爾比變理安我里情悲毛比登里志於母倍變

麗句に可_レ用字也、春の季に定られたり、俳諧にも和句には、斯様の詞用捨有べきにや。

一一一 雪解 雪汁

杜牧云、蜀江雪浪西江滿、強半春寒去卻來。○東坡詩云、東風融雪汁。○奧儀抄云、ゆきけの水は雪消水也、又雪げの雲は別義也、雪の降らんとして黄雲のたつ也。○御傘云、雪崩れ、雪なだれ、雪間、雪の隙、雪霽、雪の絶る、残る雪、皆春也、淡雪のきゆるは冬也、富士の雪消る、初雪共に夏也。○萬葉第三、不盡嶺爾零置雪者六月十五日消者其夜布里家里。○仙覺抄曰、六月十五日に其雪消て、子の時より下には又降かはると、駿河風土記に見えたり。△私云、雪消をけと略して清るなり、雪氣は濁るべし。

萬十

人

丸

爲君山田之澤爾寒具採跡雪消之水爾雲霧所沾

新古

九條良經

一一二 冰解 凍解

月令曰、東風解冰。韻會曰、漸流水也。徐曰、冰解而流也。○風俗通云、冰流曰測、冰解曰泮、冰壯曰凍、俗云、以天。○蕭千巖立春詩曰、浮漸泡斷春風路。○御傘曰、冰のひまごくる・流る、春也、残る冰・薄冰・冰碎くるも、皆冬也。

草庵集

頓

阿

一一三 殘雪

唐吳融詩曰、三寸冬凝凍、將來暖未饒、玉階殘雪在、羅幕暗香消。○中納言紀長谷雄詩曰、庭增氣色晴砂綠、林變容光宿雪紅也。△貞徳云、「残る雪春也、雪の名殘、雪の空、冬よし。」說わろし、冬も雪げあれど春也。

春なれどなを風さゆる山かけに、こぼりての、こる去年の白雪

一一四 春雪

陳子良詩曰、光映粧樓月、花承歌扇風、欲妬梅將柳、故落早春中。○韓退之詩曰、河南二月末、雪花一尺圍。○朱文公曰、謂草木之花、皆五出、雪花六出也、地六

生水之義。然觀立春之後、雪皆五出、冬屬陰、春屬陽、想陰陽奇偶、天亦不能違。○御傘云、春の雪、云替て二つ有べし。△私云、雪を六つの花といへる、上の説のごとし、然ども春雪を六つの花といはんは、非也。○五雜俎云、每冬春之交、取雪花視之、皆六出、其五出者不能一一也。

一一五 春雨

淮南子曰、若春雨之灌萬物也、渾然而流、沛然而施、無地不澍、無物不生。○太平御覽云、掄莢、春雨也。○釋名云、雨水從雲下也、雨者輔也、言輔時生養。○元命包云、陰陽和而爲雨。△貞徳云、「春雨一、春の雨一、春雨一、以上三物也、さめの詞は、連歌新式に百韻に一也、俳諧には村雨・小雨の内、又一つ也。」一説、連歌にも村雨外に有。私云、音にて用ゆる、口傳。

萬十

作

未詳

春之雨爾有來物乎立隱跡之家道爾此日晚部

一一六 おさがり

△世俗云、歲始にふる雨雪を、おさがりと呼り、按に、是あまさがるの轉語也、雨ふり・雨そぐなど、涙によせある詞なれば、是を忘れていふならし、俳に専ら歳首の季とす。師説云、春の雪は二月迄也、春雨は三箇月にわたる、おさがりは早春に限るべし、春雪も深山幽谷又は寒國うはさ、各別の作也。

一一七 餘寒

杜甫詩云、調道餘寒歷冰雪。○黃晉卿詩曰、春盡餘寒去卻回。○説文曰、餘饒也。△私云、餘寒とは、春にいたりて寒氣残れるをいへり、和歌題にも多よめり。

六百歌仙

春の空はいつまで冬の名残とて霞ながらになをさゆるらん

一一八 互歸 凍歸

廣韻曰、互寒凝也。○禮記註疏云、互閉也。謂堅固陰閉、寒不通。陽處。○杜牧詩云、蜀江雪浪西江滿、強半春寒去卻來。△師説云、これも餘寒の事也、去卻回、又去卻來の三字、共にさえかへると讀べき也、一旦陽

氣いたれども、春寒にさそはれてまた寒く成をいふ。俳には凍かへるなどいふ、同前の意也。餘寒のこゝろをよめる歌、

玉葉

さ文かへり山風ある、さきは木にふりもたまらぬ春のあは家

一一九 春夜

東坡詩云、春宵一刻值千金、花有清香月有陰、歌管樓臺聲細々、鞦韆院落夜沈々。△師説云、春の夜も短きやうに作例多し、然ども夏の夜も心とはかはりめ侍る也、よく可考。

續後

後久我太政大臣

一二〇 春月

事文類聚前集云、元祐二年正月、東坡先生在汝陰、別堂前梅花大開、月色鮮霽、王夫人曰、春月之勝如秋月色、秋月色令人悽慘、春月色令人和悅。△御傘云、春月は有明・三月など云かへて、一座二句と連歌の式也、俳には、其外に臘月或は春月など、聲にて歎、一座四句也、夏冬同前。此説執柄抄に委註す。

續後

いつはさ影はわかれど夜半の月霞は春の物にぞ有ける

一二一 臘月

韻會曰、臘月出貌、臘臘月欲明。○校訂者曰、説文ニ云、月將入也。又云、臘臘初出也。又云、臘月欲明也。等ニヨレ。○韓昌黎詩云、星月掩映雲臘臘。○白樂天詩云、不明不暗臘臘耳。△師説云、「おぼろ」云かへて二つ、「おぼろげ」は結月て春也。

新古今

てりもせすくもりもはてぬ春のよの臘月よにしくものぞなき

一二二 春佐禮

萬葉集云、春在。○仙覺抄云、春ざれとは、春になればと云心也、春之在者と書たるは、或は春のあなればと讀るを、故實にて春なればと點す。あの返しな、或は春しあればと云、しあの返さ也、故に春なればと云も、春になればと云心なり、それにとりて、春になりたるを春ざれとよめるも有。歌、

萬葉五

春ざればまづ咲宿の梅の花ひさり見つ、や春日くらさん

又春の盛なれ共、春の内にてあればと讀も有。歌に、

萬葉十 春ざれば鶉の草ぐさ見えすともわれは見やらん君があたりは又春の過たるをも讀る有。歌、

萬葉十 春ざれば卯花たし我こ文しいもが垣まほあれにけるかも

此歌共は、春の過たるを春ざればと讀りと聞えたり。秋ざればなども准知るべし。○御傘云、「春ざれ・秋ざれ・冬ざれ」は計にて、夏ざれ・朝ざれと云事は、歌にもあるべからず。是は口傳の詞にて、書顯す事ならず、只春なれば、秋なればと云詞と心得よと、歌書の註に先達書をかれし也、師説を受らるべき物也。

一二三 春麻氣天

萬葉集云、春設而。○童蒙抄云、春まけての心也。○八雲御抄云、春かたまけて、此詞一にあらす、夕片設、春かたまけ、冬かたまけなども讀り、皆心はかはらず、物のありまうけたる體の心にもかよひたれども、歌に、

鶯の木づこふ梅のうつろへばさくらの花の時かたまけぬ

此歌は、あなたにさられてすくなき心也 梅花のちりたるほごに、櫻の頃はまたまけたりといへる心也 ○歌林良材曰、かたまけぬ、片設と書り、物のありまうけたる心也、又かた／＼まけたる心にもいへり、又櫻の花の咲まうけたる心にもかなへる也△以上三つの心得也、春まけてはまうけて也、片設ては二義也、童蒙抄説難心得師説。

萬十九

春設而如此歸等母然風爾黃葉山乎不超來有米也

一二四 あら玉の年

○萬葉集云、荒珠乃年。又瓊荒玉。○仙覺抄云、あら玉とは、改ると云心也○連歌新式曰、玉にあら玉、面を嫌ふ云々。一説、荒の字、玉の字に五句嫌ふて、珍の字に面を嫌ふ也△或云、玉はまろばすに、とゞこほらすしてとく走る物なれば、とき心也。貞徳云、無言抄に、あら玉のとしは玉にはあらず、改る心也と記せり、大なる誤り也、あら玉を砥にてとゞゆへ

に、枕詞といへども、おのづから改るこゝろ有故、後後はあら玉の春ともつかけ、又年ともつかけずして、あら玉と計云て春の季を持、年の替詞に成也、然れば荒玉も、五つの玉のうちと心得べき物也。師説云、連歌には、あら玉は玉四つの外也、俳には玉五つの内とあれば、連歌と違ひめなきやう也、たゞ玉々と五つもあるが替りめ也。あら玉は各別なれども、耳にたつゆへに、五の内也と定られしか。あら玉の詞に玉と云心もなく、只改ると云心つよき句ならば、玉五つの外に不苦にや、宗匠の計ひたるべし。

萬二十

大伴宿禰家持 安良多未能等之由伎我散理波流多多波未日和我夜度爾字具比須波奈家

一二五 新き年

古詩云、今日天晴宜麥熟、新年春到報花知。又云、新歲喜今日、舊年猶昨宵。○朱子云、新者革其舊之謂也、又初也○説文曰、新取木也△これも改る心也、詩歌にも多し、立春に讀り。

萬十九

大膳大夫道祖王 新年始爾思共伊半禮氏乎禮字禮之久母安流可

一二六 去年今歲

爾雅曰、唐虞曰載、商曰祀、周曰年、名不同而義一也、皆所以成二歲之功也○説文曰、載、乘也○增韻曰、承也、勝也、一曰年也。或云、取物。○説文云、祀祭無己。又曰、季穀熟也○爾雅曰、稔也、謂一歲一稔也。○説文曰、歲木星也、越歷二十八宿、宣徧陰陽、十二月一次△貞徳曰、「去年今年、春也、去年とばかりも春也、ことごと計も句によるべし」。師説云、連歌には去年と云詞は春也、今年は雜也、或は古年・舊冬・舊臘などの詞は、新年にこたへたる詞なれば春也、今年の詞は、句によりて了簡あるべし云々。

後拾

小 大 君 いかにておくるあしたにらよこせきを去年とけふを、ことごと

一二七 供若菜

上子 荆楚歲時記曰、舊以下正旦至七日諱食雜故、歲首唯食新菜。○菅家文章曰、野中荖菜、世事推之、

蕙心、爐下和羹、俗人屬之、黃指。○公事根源云、供若菜、上子 内藏寮ならびに内膳司より、正月上の子の日はを奉る也、寛平年中より始れる事にや、延喜十一年正月七日に、後院より七種の若菜を供す。又村上天皇天曆四年二月二十九日、女御安子の朝臣若菜を奉るよし、李部王の記に見えたり。若菜を十二種供する事あり、其くさ／＼は、若菜・藜葉・苣荬・蕨・薺・葵・芝・蓬・水蓼・水雲・松と見えたり、此松の字の事、白川院の御時、中原師遠に御尋有しかば、若松と書て、こぼねと讀也、若此事にて侍るかご申き、松を添て奉る、さてはひが事也ご上皇仰られ侍き。尋常は若菜は七種の物也、薺・はこべら・芹・菁・御形・すずしろ・佛の座など也、正月七日に七種の菜羹を食すれば、其人萬病なし、又邪氣をのぞく術に侍ると見えたり。古今集云、仁和の御門御子におはしましける時、人に若菜たまひける御歌、

君がため春の野に出てわかなつむわが衣手に雪はふりつ、

一二八 子日遊

扶桑略記云、宇多天皇寬平八年閏正月六日、有子日宴、行幸北野雲林院。○菅家文章曰、扈從雲林院、不勝感歎、聊敘所觀序云、予亦嘗聞于故老曰、上陽子日野遊、厭老倚松樹、以摩腰、習風霜之難犯也、和菜羹而綴口、期氣味之克調。○拾芥抄云、十節記、正月子日、登岳何耶、傳云、正月子日登岳、遠望四方、得陰陽靜氣、除煩惱之術也。○錦繡萬花谷云、正月七日登岳、遠望四方云々。○公事根源云、是はむかし、人々野へに出て、子の日するごとく松を引ける、六十一代朱雀院、六十四代圓融院、六十七代三條院などの御時にも、此御遊は有けるにや。中にも圓融院の子日をせさせ給ひけるは、寛和元年二月十三日の事也、路の程は御車也しが、紫野近く成て、上皇は御馬にめされける、左右の大臣以下皆直衣にて、殿上人は布衣也、幄の屋をまうけ、幔を引めぐらし小庭となして、小松をひしと植られたり。籠物折櫃・

檜破子やうの物を奉り、人々和歌を獻す、其時の序者平兼盛とかや、清原元輔・曾根好忠などいふ歌人ごもにて侍りし。定て彼時の歌などは、代の集に入つらん、重て考ふべし。○萬葉集卷廿日、天平寶字二年正月三日、召侍從豎子王臣等令侍於内裏之東屋垣下、即賜玉帚肆宴于時内相藤原朝臣奉敕宣、諸王卿等、隨堪任意作歌並賦詩、仍應詔旨、各陳心緒。作歌賦詩。未得諸人之賦。
始春乃波都彌乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾
由良久多麻能乎
右一首、右中辨大伴宿禰家持作、但依大藏政不堪奏之也。○八雲御抄云、これによりて心得ば、只初春のはつねにかくすれば、命ものぶるとよめる也、而俊頼口傳、玉ばはき致不審、著と申義に、子の日の松を引具しては、きにつくりて、む月初子の日、かひこかふ屋をはく也といへり、又只物をほむる故に玉帚といへるか、兩説にいへり。なつめがもごをか

きはかんためといへるは、まことたの帯ときこえたり、されば只のは、きをほめんとて玉帚と云べし、又かのは、きを玉帚といふらめど、此歌の心は、いづれなるべしとも見えす、只松などもやいふらん、是もさして見えたる事なし。○歌林良材云、又能因法師の、大納言經信卿にかたりける説に、京極の御息所を志賀寺の老法師戀奉りて、けざん申ける、御息所の御手を給はりて、此歌を詠じけるといへり、古き歌をひじりの詠じけん事、さも有べし。△私云、子日の遊びは、奈良の御門の時にも行はれたる由見えたり。

玉葉
君が代を野へに出てはいはひぬる初子の松のすへをはるかに
一一九 小松引 子日

錦繡萬花谷云、薰一助答問、歳首祝折松枝、男七女二ツ以爲樂飲△これらの説をみれば、和朝の正月子日に小松を引に同じく、中華にも歳首に松枝を折事侍るにや。御傘曰、「正月初子の日、野に出て小松を

引こと也、又圓融院の御時は二月になされしとあり。又二月に子の日を甄し事、土佐日記にもみゆ。又云、「松も小松も、子の日の心き、よりうかむやうの勿體などは、子の日附へかゝす。」或云、子の日にうへ物二句去とは、古來より和歌連俳の作意、おほくは子を根と、松によせある心あれば也、作者了簡あるべきか。又土佐日記の子の日は、二月にはあらず、正月二十九日の由見えたり、可考。○土佐日記云、むつきなれば、京の子の日の事いひ出で、小松もがなといへど海なかなればかたしかし。ある女の書て出せる歌、おぼつかないふは子の日か蟹ならば海まつなだにひかまし物を
新後
子の日さてけふ引そむる小松原木高きまでをみるよしも哉
一一〇 蠶屋拂 上子

奥儀抄玉ばはき日、是は田舎に蠶する者は、正月初子日著といふ草を箒にして、小屋をはく也、いはひてする事なれば、是をほめて玉帚と云也。是を祝ひの物にして、年の始には、人のとる物にてあれば、手

にどるからに命なんのぶると讀めり云々△當世は、
蠶には不淨を除去、歳首には壽きて、初子日飼屋を
立、棚などをまうけしつらふとなん。

夫木 玉はきはつれの松にさりそへて君をぞ祝ふしづの小屋まで

一三一 卯杖 上卯

日本紀云、持統天皇三年春正月甲寅朔乙卯、大學寮
獻_レ杖八十枚○江次第云、上古有_レ出_レ御_レ南殿、皇太
子參上儀、近代不行、春宮被_レ獻_レ卯杖、進_レ之南廊小
板敷、次大舍人進_レ御杖六十束、立_レ夜御殿南戶内面東
西壁下、次左右兵衛府進_レ御杖、立_レ晝御座御帳四角、
次絲所進_レ卯杖、次作物所進_レ卯杖、自_レ去年十二月十
八日、彼所別當藏人始行事、案_レ脚之上置_レ小臺、其
上置_レ洲濱、其上作_レ奇岩怪石嘉樹芳草白砂綠水、其中
作_レ御生氣方獸形、令_レ合_レ卯杖、生氣有_レ離_レ馬、生氣
在_レ坤作_レ羊、不作_レ猿、生氣在_レ兌作_レ雞、生氣在_レ艮作_レ
牛、不作_レ虎、生氣在_レ震作_レ兔、生氣有_レ巽作_レ龍、不
作_レ蛇、生氣在_レ乾作_レ猪、不作_レ犬、生氣在_レ坎不作

鼠、尋_レ養者方_レ作_レ馬。行事藏人以下昇_レ之、自_レ仙華
門_レ昇上、立_レ晝御座廣庇案等○延喜式_{左兵衛}云、凡正
月上卯、督以下兵衛已上各執_レ御杖一束、次第參入、立
定佐一人進奏、其詞曰、左右兵衛府申、正月能上卯日能
御杖、仕奉進_レ其久_{申給}波久_申、敕曰、置_レ之、醫師已上共
稱唯獻畢、以_レ次退。其御杖椶櫚三束、一株爲木瓜三束、
比比良木三束、牟保己三束、黑木三束、桃木三束、梅
木二束、已上二株椿木六束、四株爲中宮、東宮、別椶櫚一
束、二株爲木瓜二束、比比良木二束、牟保己一束、黑木
二束、桃木三束、梅木二束、椿二束、竝各長五尺三寸
云々○江次第裏書云、仁壽二年正月、諸衛獻_レ祝杖、
逐_レ椿魁○漢官儀云、正月卯日、以_レ桃杖_レ作_レ剛卯
杖_レ厭_レ鬼○漢書王莽傳云、正月剛卯、今刀之利。註、服
虔曰、剛卯以_レ正月卯日_レ作_レ佩_レ之、長三寸、廣一寸四
方、或用_レ玉、或用_レ金、或用_レ桃、著_レ革帶_レ佩_レ之云々
△漢書の說、江次第にも註せらるゝ、相似たるをこ
りてにや。

夫木 色かへぬまきはの峯の玉椿君が八千世の卯杖にぞさる

一三二 卯槌 同日

江次第云、絲所進_レ卯槌、如_レ絲所式、頭書、私曰、絲所在_レ采
女町北、縫者可_レ居、縫殿別所也。其
料、絲_レ卯槌、御机組并縫_レ覆敷_レ料十兩二分、白、三年一々
結_レ組料七兩二分、丹波、已上申_レ請納殿、藏人取_レ之、結_レ
付晝御帳、懸_レ角柱、副_レ立細木_レ爲_レ柱、槌末出_レ五尺許、
可用_レ桃木、又四方可_レ削、近代丸、失歟△此御杖は、元
日或七日といへど、卯日にあたる日奏するよし、諸書
に見えたり○源氏物語浮舟卷云、わか君のおまへ、
またふりぬ物にはあれど君がため深き心によつとしらなん

一三三 鉸位 五日

日本紀、推古天皇十有一年冬十二月戊辰朔壬申、始

行_レ冠位、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小
信・大義・小義・大智・小智、拜_レ十二階、竝以_レ當色_レ純
縫_レ之、頂撮總如_レ囊而著_レ緣焉、唯元日著_レ髻華。又
曰、十二年春正月戊戌朔、始賜_レ冠位於諸臣、各有_レ差
○江次第第曰、鉸位諸卿著_レ左仗、次著_レ議所、私曰、議所
北殿、勳孟、辨、少納言相
分、勳孟、内取、類子、勳孟、藏人傳召、大臣召、外記、諸
卿參上、執_レ宮文、件宮人、硯筆臺、次第二納言執_レ宮
文_レ參上、件宮入_レ五位已上、歷名一卷、諸司、主典以上、補
任_レ二卷、_上武官、主典已上、補任一卷、令_レ外官一卷、諸國
主典以上、補任_レ二卷、_下十年勞帳一卷、次_レ第二人取_レ宮
文_レ參上、式部、民部省奏_レ諸氏、爵、申文、件宮人_レ諸、申文
等、各付_レ短冊、次自餘公卿等一々參_レ。主上引_レ寄御簾、
覽_レ公卿座定否由、次被_レ仰云、此方_レ上、上臈、大臣、次右
大臣、次内大臣、微音稱唯_レ參上、主上被_レ仰云、早_レ、執
筆、大臣取_レ宮藤行、進_レ簾下、以_レ左手_レ褰_レ御簾、以_レ右
手_レ入_レ宮、於_レ簾中、主上覽畢、大臣給_レ之、但文書、主上被
不返、主上被
仰云、早_レ、大臣召_レ男共、仰_レ進_レ續紙_レ讀、藏人參進、

盛禮紙二卷於柳筥兩卷七八枚。主上被仰云、早久、次摺墨、久可次染筆、先書位、於敍位者大臣取在、第、宮之式部省奏、更申、件奏、可給、頭某丸、之由蒙、可許、之後、敍之云々。全文略。○北山抄云、勸盃儀、於北門前石階壇上、取盃、二人相雙酌酒、唱平擬、把人揖之、突、左膝、飲了起、又酌酒、畢、次々唱平之、如、句儀也。○江次第云、氏爵等、中文、在、硯宮、外記史依、旨、敍之、入內并一加階、四宮抄曰、五位以上、敍位間、敍從下了、後、令、殿上辨、召、外記勘文、不入、物進之、每事被問、外記、諸宮給、院、皇后、女御等、雖、下姓、敍、內階、自餘、依、姓、敍、內外階、若有、疑姓者、先、敍、外階、後、日、依、愁、敍、內階、朝外、是朝也、異內、是非、朝臣姓、敍、內階、真人、宿禰、連、直、公、縣主、忌寸、首、王、平、源、藤原、橘、菅原、大中臣、高階、在原、宮道、已上不、敍、外階、必、敍、內階、云々。○日本紀、天智天皇四年春正月己亥朔癸卯、以、大友皇子、拜、太政大臣、以、蘇我赤兄臣、爲、左大臣、以、中臣金連、爲、右大臣、以、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣、

爲、御史大夫。○職原抄註曰、敍位、敍其位、言、昇進、○周禮、內宰置其敍、註、敍、介次也、又可市註謂、敍肆行列也。○字彙曰、敍、本从、文、俗字从、又。○公事根源曰、其儀、大臣以下左仗の座に著て、先事を催し給、次に議所に付て勸盃の儀式なご有、近頃は此事絶て侍るにこそ。次に藏人して諸卿をめす、公卿射場殿にて宮文を取て、次第に御前の座に著、關白ならびに執筆、召によりて圓座にす、みてつく、執筆十年の勞を奏し、續紙を召、位を次第に敍す。推古天皇十一年十二月に始て冠位を行る、今は是に替りたる事なれども、位の起りを申さんには、是なんかし。天智天皇十四年正月に、諸王諸臣に爵位を給と見えたり、此敍位、もとは六月にて侍りしを、天德五年より五日に始て此儀有、曉などにおよばば、七日の節會の懈怠也とて、取あげられけるにこそ、今にいたるまで五日に定り、主上若は執柄などの衰日にあたらば、六日に行る、事も常の事也。

一三四 井籠祭

初申日大行 奉子日

雍州府志曰、春日社在、柞杜、居籠祭、毎年正月、自初申日、至、亥日、四箇日間、修、神事也、相傳、此間惡鬼遊行、至、兒女雞犬牛馬、觸之則有祟、故預、兒女及六畜於他村、而男子在家、然不、揚聲、門戶、禁、開闔、音、民間是謂、居籠。亥日、神幸旅所、社司以、片帛、覆、口鼻、是謂、覆面、欲、不、使、人氣觸、神輿、手持、神而從行、又五穀雜種各盛、一器、令人持、攜之、又鋤、鍬等農器、農民各攜之供奉。神輿移、旅所、後諸民大呼、伊互美與々々々々、是混雜之謂乎。於、茲社司、器中之雜種一手掬之、與、農民、所、受之農民選、其種、五穀之中多入、掌內者、其歲某人種之、則必成熟、事終入、夜還幸。翌子日、以、大竹數莖、造、大竹輪、兩村東西分列牽之、其引勝方其歲萬事吉也。按、日本紀、神武天皇於、此所、討、長髓彥、長髓彥遺、屎於、禪、退走、自、茲此地謂、禪屎、今誤而謂、柞杜、其稱、惡鬼、者長髓彥、而牽、竹輪、則表、拔、長髓彥之首之微意上乎。

一三五 春の宮

曲禮註曰、青宮、一曰、春宮、太子也。又曰、太子宮、云、東宮、正位毓、德于少陽、少陽者東方也、又震爲、長子、東屬、震。○楚辭曰、春宮、東方青帝舍也、又太子、東宮、亦謂、之春宮。○神異經云、東方東明山有、宮、青石爲、牆、門有、銀榜、以、青石碧、鏤、題曰、天地長男之宮。○紹巴いろは式云、春の宮は東宮の事也、式に春に成るべきといへり、覺束なし、會席の作意によるべし。○御傘云、春の宮、坊の事なり、さうぐうと聲にいふ句は雜也、春の宮と云句は春に成也。△これらのの宮と云也。又楚辭并神異經の青帝とて、春を領する造化の神舎と云説も、又通すべき歟。

夫木 くれ竹のそのよりうつる春の宮かてもちよの宮はみ文にき
 ◎校訂者曰、イ本ニハ、本卷第八〇、二ノ宮ト變ノ條以下全文 闕如セリ、此底本ニ據リテ之ヲ委シクスルヲ得、最モ珍重スベシ。

滑稽雜談 卷之二

正月之部下

一 七日節會

日本紀曰、推古天皇二十年春正月辛巳朔丁亥、置酒宴羣卿。是日大臣上壽歌曰、夜須彌志斯和俄於朋者彌能訶句理摩須阿摩能椰蘇訶礙異泥多多須彌蘇羅烏彌禮慶豫呂豆余珥中略。免伽倍摩都羅武宇多豆紀摩都流、天皇和曰、麻蘇俄豫蘇俄能古羅破宇摩奈羅摩辟武伽能古摩多智奈羅磨句禮能摩差比字倍之訶茂蘇俄能古羅烏於朋枳彌能苑伽破須羅志枳。又曰、天武天皇十年春正月辛未朔丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王引入內安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂云々。○江次第曰、七日節會、裝束司奉仕上下裝束、外記催諸司、藏人催內侍關司并女官等階下饗、藏人所出納渡殿上見參於外記、諸司奏可付內侍

所由被奏、付藏人或奏外任奏、次令申兵部省御弓奏、宮內省腹赤奏、元日進期。若當卯日、卯杖奏等也。天皇渡御南殿、著御帳中倚子、內辨播笏宣命入懷、取信記、宮給之、兩省輔并丞代、趨進置筥於庭中、案王卿以下列入立標、內辨宣之支井爾、羣臣再拜、著座諸臣相分著幄。宣命使下殿就版、宣命制一段、羣臣再拜、又一段、羣臣再拜、宣命使復座、次羣臣復座、次卿代進就最北案、敍親王、次大輔代敍公卿、次少輔敍五位以上、次兵部少輔敍武官五位以上、兩省輔共退出了、次敍人左右相共依馳道、舞蹈退出。○公事根源云、此節會の事、大方は元日などと同じ、元日は冰様腹赤の贊御曆などあるによりて、押なべて諸司の奏といふ也。けふは兵部省より奉る御弓奏ばかりを、内辨も奏聞する也、若卯の日にあたれば、けふも諸司の奏と云べし、卯杖の奏あるによりて也、しからざる時は、たゞ御弓の奏は候やと仰す。天武天皇十年正月七日に、御門小安殿におはしまして宴會

の儀有、是や七日の節會の始なるべし。

二 御弓奏

日本紀曰、天智天皇九年正月乙亥朔辛巳、詔士大夫等、大射宮門内。○江次第曰、兵部省御弓奏、○裏書曰、御弓也。又曰、稱御弓奏久絶、一條院御時、令實成大輔奏之、承保二年、白川故源右府爲內辨、又稱御弓奏久絶、令大輔實宗奏、此日實宗書次第、隨身藏人少納言通俊奪取之、實宗爲愁云々。○裏書曰、萬葉歌曰、御執乃梓弓云々。○同抄曰、今按、萬葉云御執者、彌登羅志讀之、登與多五言通、故彌多羅志也、美御字、故弓於牟多羅志云也。○裏書云、俱舍四肘爲弓量、一肘一尺八寸、四肘七尺二寸爲弓量、多羅葉長七尺二寸也云々。○公事根源曰、天竺の貝多羅葉は其長さ七尺五寸也、弓のたけも七尺五寸なる故に、是をたらしと申すにや。

三 白馬節會

續日本紀曰、光仁天皇寶龜六年卯春正月七日、天皇御楊梅院安殿、設宴於五位以上、既而內殿宴進青御馬、兵部省進五位以上裝馬。○文德實錄曰、仁壽二年

正月甲戌、幸豐樂院以覽青馬、助陽氣也、賜宴羣臣如常。○江次第曰、次左右大將下殿立異角壇上、馬允奉奏文、史生持硯、大將先取之奏覽之、允取硯候、大將加署、後取文侍、縱插文杖鳥口、參上付內侍、退著本座。件奏留御所。件御馬本必二十一疋也、每年左右寮各十疋進之、其殘一馬、稱之餘馬、隔年兩寮互進之。○裏書曰、禮記曰、以三青馬七疋、然而用三疋一疋者、次白馬七疋、次左右允、次白馬七疋、次左右屬、次白馬七疋、次左右助、次右白馬陣度畢、次白馬經殿上前無名門明義、仙華門度御前、自瀧口出。此間御殿、雖御物忌猶度、次分參三宮東宮齋院等。次供御膳、應之、三獻儀。內教坊別當奏、舞妓奏、付內侍奏之、式等元日同。三獻、內教坊別當奏、舞妓奏、付內侍奏之、件奏留別當復座、樂人等於射場殿發音樂、舞妓并樂師、若無香雅任、女等在東座樂前大夫二人前行、用三帶劍者、若無香雅任、舞妓等登舞臺、次舞五曲、心大曲皇帝破陣樂、玉樹、後庭花、赤白桃李花萬歲樂、喜春樂等也、舞師一人、以大拍子進舞臺下、敍節度、每一舞了舞妓居、舞畢退出、

次王卿以下下殿拜舞、親族拜儀。如次各復座。次下儀式大凡如元日之事略之。○義書云、七日節會、以見青馬七疋云々。又以七位、祀復賜二穀人、又以三節、敬坊舞妓二輩。華臣上古出御豐樂殿、被行、又於延喜式內、藏樂式等、豐樂之儀、絶後、於紫宸殿、由行云々。四、○公事根源云、白馬の節會を、宮、北山及此次第等所載也。○公事根源云、白馬の節會を、或は青馬の節會とも申也、其故は、馬は陽の獸也、青は春の色也、是によりて正月七日に青馬をみれば、年中の邪氣をのぞくといふ本文侍る也。仁明の御門禮日。承和元年正月に、豐樂院におはしまして青馬を見給、同六年正月には、紫宸殿にて御覽せらる。十節記に、白馬を馬の性の本とす、けふの毛附の奏にも、皆あし毛とばかり有、是白馬を本とする故也、儀式などは大かた元日に同じ云々○世諺問答曰、白馬を青馬と申侍るは、陽の獸也、青きは春の色、極めて白きものは青ざめて見ゆるもの也、されば青馬ともかよひて申にや、今のわらはへの春駒と云は、是より始り侍るにや○禮記月令云、天子居青陽左个、乘鸞路、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、△これら皆、春は

あをきを用るの義なるべし○萬葉二十、天平寶字二年爲七日侍宴、預作此歌。

右中辨家持
みづのりかものはいろのあをきをけふみるひとはかりなしといふ
水鳥乃加毛能羽伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布
夫木
信
見わたせば皆青鬣のけつかめを引つられたる馬司かな

四 人日 七日を云。

荆楚歲時記曰、正月七日爲人日、董勛問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲羊、四日爲猪、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人△この説を得て七日を人日といふ也。

五 靈辰 同日

李嶠云、七日最靈辰○周書秦誓上曰、惟天地萬物父母、惟人萬物之靈。註、萬物之生、惟人得其秀而靈云々△是又人日を云ふ也、人は靈なる者なれば也○杜詩云、元日至人日、未有不陰時云々△これは天寶の時、四方擾亂して、人物とも災ひせらるる事○これをいへり。

六 七種井粥 七日

世諺問答に云、七日に羹をくふは、何のゆへにや、答、正月は小陽の月也、又七日は小陽の數也、よつて朝庭をはじめて、わたくしの家にいたる迄、宴會を催すなり、それに羹を食すれば、萬病又邪鬼をのぞく術なりと云本文あり云々○荆楚歲時記曰、正月七日爲人日、以七種菜爲羹食之○關書風俗志云、泉人採聚七種之菜果爲羹、號七寶羹△按るに、公事根源等の諸抄、七日には七種の若菜と有、十五日に七種の粥を獻るよし也、資隆卿八條院へ書進る籠中抄又同じ。或人云、七草は七日の粥の事にて侍る、七種の粥は十五日の故實也、則七寶羹の義なるべし、菜果の菓の義、十五日の粥にあるよしみえたり、十五日粥の下に註す。今俗七日に用ゆる七種、下に註す。

七 福わかし 同上

△和俗に、七日の粥を呼て福わかしと云、これ福とは餅の實名也、其故は、いにしへ福引とて、餅を二人して引合事侍りしと也、其上餅の異名を福生果といへり、今朝粥に餅を和して養熟するを云也。又歌には、七草のおものといへり、賀茂社百首にも、

けふぞかし養はこへら芹摘てはや七種のおものまいらん
八 養七種内

時珍本草曰、養生濟々、故謂之養、釋家取其莖、作挑燈杖、可辟蚊蛾、謂之護生草、言能護衆生也。有大小數種、小養花葉莖扁、味美、大養科葉、皆大而味不及、並以冬至後生苗、二三月起莖五六寸、開細白花○陶弘景曰、養類甚多、此是今人所食者、葉作莖莖亦佳也、詩曰、誰謂荼苦、其甘如養、是也○齊民要術曰、師曠占曰、歲欲甘、甘草先生、歲欲苦、苦草先生、莖莖也△和名なづなと云、此草秋冬より春にありて、夏枯るゝものなれば、夏

なきの下略也。和俗春苗をとりて、七日の葵に和す、七草の内、第一此ものを採て盤上に置、ちいさき枝木を以て盤面を打囉す、其詞に云、唐土の鳥と日本の鳥と、渡らぬさきに、七くさ齋」と云々。又名の草齋ともいふよし侍る。是を此六日の未明より、華夷の人民家々に賞し、七種をはやすと云、又齋をはやすといへり、其由来を知らず。

夫木 九 紫纒七草内 けふぞかしなづなはこへら芥つみてはや七草のおものまいらん

時珍本草曰、此草莖蔓甚繁、中有一縷、故名、俗呼鷺兒腸菜、象形也、易於滋長、故曰滋草、古樂府云、爲樂、當及時、何能待來滋、滋乃草名、卽此也。正月生苗、葉大如指頭、細莖引蔓、斷之中空也、有一縷如絲、作蔬甘脆、三月以後漸老、開細瓣白花、結小實、△和産を又みき草と云、古歌によめり、躬經抄に云、「みき草は紫纒と云草也」云々。

我やどのかきれにおふるみき草の花も盛に成にける哉

勢

一〇 芹七種内

詩魯頌曰、思樂泮水、薄采其芹云々。○時珍本草曰、斬當作薪从草斬諧聲也、後省作芹、从斤亦諧聲也。呂氏春秋、菜之美者、有雲夢之芹、雲夢楚地也、楚有蘄州蘄縣、羅願爾雅翼云、地多産芹、故字从斤。芹有二種、水芹生江湖陂澤之涯、旱芹生平地。二月生苗、其葉對節而生、其莖有節稜而中空、五月開細白花、楚人采以濟饑。詩云、芣芣楛泉、言采其芹、杜甫詩云、飯煮青泥坊底芹。又云、香芹碧瀾羹、皆美芹之功、△和産是に同じ、尤冬月より出で、和俗臘寒の間ことに賞翫す、然ども芹は春の部也。和名にせりといふ、其生ずる事一所にしげくせまり合ふ也、せまり中略してせりと稱す、異名を根白草、又つみまし草、又るぐと同じ、植物の部に印。

萬廿

葛

城

王

あかねさすひるはた、びてねはたまのよりの、いとまにつめるせり、安可羅佐須比流波多多婢氏奴婆多麻乃欲流乃伊刀末二部賣流芹子許體

藏玉 根白草

潮々にたつ波とて花よ根白草つむ我袖に曇はふりつ、

一一 菘七草内

時珍本草曰、按、陸佃埤雅云、菘性凌冬、晚凋、四時常見、有松之操、故曰菘、今俗謂之白菜、有二種、一種莖圓厚微青、一種莖扁薄而白、其葉皆淡青白色、八月以後種之、二月開黃花、△諸抄には、菘の字をすすなと記す、相通すなり。菘と菁と一類二種也、菘は俗に浮菜、又水菜也、菁は俗に云烏菜也、菘は水田に生ずる故也、菁は圃に生ずる故に、はたけ菜と稱す。今す々菜と云は、す々は小の字を書、ちいさきこゝろなり。

夫木

春くればかたみのきいれて曉の女、垣根の、菜をつまの、日ぞな、源

一二 御願七草内

△或人曰、御願は黃花菘とて、世に云鼠麴草也、鼠麴草は母子草の事也、御願又五形に作る、一説に、五形とて、俗にげ々花といふもの也と、いづれか是非を知らず。先鼠麴の説を實としるべし、猶下に註す。

一三 蘿葡七草内

韓保昇蜀本草云、菜菔、俗名蘿葡、按、爾雅云、突蘆葩、孫炎註曰、紫花松也、俗呼温菘、似蕪菁大根、俗名菘突。○時珍本草曰、王禰農書曰、北人蘿葡一種四名、春曰破地錐、夏曰夏生、秋曰蘿葡、冬曰土酥、謂其潔白如酥也、珍按菘乃菜名、因耐冬如松柏也、菜菔乃根名云々△これ和大根と稱する物、けふの七草に加へて、す々しろと稱す。す々の詞、す々菜も同じくて、ちいさき心なる也、しろは根の白きをいふ。順和名に、温菘を古保稱と訓する、これ小大根なりといへり、す々のことは、叶へるにや。

一四 佛の座七草内

時珍曰、黃瓜菜、其花黃、其氣如瓜、故名、二月生苗、田野徧、有小科如薺、三四五月開黃花、花與莖葉、竝同地丁、但差小耳。○穎曰、爲羹茹、甚香美。○大和本草曰、人日七種の佛の座、是也△帥說云、佛の座は田平子と云もの也。私曰、黃花菜則たひらこ也。

一五 人を帳に貼す 七日
 荆楚歲時記云、人日剪綵爲人、或縷金簿爲人、以相遺、取新年改舊從新之意。○賈充典戎曰、人日造華勝、相遺、象瑞圓金勝之形云々△或人の説に、此義なるべし、日域いまだ此事なし、俳書に載するによつて註之、北齊史註曰、「土人此日、貼人形乎帳。」

一六 弓始 七日

甲陽軍鑑云、弓始は正月七日也、豹尾黃幡、凶なり、豹尾首を踏て黃幡の尾を射るべし、此時の足踏は一番に開く、足留るにはつぼむ足を射るべし、是を陰陽にかたどる也○陰陽曆曰、黃幡の方弓始に吉△按するに、七日は禁中にも御弓奏とて侍れば、武門にも執行ふ也○羅山詩集、頼朝、弓始詩云、交泰三陽進自東、源家射禮向春風、霞盃持滿登降飲、年矢早催正月弓云々。

一七 箕面山富

攝州豊島郡箕面山瀧安寺縁起云、當山役の小角の開

基、白雉元年の草創也。行者小角ある時金剛山に住し、化他の悲願に身を抛ち、密教求法に志を勵む、或時乾の方に當つて一の異光有、行者希有の思ひをなして、心中に誓ふらく、若我所求の靈地あらば、其地に落留るべしと、一の三鉢を投給ふ、此鉢雲に乗じて、當山瀧並の松にかゝれり、行者此地に落留るべしと來れり。老翁忽然と現じて告て曰、これの瀧窟に入らば求法心にかなふべしとてさりの、教にまかせて龍宮城に入、龍樹菩薩に謁し、深祕の法兩部の大法皆曾悉く授給ふ、又來れる所の瀧地これ我淨土也、辨才天擁護し給、彼瀧の邊に天女の像を安置し奉ば、扶桑の密法退轉あらじと云々、行者悲歎の思をなし、出定有て、靈木をもて天女の像を彫刻し、伽藍を立、其後大峯を開闢有て、當所を鎮守とす。往昔孝徳天皇を初奉り代々の帝、敕を下して寶祖を祈奉る、代々帝王輪旨によて、毎年正月七日二月三日祕密の瑜伽に、衆人の悉化を祈る、今の富の法會

也云々△當世行ふ富は、いつの頃より始にや慥成らず、一二三の次第ありて、突當る人は與福とて、御札供物などを戴くよし也、今に至て天子よりも内侍宣など有て、又けふの會後、あがりの富とて、札守を禁裏へ毎年奉る也、又百姓町人の得たる富は、賣買などにすることぞかし。一説、富突山、八雲御抄に近江の國といへり。

一八 菜摘川神事

神社啓蒙云、勝手神社、在大和國吉野郡吉野山、所祭神一座、愛鬘命、其祖未詳。六十四神式云、天孫降臨之時、三十二神相添而奉天降也、次爲護國後見被下之卅二神、云、愛鬘命勝手大明神也云々△菜摘川は、吉野山には夏箕川ともいへり、奥吉野の川也。毎年正月七日、勝手の社の神人氏の男女、此川邊にいたり若菜を摘、勝手御前の神供にそなへ、祭禮をなす也、故に此川をなつみ川とはいふ也、此神事いつの比より

始るにや。

一九 女敍位 入日、近代擇吉日。

日本紀曰、持統天皇五年春正月癸酉朔、賜親王諸王、諸臣、内親王、女、王、内命婦等位。○江次第曰、女敍位、隔年、小輪轉、闌司、主水、東、豎。○抄曰、東豎以三子爲三行、之。小輪轉、闌司、主水、東、豎、按、舊簿多以三子爲三季明、阿閉、阿閉友成爲三其名、中古以來、大輪轉、女司、主殿、女官、御手洗、女官、掌縫、女官、闌司、主水、東、豎、切、机。○醫者生歲十以三子爲三、其母三十年之間奉三、仍母勞三、與三我十一相合、以三子爲三、是切机申也。○抄曰、切机、如三、生若立也、今按、中勅文、自三、後來、院、御、時、不、載、三、可、敍、之、者、只、載、三、例、故、稱、三、空、勅、文、也。○公事根源曰、是は女房の位階を敍せらる、事にて、隔年に行はる。其儀大かたは敍位に同じ、大輪轉、小輪轉、切机の申文、うつほ勅文などいふ物あり、又典侍、掌侍、命婦、藏人、東豎子、はしくの者敍する事あり、切机には五の爵を申也、二位三位など、さるべき人あれば敍せらる、也。中にも東豎子と云は、内侍司の被官にある物にて、行幸の時姫松とおかしき馬に乗て供奉する是也、是は三子をもちあはるゝにや、三子は天

子のまばりにて有よし、由緒も侍る故とかや。年毎に申文をいだして、必五位の位を給也。是は昔よりおなじ名乗を相傳して、紀朝臣季明となる、いとふしぎなることにこそ。

年中行事
春にあふあづまわらはの心まで君が恵を唯あふぐらし 那

二〇 女王祿 八日

江次第曰、給女王祿事、西宮記、不破節會西幄、爲女王座、參議一人辨史著承明門内、本司官人率女王候幄下、本司官人進奏文、先例參議加名、近代見返返給之。依例給祿。結之。○裏書曰、女王二世見以二十四世以上也。賜時服。王定四百二十九人、待其死關、依次補之、但改姓爲臣之關、不補其代、隨即減定額數。凡賜祿女王定二百六十二人、其隨關補代、及改姓不爲關、事並同上。又曰、所司設座於殿庭、立幄二字於安福殿前、積祿於版位南、亦供奉殿上裝束、天皇御紫宸殿、内侍率女官就座、本司官人引女官、自月華門參入、女王先就幄下座、以世爲長也。次官人共趁就前庭座、佑一人執簿唱曰、其親王

之後、即一祖之胤皆下座、共稱唯就庭中座、座定執簿、一々喚名、女王稱唯、進受祿退出、其祿法、人別絹二疋綿六屯。又曰、内裏式儀式等、有天皇出御南殿儀、并裝束等近代不行。○公事根源曰、女王祿と字には書たれど、只王祿と計讀て、女の字を略するを口傳とはする也。

二一 御齋會 八日より十日まで

日本紀曰、天武天皇九年五月乙亥朔、是日始說金光明經、即金光明最勝王經也。大于宮中及諸寺。○江次第曰、御齋會始、王卿先著東廊座、上卿召外記、問諸司具不、式部彈正治部立蕃堂童子等也、雅樂寮同可問之、召辨問衆僧參否、僧皆參之後、仰辨令打鐘、王卿著大極殿座、王大夫著僧侶參上、僧相分入、自東廊昇自南階、講讀師參上、乘輿、有執轡、唐樂在、西華門、結二庭中、殿南階、講讀師前大夫等前行。衆僧座定了。雅樂著座、次左右各舞一曲、唐樂。所司引手水、堂童子著法用、○裏書曰、唄、散、說法論議了、講讀師退、左右行香、左方公卿、右方辨少納言。夕座行事

辨留可行之、六時事等綱所差定導師。同竟日、十四日内記以宣命付内侍所奏之、大極殿佛前花御机上、居染米二折櫃、丹在東、南榮作、棚居五穀、其南立香水、庭前立山城所進稻二行、各十束。延休堂下設授戒座云々。公卿著座、衆僧參上、多如八月。講讀師著高座、雅樂寮著龍尾道座、奏左右舞各一曲、東宮使大進、訪講師、唄師發音、堂童子進花宮、衆僧左右各就分花座、散華師發音、行道了、講說講讀師退下行香。如二初日王卿著東廊座二獻、其次第令衆僧著布施堂、小安大藏輔置布施文、次令昇三僧祿辛櫃居其前、史生等昇衆僧布施置僧前、衆僧退出、公卿參内著右近陣座、有三獻儀、略之。主殿寮入自瀧口戶、奉仕立明、王卿移著御前座、僧侶參上、眞言僧綱勤仕後七日御修法、進、結、五加持香水、寬朝僧正說、腕護身結、候眞言院之者。次顯宗僧綱爲一座者、召立番僧等、論義云々、内藏寮昇立祿於小板敷前、公卿起座、一々取祿給僧綱、僧部以上白帶一領、侍師繩子染襪子各一領、凡威儀師臣取講師以下祿、講師繩子染襪子各一領、凡威儀師

師立長橋座前請布施、諸僧退出、王卿退出。○塵添壘囊抄曰、御齋は聖武天皇天平九年丁丑十月に、始て最勝講あり、三論宗の道慈律師講匠として、豎藏法師讀師たり、百寮羣參して、其儀元日のごとし、然ども不易の儀にあらず。其後稱徳天皇神護慶雲二戊申の年正月より、大極殿の齋會は始れり、其より以來、諸宗龍象法義を諍、教請也。天長年中、大師空海講師に選れ給ふ、これ顯密の幽旨を極給ふ故也、然ども年始の齋會、文義を諍ひ智辯を吐け共、方術を論じて丸薬を服せず、仍て上奏して密檀を立らる。又此齋會は内賢所の御法樂なれども、正しく本尊を置れて、太神宮の御本地を顯る、事、水尾の御門清和天皇より始る、仍太神宮の御本地盧舍那を本佛とし、相殿の御本地觀音虛空藏を脇士とす。○公事根源曰、是は大極殿にて、八日より十四日迄七箇日の間、最勝王經を講せられて、朝家を祈申侍也。此經とり分、國家を護持する功能あるによりて、あら玉の年の始に

先講せらるゝにや。

年行 初春の法のみろるをのべてこそ君が八千代を猶新りけれ 藤中將帥 嗣

二二 眞言院御修法 八日より 十四日迄

續日本後紀曰、承和元年乙未、釋空海上奏云、伏乞自今以後、一依經法講經七日之間、特釋解法僧二七人沙彌二七人、別莊嚴一室、陳列諸尊像、奠布供具、持誦眞言、然則顯密二趣、契如來之本意、現當福聚、獲諸尊之悲願云々。敕依請修之、永爲恆例。○元亨釋書曰、承和元年、空海奏乞准唐國內道場置眞言院於宮中、敕以勘解由司廳爲曼荼羅道場、每年正月後七日、息災增益修法、至今不絕。○公事根源曰、是も今日より七日行はる、今年金剛界なれば明年は胎藏界、年々かはるゝ修せらる、後七日の御修法とは此の事也。○元亨釋書 資治 曰、承和七年六月、常曉奏、山州宇治郡法琳寺、地勢閑燥、宜修大法、乞以大元帥像安此地、爲修法院、保護國家、制可。△今小栗栖野の法體寺其舊跡也。○塵添壘壘抄曰、後七

日の御修法は、淳和天皇天長六己酉年より、禁中に内道場を構へて修法有しかと、絶て後七日の儀にあらず、後仁明天皇承和元年甲寅、大師空海に敕して、大内中務省において、後七日の秘法を修し給ふ、今の眞言院其舊跡也、大師則承和二年正月に行給ひしより、長者を以阿闍梨とし、定額を以住僧とし、十四日結願に當て、大師請來の袈衣を著、曩祖附屬の五鉢を執して、御殿に參入して玉體に近づきて、二器の香水を加持して、一人諸臣に灌ぎ奉る也△當代は紫宸殿にて行るゝ、御室醍醐東寺より、十四日の僧參りて行ふ也。

二三 大元帥法 日限 同上

延喜式 式部 云、凡大元帥法、毎年正月、起八日至十四日一七箇日、於省修之○公事根源曰、治部省にて七箇日是を行ふ、藏人内藏寮の官人をもて、御衣を禮所にをくる、御衣篋に入て緋の綱にて是をゆふ、御所より給へば、藏人封を附て是を治部省につかは

して、御所をいたさしむ、結願の日は、御衣をもとのごとく返上する也。此帥の字をば不讀也、たゞ大元とよむが口傳也云々○元亨釋書曰、釋常曉、承和元年甲寅入唐、到淮南廣陵館、遇栖靈寺文密、稟密教、乃文宗大和八年也。又謁花林寺三教講誦大德元照、請益密奧、照授以阿闍梨位、從受大元帥秘法、此法彼國不出都下、畿外諸州不許修供、照喜曉之方器、潛授焉。明年歸申官於小栗栖故里 常曉、小栗栖路 法琳寺修元帥法、齊衡 文德帝 之間、天下大旱、敕於神仙苑修大元法、白龍現幡上、大雨普灑云々○拾芥抄云、法琳寺大元堂是也、大元令移給井有之、以彼水行彼法云々△これらの説をみるに、五十五代文德天皇の御宇より始めて行はるゝ也。

二四 外記政始 九日或は吉日

江次第曰、外記政、自九月二至正月上卿參入、先著左衛門陣、召使申時、辨侍時、移提圓座、入外記、上卿入自外記門、經廳西庇中間、直入小屋、著深沓、出

小屋入廳後、次々諸卿次第如此。上卿著座、自餘次第著畢、先有申文、上薦辨起座、申云、上卿不益辨即居、校訂者曰、北山抄云、上薦辨起座、申三申文之由云、司々、申申給、申、即居云々。第一史起座讀申云、云詞申給止申、上宣、與之、少納言辨乍居稱唯、外記起與史同音稱唯、復座、三人申畢、自下薦退出、次有請印云々。又曰、上卿取文、儘見奉敕上宣等、一々給史、史退畢、少納言召大舍人、居汁物畢、上卿以下就食云々。又曰、官結政、史立於西廊内、大辨參入、登自戶前階立於東間、少納言著西、外記使部覽文於外記、次有申文、其儀如常、若無申文時、又稱結政、畢起座云々○後醍醐年中行事云、九日なるべけれど、此頃は日を選てあり云々○公事根源云、上卿以下位次の公卿ある折も有、宰相廳につく、是より先に辨少納言、外記、史かたなしにて事を行ふ○拾芥抄云、結政所在陽明門内、近衛南、左衛門府西○後拾遺集曰、外記廳の始政の座に、古宮の柱の今も残れる、まつり毎のついでに見よめる、

いにしへのならの都の宮はしらのかたなしにななるの光
公事根源曰、外記は恆例臨時の政をとり行ふ官なる
によて、正月には、先當年の政を行始る心也。

新葉 蘆火たき冬こもりせしなにはめし春べといそ菜つむ也
又イ本 大納言 買 爲
雲の上なさまる春のまつりこそいでたつ庭に先しられつ

二五 吉書奏 日限 同上

公事根源云、此吉書の奏も九日にあるべけれど、よ
き日をえらびて、大臣參て奏す、諸國の輪給て、不動
の倉ひらかんと申文也、政始にあひたる文也。大臣
陣に著て此文をみる儀式など有て、後御殿にて奏聞
する也。○延喜式 中務 省式云、凡諸國所進不動倉、輪者、
官副國解下省、省即勘收庫、若應出下者、待官符下
然後出充。○江次第曰、不動穀、有古委新委之二色、
不動倉穀若干石、楠若干石也。○康保元年官符曰、天
曆官符、以正稅遺爲不動云々。

二六 常陸帶祭 十日

神社啓蒙曰、鹿島神社、在常陸國鹿島郡、一宮記曰、

かゝひは、はなれくゝにむすばれ、よかるべきは、か
け帯のやうにまろにむすびつながらるゝを、さもと思
男なれば、やがて掛帯のやうに打掛り云々。

あづまの道のなるひたち帯かごとばかりとあはんとを思ふ

二七 夷參り 十日

神社啓蒙曰、西宮蛭兒御前、在攝津國武庫郡西宮町、
所祭神一座也、所謂西宮夷是也、相殿神二座、事八
十神、大己貴命。西宮者蛭子神也、俗號夷三郎、非也、
蛭子、天照太神弟也、神記曰、伊弉諾尊、伊弉冉尊生、日
神、次生、月神、次生、蛭子、雖已三歲、脚猶不立、故載
之天磐樟船、而順風放棄云。夷者別一氣神、其在釣
磯則號夷云々。○古語拾遺曰、夷殿說、口様之一條也
云々△或說云、「俗に所謂夷殿は、事代主の命にして
大己貴の命の子也。其釣を垂るゝの像を、蛭子は、日
本紀に記する所の事代主命遊行して、出雲國三穗の
崎に在て、釣魚を以て樂とするの説によれり、蓋此
神は、日本最初の地主神也、故に歲の始に是を祭る」。

武甕槌神也、神代卷曰、高皇產靈尊、更會諸神、選當
遣於蘆原中國者、僉曰、磐裂根裂神之子、磐筒男、磐
筒女所生之子、經津主神是將佳也、時有天窟所住神
稜威雄走神之子、進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫、而
吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令
平蘆原中國云々。相傳曰、神嘗以石爲柱者、石腐之
際、神明在也云々。○後賴抄云、ひたちの國にかしまの
明神と申神の祭の日、女のけさう人の名どもを、布の
帯に書あつめて神の御前におく也、おほかる中に、す
べき男の名書たるをば、をのづからうらがへる也、そ
れを禰宜が取て得さするを、女見て、さもと思ふ男の
名たる帯なれば、やがて御前にてそれを聞て、男が打
かゝりてしたてなしぬ、たとへば占などのやうにす
る也。○原本未繪陰抹 伊本ニハ存セリ。○清輔、奥儀抄に云、芋を絲にして、
ひとつには我名を書、ひとつには男の名を書て、彼
神の御前にて祝詞申て、帯をおりかへして中をばか
くして、末を禰宜に結する也、それにわるかるべきな

今世毎年正月十日、西宮の夷へ參詣する事、都鄙羣
をなせり、是を十日夷ともいへり、此會の後、此社の
神へ、夷殿の像を札に版して諸國へ弘む、商家の
子はを信じて請收る也。歳首にこの夷とて賣ありく
も、此義より起る。此會をさしてゑびす祭とも、ゑび
す參りとも、十日ゑびすともいへり。十月二十日に
祭るを、二十日夷或はゑびす講と稱す、京都にある
旅蛭子祭は九月二十日也。總じて蛭子と夷と異なる
兩説、其道の識者によて口傳を受べきもの也。○攝陽
羣談に云、武庫郡西宮村夷社、毎歲正月九日神拜、蛭兒
尊廣田の社に臨幸、容相の異なるを惡み給て、人倫の
所見恥給ふの謔となつて、村民戸を閉て不出外に、
門松を逆に建、忌籠の祭と云。鹿の贄の事、武庫鹿
鹽村に有、或時當所の染物屋戸を出で、神の崇あら
んとす、畜類の如くして遁去と也、至于今其家職を
つぐ者、世に畜生紺屋と名附るの所傳たり。明且諸家
の説をのゝ戸を開て社參す、俗十日ゑびすといふ

也○日本書紀云、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之天磐櫂樟船、而順風放棄。

拾玉
四の海に風心せよ四の宮あつまのみにあびすさぶらふ

二八 縣召除目 十一日

舊事本紀曰、景行天皇五十一年秋八月四日、命武內宿禰爲棟梁之臣○日本紀私記云、可謂大臣之始歟、貞觀政要註、棟梁取其勝童也○日本紀二十日、孝德天皇大化五年二月、詔博士高向玄理與釋僧旻、置八省百官○江次第曰、縣召除目、杜詩批點第六云、泰三體詩云、每日除書雖滿紙云々、縣召、縣郡也、釋名曰、縣、縣也、縣於郡一也、召、召名義、外官除目、九日始議之由也、見三清涼抄、北山抄等、大臣參上著座、納言以下執、宮文之人、到於御前間南邊、膝行三度置、宮、公卿等著座、主上引寄御簾、覽公卿座定否、次被仰云、此方爾、上臈大臣微音稱唯起、主上被仰云、早久、執筆大臣微音稱唯小揖、置、於左、取、關官帳、宮、膝行、以左手、裏御簾、獻、宮、主上覽畢、返給、大臣指笏給之、主上被仰云、早久、大臣置笏取、大間開之、繆置座右、端、笏

候氣色、主上被仰云、早久、大臣置笏、先取、內豎勞帳任之、次讀申、次取、勞帳、名上懸鈎、次寄物、著點、以下作法皆同。次々任之、次第名替、國替、秩滿、更任、任符返上等有、申文、義可考。初夜九日、儀畢、主上被仰云、今夜加波加利、大臣卷大間、次結、固成文、結之上引墨、已上入一宮進之云々。第二夜、十日夜也、儀式、主上令下、夜前、宮、入大間、次第任之。第三夜、十一日、作法、今夜被、被者無定、唯隨當任之也。凡除目、以諸道者、多被任爲吉、云々、及任受領、諸卿起座、向陣書舉、有作法云々、諸任畢、卷大間被奏、觀覽畢、返給、次結、固成文、除目成文之外無他文、大臣退出、參議撤、宮文、清書、上卿召、外記、令入宮、著陣行、清書、今夜年月下註、日云々○公事根源云、縣召は外官をむねと任せらる、也、外官とは諸國の司にて侍る、の中をあたとは申也、外國の人を召て任官をさづけらるれば、箇様に名づくるにや。其作法、執筆の大臣参りて、御殿の弘廂にて事を行

ふ、申文など色々多侍りて、大間にかくに、尻附とていとむづかしく、執筆の難儀にて、家々の口傳流々の故實ども、さまざまに侍る事により、大かた節會官の奏、被位除目をば、四箇の大事とて、有職の家には殊に沙汰するなるべし。此除目に附てしるべき事どもは、十年の學にも極がたく、百丈の紙にも書きのべがたし云々△此文後醍醐年中行事に有。大化五年よりさきは、大臣大連などいふ號ありき、文武天皇の大寶に、淡海公不比等に敕有て、律令を定、官位階の事を載られたり、其後多く除るゝも、字カ官も有、又副らるゝ職も侍りき、是を令外の官とは申にや。但内大臣中納言は、大寶より以前にも有號なれども、官位令にのせられず、故ある事ならんかし。原官除目と申は八月云、司召是なり。京に有諸司を旨と任せらる、是はゐ中の人に官を給ふ也、式日は十一日より十三日まで三箇日。江次第には、九日、○教隆卿記に云、春除目者號縣召、各拜任之輩召之、春、太政官應召仰之云

云○弄花云、春はあがた召、秋は司召といひかふる也○職原抄註云、任官曰除目、授位曰被位、目名也、除前官之名、記當任之意也。

年中行事
八開し、君がなをさむるあがた召案にあへる名こそ聞ゆれ

二九 興福寺心經會 十三日
元亨釋書 寺像 曰、興福寺、和銅三年三月、藤丞相不比等於和州平城、建之、其大殿之像、大織冠之所造也。初、皇極元年十一月、蘇入鹿弒、山背大兄王子弟、其後奢侈甚、篡逆、端露、宅曰宮闕、子稱王子。中大兄王子、天智、及中臣鎌足愁之、帝與輕皇子、孝德、及二人、謀誅入鹿、而恐事不濟、於是鎌足發大誓、作丈六釋迦像、乞授、四年六月、刺入鹿於宮中。自是藤氏繁延也、是以不比等營寺、安斯像、又鎌足之遺意也云々△諸書を考に、大織冠、山城國宇治郡小野の郷山階村陶原の家に居し給ふ時、齊明天皇三年に造營ありて、山階寺と名附、天武天皇白鳳元年、大和國高市郡履坂に移して、履坂寺と申す。又元明天皇和

新中納言爲秀

銅三年、春日の地に移し、淡海公造營ありて興福寺と改たり。毎年正月十三日、衆僧南大門に集會し、心經會と號して法樂をなす。門下に大竹二本を立て、是を則會式おはる時を、○に在の土民引合て、引勝たる方農業に利あるとて、挑み諍ふ也、いか成因縁にや。又此會式いつの頃より始る事にや、猶尋ぬべし、唯毎年修正の會と知るべし。

三〇 御齋會内論義 十四日

元享釋書表治曰、弘仁四年春正月、御齋會、置内論義、○日本紀廿五。曰、孝德天皇白雉三年夏四月戊子朔壬寅、請沙門惠隱於内裏、使講無量壽經、以沙門惠資爲論義者、以沙門一千爲作聽衆、丁未能講。○江次第曰、下東廂、御簾、御簾下立御几帳一基、畫御座、西邊立四尺御屏風一帖、其中鋪御半帖一枚、孫廂南第六間立御屏風三帖、其前立元子、依三節部參上卷。但眞言御修法人、相尋可加立之、入御齋會聽衆哉由也。南行立元子、參上卷。其後實子敷立床子、爲講師聽衆

座、孫廂南第四間立元子二脚、爲問答者座、其前立草墊各一枚、講師前草墊上置如意、○裏書曰、五師子如意意名各別、在後書殿、又維摩會如意也。同間置御簾鋪筵一枚、立黑漆高机一脚、置香水二坏散杖等。略。○公事根源曰、十四日は御齋會の結願也、御殿にて行わる、御物忌の時は南殿にて有、問者講師など有て、御前にて論義すれば、内論義と申也。

三一 男踏歌

源氏物語初音の卷に云、ことしは男踏歌あり云々○花鳥餘情云、男踏歌は十四日にあり、殿上地下の四位以下の輩、然べき所々をめぐりて、催馬樂をうたひ、舞かなづる事有、是はむかし正月十四五日に、京中の遊士、月に乘じて彼方此方へめぐりて、謠ひ舞しより事起れり。末の代に千秋萬歳といひて逸興を催す事あるは、是らの餘風なり。△六十四代國融院天元六年正月男踏歌ありし、其後は紀錄などにも所

世をいのる春の始の法なれば君がみゆきの跡もありけり

見なし。其儀式は西宮抄に見えたり云々○源氏同卷初に云、水驛云々。同抄云、水驛とは男踏歌に云傳へたる事也、踏歌の人を饗應するに付て、酒或は湯漬などを用るをば、是を水驛と云、又飯驛とも、駕驛とも云は、引緒て饗應する儀也、男踏歌の人所々をめぐるを、驛路にたとへたり。其驛々は馬をはせて通れば、水ばかりを人ものみ馬にも飼ふは、水驛と云、又は飯を食し、馬に菟など飼へば、飯驛、菟驛といふがごとく、酒肴ばかりを水驛と言、饗膳を用るを飯驛と云ひ侍る也云々。同卷本文に、あをいろのなへばめるに、しらがさねの色あひ、なにのかざりとは見ゆる云々○萬水一露初音云、青いろのうへの衣に、しろき下襲をかさぬるをば、男踏歌の時のさだまれる裝束と、李部王の記にみえたり。歌頭以下悉是を著る也、青色の袍を麴塵の袍ともいへり、又脇あけのうへの衣ともいへり。しらがさねは、下がさねの裏表しろくうちたる物也、兩條一勘也。鬘斗

と袋持、此二人は位袍を著するよし見えたり、日枝は舞人まで是を持也、舞童は絲鞋をはくと云り○河海抄云、天武天皇三年正月朔、朝大極殿詔、男女無別、開夜踏歌す。又云、聖武天皇天平元年正月十四日、始有男踏歌。△これらの説、日本紀また續日本紀にも慥無所見、江家次第の裏書に略此旨侍る。然十六日の踏歌は、聖武の御宇より始まれる儀、續日本紀に見えたり、前に註す。

夫木植也、踏歌の心を、光明華寺入道、たはしなが聲もよけぬる竹河の水驛には影もとまらじ

三二 かざしの綿男踏歌
源氏初音の卷云、かざしの綿にはほひもなき物なれど、所がらにやおもしろく云々○萬水一露初音云、踏歌の祿也、禁中の内藏寮より、内侍藏人などが櫛けに入て、立ならびてくばると云り、踏歌の人の、祿の綿を請取て舞遊といへり。

年行 此殿の聲さへすめる響かなかざしの綿のしろき月夜に 世
三三 高巾子 同前

源氏回卷^{初音}云、高巾子^{かうしんし}のよばなれたるさま云々○萬水一露^{初音}云、踏歌の人以綿花を作て、冠の額にさす也、號高巾子○花鳥餘情云、高巾子冠は、こしを高くしたる冠、白ききぬにて是をはる。藏人所より是をくだし給、六位の舞人の中、これを著す、かうごしきる者は、綿の面をかうぶるよし見えたり、常に見なれぬ姿なるによりて、世ばなれたるとはいへり○後成恩寺秘訣曰、玉藻篇云、繪冠素紙、既祥之冠、垂綏五寸、惰遊之士也○陳氏傳曰、以其爲惰遊失業之士、使之服之以恥之耳。△惰遊とは、なに事をもなさず、流連するいたづら者を云、それを恥しめん爲に、緇冠のしろき冠を著せしむ。今の踏歌といふも、京中の遊子の、明月に乗じて所々へ推參する事、惰遊失業の人とおなじ、其心に高巾子の冠を著せしむる也○公事根源曰、踏歌といふは、正月十五日の男踏歌の事にて侍るべし、近頃行れ侍るは女踏歌也、これは十六日也、光源氏の物語などにも、おほくは

男踏歌の事を申侍にや。踏歌の節會をば、あらればしりの豊の明りとも申にや、あられまじりと宣命の譜にはよめり、此故竹川を諺て、高巾子綿の花を附るは、男踏歌の事なるべし。

三四 十四日年越

△和國の風俗に、今日までを注連の内松の内など云て門松注連飾をなせり、今日これらのかさりを取てこらす^{ひいらす}ひいらす^{ひいらす}、明朝の爆竹に焼あぐる也。人日の前を六日年こしといふめれと、別て十四日年越とて、今宵を祝する也。

三五 綱引 十四日

△和俗、兒童今日戲に、大なる繩を數輩打つとひて諺ひ引、或は往還の道路に横へて、往來の男女に纏ひ遮しめて興す、是を綱引と云、田舎などには猶おほかめる。中華によく相似たる戲侍る○歲時記曰、立春日、挽釣之戲、以繩作繩籠相貫、綿互數里、鳴鼓牽之。按、公輸子遊楚、爲載舟之戲、退則釣之、

進則強之、名曰釣強、遂以釣爲戲、起此△これは舟上の戲也、和童又繩を以、舟の形をなし戲る、也、大略相似るか。

三六 田鼠打 同日

寇宗奭衍義本草曰、鼯脚絶短、僅能行、尾長寸許、目極小、頂尤短、最易取、或安竹弓射取、飼鷹○陳藏器曰、隱鼠、陰穿地中而行、見日月光則死○蘇頌曰、早歲爲田害○許慎說文曰、畋、乃伯勞所化△和にある者説のごとし、地中にあつて田澤の疇を穿勒す、故に和俗うぐろもちと呼り。土民田害をにくんで是を制する也、殊に西國にては、正月十四日薄暮より明曉に至て、田鼠を打とて、藁をつかねて地を打に^と侍り、是土を固んとにや、東國此沙汰なし。句作にて春になるべきにや。

三七 上元 十五日

事林廣記聖真降會章曰、三元大齋日、正月十五日、上元、九炁天官并主祿百司、上詣天闕、進呈世人罪福

日、大宜崇福○正一修真旨要云、上元乃正月十五日、天地水三官朝天、十一^{一本}天靈官神仙兵馬、與上聖高貴人、同下降人間、考定罪福△これらの説を見るに、上元或は中元下元などの名をよぶ事、明道家の説なり。

三八 爆竹 同

神異經曰、西京深山中有人、長尺餘、犯人則病寒熱、名曰山臊、人以竹著火中、焮有聲、而山臊驚憚○歲時記曰、元日爆竹於庭、以辟山臊惡鬼也^{校訂者ニ山臊トアルハ總ニ山臊ノ誤寫カ}○該開集云、李旼鄰仲叟、苦家爲山魘所祟、擲石開戶、敢令、旦夜於庭中爆竹數十竿、若除夕然、其祟遂止、至曉寂然安帖△これらの説、竹を燃て鬼類をのぞくの事也、唐には元日に修すると聞ゆ、本朝には今曉行ふ也、しかれどもいつの頃始ると云事慥ならず。上は禁裏院中より、下百姓の家居迄、爆竹の造り物を建て、誠に宮庭の遊觀なりしが、寛文始のとし、爆竹の火より禁裏の炎上など侍りしに

よて、其後宮城はいふに及ばず、民家まで爆竹を停止せられき。當代には禁裏院中、十八日にさき長とて、ちいさき爆竹の形を造りて相賞せらる。民家には十五日の曉、竈のほとりにて、門松しめかざりなとを焼て、左義長や東土や、（カ）囉すならし。

三九 三笈杖又三 同上

篋篋内傳曰、其斷巨且屍、配五節句、行調伏威儀、所謂肇年三笈杖燒齋會、三毒退治云々、△徒然草曰、さざちやうは正月に打たる毬打を、真言院より神泉苑へ出して焼あぐる也、法成就院の池にこそとはやすは、神泉苑の池をいふなり。唐にては毬打を蚩尤が頭に比して、是を弄、日域また毬打を焼て、巨且を伏するならし。

四〇 三元張

事文類聚曰、上元、燃燈、或云、以漢祠大乙、自昏至晝故事。梁簡文帝有列燈、陳後主有光壁殿遙詠山燈詩、唐明皇先天中、東都設燈、文宗開成中、以

燈迎、太后、則是唐以前、歲不常設。太宗時、三元不禁夜、上元御乾元門、中元下元御東華門、而上元游觀獨盛。容齋隨筆曰、上元張燈、太平御覽所載史記樂書曰、漢家祀太乙、以昏時祠、到明、今人正月望日、夜遊觀燈、是其遺事、而今史記無此文。唐韋述兩京新記曰、正月十五夜、敕金吾弛禁、前後各一日以看燈、本朝京師增爲五夜、俗言、錢忠懿納士進錢、買兩夜、如前史所謂買宴之比、初用十二十三夜、至崇寧初、以兩日皆國忌、遂展至十七十八夜、予按國史、乾德五年正月、詔以朝廷無事、區宇乂安、令開封府更增十七十八兩夕、然則俗云因錢氏及崇寧之展日、皆非也。太平興國五年十月下元、京城始張燈、如上元之夕、至淳化元年六月、始罷中元下元張燈。開元遺事曰、上在東都、遇正月望夜、移伏上陽宮、大陳燈影、設庭燎、自禁中至殿庭、皆設蠟炬、連屬不絕、時有方都匠毛順、巧思結創繒絲、有燈樓二十間、高一百五十尺、懸珠玉金銀、微風一至、鏘然成韻、△これら

説は、上元中元下元の三元に、燈を見る事也、是をば三元張といふ也、又さざちやうに音相近し。和におひて中元に燈を張と侍り、下元に燈を見事、いまだ所見なし、然とも左義長の一説なれば、こゝに記し侍り。

四一 左義長 同

釋經圖記云、後漢明帝永平三年佛祖通載作四年、編年通論作二十庚申、帝感靈夢、敕郎中蔡愔中郎將秦景博士王導等十八人、西方尋佛法、至印度國、請迦葉摩騰竺法蘭、用白馬馱佛經像、以十年丁卯至洛陽、帝悅造白馬寺、譯四十二章經。十四歲正月一日、五嶽道士褚善信等不悅、朝正之次、表請較試、敕遣尙書令宋庠、引入長樂宮、詔以經像舍利置道西七寶行殿上、信等遠壇、泣懇天尊、以按盛香以稱檀燒經、冀無相並爲煖爐、其諸之昇天入火履水隊形諸術、皆不復能、善禁呪者、亦呼策不應、太傅張術語信曰、所試無驗、即是虛妄、宜就西域貴法、時南嶽道士貴叔方、慙慙

自感而死。時佛舍利光明五色、直上空中、旋環如蓋、徧覆大衆、映蔽日輪、摩騰先是、阿羅漢即以神通游空、飛行坐臥、神化自在、時雨寶華、及奏衆樂、摩騰復、竺法蘭謔也。後宮陰夫人王健婦等百九十八人、司空揚城侯劉善俊等二百六十八人、四嶽道士王惠通等六百二十人、京都張子尙等三百九十一人、俱出家。○年齋拾唾に曰、按に、後漢の孝明皇帝永平三年庚申の年に、帝金色の人禁中の庭に飛來ると夢む、臣に此事をたづぬ。時に太史傅毅といふ者、君に奏しけるは、是より西にあたりて天竺といふ國に、神まします、名を佛といひ侍る、帝の御夢にまみえしは、かの人にてもあるならんと申上る。其後永平七年甲子の年に、帝十八人の臣下に命じて、西の方佛法をたづねしめ給ふ、みな天竺にいたりて、摩騰竺法蘭をむかへて、漢土にかへらんとしける、其の時摩騰法蘭の二僧、白馬に四十二章經をおふせて來れり。其後十四年辛未の年正月一日にもなれば、五岳の道士褚善

信費叔方などいふもの六百九十人ありしが、佛法の漢土に渡れる事を、みな心うき事に思ひ、あくまで是をおとしめ侍りしかば、みかど佛經を、道士の書といづれかまされるならん、是をたくらべこゝろみんと思ひて、尙書令宋庠といふものにみことのりして、此正月の十五日に、かの道士を白馬寺の南門にあつめて、佛經とたがひにならべて、しるしを見んとありければ、十五日に道士皆白馬寺に來る。時に褚善信などは、靈寶諸經をたづさへて、道の右の壇の上におけり、佛經舍利はもちて道の左の七寶行殿の上におき給ふ。まづ道經を梅檀梅檀見ユの柴にて是れをやくに、皆ちえて灰と成れり、さあらば佛經に火をかけ是をやくに、少しもやけずして、あまつさへ佛舍利よりは、五色の光明いでて虚空にかやけり、さればにや左の義長せりと云て、左義長といふ。或は文字を左宜長とかきて、ひだりよろしくながかるべしといふ意なりともいへり。又一説に、西域義長や東土

やと嘯す、西域佛法の義まさりて、東土へ流布すと云事也と云々○雍州府志曰、中世、正月十五日、禁裏爆竹、所爆御吉書之灰、吉田、西天王旅所地、稱官位記、必棄此所、是因東方生氣方、故或此所云年德記。

四二 獻御粥 十五日

公事根源云、昔他の國の事にや、蚩尤といふ惡人有けるが、黃帝と申御門と戰て、正月十五日に、蚩尤つゝに殺されぬ、其首天狗と成て、其身は蛇靈と成。是によりてけふ亥の時に、小豆粥を煮て、庭中に案を立て天狗を祭て、其後東にむかひ再拜して、ひざまづきて是を食すれば、年中の邪氣をのぞくといふ本説あり。また高辛氏のむすめ有しが、是も心あしくして、正月十五日に巷中にしてうせぬ、其靈魂とゞまりて、道路にさまよひて行人をなやます、此人平生粥をのみ好みける故に、今日是を祭れば災ひなしとかや。この二つの説は、いづれをよし共定がたし、大かたわたまし、養産の時など、粥を四方にそゞ事

も、かやうの事の起りとぞ覺ゆる、寛平の頃より、年毎に是を奉る。其外三月三日などの御節供も、此御時より同じく定らる。七種の粥とは、白穀大豆小豆粟栗柿さゞげなど也と、九條の右丞相の御記に見えたり。

四三 小豆粥 同

世風記曰、正月十五日、煮小豆粥、爲天狗祭庭中案上、則其粥凝時、向東方再拜、長跪服之、終年無疫氣○續齊諧記曰、吳縣張成、見一婦人、立於宅東南角、謂成曰、此地是君蠶室、我即地神、明年正月半、君宜作白粥泛膏于上、以祭我、必當令君蠶百倍、言絕失所有、成如其言、爲作膏粥、年々大得蠶○太平御覽三十、時序部曰、玉燭寶典曰、正月十五日、作膏粥、以祠門戶○荆楚歲時記曰、今州里風俗、望日祭門、先以楊柳枝插門、隨楊柳枝所指、仍以酒脯飲食及豆粥、插箸而祭之○漢書註曰、黃帝始烹穀爲粥、周謂之糜、宋衛謂之飭○時珍本草曰、粥字、象

米在釜中相屬之形。又曰、赤小豆粥、利小便、消水腫脚氣、△けふ赤白の粥を調する事、是らの所説區也、所好にしたがふべし。但門戸に供するは、年初に居宅を清め祭るならし、夏の令にも、孟春に戸を祭るといへば、中華にも侍る也。人々けふことには是を賞しす、むる事、又痘をさるの義にや侍らんかし、又門に插柳の儀、東武に今猶侍る也。

四四 玉梁糕 同

玉燭寶典曰、洛陽人家、上元製食云々△此儀いまだ和國に知らず、定て餅の類ひなるべし、今日賞するよし也。

四五 紅調粥 同

下學集曰、紅調粥、正月十五日、赤豆粥也云々。

四六 粥杖 同日

狹衣第四卷中。曰、十五日には、若き人々こゝかしこにむれりつ、おかしげなる粥杖ひきかくしつ、かたみに窺ひ、又うたれじと用意したるすまひ、おも

はくごもも、をのくおかしうみゆるを、大將どのは見給ひて、丸をあつまりてうて、さらばぞ誰も子はまふけん、誠にしるしある事ならば、いとうともねんじてあらんなどの給へば、皆打わらひたるに云云。

四七 粥の木 同

枕草紙曰、十五日に、もちがゆのせくまいる。粥の木ひきかくして、家のごたち女房などのうかふを、うたれじと用意して、常にうしろを心づかひしたるけしきもおかしきに、いかにしてけるにかあらん、打あてたるは、いみじうけうありと打わらひたるも、いとほえくし。ねたしと思ひたる、ことはり也。去年より新うかよふむこの君などの、内へまいるほどを心もとなく、所につけて、われはと思ひたる女房ののぞき、おくの方になすまふを、前に居たる人は心得てわらふを、あなまくとまねきかくれど、君見しらす顔にて、おほどかにて居給へり。爰

なる物とり待らんなどいひより、はしりうちてにぐれば、あるかざりわらふ。またかたみに打て、男などをさへぞうつめる、いかなる心にかあらん云々○紹巴の下紐に云、粥の杖にて打、古事可勘、禁中今も、粥杖にて女房をうてば、男子を生ずとてうつなり。越前などには、ことくしきなり、本文はしらざるなり△今日粥杖とて、杉枝・柴などにて女の腰をうつ也、北國には松の枝木を、五色の彩ありて、道行女をうつ、西國には、棒にて女をうつ所侍り、故にけふ婦人女子を外へ出さざる所有。

四八 御薪 十五日

日本紀二十日、天武天皇四年春正月丙午朔戊申、百寮諸人初位以上進薪○雜令云、一位已下、進御薪、有擔法○江次第曰、御薪、年中所用御薪、諸司并五殿、内國司供進、見三殿寮式。宮内省正廳東第三間立辨床子、第四間立式部、兵部、宮内、輔、丞、錄、床子、庭中立官掌及三省省掌床子、式部省掌出唱計訖、官掌著座、式部省掌就版申、申云司々申、御薪、丞云、

進禮、錄讀申云、司々乃進禮、御薪進禮、札若干枚、申賜上。輔云勘、錄稱唯、

丞云候、諸司稱唯出、兵部亦如此。○裏書曰、兵部、式部所進、次宮内亦如此、宮内省掌率二省史生一著、版勘、二省錄也、合文武官所進之札數也。

一々著版、辨云與之、次辨以下退。次改座、設禮、次辨以下著、改座。次坏酒三行、次下著、次退出○延喜式

主殿、云、年中所用御薪、湯殿料一百八十荷、御脚水料二百四十荷、御炊料七百八荷、儲料二百荷、中宮、御費殿准之。御費殿

五荷○公事根源曰、これは百官ことごとく薪を奉て、官内省におさめらるゝ也、其數などは延喜式に見えたり。御薪と書て、みかま木とよむべし云々。

四九 兵部手番 十五日

江次第曰、兵部式、正月十七日大射前二十日、省點親王以下五位以上三十人、前二日、簡定能射者二十人、於省南門射場、令調習云々。省催諸卿、省立幄、并設響、近衛兵衛進的、射分錢者、省預申請、自大

藏穀倉院給之。射手取弓矢、著射場座、上卿參入、

具弓一獻、輔動杯、二獻、居三粉、三獻、居三飯、汁物。射手各一度

射、錄取札二枚并硯、候膝突、上卿取札見之、點定

射手、錄書分前後度數、錄立庭中、召計三度、射了上

卿以下退出○公事根源云、十五日に、先兵部省の手つがひといふこと有て、射手をとゝのへさだむる儀式ありと云々△此手つがひは、十七日射禮のために行はるゝよし也。

五〇 左右衛門府手結 日限

江次第曰、射禮之前行之、荒手結、正佐或丸緒、權佐

平緒、眞手結、日共平緒、著左近府、廳行之。此間書

手坏酌、尉勘盃、二獻居飯汁物、此間書手結、齋手

結、上以結押、代今年射手名、副他紙、入革硯管蓋、置佐前、其書様、中弱書之、正權佐爲前頭後頭。三獻、射之、次懸的、次第射之、眞手番日、府督家司來授、祿於佐△この事、公事根源にのせられず、是も射禮のために行はるゝと云説もあり、また各別に荒手つ

がひ眞手結として、兩日行ふ由共いへり、みな射禮より前にありて、日限は不定也。

五一 花燈夕 十五日

朝野僉載曰、唐睿宗、元夕於安福門外、作燈輪、高二十丈、衣以錦綺、然五萬燈盞、望之如花樹、宮女千數衣羅綺、曳錦綉、耀珠翠、妙簡長安少婦千餘人、於燈輪下踏歌三日、令朝士能爲文者踏歌、聲調入雲中、△按するに、是唐の踏歌の節也、和において花燈夕の名なし、踏歌の節會の夕などを、花燈夕共、燈市なども申へかめり。本草曰、「上元、盜富家、燈盞、置牀下、令人有子。」

五二 燈市 同日

范至能詩曰、吳臺今古繁華地、偏愛元宵燈影戲、春前前後天好晴、已向街頭作燈市。

五三 五枝燈 同日

開元遺事曰、韓國夫人置五枝燈樹、楊家子弟、上元夜各有千炬燭圍、○年齋拾唾曰、閩書風俗志に、正月

十三日及び十四日十五日には、家々の門の口に燈を掛けて、紙にて船を作り、瘟鬼を送る、十五夜には、ことに身を清めものいみして、竈を祭る事侍り。又淳熙三山志をみるに、上元に燈毬といふ事あり、燈をもやして門の邪氣をさる也。又此夜におゐて、漢武帝の太乙を祭るに、昏時より夜の明る迄おこなふを、事のはじめとして、今の人正月十五日に燈を見る事ありと、胡繼宗陳阮直が説有。

五四 火蛾兒 同

△開元遺事曰、正月十五日、造火蛾兒云々。此事は都邊にはしらす、北國あたりには、今日木にて人形を造り、紙の衣装をきせて、幸の神と號して持あるき、其後火にあぐる事侍り、火蛾兒なども、かやうの類に似たる事にや、總て和國に賞せざる事は、作例有共好むべからず。然其其中唐の興に乗じ、或は漢句の時などは、遍に出てもくるしかるまじ、兎角唐土天竺なんごの事、草木鳥獸までも心得あるべきもの

也。

五五 宜男蟬 同日

歲時雜記、都人上元作之、如蛾而大也。

五六 平岡御粥 同日

神社啓蒙曰、平岡神社、在河内國河内郡、社記云、所祭神四座、所謂第一殿天子屋命、第二殿彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、第三殿大國主神、第四殿天照太神也、又若宮一座、天兒屋命子天押雲命也。抑當社鎮座、人王第一神武天皇御宇戊午年春三月十日、入當國草香村、去平岡一里許、四月九日皇師勸兵、步赴龍田、而其路狹峻、人不得並行、號此所曰行難山、社北十乃還欲東踰伊駒山而入中洲、時長足彦聞之曰、天神子等所以來者、將奪我國、則盡起屬兵、於孔舎衛坂會戰、有流矢、中五瀬命、皇師不能進戰、天皇憂之、乃運神策於沖杵曰、我是日神子孫而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇者、即當社也、天神者所謂天照太神也、地祇者

葺不合大國主天兒屋等是也云々○神別記曰、高皇產靈四世孫許々止魂尊子、河内國平岡社也○社記曰、正月十五日卜田祭、當日於神供所燒小豆粥、粥上五寸掛竹管、納百穀署、依蒸氣強弱占年數吉凶也、蓋當社第一神事、水速氏神主外、無有相承。△古來より俳書にいふ平岡の御粥とは、此卜田の祭にて侍る也。

五七 探春宴

天寶遺事曰、都人士女、正月半、乘車跨馬、郊野中爲探春之宴○鄭簡詩曰、雪後清風特地斜、柳條疎瘦未舒芽、與君試去探春信、看到梅梢第幾花△此事も唐土に侍るよし、殊に玄宗帝は風流を好て賞せられけるにや、天寶遺事などにするし侍る。是は十五日には限べからず、正月半と侍るゆへに、爰に註し侍る也。

五八 踏歌節會 十六日

日本紀三十。曰、持統天皇八年春正月辛卯朔丙午、漢人等奏踏歌。同九年春正月乙酉朔辛丑、奏請踏歌。癸

卯 唐人奏踏歌云々○私記曰、今俗曰阿良禮走、師說歌曲終必重稱萬歲阿良禮、故曰萬歲樂、是古諸之遺也○續日本紀十。曰、聖武天皇天平二年春正月丙戌朔辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、晚頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引入宮裏、以賜酒食、因令採短籍書、以仁義禮智信五字、隨其字賜物、得仁者絙也、義者絲也、禮者綿也、智者布也、信者段常布也。同十四年春正月丁未朔壬戌、天皇御大安殿、宴羣臣、酒酣奏五節田舞、訖更令少年童女於踏歌、又賜宴、天下有位人并諸司史生。於是六位以下人等、鼓琴歌曰、新年始週何久志社供奉良女萬代摩提丹、宴訖賜祿有差△私曰、同六年之二月朔日に、朱雀門にて歌垣を觀覽の事、史にのせたり、これらも同じ由來にや○江次第曰、踏歌、正月十六日起無三所見、今按、正月十五日明時、京中士女踏歌云々、見朝野金載、天武天皇三年正月、拜三朝大極殿、詔男女無別、間夜有踏歌事、天平十年正月十六日御裝束司供奉上下裝束、如元外記催大安殿宴羣臣云々、裝束司供奉上下裝束、如元外記催諸司藏人催內侍以下、泥繪唐衣、額額之、裳華服、錦鞋等。中務立標、并

置宣命版、坊家妓女裝束、依請奏給之、坊家坊也、妓女外、中宮東宮、妓各二人催之、天皇出御、謝座再拜開門云々。内膳供御膳、次給臣下餛飩等、此間之儀式、大略如元日節會。一獻、采女供御酒、國栖奏、歌笛、外奏、承明門二獻、仰御酒救使、三獻、立樂、左右各坊家別當奏、圖、左右近府生取標札、舞妓出、西宮抄四十八、殿西進、當校書殿南端、東折、夾馳道分進、南、更北還、作大輪、右廻一廻、又分左右、南行、更折自内北進、了退留校書殿東庭、東向唱歌、了退人、了參三宮、王卿下殿拜舞、謂之女樂拜、掃部立祿案、大藏積祿、次内辨著陣、後宣命拜等、又同元日○延喜式中官職式。云、正月十六日踏歌、妓女四十六人祿料、細屯綿六百屯、預請大藏省、饗畢班賜有差○公事根源曰、聖式天皇天平の比は、踏歌の儀は、祿を給として、仁義禮智信の五文字を短籍に書て、是を人々に探しむ。仁の字にさぐりあたりたる者にふとぎぬをたぶ、義の

字に取あたりたるには絲をたぶ、禮の字には綿を給ぶ、智の字は布を給ぶ、信の字は段常の布をたまふと、いと興ありしことにや。又同じき御時、踏歌の宴には、六位以下の人々、琴を引てうたひて曰、あたらしき年のはじめにかくしこそつかへまつらめ萬代までに。延暦十四年の正月には、詩を作りてうたひけるとかや。おほよそ節會の儀式は常の事なれば、今更紀すに及ばず、元日踏歌をば小節と申、白馬豊明を大節と云にや、小節には、まちなんだちを召せと仰す、大節には、刀禰召せと内辨の仰する替り目あり。其故は、まちなんだちとは大夫達と書り、五位の者を申なり、五位以上の者をめせと仰する心也、大節に刀禰とは、六位をいふ、六位の輩までをめせといふ心也、しばらく大小の節をわかす事は、かの偏頗の恩によりて也。踏歌の節會をば、あらればしりのとよのあかりとも申にや、或はあられまじりと宣命の譜にはよめり。今の代に行侍るは、十六日の女

踏歌ならんかし△十四日にあるは男踏歌、十六日は女踏歌也、作意思惟あるべし。

五九 獅子頭神事 春の夜のくものかよひ路おりはへて月の雪ふむ天津乙女子家

△伊勢度會郡山田郷に祭る所七社也、午頭天皇、中島町、大社、一、藤社、今村社、坂之社、坂之、高倉山、木町、藤社、今村社、坂之社、世古、西根社、内西根、箕曲社、箕曲。以上七社七頭の獅子頭を祭る。神像たしかならず。土人傳言、人皇百五代後柏原院永正の末、飢饉疫病はやりし比、しがしらを作り、山田上の在家より、次第に下の町へ追やりし事侍る、其頭を其町町の疫神にいはひて、則産神とあふげり。毎年正月中旬、社より取出して笛鼓をならし、下さまの人此頭をいたゞきて、それくの氏子の門々をめぐり、舞ありく也。くゞめどのとて、鏡餅、松明或は十二燈などをうけて、十五日終夜めぐりて、十六日山田の橋と云橋の上にて、刀を持って惡神を切こといふ體をまねびて、即座に獅子頭を舞衣にて押包、もとの社々

へ奉納する也、是を山田獅子頭の神事といへり。又落獅子と申て、破裂の一頭有、山田の宮川の外、及び他國の者來て山田に居住する時は、此落獅子を以て産神とするなりといへり。

六〇 養父入 十六日

△和俗に、今日或は正月の間に、親家に入て餉して遊樂するを、やぶ入といひ、十六日遊びと稱す、此儀多くは奉公の男女、家々の僮僕とする所也。新年にいたりて元日より十五日迄は、禁裏堂上は申に及ず、百姓町人に至る迄、年始の勤にいとまなく、僕從奴婢も休息の意なし、今日に至つて、主人にいとまを乞て、己々の親家古郷へ歸、親戚に謁して、年始の祝儀をなせり。往昔は大内にも、十四日より十六日迄は、男女月明に嘯き踏歌して、あなたこなたへありき侍るよし、漢に云放夜の類にてありしかや。今都鄙の十六日遊びも、是等の遺風ならし、中華に猶此日遊樂をなす事あり○西京雜記曰、執金吾杖掌禁戒

非常水火之事、曉晚傳呼、以戒夜行、惟元夜、執許金吾、弛禁前後各一日不禁、謂之放夜云々○五雜俎曰、齊魯人、多以正月十六日遊寺觀、謂之走百病、△箇様の説、和漢齊一の事なめり。唐書云、上元、二年詔、婦人爲宮者、歲一見其親云々。

六一 射禮 十七日

日本紀曰、清寧天皇四年秋九月丙子朔、天皇御射殿、詔百寮及海表使者射、賜物、各有差。又曰、天智天皇三年春正月乙亥朔辛巳、詔士大夫等、大射宮門内。○江次第曰、射禮、天智七年正月辛巳、詔士大夫等、射宮門内。上古、天皇行幸樂院或建禮門、射。建禮門前立七丈帳、行幸儀式、延喜儀式、四宮等、右出抄。天皇行幸建禮門、立三丈帳、其内設親王以下衛府、佐等座相對、以西爲上、王北卿南、辨少納言座在親王座末、諸衛佐座在公卿座末、外記史座西面、有諸大夫并諸司、帷、立鉦鼓、置寶物。王卿先就左仗、奉仰相率出春華門、各取弓矢、王卿取弓矢、決拾獲、著帷下座、所司預儲饌、造酒正進盃、一獻二獻粉熟三獻、飯汁物、大藏著、内豎

益送、兵部丞唱名、席西行四十六步、張第一候、以三鹿皮爲之、候邊設之、的所懸候也。第一候左右近、左兵衛所射、其南張第二候、右兵衛、左右衛門所射也、兵部丞二人唱名、行幸王卿以下射。木工懸的、近衛兵衛後參、當日不必射之、暮者各令二人射○公事根源言、是は建禮門にて行侍る事也、代の始りは豊樂院にてあり、十五日に先兵部省手つがひといふ事有て、射手をとゝのへ定る儀式あり、正月になければ、三月にも行はる、也、若三月ならば、日次は十三日なるべし云々○日本紀十一。曰、仁德天皇十二年秋七月辛未朔癸酉、高麗國貢鐵盾鐵的。八月庚子朔己酉、饗高麗客於朝、是日集羣臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得通的、唯的臣祖盾人宿禰射鐵盾通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝巧、共起以拜朝、明日美盾人宿禰、而賜名曰通的、月田宿禰△此説、公事根源にも載られたり、かやうの事より射禮なんとも始まる歟。

六二 射遣 十八日

江次第曰、外記著藏人所、令奏有射遣由、藏人奉

仰、差内豎召參議一人、參議參入候殿上、藏人仰云、遣建禮門令射昨日射遣、參議先著左仗座、次著大庭、帷、辨外記史等相從、諸衛佐著、一獻酒司行酒、居粉熟、二獻著下、三獻居飯汁物、次將曹若志等召名、或以醫師、諸衛射事了退出、若有賭弓、歸參階下著座。若無賭弓者、歸參可合奏射了由云々。○裏書曰、射禮、明日於建禮門一行。然而雖爲何府、連參射之。○公事根源曰、射禮の明日は、射遣とて有、それは昨日射禮に參せざる四府に、けふ射さしむるがゆへに、あのこしとは申也、弘仁二年正月に此こと始る云々。

六三 賭射 十八日

江次第曰、以射禮後朝被行、行事、藏人裝束司辨、相共奉仕御裝束等、大藏省從永安門運積佐渡布、兵部省令持的、又進四矢奏、主上出御於晝御座、四府右之近衛、將佐候矢奏、北山抄、四府修奏文、請主上渡御於射場殿、出居次將著座、帶鐵插矢執弓、入公卿參上、取矢、王卿著座、左右大將出幔外取奏、有奉書杖之式、

主上一々寛文、目一上卿給、上卿執弓候奏之、給上卿、召左右の附之將名、兩次將參入、上卿給文、次將給交付、的附座、出居、次將依上卿氣色、仰的加介、木工寮史生懸的、兵部省掌著床子、籌刺府生著座、矢取近衛十八經、棚前西度、次射手參入射、一度射間居公卿、儀、内膳大膳射了、近衛矢取還渡、勝方府生率、近衛一人、取度物、小拜置籌刺傍、勝方將行罰酒於負方、近代無、酒正勸酒、此事、度物已下代兵衛射、次第如此事、兵衛射畢、次二度射、供御膳、二度未了間、主上入御籠中、若及暗者炬火三所、三度射了、本以三度爲限、近云、以藏人被仰止度由、上卿奉仰令退、次番、勝方亂聲奏、勝負舞、左後塞乙矢放間、出、亂聲、出射場南方、左羅陵王、右納蘇利、持時右不、依、的附將等以交付上卿、上卿付藏人、令奏、還御、公卿退出、書書曰、晴弓、大藏省進、射道、幕物、佐、合、入、深更、是天子弓場殿に臨みて弓を御覽する也、仲春に弓をみる事は、禮記などにも侍るにや。棚をつきのをかけて、左右の近衛、左右の兵衛四府の

舍人どもの射侍る也。大かた近衛の管領にてあれば、事はて、後、大將射手に髪をたぶ、是をかへりあるじといふ也、かへりあるじ行はぬ大將は、左右なく參内せぬ事にて、度々の召につきてまいるとかや。又殿上の賭弓とて、臨時に弓を御覽する事あり、それは殿上の侍臣どもの射侍る也云々△射禮已下の儀當代なし、かやうの儀は、國安けれども危を忘れざるの心ならし。武家猶弓始の儀有、小兒の射戲する破魔弓なども、これらの遺風ならし。
 六四 舞御覽 十八日
年行、あづさ弓射手のつかさを引つれてかへりあるじぞ氣色ことなる
 日本紀曰、天武天皇十有二年春正月己丑朔、丙午、是日奏小翠田舞及高麗百濟新羅三國樂於庭中。又朱鳥元年正月壬寅朔、己未、朝廷大舖、是日御窟殿前、而倡優等賜祿、各有差、亦歌人等賜袍袴云々△富代行はる、舞踏會は、百十代明正院女帝の御宇、寛永十一年の比より始まれるよし承及たり、初は十七日

にて侍りしを、東山院宇舊代の例日を用られしと也、十八日なり侍る。其儀は、清涼殿の南北に帷の屋をまふけ、左右の樂所とし、中庭に舞臺をかまふ。時刻にいたりて、極扇をもつて舞樂の番附を仰て、是を書て俗人に賜ふ、其後左右の樂を奏して、各番を都合百廿番の舞踏あり、此舞踏の以前鶴の庖丁有、次に註す。

六五 鶴庖丁 同日

△是は舞御覽同日也、舞踏より以前に、先六位二人、組に庖丁魚著に檀紙をのせて、舞臺へ昇すへ、さて鹽鶴一羽まな板のうへにをく、此鳥は年々公方家より獻せらるゝよし也。其後高橋福田氏などいへる庖丁家の人參入して、此鳥を仕る也、其出立、大紋の袍きて鳥帽子を著す。先坐して後庖丁魚著を取て、鳥の兩羽をしごく、俗に是を水しは云、兩の羽を切て組の上に直達に置て、十字の形を作る、次に兩足を切て、組の下へ庖丁箸にて撥落す、次に頭を

切て、さきの兩羽。其、十字の上に置て、千の字を作る、是を千年切と申すとかや、又萬年切と申も侍るよし也、扱肉を三段に調じて退く。清涼殿の階下にのぞみて、太刀折紙を賜り、左手に取て庭上に退き、拜して退出する也。件の鳥并に組等は、六位の人撤する也。傳承る、此儀は中比豐臣の太閤、年始に鶴を獻せられしより始る。

六六 疫神詣 十九日

延喜式第三曰、畿内界十處、山城與攝津國界一所云云。△都近き人里にて、八幡山の疫神參りとして、正月十五日よりけふに至て參集せり。疫神と申は、素盞鳥の命をいはひ奉る也。總じて疫神を祭るは、節分の夜より正月十九日迄祭ることなり、節分の夜は天下一統に、百鬼夜行を掛て懼する也、其百鬼の散亂せざるやうに、節分の夜より正月十九日まで、疫神所に封じこめて置、是を祭る也、節分若春にあれば、十二月晦日の夜よりけふ迄祭る也。延喜式にの

する山城と津國との堺に祭る疫神一所と申は、今の八幡に祭る所也、此神は男山へ八幡遷座以前よりまします也。當代毎年正月には、八幡の御旅所へ、疫神を假に勸請申也。俗神俗に疫神の社といふは非是也。此神素盞鳥命にてまします故、蘇民將來の孫也と云。茅輪の神符を、此の會式に求むる事侍るならし。當日は十九日は、疫神祭にて侍る也、此所の公文所といふ神へ、此祭の記を用る也、平生は公文所の宅地に鎮座也。以上社家之記

六七 吉田清祓 同日

神社考曰、卜部家説曰、神樂岡明神者裂雷神也、昔神樂岡與高野山爲一山、雷擊開爲二、故吉田地主本是雷神也云々。日神之居于天岩戸時、諸神奏神樂、其處降爲山、故號曰神樂岡。又此地有齋場所大元宮、日降坂、龍澤等之名、皆卜部之所祕崇也。△今行ふ祓は此神にあらず、是又疫神祭なり、是も節分の夜祓を行ふて、疫神塚とて、神を以て大元宮の前に、

假に檀壇をまふけて、正月十九日迄疫神を祭る也、是も節分春にあたれば、十二月卅日の夜より勸請する也。扱けふに至りて清祓を修して、かの疫神を祭る也、則塚を撤する也、是偏に此所は、日本第一の齋場所なるゆへに、かやうの神事を行はる、事ならし。

六八 具足鏡開 廿日

△和俗、此日に至て、鏡に備へ、饅餅を煮食して、武門殊更に祝す、廿日と刃柄と同訓なるゆへに、刃柄を祝ふの心也と云。此儀いつの比より始るともしれず、往昔武田の家に、御旗楯無とて、先祖より傳りし旗、鏡を神に崇め、名ある武士を御旗楯無の別當と定め、年初に食酒をそなへ祭られる。其外村上家の先祖の宮にも、八幡太郎義家公の旗を祭り納りし例などより、其家々の先祖武功を顯したる戦場の甲鏡を相傳して、則是に備ふる祭供は、先祖を祭るに同じ理なるらん。然ども今世己が著する甲鏡に酒餅

を備へて、一生此甲鏡の具足櫃を出ざる事を祝せる也、おかし、併是は太平の象にて侍る也。此儀、中頃

承應壬辰の比より、大猷院君の御忌日なれば、改めて十一日に祝する事也、京都にては稀に侍るなれども、武城下におゐては、上下の大名小名ことにことぶき給ふ事也。○羅山詩集曰、正月十一日饅餅。餅饗座上甲兜蓋、時日饅餅有寒花發孟陬、鐵額銅頭變銀否、雪如白馬祭蛭尤。

六九 廿日團子

△和國に女子、けふに至りて、鏡臺にかざりたる鏡もちを開て、煮食して祝きをなす、廿日を用るは、初貌いはふと云詞の縁によるといへり。今日かやうのことぶきに、比屋の女子團子を製するにや、中華にも今日、煎餅を賞する事侍る也。

七〇 補天穿 廿日

拾遺記曰、江東俗、號正月二十日爲天穿、以紅縷繫煎餅餌、置屋上、謂之補天穿、△和國において補天の儀なしといへども、廿日團子の因によつて、爰に註

す。

七一 内宴 廿一日

公事根源云、内宴と申は、うちくの節會也、仁壽殿にて行はる。文人ども題を給り詩を作て、やがて御前にて講せらる、廿一日廿二日廿三日、程、子の日にあたれば、其日おこなはれて、一二獻の後、親王公卿に若菜のあつものを給ふ、保元に信西申行ひ侍りし後は、絶て侍るにこそ。○塵添壘囊抄云、内宴は嵯峨天皇弘仁三年、幸神泉苑、覽花樹、文人令賦詩、是を始とす、保元に信西人道の申行ひし後、また絶侍る、文道のため、尤無念の事なるべし。○源氏物語云、花の宴の歌なるべし。

年行 ちばやぶる神のいづみのそのかみや花をみゆきのほのなるらん
年中行事歌合判云、内宴を神泉苑にてはじめらる、事は、さこそ侍るなれども、花を見月をもてあそぶことは、つねに神泉園のみにて侍らねば、あながちに内宴の心たしかならぬ様に侍り。○同抄云、判者申こ

とく、春の花・秋の月ことなる事なくば、神泉苑北野にみゆきして御遊あるべきよし、宇多の御門の絨にものせられれば、内宴にかざるべからず、神泉園ばかりにて、題の心あたらざるにや云々。

七十二 御忌 自二十九日至二十五日

元亨釋書曰、釋源空、姓漆氏、作州稻岡人也、父時國、母秦氏、父母無子、祈佛神、母夢吞刺刀、覺語于夫、夫曰、汝其有身乎、恐難染之人矣、因而孕、母不茹葷腥、長承二年四月七日生、崇徳、頭、而稜、眼黃而光、宗族異之。至四五歳、舉止動向西、九歳父被寇害、一家噪逃、空自屏處、偵之、以小弓矢射寇、以中其眉間、寇者源長明、寛治帝之衛曹也、爲其額瘡可證發、遂隱而終身、時呼空爲小矢兒、郡之善提寺觀覺聞之、乞爲弟子、性善習學、費嘆曰、此器兒、何可居草澤乎、送與延曆寺源光、光曰、此童驥驥也、非吾朽索之所羈也、即投功德院皇圓、剝落受戒、時年十五。三井之間、通受台教、又從黒谷寂

空、稟密乘及大乘律、凡大藏經律論、他宗章疏、靡不檢閱。晚見信師往生要集、乃棄所業、倡淨土專念之宗。承安四年、出黒谷、居洛東吉水、盛說專修圓頓菩薩大戒、緇白靡然向風。嘉應帝召入宮受戒、藤相國兼實、延問淨土之事、空述選擇集呈之、專修之徒、取爲秘要。建永二年春二月、竄讃州、居五稔、空曰、吾不因謫、爭布專修之道於海寰乎、亦我一化之幸也。建曆元年、詔追赴之都城。二年正月、居大谷染疾。二十五日朝、高唱佛號、諸徒助和、久而皆聲嘎、空獨不衰而至午時、其後著傳持之慈覺僧伽梨、頭北面西、誦光明遍照偈而寂、年八十、臘六十六。空亡之前二三日、紫雲降垂坊上云々△是日域淨土の開祖法然上人の御忌也、京都におゐて東山智恩院、黒谷紫雲山金戒光明寺、百萬遍智恩寺、淨花院を、淨土四箇の本寺と號す、就中東山智恩院は大谷寺と申て、吉水の坊跡にて、淨土總本寺なれば、後柏原後奈良院二帝より、法然上人の御忌を修すべきよし

敕書侍り、其上に當將軍家の崇信ましますば、別て御忌の式嚴重也。其上元祿十年丁丑正月十八日、法然を圓光大師と諡し、寶永八辛卯年五百年忌の時、東漸と加號を賜ふ給旨なども、皆此寺にて行はるゝ也。傳言、遠曾此法會退轉ありしを、當所一心院の開山稱念上人此地に來るの初、影前にて一七日の別時念佛を修せられけるより後、諸末寺の僧徒を集め、十八日の初夜より廿五日の日中まで、毎日三時の法則丁寧也。此の會中、末寺の長老たち三僧を選て、初請費と申役儀をつとむ、其料おのゝ八木十三石を納、本寺に上ると云へり。外の三箇の本寺、又御忌を行はるゝ事、粗相似たり、殊更智恩院は境内せばかり、放下師或は舞まひの輩、又は土産の景物等の賣物散在せり、都鄙の參詣羣集をなす、誠に年始の壯觀ならし。

七三 伊都岐島祭 下亥日

拾芥抄曰、下亥日、嚴島祭官幣、但近代無其沙汰歟○

神代卷一書曰、天照大神則以素盞鳴尊入坂瓊之曲玉化牛神、號市杵島姬命、是居于遠瀛者也○安藝國佐伯郡伊都岐島神傳記云、推古帝端正元年十一月十二日、内舍人佐伯鞍城釣于恩賀島、見船來西方、張紅帆、舟中有瓶、瓶中有鉢、著赤幣、有三神女、曰、我名嚴島太神、守護百王、鞍職怪問曰、以何爲信、女曰、王城星現而鳥舍、神枝、於是鞍職奏事、果驗、帝寄之敕建宮社△是あきの宮島の神也、當社の祭祀、一年に七十五度の神事也といへり。古記にのする所、正月下亥の神事也、昔は禁裏より幣使なども有けるとなん。往昔平相國清盛ふかく信せられて、既に上皇門院などまで行幸有けるとなん。殊に此島は日本第二の絶景にて、社壇巍々として海島に聳へ、百二十間の廻廊波瀾の中に横はり、雲あらずして龍を臥せり。古記に、六月十七日の祭を出せり、いづれを以て季を定めんや、或師云、二つある物は始を以て正とする、是古記式也、然ばいつく島祭は、春

を以て正とし、六月會は宮市などと有たし、猶句體
 作_イにも此心得有べきか○嚴島道芝記曰、正月末の
 亥の日より二月初の申の日まで十日の間、祝節嚴島
 の上卿、齋所に入潔齋也、國府の奉幣使代府中にて籠
 所に入、齋する式法六例有とかや。二月初の未の夜
 半、兩社御前御供奉、韓神あり、和琴あり、太笛あり、
 此夜祇園官幣社の御師大幣帛散米敷布を持參す。未
 の日、國府奉幣使代并社家不殘嚴島へ渡海す、船を
 莊り、麓の森の下に著岸して時刻を待、申の日夜半
 に至て、神前より七度半の使を請て出仕。行列、松明・
 神・太刀幣帛散米嚴島の社家には祝師・兩柳守樂頭・
 地内侍當番の社人出會、悉出仕はなし。祝師奉幣代に
 立會て奉幣あり、祝師祝詞を奉る、客人御前に於て、
 奉幣代、祝師神の舞を奏す、國府の社人にんちやうの
 舞を勤む、又柳葉を諷ふ、大宮御前におゐて、柳の舞
 にんちやう・柳葉亦同じ。其後奉幣使代退出なり、行
 列さへのごとし。雌雉子二羽・青銅を頂戴せる事定例

なり。翌日より御鳥廻・初留山・山の口も免して、樵夫
 山人出入する也。十一月の御祭には、山の口・鳥廻等
 もとまる也。△正月下の亥の日より二月始の申の日
 まで十日の間、祝師社籠あり、是二月初申の御神事を
 つとむ、安藝の國府におゐて、又國府の上卿ものいみ
 右のごとし、しかれば正月下亥の日は、官幣使を立給
 ふの日にや。私按に、しかれば此日嚴島にさせる祭
 禮なし、禁中にて官幣使の沙汰ありける日を、舊記
 にも載たり、是を併書に註したるにや。
 七四 初庚申
 羣談採餘曰、道家言、人身有三尸蟲、謂之三彭、每
 庚申日、乘人眠、以其過惡、陳之上帝、故學道者、遇
 是夕、輒不睡、許鄧州詩曰、夜寒初共守庚申、是也。
 柳子厚集有罵三尸蟲文、吳淵穎有三彭傳、則儒亦以
 爲有此物矣○太平廣記、僧制大虛傳曰、因問三彭
 之仇、對曰、彭者三尸之姓、常居人中、伺察其罪、每
 至庚申日、籍于上帝、故學仙者、先當絕三三○新

尸、如是則神仙可得○鄧耶代辭曰、人身有三尸、上
 尸清姑、中尸白姑、下尸血姑、每月庚申甲子日、言
 入于上帝。二曰、三尸謂之三彭、上尸彭踞、中尸彭
 踞、下尸彭踞○酉陽雜俎曰、庚申日、伏尸言人過、七
 守庚申、三尸滅、三守庚申、三尸伏○僧史略云、近聞、
 周鄭之地、邑社多結、守庚申會、初集鳴鑼、唱佛
 歌讚、衆人念佛行道、或動絲竹、一夕不睡、以避三彭
 奏上帝、免註罪奪算也。然此實道家之法、往々有無
 知釋子、入會圖謀小利、會不尋其根本、誤行邪法、
 深可痛○爲憲の口遊びに云、彭矯子彭常子命兒子、
 悉王幽冥之中、去離我身。文。これを庚申の夜の誦と
 云○袋草子云、庚申せて寐る誦文の歌、
 △しや蟲はいれやさりれわわがとこをれたれどねどねたるぞ
 △和國において種々の説有、僧史略の心なれば、佛家
 の行ふ道にあらず、諸書○に皆道家の説と述ぶ、然
 ば庚申を守るは釋教にあらずかし。然れ共僧家の行
 ふも又據あり、攝州天王寺に有所の庚申堂、日域最初

也、此寺の縁起に言、文武天皇大寶年中、天王寺の
 住侶民部卿僧都住善といふ人、庚申の年私考、元正帝
養老四年。
 正月七日庚申、申の時、一童子現じて住善に問て曰、
 我は帝釋天の使者也、日域いまだ青面金剛の尊號あ
 る事を知らず、當寺は佛法最初の地なれば、佛法護
 持のため庚申の祕密を授くべしと、則祕文を授給ふ、
 其時より此尊像を勸請すといへり。然れば今世僧徒
 の庚申を守るは、青面金剛の法を修する也。東國に
 ては、諸宗の僧顯密に限らず、庚申といふに請じ、庚
 申塔として石碑或は木都婆を、一村一家によらず建立
 する事侍り、これらを見れば、釋教にあらずと一概を
 論すべからず。近世神道家に、庚申に猿田彦を祭る
 といへり、是附會の儀にて、巫説の業なるべし。朝
 庭におゐても朱雀院御宇天慶二年、内裏にて庚申の
 御遊ありし由、舊記に侍る也、是庚申遊びのはじめ
 なるべし。然ども菅家の詩に「庚申半曉光遲」など侍
 れば、天慶より以前にも侍るならん。

おきなかのえざるかたなき釣舟はあまやさきたつ魚やさきたつ
顯昭云、此歌は庚申をかくせり、初庚申は正月に限
るべからず、二月にある事も侍る也。

七五 節振舞

△和俗、正月の間、親戚の家に互に往來して宴會をな
す、是を節振舞といへり。節とは節供の下略なるべし、
夕節、朝節など、正月の間呼び稱するも同断也。朝の庭
におゐては節會を行れ、臣下に酒飯を賜ひ、其外二
の宮大饗、臨時客などに至る迄、みな同じ心ならし、
民間に又相似たること也。また親戚より家僕の類まで酒飯を
施す事侍也、中華また相たる事
あり。○荆楚歲時記曰、元日到於月晦、竝爲脯、聚飲食、
士女泛舟、或臨水安樂。按、毎月皆有弦望晦朔、以
正月初年、時俗重以爲節也。○法苑聚林云、唐長安風
俗、每至元日已後、遞飲酒相邀迎、號傳生酒。△こ
れらの説、和朝節振舞にひとしく侍る。

七六 萬歲樂

世談問答に云、むかしは男踏歌とて、京中の男女聲

のよきをつとへて、内裏にて祝詞をうたひて舞せら
れし也。持統天皇の御時は、漢人踏歌を奏せしとか
や、光源氏の物語のかうごしのよばなれたるさまも、
かの踏歌のことぞかし。此餘風遙のすへにとゞまつ
て、千歳萬歳の祝詞をうたひ侍る也、踏歌の舞人萬春
樂を奏せしゆへに、萬歲樂々々と囃す也云々△或
師云、萬歲樂は八句の詩也、それを漢音にうたひて、
其句ごとのあはひに萬春樂と唱ふ、譬へば「我皇延祚
億仙齡、萬春樂、元春慶序年光麗、萬春樂」下略。かや
うに諷ふよし。其外詩歌のめで度詞、ふるきをも新
らしきをも昔はうたひけると也。今世に及て、千壽萬
歳といふ者、和州村里より來る、唱ふる所の早歌も
遙におとる祝詞也、然ば舊例によりてや、正月十日ハハハ
五日禁裏へも十二人の千壽萬歳まいりて、うたひ舞
侍りて、それ／＼の祿を賜る事なんかし。御湯殿の
うへの日記にも、「元龜三年正月五日、北畠のせんす
まんざい三人參」云々。北畠とは指南抄に、一條より

北、其間三町也といへり、しかれば昔は都の内にもあ
りし事ならんかし。今の萬歲と稱する物は、烏帽子、
素袍をきて鼓を打、早歌を唱へ、正月二日より三十
日迄、京都町々をありく、田舎にも、所によりて正
月の間ありく也。又一首種江戶萬歲とて、鼓をなら
しめぐるもの、是は平生乞食の類ひならし○履新、
唐禮樂志曰、正旦、羣臣上千秋萬歲壽、制曰履新之
慶、與御等同之。按ズルニ、此一項當ニ
元日ノ條ニ出スベシ。

七七 傀儡師

△世傳云、備起于漢高祖平城之圍用陳平計、刻木爲
美人、立之城上、以詐冒頓單于君
長之名。闕氏、後人因、此爲
傀儡、按、前漢高紀七年、註應劭曰、平使畫工圖美
女、遣遺闕氏、而無刻木事。今按、列子記、周穆王時、
巧人有假師者、爲木人、能歌舞、王與盛姬觀之、舞
既終、木人瞬目、以手招王左右、王怒欲殺、假師懼
壞之、皆丹墨膠漆之所爲也、此疑傀儡之始矣。秦漢
有魚龍曼衍之戲、其事亦粗見通典、曰窟僂子、亦曰

魁儡、作偶人以戲、善歌舞、審之、知其假師遺事
也。一云、本喪樂、漢末始設之。嘉會、不知何以爲
喪樂○風俗通曰、漢靈帝時、京師賓昏嘉會、皆作魁
儡、梁樂亦有之。北齊後主高緯、尤所好也○閑意倭
筆云、正月の間、一族を集て傀儡師をやとひ、大分の
金錢を費て遊びたわぶれて、喜の會をなす。予が曰、
これ極てこのましからぬ行跡なり、その仔細は、先
づ傀儡子と云もの起りを知ては、この儀あきらめ
がたし。事苑の中にも載たるが、偶人を作りて舞す
を傀儡と云ふ、これは本喜の會に用ふる事にあらず、
喪家の樂也、漢の世よりも前よりある事なり。人初
て死たる時、其人の骸を送るとて、人の形を木にて
作りて、絲を引動き働くやうにからくりて、なきか
なしみて、樂をしらべて行し事なり。其後北齊の五
代の王高緯帝、是を事の外すきこのみけるが、即位の
後潘妃といへる美人を愛し、淫亂不道にして、つゝに
周の武帝に亡されけり云々○塵添壘囊抄云、傀儡は

術藝也、傀儡はアヤシ、施奇術義也、敗壞と釋す、一
旦人の目を驚す共、始終なき也。傀儡は子戯也云々△
遊女傀儡として相似たる故にや、歌道には遊女を水邊
に定めたり、定家の此二首、題を詠わけ給ふ。

寄遊女戀
心いよぶ行來の船のながめまでさしてかばかり物はおもはじ
寄傀儡戀
一夜かす野上の里の草枕むすびすてける人のちぎりな

これらの異説、和漢ともに侍り、必竟これらは、傀
儡の出書を註せり。當代正月に至て諸國をめぐる者
は、津國西の宮又は阿久部川と云村郷より出で、小
き箱に人形木偶を入れて負ひ來り、人家に入て、箱を胸
間に置いて木偶をまはし、めで度祝言の諷を鼻聲にて
うたふ。これらもその源は、假師などの伎術より事
起りて、和國へもひろまりしか。又和國におゐて木
偶人を始めし事、垂仁天皇の御宇、野見宿禰土部三
百人を率て埴を採て像を造り、以て殉に代ふ、帝大
きに是を嘉して土師の姓を賜ふよし、日本紀にも侍
り、是は土偶人と見えたり、漢家の木偶に事相似た

り、喪家の具より事起れば、釋惠空の和筆に記せら
れしも尤也。然ども今正月に是を賞する心は、一村
一家の凶事、此人形木偶に歸せしむるの義也、是土偶
を造つて人の殉死を止るの謂ならし。此者を俗にて
このぼと云、是順和名などにも久々豆と云、又てく
ぐつなどいへるを誤りて、てこのぼといふ也、和歌
によめる遊女傀儡も、てくやつと稱する也。これら
を傀儡となすも、木偶の粉丹を彩り、錦繡を著、は
なやか成ども其實なきが如く、遊女の虚道なるを以
て、木偶に比していへるならし。又古人の語に、人
生は傀儡の如しといへり、是を觀する時は、世人み
なでこのぼの類ならし。

七八 春駒

△和歌によみ、連歌に作る所は、題林抄に云、「春駒、
春は草やう／＼おひぬれば、駒をはなち飼ふなり。冬
さり、夏見し物ともみえず、たとへなくかげもとや
めす、あれたるけしきといひ、秋の燒原角ぐむま、

に、てにもか、らす、嘶る心をやよみ、澤邊には眞菰、白
菅をはみ、難波あたりには、角組わたる蘆の青葉を
はむなど讀むべし。俳諧なを此旨をもれず、俗に春
駒と稱して正月の間徘徊するは、猿引の事也、猿をも
て駒と稱するに、據あること也。○時珍本草曰、獼猴、
史記沐猴、格古論胡孫、倦遊錄馬留云々。時珍按、班
固曰、白虎通云、猴、候也、見人設食伏氣、則憑高
四望、善于候者也、猴好拭面如沐、故謂之沐、而
後人訛沐爲母、又訛母爲獼、愈訛愈失矣。猴形似
胡人、故曰胡孫、莊子謂之狙、養馬者、廄中畜之、能
避馬病、胡俗稱馬留、梵書謂之摩斯吒、狀似人、眼
如愁胡、而頰陷有唾、藏食處也、腹無脾、以行消食、
尻無毛而尾短、手足如人、又能豎行、聲嗚々若欸、
孕五月而生子、浴于澗。其性躁動害物、畜之者、使
坐杖上鞭撻、旬月乃馴也。○馬經曰、馬廄畜母猴、避
馬瘋疾、逐月有天癸、流草上、馬食之、永無疾病矣
○居家必用曰、常將獼猴安馬坊、且能避惡△これら

の所説、猿を以て馬の疫病を除く功あり、故に初て廄
を建ては、猿引を招て祈禱を行ふこと侍り。歳初に
も一年の疫災を除くために、猿を引て馬屋に來りて
祓をなす、是を春駒と稱す、馬を祝して猿をも駒と
よぶ也。異朝また馬留の名有、しかれば此者、京な
どには強て來らず、武家方へは勿論參ること也、お
ほくは田舎の農家などの馬を養ふ家々をめぐる者
也。俳に云所、おほくは此春駒を出せり、歌、連歌に
云春駒は、十句に一句也、此兩種古流はさもあれ、當
流にて取なし、或は混雜して句意を取損することな
れば、此者はをイネさると呼事、天性躁動にして、此を
去、彼を去の義也、又馬疫を去の義也ともいへり。
歌にはましらなどよめり、是梵書云摩斯吒の義にや。
本式連歌には、猿を山類とす、俳諧にも本式には勿
論也、然共春駒猿まわしなどは、山類と申さんは、俳
諧師の誤ならし。後拾遺集春駒の歌、

立はなれ澤邊にある、春駒はなのが影なや友とみるらん 長

愚按、當世は春駒とて、木或は土の首にして手に持て、太鼓さみせんにてはやしおごるも、右^古の餘風ならし。是は京の町中にのみ徘徊せり、いつの比より始るとも知らず、其諷ふ事は蠶飼の事をいへり。又他國など、素袍ばかり著てゑはしなし、^古萬歳のごとく成もの、二三月の比までも徘徊するを、春駒ともいへり。右二つの者は、みな其所々の非人などの業也、常流もつて春に許用すべきか、其始る所は何のいはれともしらず、本説未考。其馬頭をもつておごる歌に、「目出たや、春の始の春駒な」とは、夢に見てさへよいとや申、年吉世吉かうかい吉、小飼に取てはみのの國ふはの國、やおの山口に留たる種はのうよい種や、かいこの女郎にお渡し申、飼女の女郎は請悦んで、はりまたけの初綿なと、手にさへきりりとした、め申、左の脇に三日三夜、右の脇に三日三夜、兩方合せて六日六夜、温申ぬくとめ申、三日に水引四日やな、^古く、五日に此子も出させ給ふ、

なむてばこやはごつきはねは、そらは新てう飛かふ鳥の、八つのかざ切手でぬきもつて、一はねはけば千荷に餘る、二はねはけば萬荷に餘る、三はねとはれば三千がに餘り候や廣がり候や、あの子此子に何やらしん上、南の畑や桑畑や、^古桑の若はひそろりとこひて、手で押もんで葛屋に獨、ひとり^{はら}を^{はら}りとおゐてや通る、あの子此子と桑召やう、はやぶさの駒か、水たゆる水戸の駒か、まさたゆるまこも草のほににたとこは、朝日にむかひてからそひくと、人にも似たりはむにも似たり、さあらば此子に進上申、しんしのおけやうしん實まさる、にわのおけやうにはからまさる、よくらのおけやうなんくせなく、すくひあがる大まひ小まひ、此世のまいぞはかりて、みよるいとまひ千石、綿舞千石、種まいどもには三千石の、松山かざりて是より東いとくりべやと、十や二けんにゆるりとたて、十二の釜をぬり立まはり、みのの國の絲引上手、尾はりの國でのまひむ

き上手、上手々々がより集りて、三七日に繰り上げる、よい日をけんしてはねさせ給ふ、くすの木ほんごでもと打ならし、大わく八つに小わくが十四、大四大ごのおとこの姫は、綾が上手に錦が上手、月かさ日がさ根篠に小篠、雲にかけはし霞に千鳥、所の氏神はつきりちやうと、織やおろしておかいこたちや、尉様たちやたちやきせて、あまりし絹をはんどう革籠、西國葛籠にた、みこんで、愛そめ川のこひもをもつて、まん中程をばむんすとして、にかづに荷つもあり、七十五駄と七十五駄が都へ登る、都は三條さかひの商人、あらよいきぬやつかうのいとと、譽め悦んでさらりと買て、代物わたす金が千貫、錢また千貫、三千貫のかねうけとりて、くるまに積だり馬にも附て、こなた様へ引込ならば、こなた様にお土藏がたつや、綿土藏七つ金土藏七つ、十四のおくらをゆらりと立て、綾の長者に錦の長者、都の町での大福長者といは、れ給ふ。」

七九 鳥追
△此儀儘成本説なし、或説云、是諸家の莊園の稻梁ななどの春秋のもの、鳥を追ふ下賤の者也。昔は公家殿上人も、莊園をあまた持せ給て侍るゆへに、その邊土の鳥追ひが来て庭門に伺候し、當年の稼穡豊年ならん祝詞を申て、酒などと給て、田歌磨挽歌などを申ける事侍りし由也。今世におゐてこれ^古の^古の莊園も武門に歸して、鳥追も參らす成しが、其遣風にや今は乞食の類、胡弓をひき、さゝらを摺て祝詞を諷ふて、貴賤を申さず、家々の門戸に來りて物を乞ふ也、これを鳥追と稱す。京に限らず、他國にも所により^古待る也。當代に至ては、祝詞を諷ふのみならず、歌舞妓野郎役者などの名よせ、傾城遊女の道までを、唱歌となして諷ふ故に、遊女の類ひ殊更に興じて、家内に呼入て是を賞す、心あらん人はつゝしむべき歟。俳道におゐて、猶これを取て捨ざるもおかし。

八〇 木芽漬

庭訓往來曰、鞍馬木芽漬云々○顯密勘云、くらまの木芽漬は、通草のつるの若葉をとりて喰ふをいふ○蘇頌圖經曰、通草、此草藤生、蔓大如指、一枝五葉、頗類石葦、二葉相對云々△此あけびなり、此草は秋に許用すれば、下に委す。○第十卷春初此草の芽を摘て取、蒸して鹽藏するを木目漬と云。併所説の通草ならば、草の類也、木芽の名いふかし、然共古人の註しおかれたる物によて、爰に記す。一説、諸木の春芽を採て鹽藏するの名共いへり○雍州府志曰、木目漬、洛北鞍馬土人、春末夏初、採通草葉、與忍冬葉、木天蓼葉合、細剉之、以鹽水漬之、然後陰乾用之。

其玉

宣旨

八一 山椒皮

時珍本草曰、蜀椒、蜀古國名也、蜀椒肉厚皮皺、其子光黑、如人之瞳、故謂之椒目△蜀椒とは、俗に云山椒也、本草綱目にも、其實を用る説有といへども、木

いとわしやくらまのめづけいかなればふつと見なすといふにあらん

皮を喰ふの説見えざる也。蘇頌が圖經にも、木の高四五尺といへり、和産はま、大木あり、此木の大小に限らず、此木の皮を剝取て、和俗の菜となすに、蒸熟して或は鹽藏して賞す。尤尋常ありといへども、春初やう／＼諸木の性質せざる時を以て採によつて、初春に是を押か、作者心得有べし。青山椒山椒の子などいへば夏也、下に委註す。此者諸國より出るといへども、鞍馬の産上品とする也○雍州府志曰、洛北鞍馬土人、山椒木不擇大小、各三寸計切之、入大釜煮之、剝其皮、以葭條插之、賣市中、又出自丹波者、皮厚而味爲劣。

八二 葩煎

字彙曰、綠、火爆米曰綠○經驗方曰、稻米便火、異火食、謂之白花米△これらの説、俗に云葩煎の類か、葩煎の字出書未詳、經驗方の白花米の説近し。和に製する所、糯米を以穀をさらす、是を火に爆して、おのづから米穀の内よりはせ出るによつて、はせと

號す。此もの春初専ら製す、尤是を賞す、田舎往々にありといへども、攝州天王寺の近郷江州清水より出る。

八三 梅の花衣

清巖正徹の註物に曰、梅がさねの衣は、表濃紅、裏紅梅、次第にをめる、梅のから衣ともいへり。又曰、一重梅、表白く、裏紅、此衣は年の内霜月の末より著る也、雪の下の紅梅と號して著る也。以上もし△これらをすべて梅の花衣などいへり、又「折梅花」挿頭、二月雪落衣」などいへる心も侍る。

八四 鶯衣

藻鹽草云、鶯の袖、腋縫たる衣の袖也、東小袖と云も同じ事也。

八五 松がさね

藻鹽草云、松がさねの衣は、表青く、裏紫もあり又青きもあり、此衣をば年の始に著る故に、若みとて著るふいそい也。又子日衣ともいふオイネ

八六 柳重嬰

藻鹽草云、柳重、表裏花柳衣、表裏青柳衣。表裏

八七 若草衣

藻鹽草云、若草の衣、表薄青、裏濃青、正月初頃までは仔細なし△是皆初春に著さる衣の色也。鶯の袖鶯衣、此二つの物は衣の色にあらず、縫腋の衣を云也、鶯と云名にて春也。

八八 踏青

詩註曰、蜀人正月半、士女遊嬉、曰踏青○黃山谷詩曰、白日紅々相間開、三々五々踏青來△これらの句、踏青ならし、初春より中春迄の詞ならし。

千首 唐人の立出で遊ぶ道のべにけふ春草の青きをやむ

八九 呂の調

劉向說苑曰、黃帝詔伶倫、作爲音律、乃之崑崙之陰、取竹於解谷、生竅厚均者、斷兩節間、其長九寸而吹之、制十二管、聽風之鳴、以別十二律、其雄鳴爲六律、雌鳴亦六、以比黃鐘之宮○前漢律曆志云、律十

乃應節趨^{もたせ}時之鳥也、冬月則藏蟄、入田塘中、以泥自裹如卵、至春始出○順和名曰、陸詞切韻云、鶯、春鳥也。^{漢語抄春鳥子}宇久比須○渚山茶記云、山鳥、如鶯、而色蒼、每至正二月鳴、曰春起、三月至三月止、鳴、曰春去、採茶候也、呼爲報春鳥○和訓義解云、和名うぐひすは、うぐははおくは也、^{おとこと}ひすはいづ也。^{いとひとつ}言おくより出る也。此鳥立春の時幽谷より出で、喬木に遷るといふ心也△一説、鶯は和朝のうぐひすにあらず、渚山記云報春鳥、うぐひす也と云り。諸書に記する所。中華の鶯は和朝の鶯と小異ありといへども、大に同じ所あり、其上萬葉集を始とし、順和名等迄、鶯を以てうぐひすとしたり、争か是非を論せんや、固執して風雅を混すべからず。

○金衣鳥 天寶開元^{イヌ}遺事云、明皇於禁苑中見黃鶯、呼爲金衣公子○古詩曰、官樣巧分雙翠黛、道粧新試縷金衣。○歌童 韓愈詩曰、春風紅樹鶯眠處、似妬歌童作艶聲、○梅聖俞詩曰、最好音聲最好

聽、似調歌舌更叮嚀。○歌よみ鳥 本朝一人一首曰、孝謙天皇御宇、大和國高間寺^{アサヒ}の侍兒死して鶯となり、庭樹に來りて「初陽每朝來、不遭還本栖」と囀る、此音を文字に寫せば歌也。

一人一首
はつ春のあした毎には來れどもあはでぞかへるものすみかに
△これ本朝におゐて鶯の歌を詠じたる例也、故に歌よみ鳥といふならん。○人來鳥 藻鹽草云、鶯の鳴聲の、切聲に入くくと云やうに聞ゆるといへり。

古今
梅の花みにこそきつれ鶯のひとくくといとひしもをる
花見鳥^{イヌ}
藏玉
春ははや比になり行山さとの軒に來てなげけふ花見どり
句ひ鳥^{イヌ}
藏玉
山里は雪きえずでに句ひ鳥梅はをそきにれをひらきつ、
きなこ鳥 是は黃袍の心也 ○經よみ鳥 ほけ經と鳴聲のひやくゆへ也。

射野抄
みいめどり來つもなく也我やどの八重紅梅の衣ふみあらし 忠

△二光は日月星とも囀る者を云、二光或は苦藤などいへる、皆うぐひすの名也○俱全論云、四方母兒論、師過去爲谷鶯、住山寺邊聞經、依彼薰力成干部論師。

業十
梅花開有崗邊爾家居 者 乏 毛 不 有 鶯 之 音
古今 物名
心から花のしづくにそぼうつうぐひすとのみ鳥のなくらん 敏 行 朝 臣

九七 白魚

爾雅曰、鱒魚、一名春魚、春以時名也、郭義恭所謂武陽小魚、大如針、一斤十頭、蜀人以爲醬者也。又一統志云、廣東陽江縣出之、卽鱒魚兒也。然今與國諸處又有之、彼人呼爲春魚云。春月自岩穴中、隨水流、出、狀似初花魚苗○順和名、鮎魚、文字集略云、鮎魚、薄身白色也。^{漢語抄云、之呂乎}△これらの説、皆和に云白魚也、鱒、鮎通用すべし。此の諸國に産多し、然共尾張名古屋より出るものを上品とす、東海にも昔はなかりしを、當將軍家に至て、名古屋より魚苗を

取て、武州品川表の内海に入させ給ふて、當代は江戸の海にも白魚産するといへり。

九八 目刺

時珍本草曰、鱒作腊、名鵝毛脰、以乾腊名也、按、段公路北戸録云、廣之恩州出鵝毛脰、用鹽醃之、其細如毛、其味絶美。又一統志云、與國州諸處亦有之土人取收、曝乾爲脰、以充菹菹、食以薑醋、味同蝦米、或云、卽鱒魚苗也△これ俗の白魚を採て、魚目を細竹串を以て數頭を貫き、編て脰となす、呼て目刺と名附、春月相賞する者也。是も古來より春に許用す、跡に并記する也。

九九 干鱒

時珍本草曰、黃頰魚、類以形、無鱗魚也、身尾俱似小鮎、腹下黃、背上青黃、腮下有二橫骨、兩鬚、有胃、羣游作聲、如軋々、性最難死。陸機云、魚身無鱗頰骨、正黃魚之有力、能飛躍者。陸佃云、其膾春夏近上、秋冬近下、亦一異也○多識篇云、黃頰魚、和名

太羅○東醫寶鑑曰、杏、魚性平、味鹹、無毒、腸與脂味尤佳、生東北海、俗名大口魚○爾雅曰、鮪、口魚也、其色黃也△多識篇には黃頰魚をたらと訓す、一説には大口魚は、爾雅に云鮪と一種にて、たらといへり、何れも據あるならし。東醫寶鑑に云腸の味佳なる説、和産の者又雲腸とて賞す、陸佃が膽の説も、此魚の腸を以て賞するの謂ならし。所におゐて冬月出る者也、俗是をさらしかはかして干鱈と稱し、春初に賞味する也。乾物を季に用る事稀なりといへども、生鱈を冬に用て、又相續いて干鱈を春に許用す、鹽鱈は雜の由古老の説也、句作心え有べし。俗又鱈の字を用ゆ、冬月産するの謂か、此字の出所詳ならず、然其俗に慣て通用すべし。

一〇〇 蛤

説文曰、蛤、蜃屬○禮記月令曰、爵人、大水爲蛤○陶氏本草曰、雀入大水爲蜃、蜃即蚌也○爾雅翼曰、雀入淮爲蛤、雉入海爲蜃○時珍本草曰、蚌與蛤、同

類而異形、長者通曰蚌、圓者通曰蛤、故蚌從丰、蛤從合、皆象形也、後世混稱蛤蚌者非也○明汪機會編曰、蛤蚌、生東南海中、白殼紫蜃、大二三寸者、閩浙人、以其肉充海瑤、亦作爲醬醃、其殼火煨作粉、名蛤蜊粉○呂氏春秋精義曰、月望則蚌蛤實、月晦則蚌蛤虛△これらの記説を見るに、蛤の長圓大小によつて別種あり、此者尋常産すといへども、春初に賞する者なれば、近來春に用るか、古來は酢蛤といはずしては難也、さも有べき也。然ども是も、酢を結て春と云道理なし。只此節酢蛤とて、至てちいさき蛤の別種なるを、都市におほく賣者あり、民戸是を賞す、殊に二月初午の日、洛南稻荷の會にて貴賤踵をめぐらす、彼地に於て是を賞す、俗に云、初午の日稻荷にて酢蛤を喰へば、鬼氣をイホ犯されすといへり。かやうの俗事に任せて、猶春に許用せり、其上一切の貝類おほくは春に用ゆ。

君がため蛤みつくふといはんかひなき身とて我をいとふ後京極

一〇一 梅

爾雅云、梅、楨、註似杏實酢○時珍本草曰、梅、古文作景、象子在木上之形、或云梅者媒也、媒合衆味、故書云、若作和羹、爾雅惟鹽梅、而梅字又從某也。按、陸機詩疏云、梅杏類也、樹葉皆略似杏、葉有再尖、先衆木而花○順和名曰、梅和名、△和産樹葉、説のごとし、蕪葉集にうめともむめともいへり、順和名にもうめと訓す○和訓義解云、此花諸木に先だつて開、うつくしきめづらしきの略語也ともいへり△私云、此者種類花品あまた侍る、大凡白紅のひとへ八重也。定家卿はしろきひとえを賞せらるゝといへり、尤かな白きひとへ第一の品也、白梅はすべて香あり、紅梅は香なきと侍る。寒紅梅は八重なり、香なし、末秋よりも咲あり、淺香山と云者これにつげり、ひとへの紅梅也、これらは皆冬梅也。信の梅は清梅とて、花も實もちいさく、豊後梅は花實大なり。又一種盛青といふ者あり、其實肉多、皮薄うして、味過れた

り、尤白き一重也、醍醐のおく笠取山に多し。他種又所々に侍る、洛南霞谷、洛西梅畑など殊に梅多し。此者和漢ともに古賢の愛する所、詩歌の詠甚多し。花の兄、黃山谷詩曰、山礬是弟梅、是兄。○花魁古詩詞イホ云、不是花魁誰是花魁。○好文木、晉書曰、哀帝字千齡、興寧二年三月、帝稚好黃老、斷殺餌長牛、藥服、食過多、遂中毒○同起居註云、哀帝讀書、則四時隨之、開梅花、故曰好文木。○花儒翰墨全書羅江東梅賦曰、梅花中儒者△これらみな中華に梅を賞していへる名也、和朝又異名多し。いひなしの花

古今集庭頭狀 よみ人しらず
看これの野邊にまづさく見れどか花まひらしたるべき花の名これや
清輔奥儀抄には「まひさし」と有て、問久しは、誠に久しくたゞで見るべき花とよめる也といへり。またある抄には、此歌は古今集を見るに、梅の咲たるを、「白くさけるは何の花ぞ」と問かけたる返歌にて、花も

いひなしにてあれば、我がこたへん花の名にあらずと、梅を賞していへる也、是よりいひなしの花といへり。花ものもと、いひなしのいと、もい略音ま也、故にまひなしと讀るなり。

春告草アサギ

みよしのの春告草の花のいろあらぬ枕にかゝる白雲

初名草アサギ

萬代にさける中にもほつな草春をまたでや花もみるらん

香散見草アサギ

藏玉

山さとの軒端にさける香散見草色なもかをもたれ見はやさん

香はへ草アサギ

深山にはみ雪清し羅波人うら風しほるかはへ草かな

飛梅アサギ

梅ほとびさくらほかる、世中に何とて松はつれなかるらん

神社考曰、天神其左遷時、詠梅歌曰、古知布加波爾保比於舉世與牟米乃波奈阿留志那之登底波婁那和須辰楚、於是梅飛生子誦所庭△此樹のナニニ筑紫太宰府の安樂寺に侍る也。

認來このころし

新古

とめこかし梅さかりなるわが宿をうときも人は折にこそよれ

△此樹は今上がも社西南、鴨河西に窪堂、今世西行が庵跡也、庭に梅有、西行植て賞せし也。

鶯宿梅

拾い

教なればいともしこし鶯の宿はと問はよいかたへん

△或説に云、後鳥羽院の御時、京洛に寡婦あり、園に一株の梅をうゆ、紅白相交て其花尤となり、春毎に鶯來て宿す、鶯花相得たりと謂べし、院是を聞召て内裏に移さんとす、婦此和歌を作る、院感じ給て移し給はず、此婦の歌に因て、名附て鶯宿梅といふ。古老の曰、婦の舊園、今京極二條の林光院是也。已上下。此旨拾遺集の詞書に侍る也。又軒端の梅、是は和泉式部が軒端に植たる梅なり、今世洛寺町誠心院に式部が墳墓有、其側に存す、アサギ是を以て鶯宿梅といへり、いづれか是なるや。

萬五

梅壺 拾芥抄曰、凝花舍西二梅壺○禁秘抄曰、西白梅、東紅梅之由、見清少納言記○凝花舍の梅さかりなるをみて詠侍る、

續後 いろくりにこりつ、庭の梅の花いく代の春なほひ来らん
平治百 ながゆにかけてしむらん梅つばの軒はの枝に風わたる也

△是禁中十二舎の内也、總じて梅つばに限らず、藤つば、梨つばの名も、季を持といへり。

一〇二 柳

時珍本草曰、楊、枝硬而揚起、故謂之楊、柳、枝弱而垂流、故謂之柳、蓋二類二種也。按、説文云、楊、蒲柳也、從木易聲、柳、小楊也、從木卯聲、易音陽、卯音酉。又爾雅云、楊、蒲柳也、桤、澤柳也、檉、河柳也、觀之則楊可稱柳、柳又可稱楊、故今南人猶併稱楊柳。春初生柔荑、即開黃蕊花、至春晚、葉長成後、花中結細黑子、蕊落而絮出、如白絨、因風而飛、子著衣物、能

生虫、入池沼、即化為浮萍、古者春取榆柳之火○陳藏器曰、楊樹枝葉短、柳樹枝葉長○和訓義解云、やなぎと稱す、いやながきの略語なりといへり。

一〇三 しだり柳

爾雅曰、檉、河柳也○時珍本草曰、檉、柳一名垂絲柳、按、羅願爾雅翼云、天之將雨、檉先知之、起氣以應、又負霜雪不凋、乃木之聖者也、故字從聖。又名雨師、或曰、得雨則垂々如絲、當作雨絲。幹弱、枝插之易生、赤皮細葉如絲、婀娜可愛△是和に云しだり柳也、檉の字を、しだり柳共川柳ともいふ、垂絲柳をしだれやなぎともよめり、しだりとは下へたるの謂なるべし。

萬十

作 者 未 詳

百城乃大宮人之檢有垂柳者 雖見 不飽鴨

同 山陰爾雅者零管然爲我二此河楊波毛延爾家留可聞

一〇四 箱柳

時珍曰、白楊、木高大、葉圓、似梨而肥大、有尖、面青

而光、皆甚白色、有鋸齒、木肌細白、性堅直、用爲梁
栱、終不撓曲、與移楊乃一類二種也△これ則丸葉柳
とも云、楊枝などに削用る者也。總じて柳は、季を
加へて四つ也、楊枝は楊柳に嫌はず、養齒と書故也。

一〇五 柳絮

陳藏器曰、本經以柳絮爲花、其誤甚矣、花則初發時
黃蕊也、其子乃飛絮也△和産また初春の比、俗にみ
どりと稱する者是也、柳花也、柳絮は芽花の穂のご
とし、柳の實也。しかれども柳絮も春也、葉柳は夏
也、一葉の柳ちる秋也、枯柳は冬也、但句によるべ
しと古師の説也。

一〇六 柳腰

杜子美詩曰、隔戶楊柳弱嬌々、恰似十五兒女腰△
柳髮は髪のかたち鬢髪として、柳のごとくに垂る、
也、柳眉は娥眉のみどりに細きをいふ由也、いづれ
も春也、戀也、猶句作によるべし。又和の異説の品
侍り、一二を記す。

萬八

大伴坂上郎女

打上佐保能河原之青柳者今春春部登成爾難類鴨

蕨玉 風見草

あづさ弓春の槍に風見草のどけき色の打なびくらん

同 河高草

浪に吹風はこしの河高草あらしの流の上のみらん

蕨玉 風無草

松にのみ音は軒端の風な草絲には露もみだれつるかも

同 春薄

ふる雨の露にみだる、春すまき槍に秋の風を見るかな

一〇七 椿

日本紀曰、瀬石榴云々、天武天皇十三年三月癸未朔
庚寅、吉野人宇閉直弓貢白海石榴○時珍本草曰、山
茶、其葉類茗、又可作飲、故得茶名、樹生高者丈許、
枝幹交加、葉頗似茶葉、而厚硬有稜、中闊頭尖、面
綠背淡、深冬開花、紅瓣黃蕊、格古論云、花有數種、
寶珠者花簇如珠、最勝、海榴茶花蒂青、石榴茶中有碎
花、鄧園茶花如杜鵑花、宮粉茶串珠茶、皆粉紅色也。
又有二稔紅千葉白等名○三才圖會云、山茶有數種、
二月方已有大如碗、紅如血、中心滿如鶴頂者、來自
雲南、名曰滇茶、有黃紅白粉四色爲心、而太紅爲

盤、名曰瑪瑙、花極可愛○順和名曰椿、唐韻云、椿
和名豆木名也、楊氏漢語抄云、海石榴和名上。本朝式等用
之○和訓義解云、和名つばきとはあつばの木也、上
のあもじを略せる也。本草に、その葉厚硬と云説に

合す△これらの説によれば、日本紀并順和名などに
も、海石榴をつばきと訓するは相當せり。是又和産
に、深冬には山茶花として紅白の花あり、是又一類別
種と心得べし。萬葉抄集本に椿の字を書せり、和俗
皆是に准へて椿をつばきと用ゆ。本草を考に、寇宗
奭が説に云、椿は無花て木身大に、其幹端直者也云
云、かやうの説を見る時は、和産のつばきにはあら
ずかし、然ども椿の字を用來る事既に久しければ、其
儘文字は通用すべし、勿論其物を指ていは、椿には

あらず、山茶又海石榴なりと心得べし。彼棟業花を
款冬と云、公任卿の假用せられしも、此義なるべし。
諸書に説の、がごとく此者品類多し、尤中秋に花
をひらくもの、名に目、或は葦駄天など最早き者也、

深冬に開く物又多し、春に至て咲けるを正とす。早
咲椿はすべて冬季也、名月椿など、秋にも用べき也。
此者村民は木實を採て利を得るゆへに、所々に植置
り、山城の山野に殊更多植たり。此者六月に接てよ
ろし、又正月或は梅雨の時挿て活といへり。八千
代の玉椿 莊子曰、有大椿者、以八千歲爲秋○時珍
本草曰、椿樹易長而多壽老、故有椿老之稱。

後拾、君が代はかきりもあらじはまつばきふた、び色は改るとも
△清輔輿儀抄に此歌を釋して曰、德是北辰椿葉影、再
改と云文の心也、次に莊子の辭を引て、さればしら
玉つばき八ちよなどともよめる。これら皆椿を以て
つばきもに准じたる也。

坂門 人 足
巨勢山乃列椿部良部良御見思奈許滿乃春野乎

椿餅 △うつば物語國ゆづりの上云、大臣の御かた
より椿破籠三器椿餅など奉りたる云々、源氏物
語わかなの巻にも此ことを書たり。椿の葉に包て、餅
粉に甘づらをかけて、鞠場にて用る食物の由、諸抄

に見えたり、此者花を結ばずば難也。

一〇八 松の花

時珍曰、按、王安石字說云、松柏爲百木之長、松猶公、故松从公。松樹礫柯修筍節多、其皮粗厚有鱗形、其葉後凋、一二月抽莖生花、長四五寸、采其花蕊爲松黃。○蘇頌經三泉詩曰、三月松作花、春行日漸除△松の花十がへりの花とて、千歳に一度花咲よし、漢鹽草に註せり、又百年に壹度づつ花咲て、千年に十がへりなれば、十がへりの花といふ説も侍る也。然ども是等は、都て春にはきはめがたき歟、實には春毎に莖を抽出て黄白色の蕊をあらはすを、松の花若松初みどりなどとして、春に可用、然どもその十がへりのめでたきためしに准へて、歌などにもよみし也、俳諧にも其心得あるべし。

萬十七

麻都能波奈花可受爾之毛知我勢故我於母散良奈久爾母登奈佐吉

新拾

前關白師平

千とせとも限らぬ君が友なれば松に花さく春やかされん

古今

ときはなる松のみどりも春くれば今一しほの色まさりけり

同

久にへん友とや君に契るらん十がへり松の花のさくまで

同

一〇九 福壽草

△此者本名不詳、俗にふくつく草と云、此花立春に至て開く故に、元日草とも云、草の高さ數寸に延、其葉胡蘿蔔に似て、其花は草山吹に似たり、黄色也。山城の北地に多し、鄙には植ても、おほく活せず。寒月は北塞りたる所に糠を覆ふて置、夏月は又陰所もよろし、九月に發生す、暖なる地に置くべし、濕をいむ、糞を嫌ふ。初春に盛花の時は、只盆器にうつし置て席上の賞とす、洛北矢瀬大原などより貴家に獻するよし也。

一一〇 款冬

蘇頌經曰、款冬、葉似草薺、而十二月開黃花、青紫萼去土一二寸、初出如菊花萼、通直而肥實、無子。○宗奭曰、百草中惟此不願冰雪、最先春也、故謂之鑽

凍○時珍曰、生于草冰之中、則類凍之名、以此而得、

後人訛爲款冬、乃款凍、爾雅款者至也、至冬而花也。

傳咸款冬賦序云、子曾逐禽、登北山、于時仲冬之月、

冰凌盈谷、積雪被厓、願見款冬、煒然始敷花艷、是也。

至時亦生芽、春時人采以代蔬、香美極可、口△和

名ふきとは、ふゆきの中略也、冬黃花を開て、冬黃

なるの心也といへり。下學集云、朗詠云、清慎公の

詩、款冬誤統暮春風、何哉日本俗皆山吹を以て款冬

と云、山吹は醜離と云也云々。醜離非正説、三月部註

之。萬葉集には山振、山吹と書せり、尤和訓を借り用

る事、是和俗の通例なれば、強て朗詠の誤にはあら

すか、山茶を椿の字を用るがごとし。然れども清慎公

の詩は、款冬の冬の字に心を合て、誤て暮春の風に

ほころぶと云句の作意に誤ある、よしや此者冬月に

生ずといへども、おほくは春に賞する物也。當將軍

家におゐて家康公御在世の時、慈眼大師歳首に款冬

を采て獻せられし事侍り、其時武運を開き給に依て、

今に至て正月三日御諷初に、款冬の島臺にて御盃を

はじめらるゝ也。民間におゐても、款冬を年首の蓬

菜とかざる家侍るならし、是又ふきの和訓、富貴の音

に近きゆへ也。

一一一 菜

爾雅曰、菜謂之蔬、蔬不熟曰饌。註、凡草菜可食者、通名蔬○時珍本草曰、凡草木之可茹者、謂之菜△これらの説を見る時は、菜は總體稱也、或は雲菜を細菜と稱し、菘を白菜と云、蕪菁を總菘菜と呼がごとし。和俗、尤凡を通じて菜と稱する也、和産又種類多し。

萬一

龍母與美龍母乳布久思毛與美夫君志持此居爾菜採須見下

一一二 菘

古事記下卷。曰、大雀天皇幸行吉備國、爾黑日賣命令大坐其國之山方地、而獻大御飯、於是爲菘大御羹、採其地之菘菜、時天皇到坐其娘女之採菘處、歌曰、夜麻迦多邇麻那流阿哀那母岐備比登登等母邇斯都米婆

多怒斯久母阿流迦△是俗云菜也。

一一三 水菜

陶氏本草曰、菘有數種、猶是一類、止論其美與不美、菜中最高爲當食○多識篇云、菘、今按、字幾那△和名またうきなどは、此者水田に植て水に浮ぶの義なるべし、是俗に◎云水菜也。此種今餘國になし、山城國洛南九條の産第一とせり、今世におゐても、禁裏院中、公方家などへも獻するよし也。雍州府志曰、「勞田判官家領在九條、毎年載水菜於臺、插梅花於其上、獻禁裏院中。」由緒ある事なんかし○イホニ

一一四 鶯菜

時珍本草曰、北方菘、遇冬多入窖内、壅培不見風日、長出苗葉、皆嫩黃色、脆美無滓、謂之黃芽菜、豪貴家以爲嘉品△これ又菘菜譜にいふ春菘にして、和俗の云春菜の一種也。鶯菜と稱する者至つてちいさく、其苗葉黃なる所あり、其黃を帶る故に鶯菜と稱するよし也、是鈴菜の類也。

萬十

國語等之春菜將採馬乃野之數君願思此日 作者 不詳

一一五 封臺

楊子方言曰、陳宋之間、蔓菁曰封○時珍本草曰、蔓菁、短莖粗葉、大而厚闊、夏初起臺○花木考曰、草生心、謂之臺○蘇頌圖經曰、蕪菁、夏食心、又謂之臺子△此說、和に云臺立也、所説は夏といへども、和産また春月に臺を起す、古來より春に許用せり。

萬十四

作者 不詳

加美郡毛之左野乃九久多知乎里波夜之安禮波麻多幸惠許登之許受登共

拾遺 物名

山高み花の色をぞ見るべきににくくたちぬる春霞哉

久

一一六 蕪菜

蘇恭曰、女萎、葉似白斂、蔓生、花白子細、荆襄之間、名爲女萎、又名蔓楚、用苗不用根△萬葉集には蕪菜と書たり。蕪菜には芹の異名と決定して、俊賴の蕪菜の歌の返しに、仲實のあらふせりと云を證歌

に引て、又女萎と書てゑぐとよむ由侍り、然とも芹に女萎の實、異名名ければ、別の物なるべし。和歌六帖などにも、芹と蕪菜と別に題侍る也、猶識者に尋べし。顯昭云、「ゑぐとは女菜と書てゑぐとよめり、くこと同音也、花すはうにさく、草野水邊に有也。或はゑぐとは芹をいふと云義あれど、六帖に芹の外に別にゑぐをばあげたり。但若き文には委明らめずして、物の實、異名を正さず、名のかはりたれば別にかける事もあれば、一定にあらず、俊賴朝臣はわか

萬十二

爲君山田之澤爾惠具採跡雪消之水爾靈樹所沾

丸

新六帖

七草の數にはあられど春の野に半夏の若菜もつみは殘さじ

一一七 蕪菜

詩小雅曰、菁々者蕪。陸機註云、卽蕪菜也○時珍本草曰、蕪菜、一名蕪菜、似小薊、宿根、先於百草○順和名云、蕪菜、七卷食經云、蕪菜、一名蕪菜、和名於

禹錫食經云、狀似芥草而香、作羹食之△和に云所蕪とおなじ類也、陶弘景が本草の説にも、蕪の類ならし、其類甚多といへり。歌にも、七草の内とも外ざまとも聞ゆ。又云、蕪菜はよめが萩也と云、按に、俗に云よめが萩は、古き歌に詠せるをはぎと心得べきか、猶可考。

萬十

春日野爾烟立所見蕪菜等四春野之莖芽子採而食良思文

夫木

けふはまた雪間のなはぎ摘まごてのべのわかなの歌や増らん

蕪菜草云、「おはぎつむといひて、若なによめるもあり、又よまれぬもあり莖芽とかくなり」云々。猶識者に可考。

一一八 蓮の根を掘

陸佃埤雅曰、藕生、應月々一節、閏輒益一、芙蓉行藕、如竹行鞭、爾節生一葉一花、花葉常偶生、故謂之藕○時珍本草曰、蓮花葉常偶生、不偶不生、故根曰藕。或云、藕善耕泥、故字从耦、耦者耕也。冬月至春、掘藕食之、藕白、有孔有絲、大者如肱臂、

長六七尺、紅花者蓮多、藕劣、白花者蓮少藕佳也。○司馬相如賦曰、嗚呼菁藻、咀嚼菱藕。△右の所説に和産相應せり、猶冬より春初に至てこれを掘、茹て菜となし侍る故に、近世茹籍カを春に用ゆ、然れども古來是沙汰なし、作者心得有べし。此者産地おほし、殊に城州伏見迎ひ島、又河内近江の産多し。○觀佛三昧經曰、號毘摩質多羅阿修羅王、此鬼食法、唯噉淤泥及渠藕根。△これらの説によつて、佛家の饌具におほく蓮根を用る歟。

一一九 野大根

宗奭衍義曰、薯蕷、因唐太宗名預、避諱改爲薯藥、又因宋英宗諱署、改爲山藥。○蘇頌圖經曰、山海經云、景山北望小澤、其草多諸輿、則是一種也。今人多春採根、生山中、根細如指。○三才圖會曰、野山藥根、比家山藥、極細瘦其硬、可食。△これらの説、和には自然薯蕷と云は、この山中野生する者也、家山藥といふ者は、俗に云山の芋也、野山藥又野大根ともいへ

り。此兩種其根を生ずるは秋也、古來より春季といへるは、其根を掘時を以て春に許用せり、上に註する蓮根などと同じ心なるべし。尤野山藥は自然に生じて、深山幽谷にある者、若もは數年を経て、地に入事數丈に及ぶ、是を掘採る時は、其跡池沼と成、冷水を出し、或は温泉を湧すのためし侍り。一切の薯蕷を掘るは春也、故に當月に許用せり。就中野山藥は、掘るとなくとも春也、家山藥は種殖、この理を以て、山の芋と計は秋なり、掘と結べば春也、是によつて青淵汁を近世春とす。尤此者水苔の類に相和す、兩物とも春月賞する物なれば、さもあらんかし、然れ共彼茹籍の類なれば、作者可心得。

一二〇 苔

説文曰、苔、水衣、水土濕潤、氣所生、在水傍、曰水衣。○文選註曰、藻、海苔、藁。○毛詩註、藻、水菜也。○辨色立成曰、水苔、一名河苔。○順和名曰、水苔、和名加波奈。△これらに和に云のり也、海苔は鹽のりの類、河苔は水

のり也、和名に云河菜また同じ。古今集の祕傳とするかはな草は、のりにあらず、是は蟪と云物といへり、河蟪をかはなと略する由也、猶口傳有べし。

長門 向津のおくの入江のさ、波に苔かく海人の袖やわれけん 柿本人丸

一二一 青苔

本草曰、陟釐、一名石髮。○蘇恭曰、王子年拾遺記、晉武帝賜張華側理紙、乃水苔爲之、後人訛陟釐爲側理耳、此乃水中粗苔作紙、青綠色、名苔紙。青滿范東陽方云、水中石上生者、如毛綠色、石髮之名以此。○順和名云、陟釐、和名阿乎乃利 俗用青苔。△和産伊勢浦の者上品とす。

一二二 甘苔

崔禹錫食經云、紫菜、形如紫帛、凝生石上。是物有三四種、以紫色爲勝、俗呼曰神仙菜。○時珍本草曰、紫菜、閩越海邊悉有之、大葉而薄、彼人接成餅狀、晒乾貨之、其色正紫、亦石衣之屬也。○爾雅曰、組似組、東海有之。○通志曰、組、海中苔、今之紫菜也。○漢

語抄曰、神仙菜、阿末乃利、俗用青苔。△これらの所説の如く、和に生ずる紫菜も種類多し、其中に下總國葛西郡の産上味也、是を武州淺草にて製するゆへ、多くは淺草苔と稱す、其色正紫也。其外甘苔類諸國より出る也、然ども葛西の者に及すと謂り。順和名などに兼名苑を引て、紫苔と別種にのせられたり、然共皆甘苔の類なるべし。

一二三 鷄冠苔

順和名曰、雞冠苔、楊氏漢語抄云、鷄冠菜。土里佐加乃里、式文用鳥坂苔。△和にある所、牡鷄の頭にある肉冠に似たり、其色赤し、故に和名を鷄冠菜と稱するならし、志摩の浦の者上品とす。

一二四 白藻

時珍本草曰、龍鬚菜、生東南海邊石上、叢生、無枝葉、狀如柳根鬚、長者尺餘、白色、以醋浸食之。○彙苑詳註云、又名贈菜。○多識篇云、龍鬚菜、加多乃利。△これ又和俗に云しら藻也、紀伊國若浦、丹後久美

若狹青井などにて堅苔と稱す、伊豫來島備前堅浦など白藻と稱す、異名一種也といへり。

一一五 於期苔

順和名曰 於期苔 本朝式云、於期菜△其外に産する地多し、富士苔日光苔肥後の菊池苔、これらは川苔也、安房に小湊苔は、のり生家の紐苔能登に經の紐苔出雲に十六島海苔備前に藤戸苔肥前に五島松苔、肥後の百足苔、對馬の昆布苔、長門の向津奥苔、其外有名無名の苔類諸國より出る。其外藻の類は、紀の浦に烏の足、鼠藻など侍る、此類皆春月に採て菜となすもの也。

夫木 紀の海のさかひの浦の沖つ藻を春の日くらしがづく海士人 向津の奥の入江のさなみに苔かくあまの物やぬれけん 丸

一一六 和布

本草曰、海藻○萬葉集、稚海藻○順和名曰、海藻。和名謂木米、俗用三和布。△これ俗に云わかめ也、是又伊勢志摩三河若狹其外西海の産多し、河波の鳴門の者殊に多し

て、其布甚大也。

廣十六 能登 角島之迫戸乃稚海藻者人之共究有之可杼吾共者和海藻 風俗 國產歌 玉だれの小かめを中にするへて、あるじはいもとやさかなのなきに、さかなもとめにこゆる木の、いそにわかめのかりあげに。 此外古歌に詠する所多し○御傘云、若和布刈に夏也。

一一八 鹿角菜

時珍本草曰、鹿角菜生東南海中石厓間、大如鐵線、分了如鹿角形、紫黃色。土人采曝、貨爲海錯、以水洗、醋拌脹起如新、女人用以梳髮、粘而不亂○順和名云、鹿角菜、崔禹錫食經云、鹿茸、狀似水松。和名豆○文選江賦註云、鹿角菜△和俗つねに鹿角菜をひじきとせり、按に、つのみたと云もひじきの類也、和産にある物又二種也。伊勢より出るは鹿角菜也、西海に産する所、鹿尾菜なるべし、其形わらびの如く長し、尤鹿毛なるべし、鹿角は股ありて牡鹿の角のごとし○伊勢物語云、昔男有けり、けさうしける女のもとに、ひじきもといふ物をやるとて、

思あらばむぐらのやぎにねもしなんしきものに袖をしつゝも

一一八 海雲

時珍本草曰、海蘊、緇亂絲也、其葉似之、故名○順和名曰、漢語抄云、水雲、毛豆。今按、所出未詳○時珍食物本草曰、苔菜、生海中、浮波面、其形縷々如線、鹽醋拌食、味亦清鮮也△和語海雲の字を用ゆ儀あれば、相近き歟、此者海水にありて、雲氣の散するに似たり、又蘊に音相通する故也。此者諸國に産す、殊に紀の若浦又阿波讚岐の物上品とす。一説、これ海藻の嫩苗なりといへり、本草にも海藻の次下にならび記り、氣味の説も又相似たり、猶考ふべし。

一二九 水鳥嘯

羅山詩集泛鷗春聲詩云、白鷗鴨綠共溶々、暖響不層空谷登、江夫驚夢未狎馴、春漲浩蕩沒又湧云々。◎校訂 此條未完ノ稿ナルガ 如シ、後者紹々ベシ。

滑稽雜談 卷之三

一 二月

二月之部上 滑稽類書曰、仲春者、日月會於降婁、而斗建卯之辰

◎校訂者曰、此一巻ハ異本ニ較スルニ、全編異同頗ル多シ。按フニ、底本モト此一卷ヲ缺佚シテ存セザリシヲ、或ハ後人ガ大要ノ目ノミチ提ヘテ、全文ヲ追輯シテ補填セルモノニ非ザルカ。之ヲ信セシムルノ理由アリ、一ニハ筆蹟ノ他ノ卷ニ比シテ著シク異レル、二ニハ他ノ卷ノ主トシテ行書者クハ草字ナルニ比シテ、此ハ多ク楷書ヲ以テ成レル、三ニハ他ノ卷ニ比シテ筆翰ノ餘リニ整ヒ過ギタル、四ニハ異本ト較ブルニ其ノ引用書ノ種類ノ異ルモノノ多キ、五ニハ他ノ卷ノ編綴ノ體ニ對シテ異本ノ方ノソレノ近キ、就中、六者、異本ニハ存セザル項目ノ二三條ガ原本ノ他ノ卷中ニ殆ド同文ニテ重覆シタル、七者、原本ノ他卷及ヒ異本ニ較ベテ、著者私按ノ文ノ過少ナル、且多ク漢文綴ナル等ノコトニ據テ、應ニ後ノ追補ト斷ジテ不可ナカルベシ。サレド此巻、姑ク原本ノマ、ニ存シヌ、後學ノ爲ニハ補益部テ勝ルモノアルベク、今是ヲ異本ト商較シテ一々其ノ出入ヲ註シ、研究ニ資センコトヲ欲セリ。即チ各處ニ(イ本)ト註セルモノ是ナリ。又巻中項目ノ如キモ、數處互ニ異ナリ、異本ニハ六十一箇條ヲ掲グ、彼ニ存シテ此ニ在ラザルモノハ、亦一々(イ本補)トシテ補入シ、故ラニ番號ヲ略シテ原本ニ累セザランコトヲ欲セリ。

○管樂志云、卯者茂也、言陽生而滋茂也。○輿儀抄曰、きさらぎとは、正月のどかなりしを、此月さへかへりて更にきぬをきれば、きぬさらぎといふをあやまれるなり△按に、もとはきぬさらぎ也。藏玉、「さほひめの空に霞のきぬさらぎながき日かげ」と此月ぞしる。○夾鐘律 禮月令曰、律中夾鐘。高誘註、萬物去陰夾陽、聚地而生。○前漢律曆志曰、言陰夾助太族、宣四方之氣、而出種物也、位於卯在二月。○驚蟄節 月令曰、仲春之月、蟄蟲咸動、啓戶始出。註、謂始穿其穴而出也。疏曰、漢初、驚蟄爲正月、中、雨水爲二月節。○素門註、驚蟄節、初五日桃始華、次五日倉庚鳴、後五日鷹化爲鳩。○驚蟄節曰、春雷驚蟄、前にも註することく、蟄は蟲類の地に藏るを驚動する節也。○桃始華、禮記月令曰、仲春之月、桃始華。註曰、此記二月之候、是二月六候之第一氣也。桃花説、植物類に委註す。○倉庚鳴、同月令曰、仲春月倉庚鳴。註曰、倉庚、黃也。是驚蟄節第二の氣也。倉庚は鳥とも又雲雀などいふ、説異なれ共、うぐいすと云。○春分中 月令廣義曰、春分、二月中、驚蟄後十五日、斗指卯爲春分。二月中分者半也、當九十日之半也、故爲之分。

夏冬不言分、言天地間、二氣而已矣。陽生于子、極于午、即其中分也。春分氣、初五日玄鳥至、次五日雷乃發聲、芍藥榮、後五日始電。○校訂者曰、初雷、初電、○大戴禮曰、鷹化爲鳩、謂春分日也。○爲鳩、註曰、鳩布谷也。王制言、鳩化爲鷹、秋時也、此言鷹化爲鳩、同曰、鷹化爲鷹之變耳。孔氏云、化者反歸舊形之謂、故鷹化爲鳩、鳩復化爲鷹、如田鼠化爲鼯、則鼯亦化爲田鼠、若三齒草爲蠶、蠶復化爲蠶、皆不言化、是不三復本形者也。是驚蟄節の第三の候也、いづれも二月の季也。鷹の節冬の生類の部に委し。鷹三百、一鶴となり、鷹となりし古への神代よりや鈴をさしけん、ていか。○二月の中也、晝夜ひとしきゆへ、時正などいふ也。○玄鳥至、禮記月令曰、是月也、玄鳥至之日、以三太牢一祠于高禘。註曰、玄鳥燕也。燕以三禮生時、果入堂字、而生見、故以三其至。○仲春 梁元帝纂要曰、二月曰仲春、亦曰仲陽。○陽中 月令廣義曰、曆志曰、春爲陽中、萬物以生。○初學記曰、中易、卽陽字云々。○如月 月令 纂要曰、二月爲仲陽。○校訂者曰、此五字既仲春ノ項下ニ註ス、衍文トスベシ。又曰、如月、日在營室。○月爲二月、又合月。○梅見月 藏玉 有 家 といふ人もなき故郷の梅見月風の情を袖にしる哉

小草生月

藏玉

みどりなるげにいろあさし小草生月待えたるむさしの原

初花月 古歌

むめつさ月

藏玉

雪消月 鳥のかよはぬさとのやどはあらじ花盛なるむめつさ月に

梅つ月

莫傳

年こえて春とも見え富士のれの雪きえ月の頃もふれよば

同

大空の音やしるらんむめつ月づくにきくも風にはほふ頃

〔イ本補〕陽炎

莊子逍遙第一曰、野馬塵埃也、生物之以息吹者也。郭象註曰、野馬、遊氣也。疏云、爾

雅云、邑外曰郊、郊外曰牧、牧外曰野、此言青

春之明、陽氣動發、遙望蔽澤中、猶如奔馬、謂之

野馬。或註云、野馬、陽燄也。○請觀音疏闡義鈔云、野

馬、行者風動塵、故於曠野中、猶如野馬行也。○八

雲御抄草部云、かげろふ、是草を云といへるは異

説也、今更に雪ふらめやもかげろふのもゆる春日

となりにし物を」と云は、かげろひもゆるといへ

り、蟲にはあらず、たとへばひかれてもゆるとい

へる也、是故人の説也。又曰、のべのむま、遊絲の

名也、草にはあらず云々。○御傘曰、かげろふ連歌

新式に雜とあれば、雜也。此名に説々有也、一に

は陽炎とて、春の日のあたゝかにさすとき、薨の

上などにもらゝめにくにさへぎる物を云ふ。又春草

をいふともいへり、古今集に「今更に雪ふらめや

もかげろふのもゆる春日となりし物を」とよめ

るは陽炎也、さるによつて連歌にも、もゆるとあれ

百三十五

蟬蛸、以上三種と知るべし。陽炎は春たること明也、蟬蛸の難なる事は勿論也、蜻蛉を秋と云て用ゆる事、連には沙汰なき也、俳にはとんぼふ、秋津蟲など、秋になるなり。源氏物語かげろふの巻云、「かげろふの物はかなげに飛ちがふ」と侍るも秋の事なれば、とんぼふの事にても侍らんかし。然しながら、歌連歌にては、いづれも物のはかなき事にいへり、かげろふの小野の故事は、日本紀に侍る、秋の部生類の下に註す。貞徳師の「かげろふの小野ももゆるといへば春也」と仰られしは、この名所の故事には適へども、只かげろふと云ふ名によればなるべし、猶識者に可尋。

萬六

九

九

九

〔イ本補〕絲遊 莊子希逸註云、野馬遊絲也、水氣也、子美所謂落花遊絲白日靜、是也○御傘曰、い

萬六

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

有社家口訣△これを俗に平岡の宮叩といへり、猶此所の神人に可尋、神縁は正月の部に註し侍る。

二 中和節

潛確類書曰、李泌傳曰、唐德宗以上己九日、皆有宴集而寒食、上己同時、欲以二月名節、泌請以二月朔、爲中和節。又曰、貞元間、中書門下、中和節初賜金銀、給百官宰臣已下、於曲江合宴。○獻生子同傳云、三三、月朔、民間以青囊盛百穀瓜果種、相間遺、號爲獻生子、閩里釀宜春酒、以祭句芒神祈豐年、百官進農書、以示務本、乃著令、與上己九日爲三令節。○二日灸 紀事曰、二月二日、男女各點灸、是謂二日也伊登、中華書有八月朔日宜針灸之事、依之誤用、二日乎。凡民間點灸時日、口唱、有當病燒其處、人神當去、相傳此語、聖德太子之所言也、八月二日亦同。和俗大人小兒各點灸、是謂二日也伊登、其效驗倍于他日云、中華歲時記謂、此

とゆふ、昔は生類に二句嫌、今は嫌はず、遊絲と云ふ也、詩に野馬と作るもいとゆふの事也△連俳ともに、いとゆふ又は遊ふいとなどといへり、是又前に註する陽炎の事也、是を古來の俳書などに、生類の部へ記し侍る、御傘の説にて明むべし。尤陽炎・絲遊は、生類植物には曾てさらはずと知るべし。

龜山殿百首

春の野の駒にぞまがふみわたせば霞の障に遊ふいとゆふ

裂

御

八雲御抄云、かものはちろ、春

山の色也○同抄云、鴨の羽はみどり色也、春山の

青やかなるを、霞める氣色を即歌によむ也云々△

是等も山の心にて作意あらば、春に用ゆべし。

萬八

女

耶

水鳥乃鴨乃羽色乃春山乃於保東無毛所念可聞

今更爾雪霽日八方晴火之燈留春部當成四物乎

同十

人

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

〔イ本補〕平岡平國祭一日 神社啓蒙曰、河内國平岡社記云、二月一日平國祭、及暮而入山採木、叩拜殿樓閣、各趨歸也。水速氏神主、申祝詞、拜而退、

日以朱點小兒額、名爲天灸、以厭疾也。今京師祇園社頭老婆、以朱印點小兒額、稱狗子、然則免病云。

和俗二月八月共、以三日一點灸、(本和俗二月八月二日)を以て灸治是稱二日灸、是亦天灸之遺意乎。(の節とす、八月二日の儀據あり、下に註す。二月の儀所見なし、然ども此月三里後骨に七壯灸して毒氣を洩せば、夏に至つて脚氣衝心の疾なしと、毒養叢書に見えたり、此月灸治をすべき時也。又本草綱目、時珍云、今淮陽人、二月二日猶採野茵陳苗、和米粉、作茵陳食之。藏器曰、茵陳此蒿類也。これ蓬蒿の類ならし、然れば二月二日と據ある事にこそ。八月二日の儀秋の部に註す、二日灸とばかり、初を以て正とすれば、春に許す) ○初午 神社啓蒙曰、稻荷社、在山城國紀伊郡、去王城、東南三里許、所祭之神三座、下社大山祇女、(非三座)中社倉稻魂、上社土祖神云々。問、二月初午之說奈何、曰、元正帝御宇、當社影向之日、偶二月初午日也、故至今用此日、(神祇)又曰、其號稻荷者、所謂荷田神地、置倉稻魂故也。(イ本)雍州府志曰、當社出現、和銅四年二月九日也。從此說、以長曆推之、則其日偶初午日、然今不用九日、用初午日、故諸俗稱初午詣、又謂福參云々。今諸國用初午日、祭稻荷者、據之矣。二十二社註式云、延喜八年、故贈太政

大臣藤原時平公、修造件三箇社者也云々、今傳五座說、田中社四大神台五座、弘長三年有告、文永年中奉併也。神祇拾遺○神社考曰、空海於東寺門前、逢負稻老人、海祭之以爲東寺鎮守、以其擔稻、故號稻荷。○紀事曰、此日新御供、社家毛利氏調進、中社祭倉稻魂、田中社大己貴命也、然則本朝衣食祖神、而蒼生安逸之社也、宜哉諸人尊崇之也。今日農民參詣特多、門前家々賣百穀種并雜菜種、又賣大小陶器、其大者謂轉法、言始於攝州轉法海濱製之、故謂轉法燒、以是炒物、又盛烟草粉、其小者謂都保々々、此土器、於兩手掌內運轉之、則有都保々々之音、故名之。參詣之男女買之、賺兒童、大人亦滿鹽於其內、入火而燒之、資膳食、今日民家多食菜葉、凡羣參男女所投神前之散錢、偶有留簾間者、則其人爲得福、再請得其錢爲家珍、△一說、初午詣、往古始於萬壽寺之馬頭觀音詣、而今此寺絕、坊舍僅在于東福寺中、而今日於方丈修懺法云々、然而稻荷詣亦由來久矣。紀

貫之集第一云、延喜六年、月次の屏風に、二月初午いなり詣したる所、獨のみ我こえなくにいなり山春の霞の立かくすらん。此神へは七度詣る例あり、拾遺集に「瀧と水かへりてすまばいなりやま七日のぼりししるしと思はむ」、枕草子にも七度と侍る、著聞集云、「和泉式部しのびて稻荷へ参りけるに、田中明神のほどにて時雨にあひたる」と云々。田中社在伏見橋南三町、イ本初午詣○和俗二月初午日を以て祭る事、諸國に侍る大路西一也、帝都において稻荷神社を以て第一とす、今世一日前の巳の日を以て祈れる、是巳と身と通ず、身の福を得るといへり。豐原卜定記云、人皇四十三代元明天皇、和銅四年辛亥二月十一日垂跡云々。○校訂者曰、此間、神社啓蒙、神社考ノ説引用文同クケンバ者ク、但シ紀事ノ引用文ヲ缺ケリ。稻荷の名に二説侍リ、所好に隨ふべし。枕草子曰、二月初午の日の曉にいそぎしかど、坂のいかりかりあゆみしかば、巳の時はかりに成にけり云々。當世俗に、農工の人參詣して穀果の種を求て、是を種殖の瑞となせり。古へは此山の土を取て歸へり、工人の用にまじへて、是をたふとむ事侍りしなり、此餘風によつて、當代土を以て玩賞の器或は人形鳥獸の類ひを作りて、此會にうれり、俗につほく、でんばなどいひて、參詣の男女是を求む、是土を取つて瑞とする説也。一説、五座の門に土祖神ましますゆへ也といへり。猶冬の部吹草祭の下に註せり。神武紀に云、夢に天神ありて訓へまつりて曰、宜天香久山の土を以て天平袋八十枚を造り合せて、嚴袋を造りて天神地祇敬祭云々。又曰、天皇其悅給ひて、此土を以て八十平袋手拵八十枚の嚴袋を造作し給ふ。釋日本紀云、平袋とは神に物を盛供するの土器也。或曰、平

袋手拵を按ずるに、平袋は今の土器なり、手拵は手にて土をくぢり製する詞也、小壺、手壺の類也、今俗に云つはく、手壺とは、デンホと云ふ物也。又云、上古は人津杵にして、手を握めて水を飲けり、後に今のでんぼと云物を作りて飲けり、猶餘風を名に呼べ、其器を手に相傳す、今ふか草の土器是其縁也。是等の土器の事、山州藤森社家に相傳す、今ふか草の土器是其縁也。按に、初午いなり社に賣所是なり、稻荷の寶器にあらずかし。新撰六帖「二月やけふ、初午のしるし」といなるの杉のもつはし、光俊。」

〔イ本補〕八幡初卯神樂上卯日 神社考曰、清和帝御宇、有行教者、姓紀氏、武内宿禰之後也、昔爲景行帝棟梁之臣、成務天皇時爲大臣、而又爲仲哀神功、應神仁德之輔佐、是故行教、尤崇宇佐神、神憑教欲據帝都邊、遂移于山城國男山、山下在流、三石清水。奏聞清和帝、爲建社奉之。○元亨釋書曰、世言、教祈見大神本身、於是彌陀觀音、勢至三像、現娑上、因是殿內安三像。○神社啓蒙曰、石清水宮者、在山城國久世郡男山、所祭之神譽田天皇、仁、玉依姬、海神女、神功皇后、應神母。云々△社家説に云、二月初卯の神樂は、宇多帝の御宇、敦實親王始めて行ひ給ひ、其作法のおぼへ、内侍所の神樂と同じ。八幡の神樂に

は、人長の枡拾ひといふ事侍る、樂人神前の敷石の上に三尋木を敷、其上に薦を敷て座とす、笛ひちりき、和琴笏拍子にて神樂をうたふ。早韓神、其駒にて、人長の翁あり、巫女人長の跡につきて鈴を振、神樂おほりて行道あり。山神樂には、堂上方を謠翁の役者とす、八幡には其儀なし。總じて八幡に卯の日を用ゆることは、貞觀元年己卯、初て男山へ遷座ありし故にや、然ども此ゆへを以て卯の日を用ゆるといふ事、社記たしかならず。訂者曰、男山ノ神樂ハ男山八幡宮記録、其ノ他所在ノ書ニ詳カナリ、參考スベシ。

漢抄草 二月初卯の神樂面白やうたへやうたへや朝日さす迄

〔イ本補〕眞如堂初午詣 神社便覽曰、洛北今出川邊有寺、號眞如堂、今世移東山、此寺緣起、於十夜下註。此寺有一宇、安辨才天跨白狐之像、而名稻荷、以每年二月初午日、男女尊卑爲羣也。寺僧皆云、紀伊郡稻荷神體、數十歳已往爲質物、送此寺、故此寺守札印尊影。又紀伊郡稻荷不印尊影也云

云、又曰、往年此寺住僧、深信稻荷也、越於餘社、而從壯至者、每日無怠倦、爲社參耳、時有稻荷上人増圓者、與彼僧爲飲酒之友、一日語上人曰、多年詣此所不止、今年漸桑榆景迫、難成步行、願與祇尼天像乎、上人不及固辭、以附與之、僧大喜還寺、名字賀神、而且夕奉神供、供酒瓮、爲禮法也、△當世猶此像をあげむ、二月初巳午日開帳にて、參詣多し。

〔イ本補〕藥師寺造華會 一日より七日まで 元亨釋書表治曰、天武天皇白鳳九年類聚國史八年十一月、皇后疾、創藥師寺、度一百人、祈疾而愈。初有司不委寺規、沙門祚蓮、入定見龍宮、出國而奏、爾後持統天武二帝經營壯麗妙絕。又曰、文武天皇元年十月、藥師寺落成△當寺緣起曰、「天武天皇皇后御祈のため、藥師如來を造、堂塔を建んと請願ありて、一百僧を供養有て、忽ち皇后たいらかにならせたまふよし、日本紀に見えたり。始は當國高市郡岡本に建、

其後元正天皇養老二年に、高市郡より添下郡右京の二坊に移しかへらる、今の地也。金堂の藥師如來、天武天皇の御願、高市郡より此所へ車にて引けるに、七日にして此寺に著したまふ」といへり。此堂において、毎歲二月朔日より七日迄、造花會を執行せらる、此會は堀川院御宇嘉承二年より始りし也、此等の修二月會にて法會を勤め、その上種々の造花を、三寶へくやうせらる、也。彼興福寺内の東金堂の二月會にも、むかしは造花を獻せし也、當代かの寺には絶侍り、今世藥師寺に絶す行はる、也。此所を西京と稱す、故に俗に西京の造り花と稱す、此花を年中に製へ置て、此會に用ゆるよし、毛吹草に侍る。

泉州志曰、水間寺緣起云、龍谷山水間寺、依聖武天皇敕願、行基僧正天年中所開闢、本尊正觀音也。以

三 水間祭

無名やくし寺春日山みれこく船の藥師であはもの鳥のからさきの邊り

二月初午、爲會日、相傳此日運歩者、消除四十二歳厄難、且得福德也△又傳曰、始天皇有夢、皇城西南在救世像、乃遣行基、索之、到泉州山谷、尋之、有神龍、護持大士像、以附與于行基、即獻之、建梵刹安置焉。天子瑞夢、二月初午日、故以每年二月初午爲會日、羣集得土產革蕪去云々、世俗謂之水間祭。〔イ本補〕花朝 翰墨全書曰、二月二日爲花朝、又爲踏青節洛陽記出○提要錄曰、二月十五日爲花朝△かやうの所説、皆花朝といふは春の最中にて、百花競ひ開く時なれば、是を遊賞するの名なるべし。

四 東福寺懺法

△惠日山東福寺、在洛之東南門前街道、有橋北名一橋、愛宕郡之堺也、南名二橋、即稻荷社前也、每二

月、方寸紙書方字、出於當寺内同聚庵、除火災疫病云々。今日初午、於方丈揭明兆畫觀音三十三幅像、修懺法。開基圓爾聖一國師。○元亨釋書曰、大相國道家招圓爾於光明峯別墅、延圓爾問道云々。又曰、大相國嚮於城東創大伽藍、宏構鉅材、爲郡下之冠、嘗曰、我亞洪基於東大、取盛業於興福、故名東福寺△懺法とは、天台大師或説道式を作り給ふて、六時に六根の罪を懺悔するの法をなすなり、今日の修行是なり。

〔イ本補〕花朝 翰墨全書曰、二月二日爲花朝、又爲踏青節洛陽記出○提要錄曰、二月十五日爲花朝△かやうの所説、皆花朝といふは春の最中にて、百花競ひ開く時なれば、是を遊賞するの名なるべし。

五 本明寺詣

△今寺院絶て舊跡も知る人稀なり、増山井近江國と出、一説、江戸本明寺と記す、如何。予在京の間、本妙寺詣の事を尋るに、更に知る人なし、偶江州金勝

寺に住せる僧あり、幸に此事を問ふ、老僧云、本明寺今絶て、三上山の邊にあり、今も二月初午詣ありといへり。依て江州能登瀨善性寺の僧都善苗へ謁して、其由來を糺し給へと請ふ、僧都予が此書著述の勞を憐み、自ら三上山へ杖を曳て、山下に滯留すること三日許、土人の云所を委記して相贈らる。其説に云、抑も此本妙寺は、山門に屬して天台宗なり、織田家の兵火に罹て山門一旦滅亡の時、江州末寺共に回祿にあふ、是亦其一寺にや。相傳ふ近江國野須^洲郡百足山本明寺、本尊馬頭觀音と云々、今舊跡三上山中に在り、堂宇僅に二間四面、本尊は里俗云、倭藤太秀郷の守り本尊なりと、御長一尺許、每歲二月初午開帳あり、鐔口の銘に百足山本明神とあり、其麓平林村に三上明神社あり。按するに、本明寺觀音大士は、土地の遺風即三上明神の本地佛ならん、堂前に三十三間の矢場あり、初午日を以て弓矢を莊嚴とし、里民も弓矢を商ふ、參詣の土俗是を買て奉納とす。

此本尊平生は祕佛とし、初午或は三十三年を開帳の期とす、善苗僧都三上の村長に請ふて拜せらる、誠に古佛の靈像なりと。當時初午當日の外は、北佐久良・南佐久良兩村の百姓凡四十人許講を結て、一村より六人充、合十二人を年預とし萬事を支配す。本尊は南村に在す時は、北村より封を附、北村に在すときは、南より封を附て互に尊崇す、相傳天台智者大師の御作と。往古は大伽藍の地、今苗の池の跡僅殘る。南村、^{廣幡殿御家領、莊}北村、^{御代官石原氏支、配、莊屋後藤}此本尊以前は不知、寛文中爭論ありて、地處は三上村の利運となり、唯本尊并堂地矢場のみ、佐久良村の持となる。此尊像は壽命長延を守らせ給ふとて、初午の日、節分の大豆と十二銅を捧て祈願すと云々。此地舊甚尋得がたし、誠に僧都の芳情に依る、故に其勞を謝せんと、記して後世に傳ふ。^{イ本ニハ此條載セズ。}

六 摩耶參
△佛母摩耶山切利天上寺、在攝州菟原郡畑原村山上、

一名佛母山、天武天皇時、天竺法道仙人來朝建之。法道初在天竺、將赴日本、先到中華、謁西明寺道宣律師、以十二而觀音與之曰、釋迦四十二歲時鑄之、登初利天、遇摩耶夫人授之、至佛滅後、摩耶夫人降于下界、附與此像於阿那律尊者、其後有毛音毛頭、此像及佛舍利、經論等持來于當寺有之、今寄于汝、以宜利口東衆生也。法道攜之、新作一尺六寸木像、納之胸中、爲當寺本像、而伽藍坊舍三百餘、爲攝州第一名刹、後有興廢、今纔存云々△孝德帝大化元年草創、爾來二月初午を以て詣日とし、諸人羣をなす、此日近國の人、専ら飼馬の無難を祈るとて、馬をひいて參らせ、土産に昆布を調へ歸る、是を摩耶昆布と云なり。^{校訂者曰、イ本ニハ此條ナシ。}

七 吉水野餅配
吉水考物に云、二月會式と申は、正頭とて、當五^二月より來五月まで、長日不退の行人、寺僧方を華供といひ、滿堂方を懺法と稱し、右華供懺法の兩行人、

二月初日本堂へ出仕、御供神酒獻備、捧幣等有之、本堂の廣庭にて夥く餅をまく事也、世俗是を吉野の餅まきと云、餅配も此事を云。其外滿山の堂社不殘御供、神酒餅等獻備あり、右に付て正月下旬三日の間、華供懺法の兩頭坊より施行の儀あり、近國の貧人乞丐夥く來り集ると云々○雜談抄に云、攝州平野大念佛寺の本尊一佛十菩薩の畫像に供する元朝の餅鏡を、歲首に吉野山藏王の神人參りて、此鏡餅を乞請て、扨藏王權現に備へ、供養式終て、此餅を破碎して多くの米にまじへ炊て、又餅となし、今朝日本堂に於て諸人に施す、是を餅配と云。又吉野山中の僧俗へ不殘賦る也、此即下使の家婦、曲輪に入戴きて、院々家々へ配ると云々△山號國軸山、寺曰金峯山寺、役行者開基、本尊藏王權現三體、中尊御長二丈六尺、本地釋迦如來、左二丈四尺、本地千手觀音、右二丈二尺、本地彌勒菩薩、三尊同體、各忿怒形相、乃役小角之作。寺説。○神社考曰、昔役行者在吉野山時、神

現釋迦像、行者曰、此形難度衆生、次彌勒形現、行者尙曰、未也、次藏王權現出、甚可怖貌也、行者曰、此我國之能化也、又曰、役小角者、賀茂役公民、今高賀茂者也、和州葛木上郡市原村人、少敏悟博學、年三十二、棄家入葛城山、居巖窟者三十餘歲、藤葛爲衣、松果充食、持神呪、駕五色雲、優遊仙府、驅逐鬼神、以爲使令云々、〔本吉野餅賦。先代舊事紀七十一、芳野現、名權現、其權現名從是始云々。是安閑天皇時、金橋宮天皇靈觀也。〕校訂者曰、神社考援引、條同文ナレバ者ク、△今此の藏王堂に、涌出の像を祀せり、下の藏王堂本尊、即長天太子、脇侍千手觀音、二大菩薩、彌勒、天竺を置たり、ならびに役行者の遺像あり、以上大和名所記、宣化天皇三年には金峯山の神現すと、古今皇代圖説にあり、役行者は、續日本紀に文武の紀に出でたり、尤孝德天皇の頃にも居たまへると、宣化の御宇には如何、心得がたし、猶識者に明らかむべし、當代此藏王堂において、毎二月一日餅配といふ事侍る、其式法、攝州平野郡大原山諸佛護念院大念佛寺は融通念佛の本寺也、此開山は洛城の大原山真忍上人也、其後中興は法明上人と申奉る、此上人は津國深江村の人也、男山八幡大菩薩の神託によりて、自然出現の一佛十菩薩の畫像并に龜鉦といへる鉦鼓を得給て、此大念佛寺を再興ありて、當寺の本尊と崇む、此一佛十菩薩の畫像に奉る元朝の鏡餅を、歲首に吉野山藏王の神人參りて此鏡餅を乞請、則藏王權現へ奉つて供養讀經ありて後、此餅を破砕しておほくの米にまじへて炊て、又餅となし、今日に至つて此堂において諸人に是を施す、よしの餅配

と云ふ是也。右の平野大念佛寺へは、吉野の版行十枚、鳥目百疋法施のためにつかはずよし、彼寺の縁起に侍るよし也、其最初の因縁は高算上人の始められし由也、此花供も餅くばりと同じ會式にや、古來より佛書には餅配のみ記し侍る也、猶ほ考ふべし、
八 行基參
△攝州阿邊郡昆陽村崑崙山昆陽寺者、行基開基之所也、伽藍開基記曰、開山名、行基、姓高志氏、泉州大鳥郡人、百濟國王之胤也、天智七年生、甫十五歲薙染、居藥師寺、學瑜伽唯識等論於新羅、惠基、亦依義淵法師蓋智證、受具足戒、德光法師、既而聲光四聞。基所到靡然莫不歸依云々、本朝四十五主聖武帝天平五年、創精藍、手造藥師像、以安之、天正年中罹寇火、悉爲煨燼、於遺趾構小宇、置本尊及開山像、昆陽村有池、呼曰昆陽池、其金魚皆一眼、祭神未考土俗名行波明神。
後拾遺
聞、そよかれにけらしいな野なる、この池水うは氷せり
相傳、行基大僧正自寫法如經、埋于泉底、作等身藥師石像、建一字安置之、號常喜山温泉寺、是也。

攝有、行基嘗見一人病臥於山、絕食已數日、甚哀之、與飲食、病者欲食鮮魚、又與之、上人先試嘗之、卽食、於是勸之、又曰、我有黑癩患之、將洗以湯、上人誣瘡瘍、痛楚可少忍乎、其體膚焦爛甚、臭穢不可近、而忍舐呪焉、忽見其形作金身、卽藥師佛貌也、基大驚拜、仙告曰、我有温泉山、爲試上人、現病驅、言已不見、基感歎不止、用件殘魚放昆陽池、化成一目鱒魚云々、是忠度の謠に「月も宿かる」と作る處なり。◎校訂者曰、イ本此條項目共ニ載セズ。
九 釋奠 上丁日イキニ
後漢明帝永平二年三月、行鄉飲酒于學校、皆祀聖師周公孔子○續日本紀、文武天皇大寶元年二月丁巳、始釋奠、又曰、光仁天皇寶龜六年、先是大學釋典、其儀未備、大臣依稽禮典器物、始修禮容、可觀云々○延喜大學式曰、◎三事ノ下載陳設饋享講論之三事、凡諸國學舍各釋典、國司行之。〔イ本補又云、二月八月上丁日、若當廢務者、中丁行之、不用下丁、當園韓神同

日行之。海草説、當祭停用ニ上卿著廟門座、大學辨、少納言以下就寮北門內庭喉、開廟堂戶、仰召使、令寮官開之拜廟。外記申、本寮饗饌辨備之由、上卿移著應座著應饗、寮官率學生等役送之、一獻、寮頭獻盃、學生執瓶子、二獻少納言執之、居粉熟、辨執坏居飯汁物、上卿以下起著都堂、在廟堂之西、贊者座主博士音博士及弟子等著禮服、入自西腋門、座定、音博士漢音、近代不誤、孝經禮記、毛詩尙書論語周易、左傳輪講之、座主訓讀、問者博士、得業生學生等著床子、寮屬取如意、授問者、問者起座登高座、次論義、次諸道博士、三道論明經明法算博士等、式略、本書論義畢、博士學生諸道等退入。本寮官人置紙筆、參議以上料盛折敷高杯、自餘折敷、置大盤、上卿喚文章博士一人、四名、四位官朝臣、五位名朝臣、博士稱唯進立、上宣題進禮書、顯盛折敷上、插笏持參獻上、上卿披閱畢、此次可問序者。上卿以題、遍令見於王卿、立文臺、本寮官人二人昇之、掃部敷穩座於東南

有行法、是謂龍、其僧有忌服并疫病者、不能勤之、十人或十五人、至二十人、依年有多少、相傳龍僧多、則其年有吉。參詣男女有所者、止宿佛前、亦謂龍、或稱通夜、七日夜行法、出仕僧、自室歷廊下入堂、有髮者取大松炬光、寺僧啓行而巡堂。至曉取水、十二日夜亦然。

一 二月堂水取

元亨釋書曰、釋實忠、良辨之徒也、嘗神遊都率內宮見四十九重摩尼殿、有一所榜曰常念觀音院、見其修法儀、心甚信慕、便乞聖衆而得軌、覺後欲修法、而無尊像、常持念祈求。一日游歷攝州難波津、忽見闕伽器浮浪來、近視則十一面大悲像駕于器也、忠喜而取之、銅像也、其長七寸、暖如人膚、朝廷聞之、於東大寺建寶索院安之。忠每歲二月朔、對像修兜率軌者二七日、始天平勝寶四年至大同四年五十八歲、未嘗有缺、俗號修二月法、至今不絕。初實忠修二月懺、初夜時、請衆神讀名簿供之、若州有遠

敷明神、威靈甚、豫此會、聞忠懺、生渴仰、託曰、願獻闕伽水、忽黑白二鶴穿石地而出、飛上傍樹、其二迹湧甘泉、忠覺石、爲闕伽井、旱歲甘井涸、二月修中、缺闕伽、其衆集井邊、遙同若州持念、須臾其水盈滿、二十月十二日夜也。其若之神祠前有河、此時絕流無音、州民大怪、蓋神送河水通闕伽井也、爾後州民聞此事、名其河稱無音河。有病者、飲闕伽井多愈云々。取此井水貼靈符而出之、世謂二月堂水取是也、靈符者乃牛玉也△或說云、牛玉と云こと、牛玉と書は誤なり、元來龜也、牛玉是を草に書、筆法僅に上に餘るを以て、牛玉と二字に書來れるなり。今世において、十二日の夜を水取の行ひとして、行者達先鶴の社へ詣りて、此の闕伽井をくむ。尋常水涸し井にして、今夜闕伽水二荷牛を出す、此水にて闕伽に用ゐる。又牛玉を摺の器に和すると也。今夜又初夜に、大櫻松とて大竹のさきに松を燃し、以上樹二本の續松を立て、此堂の外陣の枘に燈心を釣て其下を行に、會て燈心に火うつらるといへり。又夜半に及て、堂内に大たひまつを立、火定三昧などいへる事有、今宵又此會に參詣の貴賤男女、堂内に通夜をなして、博奕なす事市のごとし、いかなる儀に侍やらん。

◎校訂者曰、イ本ニハ以上二條ヲ以テ一條ニ括リ、且紀事ノ誤ヲ授カズ、宜ク底本ヲ採ルベシ。

一二 薪能

或曰芝能

紀事曰、自七日、南都興福寺南大門薪能始、元是興福寺夜中法會間、寺僧之奴僕不堪春寒、而於門前燒火、就其光、偶爲俳優、有爲長夜之戲者、其後爲金春親世保生、金剛四座之業、兩座在東武、南都休暇、兩座勤之。今七日二座交勤之、八日亦如此、至九日則初日一座、告衆徒、於若官宮前施藝、其日次座勤門能、十日亦次座如此、於茲宮能終、自十一日至十三日、兩座相交勤門能、七日之間雨降、則十四日臨時勤之。○大和名跡考曰、此能起りは、昔西金堂の修二月會より出たり、衆徒の筆記に曰、興福寺西金堂、三十二相の花六十種の香華を飾り、擁護の祖神、權實の諸佛を勸請して供養せられ、其後清和天皇貞觀六年より五とせ絶たりしに、同十年大風萬樹を伐、雷山を崩し地を穿つこと、象の田を返すが如し、終に西金堂の前に穴ひとつ開て、其末南大門の芝に抜て、此穴より魔風吹て、諸堂の瓦、諸殿の門

扉を吹揚て散亂せり、漸く雲晴風止みて後、しはがれ聲にて曰、天に賊星出るは天子の愁、四海に戒をこらば、我國の正法盡なんと、虚空によははりて通りけり。大衆僉議區々にして、且是此法會のなき咎めぞとて、絶たるを興し、西金堂の法會を南大門にうつして行はる、是風穴の末此所に開たる故也。此會には往古より上り陽とて、晝夜をわかす多くの薪を焼けり、昔唐人來て西金堂の場にて、薪をひかりに踏舞しけるとなん。其後明德後小の頃より、修二月會有無によらず、一七日南大門において、沙汰して猿樂をなさしむ、その頃より、上陽の薪の餘殘を篝火として、手水屋の内にて猿樂の藝能を施す、故に薪の能と云の雜談抄に云、近世西金堂或は南大門の修二月會の沙汰なし、然ども毎年霜月、若宮の祭禮のときに、江戸より猿樂等誰々罷上り候旨、此寺の古年童と云者衆徒中集會所へ來り、專當を以て披露す、衆徒また下行米の狀を古年童に遣はす也。此

者○是○昔○修○法○の○時○薪○堂○童○子○と○號○し○て○、○手○水○湯○を○調○す○る○役○人○也○、○今○世○薪○の○能○に○籌○を○掌○る○に○も○此○故○實○な○り○、○俗○に○家○久○し○き○童○僕○を○こ○ん○ね○ん○ど○う○と○稱○す○る○は○此○古○年○童○の○こ○と○な○ら○し○、○當○代○猶○公○方○家○四○座○の○猿○樂○、○年○々○か○は○る○が○は○る○に○相○勤○む○、○但○觀○世○太○夫○は○年○首○の○御○謠○物○の○役○人○な○れ○ば○、○南○都○を○つ○と○む○る○事○、○是○を○除○る○、○也○。○此○能○南○大○門○下○の○芝○地○の○上○に○て○勤○る○故○に○、○雨○天○の○日○は○猿○樂○な○し○、○雨○晴○て○後○ま○た○は○小○雨○な○ん○ど○の○時○は○、○芝○の○上○に○奉○書○紙○を○敷○て○、○ア○リ○、○衆○徒○の○檢○使○、○猿○樂○の○奉○行○立○合○て○、○雨○露○の○濕○紙○の○上○に○徹○す○る○と○き○は○猿○樂○を○や○む○、○若○紙○を○濕○さ○る○時○は○能○を○は○じ○む○る○也○。○興○福○寺○の○貫○首○并○衆○徒○に○至○ま○で○、○南○大○門○の○邊○に○棧○鋪○を○か○ま○ふ○、○其○行○粧○い○か○つ○が○ま○し○、○貴○賤○の○見○物○は○、○鞍○掛○と○號○し○て○、○高○一○丈○許○を○限○り○、○前○さ○が○り○に○段○々○棚○を○構○へ○て○見○物○所○と○す○。

一三 春日祭

神社啓蒙曰、春日社、在大和國添上郡春日郷、所祭神四座、第一武甕槌命たけみかづち、第二齋主命いはいぬし、亦曰經津主命つぎつぬし、取神とりかみ、已上二神、天

孫降臨日有二大功、神代卷曰、天神遣經津主命、武甕槌神、使平定葦原中國云々、第三天津兒屋根命、春日神代卷曰、日神居天石竈時云々、中臣遠祖天兒屋根命則以神祝祀之、於是日神方開磐戶而出焉、伊弉諾第四姬太神、神名祕書曰、天照大神相殿之姬神、栲幡籬命、於春日者第四神座也、春日註式曰、春日垂跡事、第四十八代稱德天皇神護景雲元年十二月七日、大和國城上郡安部山御座、同二年正月九日、大和國添上郡三笠山垂跡、同年十月九日、寅日寅時、太敷立宮柱、△南都春日大宮祭、二月上申日、被選大中納言、中無穢人、爲上卿、前夜出京赴南都、○紀事云、入夜被勤奉幣之儀、左右馬允牽神馬二疋、翼午刻前歸京而奏之、上卿往還之間、不雨爲吉事、祭前、春日社家告祭日之支干於南曹辨、自朔日、關白氏長者并預斯事之諸家門外、建僧尼輕重服、輩不可入門內之札云々、此祭、仁明天皇嘉祥三年九月、始經中臣秀基奏聞、而後清和天皇貞觀十一年十一月九日庚

申、初被行、其式委記于江次第、仍略之。(イ本補江次第曰、春日祭、裏書曰、貞觀元年十一月九日庚申、祭春日神、未御使參向、內藏寮馬寮不參內、遠社祭以立使日、神事別當辨者南曹辨也、會參氏人者四位五位、氏人、不論殿上地下會參也。先十許日、別當辨以下可參五位以上、差文覽長者、見畢返給。祭前一日、本日近衛府祭使參入、就內侍所令奏參向社頭之日、由若召御前、使率舞人并陪從等、入自仙華門參入、如賀茂祭。○裏書曰、參內使於神口下馬、雜色小舍人童馬引、求子、賜教、出殿上之戶、於長橋、有勅蓋、舞人進前殿、舞裏事訖、於近邊人家改裝束。途中次第曰、於七條大宮行、除目、今日宿於淀美豆御牧、此時又入幡別當候三間黑戶御所、以松葉葺之。申日、著梨子原、在二條大路南、自本府備七間萱葺屋、屏風冷等、自京都相見之、件梨子原、上古爲近衛府領地故也。次正裝束、渡大路、經山階寺北井東、上卿先著宿院饗所、催諸司使內侍、有坏饗、已獻成一獻、使々來集列見辻、上卿率辨氏人等參向、各著被戶座、各祓畢二獻、并

申上卿所掌令定申、次三獻下箸、次起座洗手、幣使內侍等參集、幣使賣幣置瑞前垣、神部執幣校物忌、奉納神殿、次氏上卿以下供社幣、次第陳列、神部昇酒樽參入、立諸殿前、次內侍入用御膳蓋、酌酒奉奠前、次藤氏朝氏參入著座、神馬走馬牽立、神主讀祭文、次著直會殿、馬寮使牽廻御馬、入廻長者殿、神馬此大牽廻之、近衛府使令東遊、使々著直會殿、所司差膳、酒觴三行、上宣、御飯堅給、大膳官人申、御飯給畢、由次令敷和舞座、次和舞。外記奉氏人見參、上卿披見畢、召辨給之、辨召史給之、官宰令積祿、史就給祿之座、見唱之、上卿以下起座受之、一拜退出。次向馬場、馳御馬使、馳引馬。已上社頭之事訖、歸來、解紐放髮、隨身同放之。○校訂者曰、此間七十二字、春日祭ノコトニ與ラズ、故ニ酉日、祭翌朝、官人等戲設飾馬、馱爲馬、以蓬爲雲珠、以土器爲李葉、載無衆望下部一人、嘲嘲也、次歸京。○以下亦○中右記曰、寬治六年二月六日己未、中納言中將殿爲勤明日祭、上卿、令發向南京

給、辰時 人々參り、御三修門關白殿ニ此所也先御幣神馬騎尻十人、諸大夫等、相具馬隨身等舍人、童、渡南庭出自東門、此間公卿於西、南庭御覽、殿下、左右内府、民部卿、源大納言、中宮大夫、新大納言家、藤中納言治部卿、別當、左大辨、皇后宮權大夫、公、右兵衛督、雅。路頭次第、御幣御馬匹、騎尻、衛府、如前、驅諸大夫、君達、殿上人等、布衣、御隨身木府將監以下一員、四人、舍人、四騎。中納言、御直衣、冬、織物出、二人、右近將曹下毛野敷、未、院御隨身、唐錦裝束、藏人頭、左中辨、季仲朝臣、直衣、内藏頭、信朝、直衣、扈從御馬後、路經、東洞院五條萬里小路、殿下左右同車、自餘、公卿各扈從、於五條高倉辻御見物、上皇御所、六條殿東西於棧敷御見物、中宮回御座、殿下又於九條、飛御車重御覽、日已未刻、其後於宇治北殿有御儲事、須臾事了。及申刻、太宮於宇治儲棧鋪御見物、於加波多河原邊秉燭、戌時許著御宿所給云々。當日此二字ナリ。中右記ノ文ニアラズ。七日庚申、春日祭也、未刻許、前驅參會

之後著座、獻御幣、推御幣之、亥刻事了、還御宿所給八日辛酉、卯時許八々參會、還御校訂者曰、以下、文、辰時許、於加波多河原、暫止御馬、前驅皆下馬候、左右、是爲御覽、義綱、武士一人騎馬渡之、廿人中、可射笠懸之、武士中能射石一人、爲射笠懸、又渡南、形容其美、顏色不變、萬人感之、次立的之後射之、已的中心、傳養由藝、見者如堵、壇上中下莫不感賀、被問武士名、兼貞、進藤等云々。下略。校訂者曰、イ本ニ紀事、中右記ニ項ノ引用、イ本補、公事文ヲ缺キ、其他ハ總テ今補入シテ註ス。所ノ如シ。根源曰、神護景雲元年六月廿一日、武雷命常陸國鹿島より御すみ所待ねに出給ふ、御乗物は鹿にて、柿の木ノ枝を御轅にもたせ給ひ、加賀國名張の郡につかせ給ふ、御供には中臣連時風秀行といふ人なり。十二月七日に大和國安部山につかせ給ふ、同二年正月九日、三笠山に跡を垂給うて、天兒屋根命齋主姫太神の御もとへ、おのく此由を申させ給ひければ、齋主命は下總國香取よりうつらせ給、天兒屋根命は

河内國平岡よりうつり給ふ、姫太神は伊勢國よりうつらせ給ふ云々。神註考 同レ之。又云、是も二月十一日に行はる、先未の日使たつ、近衛の中少將つとむ、よろづかもの祭のごとし。府の官人摺袴著て舞人つとむ、使無名門の前に参りて、事の由を奏す、舞人もの、音をいだし、藏人出で、祿のうちぎ一くだり給ふ。當日の曉内侍むかふ、藏人出し車奉る、上卿辨亦けふに同じくむかふ△二度の祭なれど、始を以て正とすれば、春日祭といへば春也。御傘曰云々。校訂者曰、御傘ノ説、春日祭ト關セザレバ制ル。和訓義解云、春日は、かすはかすむ也、かは日也、かとはかやく也、春日はかすむ物なれば、春日と書てかすがと、義を以て訓するならし。又春日の御祭とは、別宮祭にて冬也、御祭とは俗にいひならはせり、猶ほ十一月部第二十一卷五二條に註せり。堀次郎きさらぎの初申なれや春日山みねとよむらやいた、きまつる、俊賴。

一四 大原野祭 上朔日イ本ニ

神社啓蒙曰、大原野社者、在山城國乙訓郡、去城西四里許、所祭之神同春日社。舊記云、人皇五十五代文德帝仁壽元年二月二日乙卯、依大皇太后御祈、山城國葛野郡大原野仁、宮杜廣知立、春秋御祭如賜。卜部兼右神祇正宗云、人皇五十四代仁明帝御宇嘉祥三年、爲王城守護、開院左府冬嗣申沙汰、勸請之。國史云、文德天皇仁壽元年辛未二月二日乙卯、別制大原野祭儀、一准梅宮祭。江次第曰、大原野祭、右大、據二春日祭式、以三平野、梅宮祭式二編而行之、式曰、春二月上卯、冬十一月甲子日。先著行事座、居膳、要座、藤、氏后儲、氏后、上卿參入、辨并外記史出立舍不在時、氏之長者儲之。前、著著到殿、氏人著到、官司、次下串、次神官參著、卜畢、神官退、次外記進、串、上覽畢退。○裏書曰、氏人中卜、祝禱等、上古、何ニ定神主、故臨レ期ト定其人。又云、二獻、汁、三獻畢、錄事、後事、皇后不祭之時不仰之、著到事、和舞、和舞、氏二、次於鳥井下洗手、昇御棚、次著庭中座、奉幣内侍下即歸畢、次祝詞畢、次著直會殿、廻御馬、八度、所司養膳、次上卿仰云、飯、堅、給、△早速、にたま

への意なり。○以訂者曰、北山抄ニ據レ、大膳參入、申堅給、由畢、次和舞、雅樂發、次外記進見參、上卿給辨、辨下史、次、給祿、各以退出云々。○公事根源曰、大原野祭、是も年此神社は后宮のまいらせ給はんだめ、春日の本社遠きによりて、都ちかき所にうつし奉らる、されば大原野の行啓などと申事の侍るにや。○伊勢物語云、昔二條の後の、未だ春宮の御息所と申ける時、氏神にまうで給ひけるに、こんろづかささらざらひけるおきな、人々のろく給はるついでに、御車より給はりて、よんで奉りける。

大原やをしほの山もけふこそは神代のことと思ひつらめ
 〔イ本補 闕疑抄云、云々。○校訂者曰、コノ援引スル處、別條に限らず、一とせに二つ有祭は、始を以て正季とすべし、猶ほ下に至つて其季々々を准知すべし。年行きさらざらひけるををしほ山はやかげそへて花のしらゆふ、徳賢。〕

一五 園井韓神祭

延喜式神名帳曰、宮内省座神三座、園神社、
 座 ○雍州府志曰、舊在宮内省、後移禁庭、古毎年春二月冬十一月、丑日祭之、參議一人就祭所而行事、式詳西宮北山南抄。相傳、延曆年中遷都時、將易處於他處、神託曰、唯斯地然、當認皇基、今無斯社、惜哉。○紀事追加云、洛陽罷井通高辻上町社あり、延喜式所謂園神一座、韓神二座とある是也、今日木荒神云々。○中右記曰、嘉承二年二月八日、晚頭參殿下、入夜歸家、付寢之間、召使來催云、今夜園神祭本分配左衛門督、俄被申障、他公卿雖相催、不被參、有殊件祭、上卿可令參勤者、雖及深更、申承了由、出立。○代車、侍到、都芳門下從車、入從宮内省南門、
 件門顛倒、只著座、南面西上、此舍又無レ官、仍立、右少辨内侍在車、
 云々。次供神物了、山人向歌笛、主殿炬火、予召召使、二聲。召使參、予問曰、誰、稱姓名、予仰云、治省召、召使召之、次省丞參、予問云、誰、稱姓名、予仰云、歌人率來、次歌人著、次召召使、二聲。召使

參、又問、稱姓名、次仰云、左右馬寮召、召使召之、左右馬允參、予問云、誰、各稱名、予仰云、御馬率來、次率立神馬於前庭、次予又召、召使、參、問之又稱之、予仰云、大藏省召、召使出召、次省官參、又問、稱姓名、予仰云、綴木綿給、次省官持木綿來、取之、結巾子、
 如下各、次祇祝師詞了、次拍手、次廻御馬、
 引出、
 神祇官歌遊、神巫子舞、廻神、四人持神寶舞廻、大膳居膳、造酒獻盃、
 敷倭舞座、倭舞内舍人、大舍人舞之、次右少辨召官掌、
 問之稱姓名、仰云、官乃内省召、官掌出召省丞、又問、稱姓名、辨仰云、御飯堅給、稱唯了、仰大膳官人、申給了由、其後退出云々。
 〔本古事談云、園神神社者、本自坐大内跡、而遷宣云、猶坐此處、奉神、仍坐宮内省内。江次第曰、二月用春日祭後、五月十一月用新嘗會前、五月上卿以下、神祇官、獻二神物、内侍、女藏人等參進、先供、南、西、北、東、四、大發三絲、音、四、山人、左右衛士、山人申畢、取、新置、南北炬屋、主殿、祭燭、三、火、省召、省丞參立、上宣、歌人率來、省丞率、歌人、歌女、率、次左右馬寮召、上宣、御馬將來、率、御馬、各左右馬、一、二、次大藏省召、上宣、綴木綿給、省丞參、上卿以下、取、結巾子、次南祝師申、祝詞、次馬寮引、三、次神祇官、四、神部四人、持、神寶、舞退、神、神、

弓、御等也、大、北、
 此所に有つて御門を守り奉らんと託宣有き、祭禮は年に二た、ひ、二月と十一月と也云々、△以初正とす、春也。後拾、
 外、イ本爰ニ註スル所ノ如シ。

一六 祈年祭 四日

江次第頭書曰、神祇令云、仲春祈年祭、義解謂、祈猶禱也、欲令歲實、不作時令、順度、即於神祇官祭之、故云祈年也。周禮曰、祈年求豐年也。天武四年二月甲申、祈年祭始之、神祇式云、二月、四日、祈年祭神三千一百三十二座之内、神祇官祭神七百三十七座、
 案上、國司祭神二千三百九十五座云々。○公事根源曰、祈年祭、四日、大かた祈年の祭月次兩度、新嘗會をば四箇の祭として、國の大事とするなり。○祈年殺奉幣使二十二社、
 後二條關白殿下御記裏書。○宣命、天皇我詔旨度、掛畏支大神能廣前仁恐美申給波久止申、食者民之天奈、農、政之本奈、方春戒節天人以天耕

種須、而風雨順時天稼穡有年幸事波、大神乃厚支御意可
在奈^ナ祈^ノ念^ヲ行^ハ天奈^ノ。故是以吉日良辰乎擇定天、官位姓
名乎差使天、禮代乃御幣令捧持天奉出給布、掛畏支大神、
此狀乎平久聞食天、東作乃春與、西收乃秋、風水旱惶
無動久、常磐堅磐仁夜守、護幸給比天、天下泰平仁
海内清寧仁護恤給へ止、恐美毛申給波久申。辭別。

文略。寛治六年二月廿四日、作者大内記在良。
天武天皇四年春正月丙午朔壬戌、大和國置^ニ瑞鷲^一、乃至戊辰祭^ニ幣
諸社。江次第曰、神祇官半^ニ御座^一著^ニ西廳^一、上卿兼^ニ神祇官^一、王大
著、外郎申^ニ代官^一、又申^ニ神物辨備^一之由、上卿王大著、御座著^ニ
西廳前庭^一、大右馬寮各引^ニ馬十一^一立^ニ於^ニ月^一兩殿東庭、神部、祝部諸
祝也、爲^レ令^レ受^ニ官幣^一、引^ニ車之^一立^ニ西廳庭、次祝部申^レ祝、上卿下
復^ニ本座^一、次神祇史二人、持^レ宮召^ニ諸社祝^一、史中^ニ須^レ幣^一幣、次自上萬一
退、公事根源曰、是は太神宮以下三千一百廿二座の神をまつらば、後
其所のたしかならざるもあり、國々におのづかづか幣をつげらる、諸
にも年ごひの祭をば行ふ也。周禮に新年は豐年をもむる也と見え
たり。神祇官にて行はる、辨かれてより、諸國のめしものなり、よほ
しといふ、猪、白鷄やうの物也云々△新年祭と云て、年ごひの祭と
讀侍る也。年有、祈るてふ年のななき君が代を三ちよあまりの神
人、秀長。

にある祭也、此島尤彌猴多し、毎年二月十一日申
の日を限りて、同國島の入幡の社司、七日の間は
祓を行ひ、申の日に至つて此島に來り、猿の口明
の神事を行ふ、此日より後、此島の彌猴聲を發す
といへり。又十一月上申日、件の社司祓神事を行ふ
事、二月のごとし、是を猿の口止の神事といふ也、
此後彌猴聲を入る、也。

延喜式曰、大和國添上郡率川
座大神神御子社、率川阿波神社○一説、率川社三
座、第一開化天皇、日本紀曰、開化天皇元年、遷都
于春日地、是謂率川宮、六十年天皇崩、葬于春日
率川坂本陵。第二子守神、如上説。神社考曰、率
川社、南有三枝御子社。第三住吉神△此社、今世
春日社より西二十町餘、子守町といふ所に有、俗
に子守宮と稱す○公事根源曰、此祭は春日祭の明
る日行はる、神祇令にのする三枝祭とおなじかる
べくば、四月にてあるべし。藤氏商家の口傳に、率

川社は右大臣是公の建立といへり、くはしきこと
は、また三枝の所にのすべし。

白川殿七百首
はふり子はばや参らんといさ川の神の宮居にのき手向也

一七 祇園御八講
神祇式曰、山城國愛宕郡八坂郷、祇園社三座、諸社
根元記云、中間大政所、牛頭天皇、素、東間八王寺、三女、
西間、稻田姫、昔常住寺十禪師圓如法師、大法師、依、神
託、貞觀十八年奉移此所也、昭宣公感威驗、壞運
臺宇、建立精舍、今社壇是也云々○慈慧大師傳云、天
延二年甲戌、以感神院附師元法相、其後天台宗慈
慧大師中興開基也、圓融院御宇三月、被下官符、以
愛宕郡觀慶寺感神院爲延曆寺別院、天祿三年、以
祇園社爲日吉末社云々○拾芥抄曰、二月八日、祇
園御八講云々△今絶無此儀乎、抑御八講の法事は
敕會にて被行、法華經宸筆の儀あり、今台家に於て
修行する法なり。法華經二十八品に結經、無量義經を
加へて、三十日三十口の式あり、八講壇とて、兩壇

相對して飾之、講師問者を定め、右座は佛名をふし
附に唱へ、左座は法華八卷の大意を論ず、別に論題
を設け論義あり、其外伽陀、唄、散花等の法式嚴重な
り、天台一宗にて修行勿論なり。或は禁庭の御八講
には、興福寺東大寺延曆寺園城寺四箇大寺の碩德
を召さるとかや、光明皇后の御歌「法華經は菜摘水
くみ薪こり我得し事をつかへてぞえし」此御歌をふ
し附に唱ふることもあり。提婆品に採薪及菜蔬、隨
時恭敬與の例とて、薪の行道とて、天子自ら御行道
まし、薪菜籠・水桶等、六位の藏人三人役之、捧
物・行香等の儀あり、悉く不可記。祇園御八講、定
て台宗別院の時、敕會被行しにや、今社内慈慧大師
の像を安置して、遺跡分明なり○大師傳記曰、諱良
源、姓木津氏、近江淺井郡人也。母物氏、憂無一子、
祈請三寶、夢坐海中、向天上、日光遙來乍入懷中、覺
而孕、延喜十一年九月三日生焉。九歲戲遊田中、時
國老越州司馬雲貞行祭田、而行見一童兒、當頂空

中有雲蓋、雲司馬問之、卽源也、語其父曰、莫輕此兒、定非凡也。後隨母詣梵釋寺、覺鬪梨見曰、此兒豈可居鄉井乎、十二上叡山、師事理仙。延長六年、禮尊意、登壇受戒、周旋喜慶、相應覺慧雲晴之間、稟顯密祕旨、得博學名。永觀三年正月三日、唱彌陀而滅、年七十四、時紫雲垂庭橋、其德行不遑算云云。委元亨釋書四、大師傳記詳也。◎校訂者曰、此條、イ援ケル外、私按ニ「此會は洛東八坂郷感神院の會式といへり、然し當所において知るものなき可レ考」ト註セルノミ、本書引用文總テ載セ

一八 列見

江次第曰、列見、二月十一日、諸司長上成撰。イ本補 諸卿人、列見太政官二省申レ之。著東廊、召外記問諸司具否、著廳、次有申文事、次有請印事。列見置式、上卿云、式乃省兵乃省召、又云、選成禮留人等等參來、共稱唯出、式部輔率丞二人、錄二人、入立版、上卿召須、輔丞錄稱唯昇著床、六位昇ニ一丞置硯筥於上卿前机、二丞置短冊、上卿云、令召與、輔立召一丞云、驗乃木令置與、丞仰省掌、

省掌置尋常版、南、輔云、召世、兩錄立唱文、省掌立驗木下、每唱云、於禮斗萬選人稱唯、宇志二丞進家司短冊、二錄唱文如初、輔云、罷給、丞立云、罷出與、選人等退出。兵部參進如前、上卿以下起出、著朝所、次一獻、次二獻、此以後汁、監失居粉熟、三獻居飯汁物、四獻居餅、式上古、此間有問定事、裏書曰、召公卿、若辨少納言中能基之輩問之、廚家奉農錢、天曆三年宣旨停錢、募珍珠。其儀、六位外記二人持基盤、基筒、居上二杯、置公卿座東、史二人取管圓座四枚、敷其杯、南北、上首二人居此間座、上首把黑、下膺把白、公卿以下移著某所見之、相分爲念人云々。無宴穩座時、於此所見參云々。次上卿以下一々揖、出宴座、上卿先著、次公卿辨、少納言、外記、史著二獻、儀式有ニ次穩座、此座上卿以下登自廳後階、經中戶著座、辨以下著、一獻坏巡行、居辨座、肴物以折敷、二獻、居粉熟、三獻居餅、雅樂寮於屏外奏參、音聲、參人著座、厨家舞各二曲、唐此間大辨以下

獻插頭花、曰上料、大辨取之、春藤花、秋白菊、私云、秋者也。史傳奉之、插冠左方、納言以下執之、納言櫻花、參議款冬、插冠右方、以上辨少納言料史取之、以柳著時花、插冠後。或此間、以肴物一折敷居諸卿前、舞畢雅樂退出、大辨逸出壁東座、見見參、史奏覽見參、貞信公御子孫大辨者不起座、於穩座見之云々。申文七枚也、上卿見之畢、先給表卷、次見參七枚、一度給之、次四獻、居餅、大辨申上卿、召史令獻、盃、厨家別當史也、近代多用極薦、史爲別當、次下薦史傳奉、酌於大辨、史取盃相比、大辨居上卿前、他大辨乍立盛酒、史擬上卿、上卿揖、史飲之、上古實飲之、中頃不飲、乘於地、酌酒奉、上卿、上卿放盃之後、大臣此間脫半臂給

史、先子孫辨、少納言持來半臂、大臣藏於衣下、大辨給酌於史、退歸、史行酒給、祿史此後下庭拜云々、事畢公卿退出。○公事根源曰、列見、十一日、上卿辨、少納言、外記、史などまいりて、太政官にて、六位以下の藝能あるものをえらびて、式部、兵部の二省より率して

まいれるを、上卿のそれをめしよせて、器量容儀を見る心也。插頭華を上卿已下冠にさす、大臣は藤の花、納言は櫻の花、參議六位みなつくり花なり、非參議以下は時の花をさす云々。◎此項、イ本亦存セリ。

一九 遺教經會

二〇 訓讀會

△住瑞應山大報恩寺之釋迦堂、洛上立賣、朱雀西、元天台宗、近世眞言、方丈號養命坊也、徒然草云千本釋迦堂、是也。○大報恩寺幹緣疏曰、序文。夫本寺者、求法上人義空插草之地也、俱舍天台眞言三宗弘通之靈場也、高堂可安者、本師釋迦文佛、左補右弼、飲◎欽光慶喜、前疑後丞、鷲子米菽、十大尊者像設儼然也。上人生緣、羽州、志學之年、發大願曰、創一精藍、以報四恩報恩報恩、云々。○紀事曰、此寺有藤秀衡所建之堂并能登守平教經幼少手習之寮、和俗學筆法謂手習。一説、秀衡之堂教經之室、自古所有、而多廢頽、近世再興之。或云、猫間中納言光隆卿家司岸高、千本地建大報恩寺、請如琳上人、然則秀衡

之堂、教經之寮、皆謬傳乎。每年到此時、雪降風烈、故兒堂童諺謂、自參雪經、不如參窻前云々、遺教與雪和語相近、故云爾、是離寒附熱之謂也○親長卿記曰、明應四年二月十三日、千本釋迦遺教經聽聞次、千本櫻一覽了。普賢堂櫻在副、世謂普賢象△抑千本釋迦念佛と云は、二月中旬遺教經會に付ての事也、文永年中如輪上人を始といへども、實は往昔惠心僧都の高弟定覺上人と云、是此釋迦念佛の始祖也。音亂名號大念佛と云、一旦中絶して二百五十年後、龜山院御宇文永年中、如輪再興。件の定覺の事は、山門横川記云、「釋定覺、姓政田氏、肥後州人也、居台嶺三十年、源信之徒、行止觀妙理、雖然常修金剛密宗禪門等矣。寛仁之始、爲法界四性、音亂名號大念佛開發三所焉。滅之後、乃明鏡律師如輪繼之、故以覺爲念佛之始祖。凡開基繁華之地、一旦破卻、而遙經年序、後人再興之例多之、到于後世、緣起開基之行狀寺失墜」云々被寺鐘銘有之、康元元年鐘銘「元和

元年三月日、首楞嚴院比丘嚴誓判。此法會、自九日至十五日、今東山智積院僧徒勤之、訓讀會者、即訓讀于遺教經之謂也。此經、釋尊入涅槃之前、爲佛弟子說、以爲遺誡之經也。故遺教經下文缺、イ本大報續談序云校訂者曰、同文ナルニヨリ上略ス。篇中納言光隆卿家卒、ハ岸高者、信男也、觀三本、以持上人、承久三年、假構二小堂、安二佛十弟子像、貞應二年、欲建大、而前謂大光柱者、知所採、材實闕也。時有攝陽尼崎、材富貴、曰三成金者、得二靈夢、金色白眉老杜多、告曰、我洛陽北隅見、創三精藍、汝所藏巨材、有可爲大光柱者、爲我活諸、成金諾、乃以三報恩寺、印刻其本頭而去。覺後視之、印文繁然、成金感歎不巳、入洛尋之、乃千本大報恩寺也。事與佛助合、而夢中老杜多者、十弟子第一摩訶迦葉也、容形一無二者、奇哉。成金不レ得三靈、所ノ材悉奉施焉、於是大堂不レ日而成云々。貞治二年、後光嚴院宇、等持院尊氏大將軍、降三府命、命三本寺、行涅槃講、遂爲常興。○規長記同文故略ス。此寺を俗にゆき經の寺といふ、此會をゆき經と稱す、是釋迦如來涅槃の前に説給ふ遺教經といへる一巻傳り、佛弟子へ滅後の遺誡を説給へる佛經也、是に和訓をまじへて、古の僧を集て、九日より十五日まで行はる、いと殊勝なる法會にて侍る。此遺教の字を説りて由喜といへり、佛語まじり會を好むなれば、其儘にゆき經といはんも亦可也。佛祖通載曰、於二涅槃樹下、説涅槃經及遺教經云々

〔イ本補〕位祿定中 續日本紀曰、文武天皇、大寶元年八月丁未、五位已下皆參大藏省、受其祿云々○江

次第曰、位祿定、二月中旬可行之、按、延喜式、文武諸司及皇親季祿、二月十日、中務式部省以目錄、太政官廿日官符下大内藏、二十二日於太政官廳、出給之、位祿者、十一月十日三省申、太政官符下大藏、廿二日於大藏省出給也。政事要略云、私按、奏位祿、期十二月、今以別納租穀、二月中充之。一上著陣北山抄曰、一上卿著陣、先有所充申文、次有位祿定、大辨著腋床子、彼所史生覽、文書目錄一通、主稅寮別納租穀勘文一通、諸大夫命婦、歷名各一卷、官所充文一通、去年書出二枚、節會不參人交名、大辨一々開見畢申大臣、大臣令殿上、辨若藏人内覽奏聞之、返給、次令大辨書、小野記、令大辨書出九個國男女源氏、女御更衣、外衛督佐、左右馬助諸道博士、出納諸司、寮頭、助等可給料、殿上料並二枚、除有兼賜、彼所辨、外記、史同、不、必爲例之。書畢後、依大臣氣色進奉之、大臣見畢、召彼所辨下之、先給禁國文、次給殿上分文、大臣每度揖許、辨退出、位祿以諸

國別納租穀說男女四位以下云々 ○公事根源曰、是は奉公の勞にして、羣臣百官に祿を賜ふ事也、一上陣の座に著て、位祿の文をみる、大辨目錄を書、其外ことなる事なし。此事よき日をえらびて行はる、または三月なり。◎北山鈔ニモ、中旬二月行レトアリ

二一 涅槃會 涅槃像 二二 二月の別れ
二三 佛のわかれ さりし佛

周書異記曰、周昭王二十四年四月八日、山川震動、有五色光、入貫太微、大夫蘇由奏曰、有大聖人、生于西方、一千歲外、聲教及此、即佛生之時也。穆王五十二年二月十五日、天地震動、西方有白虹十二道、連夜不滅、太史扈多曰、西方有大聖人滅度、哀相現耳。此時佛涅槃也○周昭王二十四年、天竺迦羅衛國淨飯王妃摩耶氏、夢天降金人。遂有孕、于四月八日、太子生于右脇、名悉達多、年十九、入檀特山修行證道、至穆王三年、明星出時成佛、號世尊、于熙連河、説大涅槃經、以正法眼藏、將金縷僧伽黎衣、傳

與弟子大迦葉、爲第一世祖。至周穆王五十三年二月十五日、往狗戶城娑羅樹間、入大涅槃、在世教化四十九年、是爲釋迦牟尼、於日本當于地神五代鷓鴣草葺不合尊治世云々。校訂者曰、此項ノ引用ニ、其ノ書日ヲ缺キタルガ如シ。○楞嚴經曰、涅槃乃清淨不死不生之地、一切修行者所依歸。註云、謂超脫輪廻、出離生死、非謂死也云々。如來御年七十九、二月十五日示大衆、已頭北面、北面西行右脇而滅、悉出大藏一覽入滅品。イ木補涅槃經曰、爾時世尊在狗部那城、告諸大衆、吾今背痛、欲入涅槃、即往娑羅河側娑羅雙樹下、右脇泊然晏寂。○涅槃經考文曰、夫涅槃者、釋迦如來滿八十歲、於中天竺狗戶那城跋提河娑羅雙樹間、二月十五夜半入涅槃、當唐周穆王五十三年壬申、當日本神武天皇元年辛酉、已前二百八十九年、二月十五日曉、如來放大光明、以大音聲唱、今日如來入涅槃時、不限此娑婆、百億三千界他方界諸天人菩薩聲聞、五十二類此林集會、次三十萬力士愁歎云々。爾時移涅槃、漸進則狗戶那城

大衆、受阿難教、作金報、如來我今身痛、言先入初禪定、次入二禪三禪四禪定、此時大衆進奉見佛身亂入、時如來御足邊來老女優婆塞戶落淚、不覺汚佛足、此老女、世謂香婆大說。大衆以香水沐浴、如來以錦疊纏佛身、奉入金棺。此時阿闍律上天告摩耶、摩耶下天、妓樂燒香時、掛樹鉢囊、奇林見錫杖大歎、世尊於棺中聞、自拔棺鎖子開蓋、起座對摩耶說法、夫人聞法領解、止啼泣、上本切利天、金棺忽閉。時昇天一多羅樹、回城七返、大衆隨棺共回七度、其間經七日七夜也、大衆其中、佛力故無飢渴思。此間天人於茶毘所、集積梅檀沈香薪、方三十丈、金棺自來本所、住寶座時、梵天帝釋國王阿難、荷金棺至東城諸堂前茶毘所。其行道、天人鳴十二樂、歡人間奏樂悲、漸至其所、寶棺安薪上、公卿大臣奉加火、則無著時、海神來、以海中火燒、不著、天人來加之、即消時、迦葉尊者在耆闍崛山、去狗戶那五十由旬、入定知佛入滅、又有瑞想知之。今初五百弟子共來再拜金棺、

如來從內出兩足、諸人奉俱見、還自入棺、爾如來出心火燒也、經七日燒畢、大衆開棺取舍利、納金壇。一塔謂解、滿入壇云々。○祖庭事苑曰、涅槃、此云大圓寂、刊定準識論有四種涅槃云々。○二月の別。涅槃經曰、去如來何故二月涅槃、善男子二月名春、春陽之月萬物生長、種種根莖、花果散榮、江河盈滿、是時衆生多生常想、爲破衆生如是常心、說一切法、悉是無常、唯說如來常住不變、乃至陽春和液、人所貪愛、爲破衆生世間樂故、演說常樂我淨。又云、師子吼言、如來初生、出家成道轉法輪、皆以八日、何故涅槃獨十五日、佛云、乃至如十五日、日月無虧盈、諸佛如來亦復如是、入涅槃無有虧盈、以是義故、以十五日入涅槃。○長阿含云、二月八日取涅槃。○涅槃像。事物紀原曰、後漢明帝時、王導等十八人、遣西域訪求佛道、至月氏國、遇二梵僧摩騰、法蘭、即蠶布以畫釋迦八相像、授之云々。○釋氏要覽曰、後漢明帝永平十年丁卯、佛法初至、有印土二僧摩騰、法蘭、以白馬馱經像、

屆洛陽、救於鴻臚寺安置。○釋書表曰、欽明皇帝十三年十月十三日、百濟國聖明王、使西部嬖氏達率、怒里斯致、貢獻釋迦銅像、經論、幡蓋若干品。○世談問答曰、釋迦牟尼如來、下天のはじめをたづぬれば、淨飯王の宮に降誕して、七日に其の母摩耶夫人はうせ給へり。十九にして出家し、三十にして成道し給ひ、十八年母の恩を報せんことをおもひて、一夏九旬に法を説、つゝに娑羅雙樹の間にして涅槃に入り給ひし時のありさまを繪像にうつし、二月十五日に入滅し給へば、けふ是をかけたてまつる也。○紀事曰、洛東福寺涅槃像畫幅、自今十五日、揭佛殿、兆典司之筆、而縱八間、橫四間、世人所稱美也。△涅槃像に、五十二類天道人道、地の三十六禽、洪河の鱗魚、天地の間に生を受たるもの、皆愁歎の形容を畫くなり、是を二月の別れ佛の別れ去りし佛など申す也。洛廬山寺に思恭が筆の涅槃像あり、閑憲倭筆に此事を載て、佛足をなづる人を呼て耆婆醫王如來と流轉

す、謬也、一老婆の悲哀して、佛足に涙を墮して異色となす者也と、釋迦譜を引て彼思恭が畫を證すと、雜談抄に云り。〔イ本〕△此會を二月の別れ佛のわかれなどいへ減の月とするは、月建を考誤れり。按ずるに、破邪論に、周穆王五十二年二月十五日、佛涅槃すと記せり、周の二月は今の十二月也、しかれば今十二月を以て涅槃とすべし云々。此説また誤たりといへども、佛家また中春を以て行ふこと據あり、次下に註せり。續拾、二月月や新つきにし春を経て残る煙は霞なりけり、同坐上人。後漢明帝時には八相の像を得たりと侍れば、此内の第八涅槃像にてあるべし、我朝へは欽明の御宇に、はじめて佛像・經論を百濟より奉るよし、史などに侍れど、八相の像渡るの説分明ならず。然れども推古天皇の御宇佛生會を行はれしも、則八相記・八相圖の隨一也、然れど欽明、推古の二帝の間、八相の像渡るなるべし、猶ほ識者にもとむべし。其上唐繪の涅槃像といふもの、所々に侍る也。閑意倭筆曰、涅槃像の如來の足の後に佛足を摩する人を呼んで、菩薩王如來の足の脈を診る容貌なりと流傳す、大なる謬也、此一老婆の悲哀して、佛足に涙を墮して異色となす者なりと、釋迦譜を引て、次に洛陽盧山寺に思恭が涅槃の圖には、老婆の涕淚の形を圖せり、是據也、唐東福寺の什物の圖は、此寺の住僧光嚴司がふがき置給へども、洛陽東四間の大圖にて、都鄙の仰觀也、殊に繪具なきは、神童の出現して、當山の中より得給て、彩色し給ひしとなん、彼寺の記に侍る、今世猶ほ繪具山の名侍る也。此像、毎年二月十四日の夕より十五日に至つて、法堂にかけて會式侍る也、貴賤羣集して是を拜す、此日において又遊士の輩、行厨酒樽を攜へて此寺に興ず。俗に云、洛陽の貴賤野遊、二月十五日に始まり、其一年の終り十月十六日、此寺の開山忌に終るといへり、さもあらんかし。〔イ本〕

二四 雪杲

△凡事◎年及涅槃之時、多雪降、故世俗謂雪涅槃、是也。◎恐ラクハ未濟ノ稿。

二五 常樂會

拾芥抄曰、二月十五日、南都興福寺常樂會云々○紀事曰、今日、東金堂有閻浮檀金釋迦像、其扉面有涅槃像、相傳金剛之所畫也、今日開其扉、常樂會者、涅槃經文云、常樂我淨、四德波羅密云々○隋書經籍志、涅槃譯言滅度、亦言常樂我淨。註云、常不遷不變、樂謂離生死苦、我謂得大自在、淨三業謂清淨○弘傳序云、早淨六根、速成四德、四德謂涅槃具常樂我淨之四德也云々△常樂會も涅槃會に同じ、涅槃とは寂滅なり。天竺にては佛に成るを涅槃と云、夫を唐土のことばに翻譯して寂滅と云、寂とは圓寂の義、滅とは滅度の義なり、是一切の煩惱を滅し盡して、諸業まとかに止たるを、圓寂とも寂淨とも云、是不生滅の悟りなるゆへ滅度と云、然れば寂滅とも涅槃と

も同意なり。今日を佛滅日とも云、四月八日佛誕日、臘月八日佛成道日、是を三佛日とも云なり、諸宗每寺院修涅槃之法會、攝州四天王寺に於ても常樂會と云。興福寺の事は、十月法華會の下◎第十に出せり。◎訂者曰、右二條、イ本ニハ載セズ。

二六 嵯峨柱炬

紀事曰、二月十五日、清涼寺釋迦堂前、建大續松兩基、及暮點火、地丁人各巡續松、口唱彌陀號、而擊節踊躍、是則西域葬釋迦之遺意也、世謂之柱續松△釋迦堂爲五臺山清涼寺、本堂在大覺寺西三町許、本尊傳來等、可見三月御身拭下。〔イ本〕元亨釋書曰、釋迦永觀元年◎秋入宋、太宗太平興國八年也、巡禮勝地、歷觀明師、遂於三汴都西華門、啓聖禪院、禮二德壇第二模像、乃履二佛工振葉、模刻而得之。雍熙三年、上三台州鄭仁德船二模像、永延元年、然得二大藏五千四十八卷及十六羅漢畫像、其德壇模像見今在三嵯峨清涼院。古書曰、清涼寺、本嵯峨天皇別宮、或左大臣源融公山莊樓觀也。小野右府記云、清涼寺、永延元年八月十八日、法橋上人位齋然申請云々△或説に、清涼寺は、貞觀七年國史にあり、又李邵王の記に、天慶の頃、棟敷寺釋迦堂と記す、齋然より先に釋迦堂はありし也、是等の所説識者に決すべし。又釋迦像の因縁爰に略し、下に至つて註す。此釋迦堂の前において、毎年二月十五の初夜、

柱松明と云ふこと侍り、先葉を以て二丈餘の炬を造り、建の事三柱也、其時に至つて柱中島村の屠者十二人、袴を著し股立を取り、帶したる刀を抜、三柱の炬の四邊をめぐりて、刀を以て振拂ふ、此節三柱の炬に火を放て、佛に燃ゆる所を打倒す也、さして異なることなし、いかなる因縁かはいまだしらず、我此夜滅度、如新滅火滅の義表にや。また今夕、さかの地多くの村々より、六舞念佛を此堂の前にて行ふ、鉦太鼓百挺にあまれり、喧雜いふべからず。柱の炬に一二三あり、是を早中晩の田に表して、其炬のゆるともへざるを以て、秋田三番の熱々を考ふるよし、此邊の農業者、専一にいひふれる事に侍る也、昔俗説といふべきにや。續古今、つゝの山ふた、び影のうつりにしき、がの露に有明の月、寂連。〔イ本〕

二七 餅花煎

△京師或は畿内の俗、正月所用之餅花を貯へ置て、二月涅槃に煎て供物とす、又正月の餅を如霰切て、煎ても用ふ。此霰の名目は、表袴の紋窠に、霰の形に似たるの名なるべし、又蓬を入れて餅を製し供するを、何れも名附てはなくそと云、名義未詳。疑らくは花供のあやまりなるべし、餅花を供する略語にや。◎訂者曰、此條亦イ本ニハ缺ケタリ。
撲蝶會 ○續韻府曰、唐穆宗時、禁中花開、夜有缺

蝶、數萬飛集、花間、宮人以羅巾撲之、無獲、上令張網空中、得數百、遲明視之、乃庫中金玉錢也。○開元遺事曰、明皇宮中春宴、令妃嬪各插葩花、帝親提粉蝶放之、隨蝶所止幸之、謂之蝶幸、楊妃專寵、不復此戲、△これら又撲蝶會の類にて侍るならし。

二八 積塔

紀事曰、二月十六日、盲人檢校以下至衆分、各集清聚庵、爲光孝天皇之皇子雨夜、御子修石塔會宿忌。大檢校設經營座、上揭守替神畫像、而衆盲拜之、其後酌大瓶酒、盲人六派中選四人、各使說平家。守替神、日吉廿一社之中取十社祭之、俗誤守替神稱病神、此畫幅常置總檢校之宅、其人死則此畫幅及萬事與奪、次檢校盲人依彈琵琶、而尊妙音辨才天。凡平家物語作者異論多、相傳葉室時長卿之所作也、或云、信濃前司行長之所述也、一說、元惡七兵衛景清草創之、而平大納言時忠修飾之、其後三位時長纂其要、而玄惠

法師又改之、以爲全書也。盲人談平家、始自生佛、其後如一檢校者、有二弟子、曰覺一、曰城一、城一弟子居八坂郷、曰城元、城元次曰城意、次曰城存、又覺一弟子有四人檢校、曰通一、景一、清一也、所謂城方之中、大山派妙文派、都方之中、志道派、妙觀派、戶島派、玄正派是也、城方兩派盲人少、都方中戶島玄正派亦人少、故兩派之中、各隔年而勤之、故六派之中、四人多勤之。凡衆盲總稱座頭、其間置官位、官位有階級、第一上首謂總檢校、其次稱二老、三老、自一老下至十人、是稱十老、此十人常在京師、謀萬事、治衆盲、故不能行他邦、選有材之檢校四人而使主官銀等之出納、是謂結解、萬事經營、主宰之者置兩人、是謂職事、有髮男子、而石塔納涼會等之日、亦著烏帽子、蘇芳、而勤其事。相傳、雨夜皇子目盲、故慙衆盲、明日皇子忌日也、衆盲各誦心經、修宿忌。天皇亦上賀茂封境之中、置田地若干、而被惠無所歸之盲人、今其田爲社司有。故遠方盲人、始到京師、未定

宿者、先寓賀茂社家也、大炊道場聞名寺、舊天台宗、中世爲時宗、堂前有光孝天皇塔、盲人或詣于茲云云。在清聚庵、洛高倉綾小路。○イ本ニ此ハイ本補雍州府志曰、傳云、光孝天皇太子一人盲宮、奉號雨夜皇子、特慙衆盲、於上賀茂封疆中置田若干、被惠無所歸之盲人、其田今爲賀茂社司之有、依之遠境之盲人、始來京、未定宿者、先寓上賀茂社家云々。二月十六日者、光孝天皇之御忌日也、私考、天皇仁和三三年八月二十六日云々、按皇千忌。盲人檢校以下至衆分、自曉天、會洛陽高倉綾小路南清聚庵、總官俗曰二座、在座上、揭壁上守替神、日吉廿一社中取十社祭之、并妙音天畫像各拜之、誦心經、爾後有獻盃、盲人六派之中於四派。六流者、城方大山妙文二派、都方志道妙觀、戶島源昭四派、雖然城方二派、戶島源昭二派盲人少、故此派之中、隔年勤之、擇檢校官、能說平家物語者交談之、其前總官唱太平詞、次高聲呼鳥羽湊著船、衆盲一同音呼惠以惠以。往昔檢校中、所領在日向國、至秋稻載米於大

船、到山城鳥羽津、今雖無其儀、是存古也。此會終而後、及夜或又衆盲出四條河邊、以石建塔、各拜之、故世謂積塔。△琵琶の此國へ來ること、は、仁明天皇の御宇嘉祥三年三月に、掃部頭貞敏入唐して、廉妾夫に三曲を傳へて持來せるなり、其時玄象獅子丸、青山、三面の琵琶をうけて渡る、名品なる故にや、海上にて龍神是を學て風浪を立るにより、獅子丸を海底に沈む、玄象青山は恙なく後世に傳はる、薩戒記に應永中、於院中琵琶法師を召事見えたり。當世絶え都近の衆盲、此會に臨て官位、すむ、故に檢校官當は申不レ及、其以下にある所官に進む、衆盲をなせり、イ本

二九 貝寄

雜談抄曰、天王寺法華記にも粗其旨ありといへども、未詳、二月廿日前後、難波の浦邊に吹風を云よし、イ本也、佛縁に感動して、龍城の魚鱗鱗介の雜類、難波の浦へ浮み出で、此會に値偶、遇イ本し奉る謂れと申傳へ侍る也。此沖津風に濱へ吹よせたる貝を拾取て、聖靈會供養の造花などに著て、上宮太子の前へ獻すと

云々△此趣、攝陽羣談并に春耕が絲切齒にも出たり。
 予四天王寺公文所秋野紹順の説をきけり、二月十九日、天王寺の公人、六時堂前にて日和乞と云ことを行ひ、住吉の浦へ郎君子を取に行也、是來る廿二日聖靈會の曼殊沙華に此貝を附て、舞臺の四隅に立て、舞樂を奏するなり、其貝の形狀櫻の花に似たり、是を筒花に附るなり。此貝今日此浦に寄るは、龍神より太子へ獻るとなり。
◎校訂者曰、イ本ニハ此ヲ按ノ趣ナシ、唯ダ識者に尋ねしトナセリ。
〔イ本補、權後今さらにもたば玉と成ななん難波の寺の人忘貝、前太政。〕

三〇 踊念佛會天王寺後

〔イ本補 元亨釋書曰、四天王寺者、用明二年、八耳皇子率官師、討物守屋、官師三卻、王子斬白膠木、刻四天王像、安髮中、發大誓曰、官兵得勝、當建護世四天王寺、守屋亡、乃於玉造岸上營寺、安四天王像云々。推古元年、移難波荒陵東、曰荒陵寺云云。昔釋迦文佛因地、轉法輪於此、爾時皇子爲長者、

聽受供養、故遷此地、寶塔大殿對極樂界東門、皇子投髮髮六莖、加佛舍利六粒、藏塔中柱、表救濟六趣。△每歲彼岸の中日に、攝州四天王寺念佛堂にて此事あり、天筆の名號として、二十八菩薩の畫像を掲て念佛修行あり、相傳、良忍上人洛北鞍馬山の毘沙門天より感得の御影なりと。今日平野大念寺來て法事を修行す、法會なかば大和河内の道心者來て、各十徳を著し、鉦に紐を附て手に持たゞく也、踊るにはあらず、一心不亂に念佛して、誠に感に絶。堪て、踊るが如く見ゆる也。大和河内の者といへども、由緒正しき豪家の禪門ならでは、此法席に入事を許さぬと也。昔釋迦文佛因地、轉法輪於此、此寺西門は極樂の東門にあたる故に、昔より淨業を修するの人、此寺にこぞりて、西海の落日を觀する也、弘法大師も此西門にて日想觀を修し給ひ、法然上人も此地西南の一字今世説ニ一心寺ノ想におはして、没日に淨土を觀イ本をなし給ふ由、舊記にも侍るにや。今も諸人、彌陀の來迎

を拜すとて、今宵彼岸、中日羣集すとなり、是没日に向て淨利の方を拜むの遺意にや。
〔イ本△攝州東成郡にあり、或は難波寺、又攝州寺ともいへり、俗に天王寺と稱す。釋書にいへること、此寺門の西門は極樂の東門にあたるといへば、昔より淨業を修する人、此寺にこぞりて西海の落日を觀する也、法然上人も此地西南の一字今世説ニ一心寺におはして、時々聖春院僧師、字一に詣て、没日に淨土の想をなし給ひ、其先弘法大師も、此西門にて日想觀を修し給ふなど、此寺の舊記に侍り。されば昔より、此所にいたりては、元西方を念するなるべし、和歌にも此言多し。又轉法輪の願は、極樂寺の忍性、此寺の主務の時石に改りぬ、其高さ二丈五尺、國人目を拭ふと釋書にも記されたり。此願は小野道風などいふ、俗説也、聖德太子の御自筆也と申侍る也、昔日如來轉法輪の因縁を以て、太子の書給ふなるべし、當世二季の彼岸會、殊には二月は、聖靈會のおほくは最中などにて、貴賤羣集をなせり、別て申日に當りて、此西門より没日を拜するとて羣集をなす、或は此々彌陀の水迎を拜するなごいへり、卻て人の嘲を求めんか、只上に記せることくの因縁も多ければ、淨業を修する人は、日没の方に向つて淨利を拜す。〕
〔イ本補〕續政諸共にいざとを行ん極樂の門むかひする所なりけり。
〔イ本補〕續政諸共にいざなく入日を見ても忍ぶ哉是こそ西の門出なりけり。
〔イ本補〕續政諸共にいざなく入日を見ても忍ぶ哉是こそ西の門出なりけり。
〔イ本補〕續政諸共にいざなく入日を見ても忍ぶ哉是こそ西の門出なりけり。

三一 圓宗寺最勝會

元亨釋書表。曰、延久皇帝後三。一年冬十二月二十六、

圓宗寺成、帝幸寺、親營法事、落慶之、寺在仁和寺南、莊麗冠都下。又曰、延久四年十月二十五、帝預圓宗寺法華會、三井賴増爲講師。又曰、承保皇帝白河。永保二年春二月十九、圓宗寺最勝會、明實爲講師、敕合前二會當寺法華會、法勝寺大乘會也。新立三會云々、是天台三會、有堅義。○江次第曰、圓宗寺最勝會、二月十前十許日、上卿奉仰就左仗、定申僧名、仰辨令儲去年僧名并當年可召僧等、召外記、令催堂童子并所司等、次行事成請奏。〔イ本補〕奏下永宣旨國々進物略書之、米三百六十石、攝津十五、若狹廿五、加賀廿五、丹波五十、播磨同上、備前三十、周防廿五、長門二十、伊豫五十、土佐、二十、精好絹卅一匹、尾張十一、丹後十、但馬、十、絲二十四絢、尾張十二、丹後十一、但馬、十一、鴨頭草二帖、下野上紙三十帖、但馬六丈、袖美布二十三段、駿河三、出雲四、武藏四、上野四、下總三、信濃三、能登四、調布三百段、伯耆油一石六斗、播磨四斗、備前二斗、周防二斗、丹波四斗、伊

像四斗。絹二百十匹、下總武藏駿河、各七。綿五百十屯。常陸、伯耆、出雲、各同。綾八匹三丈、辛櫃四、各長殿率分三丈、年料五匹三丈、以上二種物有請奏、此外永宣旨趣、種類員數同之、但其國々次第異而已、往見。前一日、堂莊嚴、設饗、竟日。公卿大僧、殿上人、藏寮、十人、殿前、侍從、後院、辨、少納言、外記、史、官、前、史生、官掌、召使、使部、同。初日、公卿參入、著堂前座、上卿問外記所司具否、治部、支番、式部、彈正、治部、支番及左右、衆僧前、相分引進、各居小與、其指了著、執蓋諸司、擊蓋覆其上、雅樂引樂人在前、且奏樂、講讀帥下與昇堂、相分就高座、雅樂寮就座、輦內、各奏樂一曲、唄師發音、堂童子取華筥、授衆僧、行道一廻、次分華衆十人、讚佛號、次講說論義、畢後唄云々。出堂如入儀。自初日夕講迄第五日朝座、只有堂童子講讀并僧前執蓋等。竟日如初日、但行香後給布施、殿上四位以下并侍從等給之、每布施加袈裟一條供養下文一枚云々。又曰、講師甲年延曆寺、乙年園城寺。又

讀師用二東寺、長講。立者甲年園城寺、乙年延曆寺。△今絶、寺跡舊說、御室仁和寺の境内に其名在云々。猶可尋也○イ本ニ
三二 聖靈會 廿二日イ本ニ
△攝州東生郡四天王寺聖靈會者、聖德太子之風輩、從聖靈院至六時堂之會式也。○紀事曰、二月廿二日、太子像并舍利堂遷、南與、而安置六時堂、一舍利二舍利以下合十二坊僧徒、於堂前舞臺有大法事、寺中第一僧稱一舍利、第二稱二舍利、是因預舍利而言之者也。○寺記云、當日辰上刻、於六時堂修行聖靈會、寅一點、有亂聲、先催三綱來、撞出仕之鐘、三綱野之後一番鐘以後、寺僧出仕聖靈院、講問勤之、二番鐘以後、三綱出仕寶殿、佛舍利、皇太子遷、南與、御幸六時堂。行列、獅子菩薩、次樂人、次寺僧、次長者、次掃部、次三綱、次御輿、昇之。次舍利、行列之間音樂、祝詞祓修之、南與安置內障、而衆僧各著座、次寺僧於舞臺、總禮、伽陀、回向、附樂有之、終寺僧著座、次舞樂、次供物傳供、次登高座、四箇法用、散華之

時大行道、次御手水等之作法有之、祭文三綱讀之、次舞樂。酉刻還行△廿一日、試樂、陵王、納曾利、長慶子、廿二日同斷、其外舞樂有之云々。當寺法會、年中雖有數多、以聖靈會爲第一也、此日建筒花於舞臺之四隅也。○元亨釋書曰、聖德太子者、用明帝第一子也、母后穴穗部間、人皇女。夢、金色比丘語曰、我有救世願、願託后胎、后問、誰乎、對曰、我是救世菩薩、家在西方、言已踊入口中、覺後喉裏若吞物而娠、及八月、胎中而言、聲聞于外、敏達二年癸巳正月朔、后處遊至殿門、不覺而誕、時赤黃光自西來、照宮中、至此已十二月焉。イ本ニ六年冬十月、百濟國貢佛像經論等、太子奏曰、欲披閱、帝驚而問之、對曰、昔在陳國住南嶽、粗見斯文、帝怪喜云々。同書曰、四天王寺、用明二年、八耳皇子帥官師、討物守屋、官師三卻、皇子斬白膠木刻四天王像、安髮中、發大誓曰、官兵得勝、當建護世四天王寺、守屋亡、乃於玉造岸上營寺、安四天王像云々。推古元年、移難波荒陵東、故

曰荒陵寺云々、昔釋迦文佛因地、轉法輪於此、爾時皇子爲長者、聽受供養、故遷此地、寶塔大殿對極樂界東門、皇子拔髮髮六莖、加佛舍利六粒、藏塔中柱、表救濟六趣。又云、二十九年春二月五日、語妃膳氏曰、吾能事畢、今夕去矣、子可伴也、乃沐浴新衣、妃亦然、二人共入寢、翌朝日上、太子及妃不起、侍嬪褰帷、二人長逝、太子年四十九。其夜天地變瑞甚多、四海萬姓如喪考妣、哀號之聲盈衢路、葬科長廟。太子有六名、誕廢邊、故曰廢戶、用明帝愛敬、居宮南殿、故曰上宮、八人奏事、一時善聽、故曰八耳、淑明仁恕、故曰聖德、豐聰耳聰者、八耳之同稱也。太子造九伽藍、四天王寺、法隆寺、元興寺、中宮寺、橘寺、峯岡寺、池後寺、葛城寺、日向寺是也。イ本補神社考曰、推古元年、太子攝行萬機、九年太子與宮於斑鳩、十一年作大桶及穀、又繪于旗幟、十二月始行冠位、十二年製憲法十七條、十三年居斑鳩宮、十四年講勝鬘經、法華經、十五年、帝詔太子及羣臣、祭神祇、七月遣小

野妹子于唐國、△傳燈錄、雲居道膺傳謂、南岳恩大和尚、生倭國、作王○釋書鑑真傳曰、真曰、我聞南嶽恩公、生和國、弘佛法、太子事我知之云々○一書曰、皇太子誕生給時、忽赤黃光來自西方、御殿內照耀良久、御身薰郁而其、御殿棟聲、豐日皇子怪、人而令見之、一韓袋、其內一箇鈴、其以五行形及五鬼形、下開韓鐘、人皆何事不知、此時神女孀託曰、我是司日天太神、而此鈴神代靈物、而此皇子當神道與王瑞也、告神去給。又讚岐國國司羽香縣主物兄麿園、一瓢藥生、奏聞、皇太子出生御時、右手一瓢核、右奉所瓢肉、出破、是視核脫、所納之少差、衆人奇異、其瓢藥、皇太子出生同日也、名賢聖瓢、曰又龍馬瓢共、此太子聖人行備也、南無佛舍利事略、誕生鈴、神道、瓢、儒道。舍利佛道、三物兼備給云々。◎校訂者曰、第一第二寺記、一書ノ説イ本ニイ本今世に於いて、太子忌を修する地多し、然載セズ、下ノ文アリ。〔はゞも天王等を以て第一とす。毎歳二月廿二日を以て正當とす、是廿二日は、南嶽恩大師の忌日也、恩公は陳の大建九年六月廿二日也、太子は是恩大師の再誕なる義を示さんために、今日を用ゆるか。日本紀など、推古廿九年春二年己丑朔癸巳五日、半夜薨す、考ふるに五日なること分明也。今世天子寺聖靈會又

五日を以て開闢として、廿二日六時堂の前に舞屋を構ふ、俗に石の舞屋と云。此所にて廿二日、當寺の僧侶一舍利、二舍利を始めて會を行ひ、扱此舞屋にて俗人、舞百廿番を舞踏す、樂師人は元來天王寺樂とて、太子の代より泰氏などの傳へ置れし秘曲也。涅槃此所にて行はる、よし承る。つれん、草曰、天王寺の俗人の申侍りしは、當寺の樂は、よく圖をしらへあはせて、物の音のめでたくとのほり侍る事、外よりしぐれたる故は、太子の御時の圖、今に侍をばかせとす、所謂六時堂の前の鐘也、其聲黃鐘調のものなかも也。寒氣に隨つて甲乙あるべき故に、二月涅槃會までの中間を指南とす、秘曲の事也。此一調子をもちて、何れの聲をもとのへ侍るなりと申き。〕

三三 淺間祭 廿日イ本ニ

△駿州安部郡淺間社、延喜帝依敕願、延喜元年酉年、同國富士郡從本宮淺間神社、奉遷安部志豆機山、奉稱新宮淺間神社、村上帝御宇、依駿河國司瑞夢、遂奏聞再建、已來代々將軍家被修造、貞應三年甲午歲二月廿二日回祿、依之貞應年中以來舊記不詳云々。天正年中御建立有之、寛永年中、新御造營諸社諸樓諸堂、總五十七宇、鏤金銀珠玉、善盡美盡、惜哉、近頃又炎上云々。所祭神木花咲耶姬命、又名神古田鹿津姫、命小女、瓊。相殿三座、左天津彦火瓊杵尊、右栲幡千千姬命也。大祝村主姓。高孝之説也。年中の祭祀朝儀を摸して、八

十三度の祭あり、今名目而已。雖然二月廿二日之祭禮は、至今嚴重なり、舞樂太平樂、遠城樂、陵王納曾利舞之、建穗寺坊中勤之、府中總町より狂言、練物出之。此日社外に於て蓑を商ふ、近郷の者必買之云々。今式に、淺間祭を淺間祭として、信州とす、信州淺間別當に尋るに、二月祭なし、四月八日始て山の口開と稱して、諸人參詣す、此日を祭禮とも縁日とも云。淺間明神、諏訪明神兩社勸請、本地普賢菩薩云々。今式に信州と記すは誤れり○神社考、富士縁起云、昔大綱里有老翁孀、共居、翁愛鷹、孀飼犬、後住乘馬里、作箕爲業。竹節中得一女、其長一寸餘、奇之、裏綿養之、經十六月漸長成、能行步、容貌端嚴、言語和雅。于時天子詔諸國、選美女令獻之、於是召之、不從。于時女語父母曰、親子之愛、養育之恩、誠重誠深、雖然我久不可住、今我登山去、乃上富士山入巖窟。已而天子幸乘馬里、翁曰其事、天子大歎、遂與翁登山、漸陟絕頂、巖窟、女出迎微笑、

願天子住此、因共入窟中。延曆二十四年託曰、我號淺間大神、平城大皇大銅元年、立社祭之、所謂翁者愛鷹明神也、孀飼犬明神也、二神共住新山宮。又縁起曰、府之淺間宮者、山宮爲本宮、自大宮淺間勸請之、故號新宮、延喜年中也。〔イ本一女の、とは、萬葉集のことなるべし、此天子と云へるは、桓武天皇などいへるの一説は、彼の竹取物語などにも、いづれの時と云事をいはず、猶ほ識者に尋究べし。扱此月の祭といふは、富士山上の神事にあらず、駿河府中にまします新宮の祭禮なり、往古は東照宮御在城より駿河大納言殿御治國頃までは、祭禮の儀式嚴重なりしとこそ、今世神事を行ふといへども、形のごとくなり承り及び侍る也。〕校訂者曰、神社考ノ説同文ニシテ、私接ノ文コ、ニ掲グ、異同ヲ照スベシ。

(イ本補)比良八講 廿四 神社啓蒙曰、白鬚神社、在近江國志賀郡境打下、所祭之神一座、猿田彦命、鎮座年紀未分明○神祇正宗曰、打嵐白鬚大明神者、猿田彦命也○神社考曰、比良明神、又名白鬚明神云々△山家僧の説に曰、白鬚神社の上の山に、重法寺と云ふ寺有て、八講を行ひける由侍れど、當代に於て、寺も廢壞し、八講も行絶して諸方なし。又一説に、比良の天神の法樂に、山門の衆徒修之